



新生太田総合計画

人と自然にやさしい、笑顔で暮らせるまち太田



太田市

ごあいさつ



太田市

平成 19 年 3 月

太田市長

清水聖義

わたしたちのまち太田市は、平成 17 年 3 月 28 日に太田市、尾島町、新田町及び藪塚本町が合併し、人口 21 万人を超える新市として誕生しました。

本市は、利根川と渡良瀬川の水の恵みと、金山八王子丘陵の豊かな緑を有し、古来より歴史と文化に育まれてきました。東毛の中核都市として発展を遂げ、平成 19 年 4 月から特例市として、さらなる飛躍を目指し、新たな一歩を踏み出します。

さて、21 世紀は、本格的な少子高齢化社会の到来、安全・安心に対する意識の高まり、地球環境問題の深刻化、さまざまな教育問題など、課題が山積しております。

こうした情勢を踏まえ、本市では今後のまちづくりの指針として、平成 28 年度を目標年度とする「新生太田総合計画」を策定しました。この計画は、合併後初めてとなる計画で、本市が発展するための基礎づくりを行い、新しいまちづくりを計画的に進めるものです。

また、平成 18 年 4 月に市民の手づくりによる「太田市まちづくり基本条例」を施行しましたが、合併を契機に市民と行政が知恵を出し合い、お互いに協力して参画と協働のまちづくりを進めるため、この条例を基本に計画を策定しました。

今後は、この計画に基づき、将来の都市像である「人と自然にやさしい、笑顔で暮らせるまち太田」の実現に、市民の皆様とともに取り組んでまいりますので、より一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

終わりに、策定にあたり、ご尽力いただきました市議会、審議会の皆様、並びに貴重なご意見やご提言をいただきました多くの市民の皆様からお礼申し上げます。



太田市

Ota Rebirth General Plan

市章

平成17年6月28日制定



かつて、この地域を治めた新田氏の旗印である大中黒をベースに、右下に市名をひらがなで配置。カラーは黒で、大中黒に脈々と受け継がれる伝統と革新の精神を表現しています。

マスコットキャラクター おおたん

平成17年10月1日制定



太田市のアルファベット表記の頭文字「O」を基調にし、頭部の4つの丸は合併した4市町を表し、体の色(緑)は自然に恵まれた市をイメージしています。

市のシンボル木・木・花

平成17年10月1日制定



シンボル木=マツ



市の木=モクセイ



市の花=キク



市の花=サルビア



市の木=カエデ



市の木=イチョウ



市の花=シュンラン



市の花=ツツジ

姉妹・友好都市

国内姉妹都市：今治市（愛媛県）

国内友好都市：弘前市（青森県）

国際姉妹都市：バーバンク市（アメリカ合衆国カリフォルニア州）

グレイターラファイエット

〈ラファイエット市・西ラファイエット市・ティピカヌー郡の総称〉

（アメリカ合衆国インディアナ州）

国際友好都市：営口市（中華人民共和国遼寧省）

目 次 INDEX

I 序 論

1 総合計画の策定趣旨と視点	8
2 太田市の位置と地勢	11
3 総合計画の構成と期間	12

II 基本構想

1 基本構想の目的と期間	14
2 将来の都市像	15
3 まちづくりの基本理念	16
4 基本目標	18
(1)教育文化の向上	18
(2)福祉健康の増進	20
(3)生活環境の整備	22
(4)産業経済の振興	25
(5)都市基盤の整備	27
(6)行財政の推進	29

III 行動計画

1 行動計画の目的と期間	35
2 将来の人口	36
3 財政の見通し(普通会計)	38
4 施策の指標	40
5 施策・実施事業	44
(1)教育文化の向上	
・幼児教育の推進	46
・青少年の健全育成	48
・学校施設の管理運営	50

目 次 INDEX

・義務教育の推進	52
・高校・高等教育機関の充実と整備	54
・生涯学習の推進	56
・スポーツの振興	58
・芸術文化の推進	62
・文化財の保護・活用	68
(2)福祉健康の増進	
・地域社会福祉づくり	72
・障がい者福祉の推進	74
・高齢者福祉の推進	78
・生活保障の確保	82
・人権擁護・同和対策	84
・介護サービスの推進	86
・国民年金の促進	88
・児童福祉の推進	90
・母子福祉の推進	92
・健康の増進	94
・医療の充実	96
・国民健康保険の推進	98
(3)生活環境の整備	
・環境政策の推進	102
・公園・緑地の整備	104
・上水道の整備	110
・下水道等の整備	118
・生活環境の保全	120
・ごみ・し尿の処理	124
・河川の整備	130
・消費生活の安定	132

・防犯体制の強化	134
・建築物の安全対策の推進	136
・消防に関すること	138
・防災対策の推進	144
・交通安全対策の推進	146
・道路・生活排水路の維持整備	148
・良好な居住環境の実現	152
(4)産業経済の振興	
・工業基盤の整備	156
・人材育成の推進	158
・勤労者福祉の充実	160
・商業基盤の整備	162
・農業をとりまく条件整備	164
・地籍調査の推進	178
・観光事業の推進	180
(5)都市基盤の整備	
・土地利用計画の策定・推進	184
・道路網の整備	188
・市道の整備	192
・バス路線網の整備	194
・自転車交通の整備	196
・住宅対策、市営住宅の管理	198
・市街地の整備	200
・太田駅周辺の整備	202
・都市景観の保全・創造	204
・多様な公園整備と都市緑化の推進	206

目 次 INDEX

（６）行財政の推進	
・行政改革の推進	212
・行政情報の提供	214
・広聴体制の充実	216
・男女共同参画社会の実現	218
・市民活動・ＮＰＯの推進	220
・区制に関すること	222
・地区住民活動の推進	224
・国内姉妹都市・友好都市交流事業の推進	228
・国際交流の推進	230
・情報化の推進	232
・健全な財政運営の推進	234
・市有財産の取得・管理	236
・コミュニティを育む施設整備の推進	238
・市有建築物の設計・監理	240
・広域行政の推進	242
・文書管理・法制事務に関すること	244
6 地域整備計画	248

IV 附属資料

1 策定組織・体系図	256
2 策定経過	257
3 市民意識調査	258
4 市民提言	275
5 太田市総合計画審議会 諮問書	280
6 太田市総合計画審議会 答申書	281
7 基本構想議案	286
8 委員等名簿	287
9 太田市まちづくり基本条例	292
10 太田市市民憲章・太田市の歌	296



Ota Rebirth General Plan

I

序

論



- 1 総合計画の策定趣旨と視点
- 2 太田市の位置と地勢
- 3 総合計画の構成と期間



太田市

1 総合計画の策定趣旨と視点

1 はじめに

本市では、誰もが住みたい、住んで良かったと思える、夢と希望のもてるまちづくりを行うため、市民の手づくりにより、『太田市まちづくり基本条例』を制定しました。この条例は、本市の憲法にあたるもので、まちづくりのルール(規範)である市民・市議会・行政の役割、市政運営の原則などを明らかにし、市民が市政に参画するための仕組みを整備して、市民の意向が適切に反映される開かれた市政運営を推進しようとするものです。

この条例は、公募市民を中心とした「新市のまちづくり基本条例検討会」で素案が作成され、平成17年12月の市議会の議決を経て、平成18年4月から施行されています。

この条例を基本に、『新生太田総合計画』を策定し、参画と協働のまちづくりを進めます。

太田市まちづくり基本条例前文

太田市は、歴史に名を残す先人はもとより、そこに住む人びとの活力と英知によって ^{はぐく}育まれてきました。各地に人権意識の高い先達が存在したこともわたしたちの誇りです。

わたしたちは、太田市の歴史と文化を財産として引き継ぐとともに、多くの国の文化と共生する地域の特性を生かしながら、人と自然環境と産業が調和した、だれもが暮らしやすいまち、誇りのもてるまちをつくることをめざします。

子どもからお年よりまで一人ひとりがまちづくりの主役であり、担い手です。わたしたちは、自らの責任を自覚し、参画と協働のまちづくりをすすめるために、この条例を制定します。

2 計画策定の趣旨

本市は、平成17年3月28日、太田市、尾島町、新田町及び藪塚本町が合併し、特例市の要件を満たす人口21万人を超える新市として誕生しました。

合併後は、「太田市・尾島町・新田町・藪塚本町合併協議会」において策定された『新市建設計画』に基づき、この計画の基本理念である「個性が輝く生活文化都市」の実現をめざし、行政運営を行ってきました。しかし、少子高齢化社会の到来などにより、本市の財政状況もますます厳しくなっています。本市では、平成17年度に行政改革大綱を策定し、さまざまな改革に取り組んでおりますが、今後も地方分権に備え、社会経済環境の急速な変化や新たなニーズにも対応するため、自立したまちづくりを行う必要があります。

これらのことから、新しいまちづくりを計画的に進めていくため、新たな総合計画を策定し、計画の実効性を確保します。

3 計画策定の視点

1 市民参画と協働のまちづくり

まちづくりの主役は市民であることから、市民の参画と協働によるまちづくりを進めるため、『太田市まちづくり基本条例』を制定しました。総合計画は市民の意見を反映したものであるとともに、わたしたちの生活にとって、身近なものでなければなりません。このため、市民の目線でわかりやすく実効性のある計画とします。

2 人にやさしいまちづくり

少子化対策を総合的に実施し、安心して出産や子育てができる環境づくりや高齢者や障がい者が生きがいをもち、安心して暮らせる環境づくりを推進するための計画とします。

③ 環境にやさしいまちづくり

わたしたちは、将来に向け、限りある資源を有効に活用し、環境保全に努めなければなりません。日常生活や社会活動を営むにあたり、自然環境に配慮し、地球にやさしい循環型のしくみを整えるための計画とします。



④ 安全・安心なまちづくり

日常生活における市民の利便性向上を図るとともに、災害などに際して、市民の身体、生命及び財産の安全性向上に努め、誰もが快適で安全・安心に暮らすための計画とします。



2 太田市の位置と地勢

1 位置と地勢

本市は、関東平野の北部、群馬県南東部に位置し（東経139度、北緯36度）、南に利根川、北に渡良瀬川という2つの豊かな水量を誇る河川に挟まれた地域にあります。東側は大泉町・邑楽町・栃木県足利市、西側は伊勢崎市、南側は埼玉県熊谷市及び深谷市、北側は桐生市・みどり市に接しています。

また、本市は東京から北西へ約86kmの距離にあり、北関東自動車道が北部地域を通過して関越自動車道、東北自動車道と接続し、東武鉄道によって東京と接続しています。

地勢は、市街地北部に標高235.8mの金山と、それに隣接する八王子丘陵が走るほかは概ね平坦地で、その標高は30mから110mとなっています。

2 気候

気温は比較的温暖で、平均気温は14℃～15℃。夏は雷雨が発生し、冬は北西の季節風が吹き、四季を通じて晴天に恵まれています。



3 面積

面積は176.49km²で県面積の約2.8%を占め、県下第17位となっています。

4 人口

2005年の国勢調査による本市の人口は、213,299人で、県下第3位となっています。

3 総合計画の構成と期間

1 計画の構成

総合計画は、目標年度を平成28年度とし、「基本構想」、「行動計画」、「実施計画」から構成されています。

総合計画の策定にあたっては、新市建設計画との整合性を図るとともに、新たな市民ニーズに対応させたものとします。

新市建設計画とは、太田市、尾島町、新田町及び藪塚本町の合併後の新市を建設するための基本方針として定めたものであり、合併後10年間の財政支援を受ける際の根拠となるものです。

2 計画の役割と期間

① 基本構想 【計画期間：10年間（平成19年度～平成28年度）】

太田市の将来を展望したもので、まちづくりを進めるにあたり、最も基本となる方針を定めています。

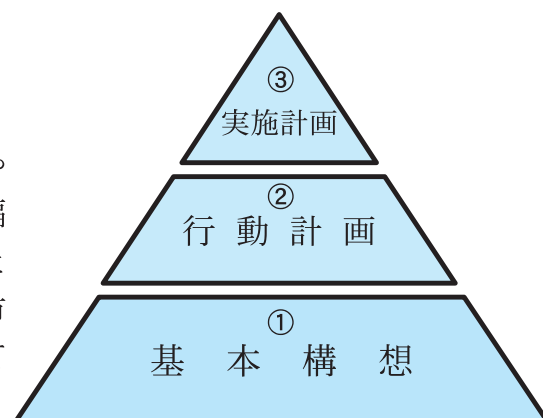
地方自治法（第2条第4項）では、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。」と規定されています。

② 行動計画 【計画期間：前期5年間（平成19年度～平成23年度） 後期5年間（平成24年度～平成28年度）】

基本構想に定められたまちづくりの将来像を実現するため、その施策や実施事業の取組み方法、目標達成までの工程を具体的に定めています。

③ 実施計画 【計画期間：3年間】

行動計画に基づき、各年度の事業規模や財源内訳などを明確にしたもので、予算編成の指針となります。3ヶ年を単位期間とした具体的な事業計画で、社会経済や本市の財政情勢に対応し、年度ごとに調整していきます。



【イメージ図】



Ota Rebirth General Plan

Ⅱ

基本構想



- 1 基本構想の目的と期間
- 2 将来の都市像
- 3 まちづくりの基本理念
- 4 基本目標



太田市

1 基本構想の目的と期間

人々の豊かさに対する価値観が大きく変わりつつある現代において、太田市の将来は大きな可能性を秘めています。しかし、一方では、時代の大きな潮流に加え、本市を取り巻く様々な課題があるのも事実です。

このような状況の中で、本市の魅力・個性を引き出し、すべての市民が太田市に生まれて良かった、住んで良かったと実感でき、また、誇りを持って夢を語れるようなまちづくりの将来像と、それを実現するための基本方針を定め、行動計画の指針とします。

構想の目標年度は、平成28年度とします。また、目標人口は約215,800人を見込み、本構想を推進します。

〔目標人口は国勢調査人口に基づき推計〕



2 将来の都市像

少子高齢化社会の到来、安全・安心に対する意識の高まり、地球環境問題の深刻化、経済状況の急激な変化など、わたしたちを取り巻く生活環境は、大きく変化しています。今こそ、市民と行政が知恵を出し合い、お互い協力して、豊かな将来を見据えたまちづくりを行う必要があります。

そこで、わたしたちは、新生太田のめざす都市像を次のとおり定めます。

人と自然にやさしい、笑顔で暮らせるまち太田

子どもやお年寄り、障がいをもつ人を始め、市民の誰もお互いを思いやり、いきいきと元気に暮らせる社会の創造をめざし、

人にやさしい まちづくりを進めます。



次世代の子どもたちに、豊かな自然を伝えることができるよう、循環型社会の構築や緑豊かで美しい生活空間の形成をめざし、

自然にやさしい まちづくりを進めます。



誰もが安全で、安心して生活することができる暮らしやすい社会づくりや身近な生活環境のさらなる向上をめざし、

笑顔で暮らせる まちづくりを進めます。



わたしたちは、参画と協働により、夢と希望のある明るいまちをつくります。

3 まちづくりの基本理念

「人と自然にやさしい、笑顔で暮らせるまち太田」の実現をめざし、「まちづくりの基本理念」を6つに分類し、次のとおり、「基本目標」を定めます。

1 教育文化の向上

教育文化の向上は、

- ① 未来にはばたく人材を育てるまちづくり
- ② 生涯学習とスポーツに親しむまちづくり
- ③ 芸術と文化を生かしたまちづくり
- ④ 地域の伝統を守り、育むまちづくり

という4つの柱で構成されています。

将来を見据え、少子化対策を実施し、教育の充実を図ります。また、スポーツ、芸術・文化の振興に向け、地域に根ざした事業を展開し、市民との協働関係を構築します。



2 福祉健康の増進

福祉健康の増進は、

- ① 高齢者や障がい者にやさしいまちづくり
- ② 児童福祉の充実と女性の就労環境向上にむけたまちづくり
- ③ 市民の健康づくりと地域医療の充実による安心のまちづくり

という3つの柱で構成されています。

すべての人にやさしいまちをめざし、支援の充実や環境の整備を図ります。

3 生活環境の整備

生活環境の整備は、

- ① 自然と人が共生できるまちづくり
- ② 快適で質の高い生活環境を創出するまちづくり
- ③ 市民が安全・安心に暮らせるまちづくり

という3つの柱で構成されています。

循環型社会を構築し、生活環境の改善や良好な居住環境の実現を図ります。



4 産業経済の振興

産業経済の振興は、

- ① 高品質のものづくり環境の創出によるまちづくり
- ② 人とのものにぎわいあるまちづくり
- ③ 質の高い農業を推進するまちづくり
- ④ 観光資源を生かすまちづくり

という4つの柱で構成されています。

工業、商業、農業の活性化を図るとともに、にぎわいの拠点づくりをめざし、観光誘客に努めます。



5 都市基盤の整備

都市基盤の整備は、

- ① 地域の特性、個性を生かす機能分担のまちづくり
- ② 北関東自動車道とそのアクセス機能を生かすまちづくり
- ③ 公共交通ネットワークを確立するまちづくり
- ④ 良質な住空間と潤いのある都市空間を創造するまちづくり

という4つの柱で構成されています。

各地域の特性を生かした個性豊かなまちづくりを進め、円滑な交通網の形成に努めます。また、生活者の利便性、住環境の向上を図ります。

6 行財政の推進

行財政の推進は、

- ① 高度な行政サービスを提供するまちづくり
- ② 市民自治、市民参加による協働のまちづくり
- ③ 市民に身近で効率的な行政運営をめざすまちづくり

という3つの柱で構成されています。

市民満足度を一層向上させ、生活・文化の向上に貢献します。

4 基本目標

1 教育文化の向上

未来にはばたく人材を育てるまちづくり

1 子どもの健全育成

共働きの家庭が増加し、出生率が年々低下する社会情勢に対応するため、少子化対策を総合的に実施します。子どもの健全育成をめざし、幼稚園、保育園、小学校の連携により、教育の充実を図ります。また、子どもが安心して学べる教育環境の整備や幼児期からの環境教育の向上に努めます。



2 青少年の健全育成

青少年の体験・交流活動をはじめとした各種青少年活動の促進を図り、未来を担い、心豊かで心身ともにたくましい青少年の育成に努めます。そして、「地域の子どもは、地域で育てる」という意識の醸成と健全育成活動を推進します。さらに、青少年施設の充実、利用促進を図ります。

3 安全・安心で快適な教育環境の充実

学校施設は、児童・生徒の学習、生活の場であるとともに、豊かな人間性を育む教育環境の場として、また、災害時には地域の方々の緊急避難場所としての役割を果たします。安全・安心で快適な教育環境の充実を図るため、耐震性の確保と老朽施設の改修や登下校時における安全対策に努め、学習形態の多様化に対応した整備を推進します。



4 義務教育の推進

義務教育の推進にあたっては、教職員の資質向上、生徒の学力、人間力向上にむけての施策や児童・生徒に対する心の教育の充実を図ります。

5 高校・高等教育機関の充実と整備

高校・大学などの高等教育機関の充実と整備にむけ、社会状況の変化に伴う学科制度の見直しや施設などの整備、拡充を継続的に行い、地域社会に貢献します。

生涯学習とスポーツに親しむまちづくり

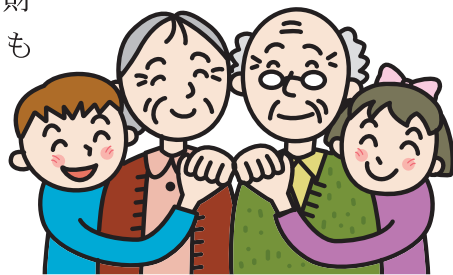
生涯学習施設の整備や生涯学習活動を推進し、ゆとり、豊かさ、心地よさなどを実感できるまちづくりを進めます。また、スポーツを通じて、生涯健康で、明るく充実した生活を送るための環境整備や地域スポーツの普及に努めます。

芸術と文化を生かしたまちづくり

芸術文化の振興を推進するため、施設の整備や施設間の連携を図り、地域に根ざした事業を展開します。

地域の伝統を守り、育むまちづくり

文化財の保護、活用や普及に努め、文化財を核とした市民との協働関係を構築し、ともに活動できる拠点づくり、公共空間づくりを進めます。また、郷土芸能の伝承を支援し、市民との協働によるまちづくりを推進します。



2 福祉健康の増進

高齢者や障がい者にやさしいまちづくり

① 福祉力の向上、地域社会づくり

地域における福祉力の向上や福祉を通じた地域社会づくりを推進し、すべての人にやさしいまちをめざします。

② 障がい者福祉の推進

合併に伴う地域格差解消にむけ、福祉作業所及び在宅重度心身障がい者等デイサービスセンターを建設し、障がい者福祉を推進します。

③ 高齢者の健康維持、介護予防の推進

高齢者の自立支援、社会参加の促進を図り、施設整備に努めます。そして、多様化する高齢者の状況に即して、施設の利用促進を図り、健康維持及び介護予防を推進します。

④ 生活保障の確保

生活保障の確保にむけて、生活困窮者の相談業務、生活保護者の自立支援を行います。

⑤ 人権擁護、同和対策

人権擁護、同和対策として、啓発活動及び人権教育を推進し、人権相談の充実を図ります。

⑥ 介護保険制度の健全運営

介護保険制度の健全運営を図り、介護予防、介護サービスの充実、介護者への支援、その他の補完サービスを提供します。

⑦ 国民年金制度の普及、啓発

国民年金制度の理解と自助努力を促し、年金受給権の確保にむけて、制度の普及、啓発に努めます。



児童福祉の充実と女性の就労環境向上にむけたまちづくり

少子化対策として、子育てと就労の両立を支援し、幼児、児童の健全育成を援助するため、児童施設の充実を図ります。また、生活困窮者などの自立を図り、安心して子どもを生み育てることができるよう、環境整備を推進します。



基本
構
想

市民の健康づくりと地域医療の充実による安心のまちづくり

保健、医療、福祉の連携による健康意識の高揚を図り、乳児期から高齢期までの健康づくり、健康保持を推進し、保健施設、救急医療体制の充実を図ります。そして、疾病の治療が受けやすいよう、安定した保険制度を維持します。

3 生活環境の整備

自然と人が共生できるまちづくり

1 自然環境の保全

地球温暖化問題に対処し、大切な環境を次世代へ継承するため、自然環境の保全に努めます。また、社会経済活動による環境への影響を極力軽減し、人と自然が共生する持続的発展が可能な社会の構築をめざします。

2 公園・緑地の整備

多様化する市民の余暇及び高齢化の進展に伴い、公園・緑地への関心や需要の高まりに対応した施策を展開します。地域コミュニティの場となる公園整備にあたり、丘陵地や河川緑地、沼地周辺については、自然と調和した整備を、歴史、文化遺産については、その特性に配慮した整備を計画的に行い、安全で快適な住環境と災害時の避難地としての機能を提供します。

3 公園・緑地の維持管理

公園・緑地がその機能を発揮するよう、市民参加により、安全第一の維持管理を推進し、管理経費の縮減に努めます。

快適で質の高い生活環境を創出するまちづくり

1 水道水の安定供給、水質の安全性確保

安全で良質な水道水の安定供給にむけた施策を展開するとともに、水質の安全性確保に努め、経営基盤を強化します。また、危機管理体制を整備し、災害時の対応に備えます。

2 下水道等の普及率向上

下水道等の普及率を高めるとともに、老朽化施設を計画的に更新し、施設の効率的な維持管理に努めます。



③ 生活排水路の維持、整備

生活排水路の維持、整備を計画的に行います。排水機能を高めることで、雨水対策などに寄与し、生活環境の改善を図ります。

④ 公害の未然防止

地域が抱える環境に関する課題への取り組みを支援し、未来へむけた豊かな地域環境づくり、環境改善を進め、公害の未然防止に努めます。

⑤ 循環型社会の構築

「ごみの3割減量」を効果的に推進するため、ごみの減量とリサイクルの必要性を訴え、新規施策の導入や市民からの協力体制により、省資源化と環境負荷の低減を図りながら、循環型社会の構築をめざします。

⑥ し尿処理施設の延命化

し尿処理については、施設の延命化に努め、処理費の節減と各処理施設の一元化維持管理を推進します。



⑦ 河川環境の向上

河川の改修整備にあたり、市民にとって親しみのある環境になるよう、関係機関に要望します。幹線水路は、治水機能や河川環境の向上に努めます。

市民が安全・安心に暮らせるまちづくり

① 安全・安心な消費生活の実現

近年、大きく変化し、複雑化している消費生活を取り巻く環境に対応するため、相談体制の拡充と啓発活動の充実を図り、安全・安心な消費生活の実現に努めます。

② 災害に強いまちづくり、犯罪の防止

災害のない安全なまちをめざし、自助、共助、公助等による防災意識の普及に努めるとともに、防災体制を強化し、災害に強いまちづくりを進めます。また、犯罪を未然に防止するため、防犯活動を強化し、防犯設備の充実に努めます。



③ 建築物の適正な維持管理

建築物の安全性や防災性を確保するため、災害に対する施策を実施し、建築物の適正な維持管理にむけて、適切な指導を行います。

④ 総合的な消防体制の充実、整備

消防と市民、消防と地域とがパートナーシップに基づいて一体となり、市民から信頼され、親しみのある消防行政を推進します。そして、あらゆる災害から市民の生命、身体、財産を守るため、総合的な消防体制の充実、整備に努めます。また、「自らの地域は、自らで守る」という精神に基づき、地域住民の消防団に対する理解と認識を深め、消防団活動の充実、強化を推進します。

⑤ 住宅防火対策の推進

住宅火災の低減、抑制を図るため、消防本部及び各消防署が一丸となって、住宅防火対策を推進します。



⑥ 応急手当の普及、啓発

救急隊員に対する教育訓練の充実や、応急手当指導員の資格取得を推進し、市民に対する応急手当の普及や啓発を進めます。

⑦ 人的災害、自然災害対策

複雑化、多様化、大規模化する人的災害、自然災害の対策として、デジタル無線の整備など、最新の情報通信技術を用いたシステムを構築するとともに、「国民保護計画」を推進します。

⑧ 安全で快適な道路交通環境の実現、交通安全運動の推進

すべての市民が安心して暮らせるよう、安全で快適な道路交通環境の実現に努めます。また、交通安全教育を徹底し、意識の高揚に努め、市民総ぐるみの交通安全運動を推進します。



⑨ 良好な居住環境の実現

道路における損傷箇所の早期発見や補修に努め、計画的な道路舗装、維持管理により、機能的かつ安全、快適で潤いのある道路整備を行います。狭い道路の拡幅については、計画的に整備を進め、良好な居住環境の実現を図ります。

4 産業経済の振興

高品質のものづくり環境の創出によるまちづくり

① 企業誘致の推進

市内への進出企業の初期投資費用軽減を図り、工業団地への企業誘致を推進して、経済の活性化を図ります。

② 産業環境の整備

付加価値の高い製品やサービスが提供できる産業環境を整備します。

③ 最先端技術都市の実現、雇用の確保

「ものづくり教育研究施設」を整備し、産学連携による研究開発の基盤整備や人材育成を行い、地域の活性化を図ります。また、新産業や新商品開発及びベンチャー企業の育成を行い、最先端技術都市の実現をめざすとともに、雇用の確保に努めます。

④ 労働環境の整備

労働環境を取り巻く諸情勢の変化に対応し、雇用機会の提供や労働市場の開拓に努めます。また、健全な労使関係の確立や労働福祉の増進にむけて、中小企業の福利厚生事業を充実させ、労働者が健康で文化的な生活を営めるような環境を整備します。

人とのものにぎわいあるまちづくり

① にぎわいの拠点づくり

各地区の特性に合わせ、来街者をひきつけるにぎわいの拠点づくりをめざし、商業基盤や商業機能の整備を推進します。

② 中心市街地の活性化

中心市街地活性化に関する企画立案、連絡調整及び業務の一元的対応を図るため、各種事業主体を円滑にコーディネートする「中心市街地活性化協議会」の設立を推進します。

質の高い農業を推進するまちづくり

① 農業の生産性向上、農地の有効活用

地域の特性を生かしながら、産地化や特産品づくりを進め、農産物の高付加価値化を推進します。また、認定農業者や集落営農組織への誘導を図り、農業の生産性向上に努めるとともに、農業融資制度を通じて、農業経営や農村地域の振興を支援します。さらに、農地の流動化を進めて、耕作放棄地の解消に努め、農地の有効活用を図ります。

② 地域循環型農業の推進

地産地消による地元農畜産物の消費拡大に努めるとともに、地域循環型農業を推進します。

③ 森林の整備

活力のある森林を確保するため、森林の持つ機能を高度に発揮できるよう、整備を図ります。



④ 地籍調査の推進

地籍調査の進捗率拡大及び早期完了をめざし、計画的に調査を推進するための調査体制を拡充し、単年度調査面積の拡大に努めます。

⑤ 生活・自然環境基盤の整備

土地改良事業や国営総合農地防災事業の推進及び農業水利を有効活用するための基盤整備とともに、生活・自然環境基盤の整備により、総合的なふれあいの村づくりや動植物の生態系維持、保全に努めます。

⑥ 農家の経営安定

農家の経営安定にむけ、農業共済制度への加入を積極的に推進します。

観光資源を生かすまちづくり

史跡や観光施設周辺的环境整備を進め、新田荘遺跡、金山城跡、藪塚温泉郷などを中心とした観光ネットワークの整備に努めるとともに、観光キャンペーンを展開し、観光誘客に努めます。

5 都市基盤の整備

●● 地域の特性、個性を生かす機能分担のまちづくり

① 各地域の特性を生かした個性豊かなまちづくり

効果的な土地利用を推進するため、2つの都市計画区域の再編と、「都市計画マスタープラン」の策定により、市民と行政が協働して、各地域の特性を生かした個性豊かなまちづくりを進めます。

② 良好な都市環境の維持、改善

各地域の特性に適した用途地域の指定及び変更を行い、良好な都市環境の維持、改善に努めます。そして、地区の個性や長所を生かした地区計画制度を策定し、機能分担を図りながら、一体的で適正な市街地を形成するまちづくりを進めます。また、災害に強い安全なまちをめざし、防火地域及び準防火地域の適切な指定により、建物の不燃化を進めるとともに、災害発生時に防火遮断帯となる街路や緑地を整備します。密集市街地については、再整備を推進します。

③ 必要な公有地の早期取得、計画的造成

必要な公有地の早期取得、地域環境に配慮した計画的な造成や処分を行います。

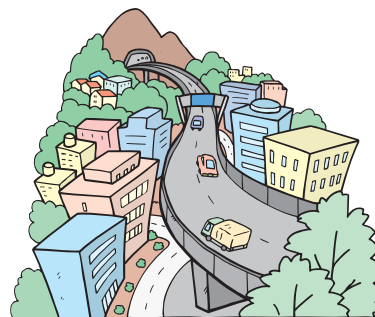
●● 北関東自動車道とそのアクセス機能を生かすまちづくり

① 北関東自動車道関連事業の推進

北関東自動車道の早期完成と北関東自動車道側道事業の推進に努めます。

② 円滑な交通網の形成

東毛幹線、北関東自動車道などの整備を踏まえた幹線道路の整備を進め、円滑な交通網の形成に努めます。そして、快適で安全かつ利便性のある生活道路をめざし、老朽道路の改良整備、未整備道路の新設を進めます。また、環境、景観に配慮した快適な道路環境の整備を行うとともに、道路愛護、美化の啓発に努めます。



公共交通ネットワークを確立するまちづくり

① バス路線網の整備、バス利用の促進

バス路線網の整備を行い、市内交通体系の充実を図るとともに、バス利用の促進にむけ、利用者の利便性を追求し、運行の効率化及び経費の削減を図ります。

② 自転車利用環境の整備

安全で快適な自転車利用環境を整備し、自転車利用の推進と安全意識の啓発に努めます。

良質な住空間と潤いのある都市空間を創造するまちづくり

① 住宅対策の推進

市民の居住水準向上のため、質の高い市営住宅の供給に努め、高齢者や障がい者が安全で快適な生活を送ることができるよう、住宅対策を推進します。また、既存市営住宅の耐久化を図るため、計画的な改善に努めます。

② 災害に強い安全なまちづくりの推進

健全な市街地の形成と土地利用計画の効率化を進めるため、住民の合意形成に努めながら、市街化区域の面的整備を行います。そして、道路、公園など公共施設の整備、改善に取り組み、住民の利便性及び住環境の向上を図るとともに、災害に強い安全なまちづくりを推進します。

太田駅周辺地区は、まちの顔としての役割を再創造します。



③ 良好な都市景観の創造

自然と調和した潤いと安らぎのある都市景観づくりを進めるために、「景観計画」を策定して、自然的・歴史的景観形成に必要な建築物などを保全し、良好な景観を創造します。また、定期的に都市景観に配慮した建築物、まちなみ、まちづくり活動等を幅広く支援し、景観意識の向上に努めます。

④ 自然と調和したまちづくり

緑化都市の推進にむけ、ゆとりや安らぎをもたらす緑化に努め、市民と一体になって、自然と調和したまちづくりを進めます。

6 行財政の推進

高度な行政サービスを提供するまちづくり

① 市民満足度の向上

市民満足度を一層向上させることを念頭に置いた取組み体制を構築します。行政への住民参加の促進や企業活力の導入により、効率的で質の高い行政サービスを提供する新たな仕組みをつくり、行政が担う役割を重点化します。

② 情報交流機能の充実

スピーディーかつタイムリーで、わかりやすい情報の提供を行うため、市民に対する情報発信システムを強化するとともに、市民からの情報受信システムを整備し、双方向性に優れた情報交流機能の充実を図ります。

③ 市政や議会運営の理解促進

議会に関する情報をわかりやすく発信し、市政や議会運営に対する理解を促進します。

市民自治、市民参加による協働のまちづくり

① 市民相談の充実

市政に対する市民からの意見、要望などを継続的に聴取、分析し、各種施策の充実を図ります。市民相談については、迅速かつ的確なアドバイスが行えるよう、体制の整備、充実及び実施方法の改善に努めます。

② 男女共同参画社会の実現

男女が性別にかかわらず、その個性と能力を発揮する男女共同参画社会の実現にむけ、本市の現状に即した施策を展開します。

③ 協働のまちづくり

市民と行政が情報を共有し、市民自治・市民参加による協働のまちづくりを推進し、市民に身近で効率的な行政運営を行います。

④ 特色ある地域コミュニティの実現

自主的で特色ある地域コミュニティの実現に向け、地域の人たちの知恵と労力により、市税を有効活用し、地域の活性化を図ります。

⑤ 各地域における生活・文化の向上

総合支所・行政センターは、身近な行政サービスの提供をはじめ、住民活動や生涯学習の拠点として、また、地域の要望を行政に反映させる窓口として、生活・文化の向上に貢献します。

⑥ 国内姉妹都市、友好都市との交流活動の推進

国内姉妹都市及び友好都市との一層の友好親善に努め、それぞれの都市との交流活動を推進します。

各種交流団体やボランティアの育成及び協力に努め、市民の様々な分野での交流を促進します。



⑦ 国際姉妹都市、国際友好都市、諸外国の人々との交流活動の推進

市民が主体となり、国際姉妹都市、国際友好都市及び諸外国の人々との交流活動を進めます。また、周辺市町村と協力し、市民と外国人に対する施策を充実させ、共生を図るとともに、国際協力、国際貢献に努めます。

●● 市民に身近で効率的な行政運営をめざすまちづくり

① 高度情報化社会に対応した市民生活の実現、情報セキュリティ対策の推進

高度情報化社会に対応した市民生活の実現をめざします。また、電子市役所実現にむけた情報通信基盤の整備、充実を図り、情報セキュリティ対策を推進します。

② 財政の健全化

限られた財源の有効配分と効率的な予算執行に努めるとともに、自主財源の確保を図り、財政の健全化に努めます。そして、財政状況の積極的な公表によるアカウンタビリティ（説明責任）の確保を図り、財政の透明化を進めるとともに、これらを担保に市民債を発行し、資金による市民参加の高揚に努めます。

③ 効率的な予算執行

資金管理を計画的に行い、効率的な予算執行に努めます。

④ 普通財産の有効活用

普通財産を有効活用し、公共用地先行取得用地買戻しを促進します。

⑤ 地域における施設整備の推進

総合支所・行政センターは、地域住民の拠点として、様々な活動を総合的に支援し、コミュニティを育むための施設整備を推進します。

⑥ 市有建築物の設計、監理

市有建築物は、使いやすく、安全で経済的かつ環境配慮の視点から設計、監理を行います。また、既存施設の点検、管理、改修を推進します。

⑦ 公文書等の伝承

歴史資料として重要な価値を有する公文書等を市民の共通財産として後世に伝えるため、保存と展示などを行うための検討と、公文書のデータ化を推進します。



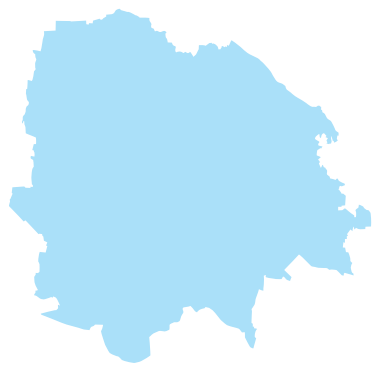
⑧ 広域行政の推進

広域的な事業の展開にむけ、他市町村との連携、協力を進め、広域行政を推進します。

⑨ 構造改革の推進

県や各自治体の連携はもとより、民間企業や一般市民から規制に関する提案を求め、構造改革を進めます。





Ota Rebirth General Plan



Ota Rebirth General Plan

III

行動計画



- 1 行動計画の目的と期間
- 2 将来の人口
- 3 財政の見通し(普通会計)
- 4 施策の指標
- 5 施策・実施事業
- 6 地域整備計画



太田市



Ota Rebirth General Plan

1 行動計画の目的と期間

基本構想に定められた将来の都市像「人と自然にやさしい、笑顔で暮らせるまち太田」を実現するため、その施策の実施方法を具体化し、前期5ヶ年、後期5ヶ年に分け、実施すべき事業を明確にします。

前期の計画期間は、平成19年度を初年度とし、平成23年度を最終年度とする5ヶ年計画とします。また、具体的な事業と施策の指標を設定し、工程表で年度ごとの計画を表示するとともにマニフェストを提示します。



2 将来の人口

1 人口

平成17年度(2005年)の国勢調査による本市の人口は、213,299人で、10年前の人口に比べ、約1.05倍となっており、1年当たり970人増加しています。今後も土地区画整理の実施などで住宅供給が見込まれるため、人口は増加基調で推移していくと予想されます。

しかし、少子高齢化などを背景として、日本は「人口減少社会」に転じているとされています。本市においても、これまでのような人口の増加は望めず、平成25年度の216,300人をピークに、その後減少へ転じ、基本構想の目標年度である平成28年度には人口は、215,800人程度と予測されます。

【人口】

(単位:人)

区分	7年度 (1995年)	12年度 (2000年)	17年度 (2005年)	22年度 (2010年)	25年度 (2013年)	27年度 (2015年)	28年度 (2016年)
人 口	203,599	210,022	213,299	215,800	216,300	216,100	215,800
増 減 数	－	6,423	3,277	2,501	500	△200	△300
増 減 率	－	3.2%	1.6%	1.2%	0.2%	△0.1%	△0.1%
備 考					人口の ピーク		基本構想 目標年度

※7年度から17年度までは国勢調査に基づく数値。22年度以降は、2005年国勢調査に基づき推計した。

2 世帯数

平成17年度(2005年)の国勢調査による本市の世帯数は、77,740世帯です。日本は既に「人口減少社会」に転じているとされていますが、世帯数は核家族の進行、単身世帯の増加などにより、当分の間は増加すると予測されています。

本市においては、人口が平成25年度をピークに減少へ転じるのに対し、世帯数は今後においても増加すると予測されます。

また、本市の1世帯当たりの人数は、平成7年度は3人を超えていましたが、平成12年度は3人を割り込み、平成17年度は2.74人まで減少しています。

全国的にも平均世帯人数の縮小は続くと考えられ、核家族化による高齢者のひとり暮らし世帯の増加が予測されます。

【世帯数】(単位:世帯・人)

区分	7 年度 (1995 年)	12 年度 (2000 年)	17 年度 (2005 年)	22 年度 (2010 年)	27 年度 (2015 年)	28 年度 (2016 年)
世帯数	66,940	73,186	77,740	78,431	79,865	80,095
1世帯当たり人数	3.04	2.87	2.74	2.67	2.61	2.60
備 考						基本構想 目標年度

※7年度から17年度までは国勢調査に基づく数値。22年度以降の世帯数は、群馬県市町村別人口・世帯数将来推計を用いた。

行
動
計
画

将来人口は、コーホート変化率法による推計を用いています。
コーホート変化率法とは、過去における人口（この推計では、7年度～17年度の11年間）の動きから変化率を求め、その変化率が将来にわたって継続するものと仮定し、年齢階層1歳ごとの人口を算出する推計方法です。
また、世帯数の推計は、群馬県市町村別人口・世帯数将来推計を用いています。



3 財政の見通し(普通会計)

1 前期財政計画(平成19年度～平成23年度)

【歳入】

(単位:千円)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
市税	35,032,800	35,728,100	36,417,300	36,941,000	37,505,600
地方譲与税	1,068,000	1,068,000	1,068,000	1,068,000	1,068,000
利子割交付金	156,300	160,800	166,100	172,300	179,000
配当割交付金	70,900	73,000	75,300	77,600	80,100
株式等譲渡所得割交付金	89,500	92,000	94,900	97,800	100,900
地方消費税交付金	2,235,400	2,271,200	2,314,400	2,363,000	2,415,000
ゴルフ場利用税交付金	69,000	69,000	69,000	69,000	69,000
自動車取得税交付金	561,700	570,700	581,500	593,700	606,800
地方特例交付金	496,200	285,300	74,100	74,100	74,100
地方交付税	2,043,300	1,728,800	1,659,600	1,590,000	1,672,600
交通安全対策特別交付金	51,000	51,000	51,000	51,000	51,000
分担金及び負担金	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000
使用料及び手数料	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
国庫支出金	5,206,600	5,154,500	5,102,900	5,051,800	5,001,200
県支出金	3,029,000	2,998,700	2,968,700	2,939,000	2,909,600
財産収入	125,000	25,000	25,000	475,000	25,000
繰入金	1,800,000	1,265,000	1,762,000	610,000	126,000
繰越金	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
諸収入	4,800,000	4,850,000	4,850,000	4,850,000	4,850,000
市債	8,000,000	7,865,000	7,970,000	7,090,000	6,474,000
合 計	68,734,700	68,156,100	69,149,800	68,013,300	67,107,900

【歳出】

(単位:千円)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
人件費	14,497,600	14,396,400	14,670,500	13,758,600	13,441,400
物件費	10,122,300	10,021,000	9,920,700	9,721,400	9,624,100
維持補修費	590,000	600,000	610,000	620,000	620,000
扶助費	10,638,100	10,744,400	10,851,800	10,960,300	11,069,900
補助費等	7,256,300	7,125,900	7,023,200	6,955,900	6,925,500
公債費	8,097,400	7,705,400	8,530,600	8,604,100	8,384,000
積立金	138,000	168,000	198,000	198,000	248,000
投資・出資金	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000
貸付金	3,900,000	3,900,000	3,900,000	3,900,000	3,950,000
繰出金	3,550,000	3,550,000	3,550,000	3,600,000	3,650,000
普通建設事業費	9,750,000	9,750,000	9,700,000	9,500,000	9,000,000
予備費	125,000	125,000	125,000	125,000	125,000
合 計	68,734,700	68,156,100	69,149,800	68,013,300	67,107,900

2 後期財政計画(平成24年度～平成28年度)**【歳入】**

(単位:千円)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
市税	37,803,800	38,108,000	38,409,000	38,710,400	39,017,800
地方譲与税	1,068,000	1,068,000	1,068,000	1,068,000	1,068,000
利子割交付金	180,800	182,600	184,100	185,600	187,100
配当割交付金	80,800	81,500	81,500	81,500	81,500
株式等譲渡所得割交付金	101,800	102,700	102,700	102,700	102,700
地方消費税交付金	2,439,100	2,463,500	2,488,100	2,513,000	2,538,100
ゴルフ場利用税交付金	69,000	69,000	69,000	69,000	69,000
自動車取得税交付金	612,900	619,000	625,200	631,500	637,800
地方特例交付金	74,100	74,100	74,100	74,100	74,100
地方交付税	1,622,400	1,573,700	1,526,500	1,378,600	1,069,600
交通安全対策特別交付金	51,000	51,000	51,000	51,000	51,000
分担金及び負担金	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000
使用料及び手数料	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
国庫支出金	4,951,100	4,901,500	4,862,200	4,823,300	4,784,700
県支出金	2,880,500	2,851,600	2,828,700	2,806,000	2,783,500
財産収入	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
繰入金	210,000	210,000	210,000	210,000	210,000
繰越金	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
諸収入	4,850,000	4,850,000	4,850,000	4,850,000	4,850,000
市債	6,590,000	6,590,000	6,590,000	6,290,000	6,290,000
合 計	67,510,300	67,721,200	67,945,100	67,769,700	67,739,900

行
動
計
画**【歳出】**

(単位:千円)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
人件費	13,307,200	12,747,500	12,203,100	12,412,600	11,846,100
物件費	9,527,800	9,432,500	9,385,300	9,385,300	9,385,300
維持補修費	630,000	630,000	630,000	640,000	640,000
扶助費	11,180,500	11,292,300	11,405,200	11,462,200	11,519,500
補助費等	6,925,500	6,925,500	6,925,500	6,925,500	6,925,500
公債費	8,764,300	9,248,400	9,761,000	9,719,100	10,068,500
積立金	380,000	550,000	690,000	280,000	410,000
投資・出資金	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000
貸付金	3,950,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000
繰出金	3,650,000	3,700,000	3,750,000	3,750,000	3,750,000
普通建設事業費	9,000,000	9,000,000	9,000,000	9,000,000	9,000,000
予備費	125,000	125,000	125,000	125,000	125,000
合 計	67,510,300	67,721,200	67,945,100	67,769,700	67,739,900

4 施策の指標

行動計画においては、施策指標を定め、平成18年度末の現状値と平成23年度末の目標値を定めます。

1 教育文化の向上

No.	施策指標	現状値 (平成18年度)	目標値 (平成23年度)	担当課等
1	合計特殊出生率	1.45	1.47	こども課 児童施設担当
2	青少年施設の耐震化率	50.0%	100.0%	青少年課
3	小中養護学校施設の耐震化率	55.6%	70.3%	学校管理課
4	学力テストの平均点	全国平均点を上回ります。		学校指導課
5	商業高校サッカーグラウンドの整備	0.0%	100.0%	商業高校
6	生涯学習講座の開催回数	1,100回(年)	1,200回(年)	生涯学習課 行政センター 生涯学習センター 公民館
7	おおたスポーツ学校の受講者数	1,740人(年)	1,940人(年)	おおたスポーツ学校
8	市のスポーツ施設利用者数	1,142,903人(年)	1,201,202人(年)	スポーツ課
9	おおた芸術学校の発表会などの観客数	2,800人(年)	3,300人(年)	おおた芸術学校
10	新市民会館の建設	0.0%	100.0%	文化課
11	(仮称)太田市人間国宝美術館の建設	0.0%	100.0%	生涯学習課
12	史跡金山城跡と史跡新田荘遺跡の整備	0.0% (5年計画)	100.0% (5年計画)	文化財課

2 福祉健康の増進

No.	施策指標	現状値 (平成18年度)	目標値 (平成23年度)	担当課等
13	献血者の確保	20,794人(年)	22,041人(年)	社会支援課
14	障害福祉計画で定めた項目の達成率	計画で定めた項目の達成率を高めます。		福祉課
15	デイサービスセンター、 地域活動支援センターの建設	80.0%	90.0%	福祉事業課
16	藪塚本町老人福祉センターの建設	0.0%	70.0%	元気おとしより課
17	老人福祉センターの利用者数	133,200人(年)	140,000人(年)	高齢者福祉センター 担当
18	生活保護者の自立支援	生活保護者の自立を支援します。		社会支援課
19	人権問題に関する講演会などの参加者の 理解度	90.0%	95.0%	生活そうだん課
20	介護サービスの満足度 (「太田市の取り組みに対する 満足度と 重要度に関するアンケート」の満足度)	3.472 (6段階評価)	3.744 (6段階評価)	介護サービス課 地域介護支援室
21	国民年金の促進	国民年金制度の普及と 受給権確保に努めます。		保険年金課
22	児童館、放課後児童クラブの整備	85.4%	97.6%	児童施設担当
23	母子家庭の自立支援給付事業の利用者数	20人(年)	25人(年)	こども課
24	救急医療施設の整備	施設整備を行います。		健康づくり課
25	医療制度の適正化	医療制度の周知に努め、 適正な助成を行います。		保険年金課
26	国民健康保険事業の適正な運営	国民健康保険資格の適用の 適正化に努めます。		

※現状値及び目標値で(年)の表記があるものは、1年間の数値を示す。

3 生活環境の整備

No.	施策指標	現状値 (平成18年度)	目標値 (平成23年度)	担当課等
27	CO ₂ (二酸化炭素)排出量の削減	1,665トン削減します。		環境政策課
28	市民1人あたりの公園面積	13.0m ²	14.0m ²	花と緑の推進課
29	市民ゴルフ場、市民パークゴルフ場の利用者数	31,000人(年)	39,000人(年)	渡良瀬緑地課
30	公園やスポーツ施設の整備	定期的に整備します。		事業管理課
31	水道局の企業債未償還残高の縮減	21,097,842千円	20,948,103千円	水道総務課
32	石綿セメント管の総延長距離	150.0km	0.0km	工務課
33	水道有効率の向上	87.0%	90.0%	給水課
34	浄水場業務の委託率	90.0%	100.0%	水づくり課
35	下水道等の普及率	61.0%	70.0%	下水道総務課 下水道整備課 下水道施設課
36	中部工業団地の環境整備	0.0%	60.1%	地域総合課 (新田)
37	国県道における自動車騒音の 常時監視実施率	29.4%	100.0%	環境政策課
38	家庭系ごみの減量率	20.0%	34.0%	リサイクル推進課
39	スラグ生成率の向上	89.9%	91.0%	清掃施設管理課
40	生活雑排水槽の清掃実施率	89.8%	96.2%	衛生事業課
41	小蛇川の改修整備	0.0%	100.0%	道路河川課
42	出前講座の開催回数	15回(年)	18回(年)	生活そうだん課
43	防犯灯の設置	14,321灯	15,821灯	防災防犯課
44	木造住宅耐震診断、耐震改修の実施率	21.4% (10年計画)	65.1% (10年計画)	建築指導課
45	住宅火災の死者数	7人(年)	0人(年)	消防本部
46	デジタル地域防災無線システムの構築	67.5%	100.0%	防災防犯課
47	交通事故の発生件数	前年より減らします。		交通政策課
48	道路環境の整備 (ガードレール、フェンス、カーブミラーなど)	毎年250ヶ所整備をします。		地域整備課
49	狭あい道路の整備	5年間で14km整備します。		建築指導課

※現状値及び目標値で(年)の表記があるものは、1年間の数値を示す。

4 産業経済の振興

No.	施策指標	現状値 (平成18年度)	目標値 (平成23年度)	担当課等
50	工業団地の計画	新規工業団地を計画します。		工業政策課
51	(仮称)ものづくり教育研究施設の建設	10. 0%	100. 0%	政策推進室
52	就職支援施策の推進	就職支援の施策を推進します。		工業政策課
53	中心市街地活性化協議会の設立	設立を推進します。		商業観光課 市街地整備課
54	道の駅の建設	0. 0%	100. 0%	農業政策課
55	資源循環型農業(バイオマス)の推進	3. 6%(調査費分)	100. 0%	
56	松くい虫の防除	金山を松くい虫の被害から守ります。		
57	農業基盤の整備	農業用の用排水路、農道の整備を強化します。		農村整備課
58	県営経営体育成基盤整備事業の進捗率 (世良田地区)	0. 0%	100. 0%	地域総合課 (尾島)
59	農業共済事業の引受	引受戸数を確保します。		農業共済課
60	地籍調査の進捗率	43. 1%	45. 5%	農村整備課
61	観光客の誘致	3,438,900人(年)	3,758,900人(年)	商業観光課

5 都市基盤の整備

No.	施策指標	現状値 (平成18年度)	目標値 (平成23年度)	担当課等
62	区域区分と2つの都市計画区域の統合	統合を推進します。		都市計画課
63	新規工業団地の造成・分譲	平成21年度をめざします。		用地管理課 用地開発課
64	北関東自動車道側道建設事業の進捗率	59. 0%	92. 0%	北関東自動車道 対策課
65	都市計画道路の改良率	45. 8%	47. 7%	道路河川課
66	市道の改良率	41. 7%	44. 4%	
67	公共バスの運行	運行の効率化を図ります。		交通政策課
68	自転車駐輪場の駐輪台数	504台	1, 384台	
69	市営住宅の建替え実施率	25. 5% (5年計画)	100. 0% (5年計画)	住 宅 課
70	土地区画整理事業の進捗率	37. 7%	58. 1%	区画整理課
71	太田駅周辺地区の整備	面的整備を推進します。		市街地整備課
72	景観形成・保全を図る条例の制定	0. 0%	100. 0%	都市計画課
73	藪塚本町東部ふさと公園の整備	ハイキングコースを整備します。		地域総合課(藪塚)
74	八王子公園(墓園)の墓基数	2, 100基	3, 400基	花と緑の推進課

※現状値及び目標値で(年)の表記があるものは、1年間の数値を示す。

6 行財政の推進

No.	施策指標	現状値 (平成18年度)	目標値 (平成23年度)	担当課等
75	「太田市の取り組みに対する満足度と重要度に関するアンケート」の総合満足度の平均値	3. 902 (6段階評価)	4. 174 (6段階評価)	行政経営課
76	市民と行政間のまちづくりに関する情報	双方向性を強化します。		広報統計課
77	市政総合案内コールセンターの開設	0. 0%	100. 0%	生活そうだん課
78	審議会などへの女性登用率	20. 0%	30. 0%	
79	市民の市政への参画	多くの市民の参画を図ります。		市民活動推進課
80	行政区などの見直し	行政区全般の見直しを図ります。		地域総務課
81	地区住民活動の推進	1%まちづくり事業を推進します。		
82	行政センター、公民館の整備	8. 9% (5年計画)	100. 0% (5年計画)	行政センター 公 民 館 生涯学習課
83	国内姉妹都市・友好都市の交流	積極的な交流を図ります。		秘 書 室
84	国際姉妹都市・友好都市の受入派遣人数	34人(年)	36人(年)	企 画 課
85	職員のパソコン更新	毎年20%更新します。		情報管理課
86	市財政の経常収支比率	91. 0%	88. 0%	財 政 課
87	市保有土地の簿価総額の縮減	16. 0%	5. 0%	管 財 課
88	新田総合支所、藪塚本町総合支所の整備	43. 1%	100. 0%	地域総合課 (新田、藪塚)
89	市有建築物の設計・監理	設計・監理に関連する職場研修を年間8回実施します。		建 築 課
90	両毛広域都市圏総合整備推進協議会のイベント	毎年開催します。		企 画 課
91	歴史資料の活用	資料の選定、保存、データ化を検討します。		総 務 課

※現状値及び目標値で(年)の表記があるものは、1年間の数値を示す。

5 施策・実施事業

基本構想に定められた「まちづくりの基本理念」における「教育文化の向上」、「福祉健康の増進」、「生活環境の整備」、「産業経済の振興」、「都市基盤の整備」、「行財政の推進」の6つの分類ごとに施策を設け、将来の都市像を実現するための事業を展開します。



※46頁から245頁のそれぞれの項目は、次のとおり取り扱います。

●施策指標

- ・平成19年4月1日(平成18年度末)の数値は、現状値を示します。
- ・現状値は、平成18年12月末時点での見込値とし、確定値とは異なります。
- ・目標値は、一部の施策を除き、原則として行動計画における最終年度の平成23年度末である平成24年3月31日時点の数値を示します。

●実施事業

- ・各施策における主要事業を掲載し、矢印は年度ごとの実施工程を示します。

●施策指標式

- ・平成18年度または平成18年の数値は、特にことわりがない限り平成18年12月末時点での見込値とし、確定値とは異なります。
- ・平成19年度または平成19年以降の数値は、各年度等の目標値を示します。

●マニフェスト

- ・施策における実効性を確保するためマニフェスト(公約)を提示します。

(1) 教育文化の向上



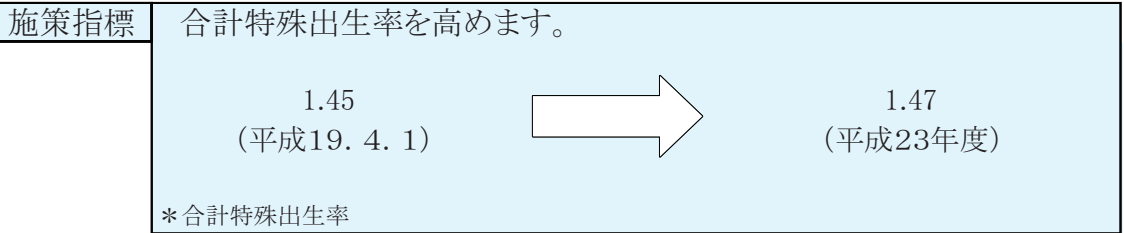
太田市

施策名

幼児教育の推進

No. 1

合計特殊出生率が年々低下する中であって、本市の出生数は微増傾向にあり、共働き家庭などの増加による保育園のニーズが高まる反面、幼稚園児数は減少傾向にあります。平成17年度から次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画がスタートし、総合的な少子化対策を実施し、こどもを産み育てる環境の整備に取り組んでいます。また、幼稚園、保育園、小学校の連携を推進するとともに、幼児期からの環境教育、環境学習について、幼稚園、保育園で取り組む太田こども環境ISO活動を推進します。



主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①次世代育成支援行動計画の推進による総合的な少子化対策の実施	●			○	
②幼稚園や保護者への補助	●	●		○	
③幼稚園・保育園・小学校の連携	●				
④こども環境ISO事業	●				
⑤藪塚本町幼稚園建設事業	●			○	
⑥次世代育成支援対策施設整備事業	○			○	●

担当課名

こども課、児童施設担当

計画地域

市内全域

施策指標式

●合計特殊出生率の推移

区 分	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成23年
国	1.36	1.33	1.32	1.29	1.29	1.25		
群馬県	1.51	1.42	1.41	1.38	1.35	1.39		
太田市	1.57	1.56	1.58	1.54	1.57	1.45	1.45	1.47

＊ (1) 平成17年における本市の最新実績値を平成19年4月1日の基準値とする。
(2) 平成23年の合計特殊出生率は1.47をめざす。

まちづくりの基本理念	教育文化の向上					
基 本 目 標	未来にはばたく人材を育てるまちづくり					
施 策 名	幼児教育の推進					
内 容	次世代育成支援行動計画の推進による、総合的な少子化対策を実施します。 また、幼稚園運営費補助の充実や保護者負担の軽減により、幼児教育の振興を図るとともに、幼稚園、保育園、小学校の連携並びに太田こども環境ISO活動を推進します。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①次世代育成支援行動計画の推進による総合的な少子化対策の実施	前期計画の推進		前期計画の推進 中間見直し	後期計画の推進		計画年度 17年度～26年度
②幼稚園や保護者への補助						
・幼稚園運営に対する補助	幼稚園運営費補助の単価引き上げや対象拡大による増額					
・保護者の負担軽減						
新入園助成金	入園料への補助					
就園奨励費補助	保育料への補助(市民税の額により補助額を決定)					
第3子以降就園奨励費補助	3人目以降の幼稚園児に補助(中学生以下の子が3人以上いる場合)					
親子ふれあい推進費補助	親子のふれあいを推進するための補助					
③幼稚園・保育園・小学校の連携						
・幼稚園・保育園・小学校連絡協議会	幼稚園・保育園・小学校の一貫性のある保育・教育の推進					教職員の連携 や交流を図る。
④こども環境ISO事業	活動の推進					
幼児を対象とした環境学習・環境教育の推進と幼稚園・保育園における環境管理を一体的に推進する。						
⑤藪塚本町幼稚園建設事業				藪塚本町南幼稚園を統合		
⑥次世代育成支援対策施設整備事業	老朽化した保育園舎を耐震基準に適合するよう整備					
	1園	1園	1園	1園	1園	

教育文化の向上

マニフェスト
・次世代育成支援行動計画を推進し、平成23年度までに合計特殊出生率を1.47まで高めます。 (平成18年度 1.45)

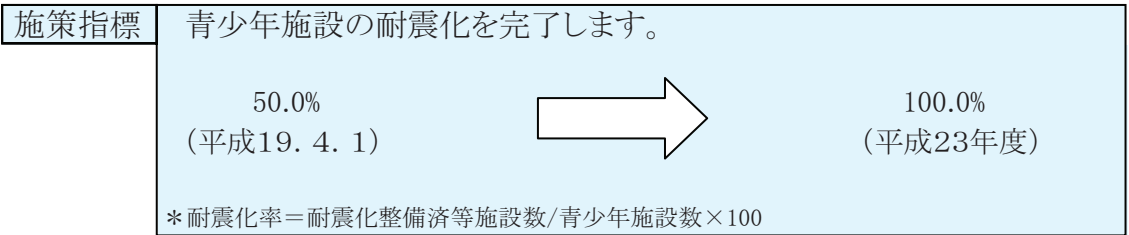
施策名

青少年の健全育成

No. 2

近年、家庭や地域の教育力の低下、青少年をとりまく社会環境の悪化が進むなど社会が大きく変化しています。本市では、これまで体験・交流活動に積極的に取り組むなど、健全な青少年の育成に努めてきました。今後においても、関係機関との連携を図り、心豊かでたくましい青少年の育成に努めます。

青少年施設で昭和56年の新耐震基準施行前に建設された建物は、耐震性を確保するため改修を行うとともに、老朽化が進んだ建物も必要な改修を行い、教育環境の改善を図ります。



主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①青少年施設改修整備事業	●				
②青少年交流事業	●				
③太田っ子まつり事業	●				
④地域子どもものづくり学校事業	●				

担当課名

青少年課

計画地域

市内全域

施策指標式

●青少年施設耐震化工事の推移

施設名	耐震化を図る必要がある施設		備考
	18年度	23年度	
金山青年の家	0	0	耐震化改修に該当しない建物
金山の森キャンプ場	0	0	新耐震基準により建築された建物
勤労青少年ホーム	1	0	19～20年度工事
宝南センター	1	0	19～21年度工事
計	2 (50.0%)	0 (100.0%)	

まちづくりの基本理念	教育文化の向上					
基 本 目 標	未来にはばたく人材を育てるまちづくり					
施 策 名	青少年の健全育成					
内 容	青少年施設の老朽化により、施設の維持、利用に支障があるので、改修を行い、教育環境の改善を図ります。地震発生時における利用者の生命や身体の安全を確保する必要から、建物の耐震性を確保することも重要です。また、青少年に自立心や社会性を身につけさせ、基本的な社会のルールやマナーを学ばせるために、体験や交流活動の一層の充実を図ります。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①青少年施設改修整備事業 ・金山青年の家 ・金山の森キャンプ場 多目的ホール、バンガロー 防護柵 ・勤労青少年ホーム ・宝南センター	本館宿泊室畳、カーテン取替え工事 設計 耐震診断	 工事 設計	 工事	 外壁腐食防腐工事 取替え工事	 耐震化対策 耐震化対策	老朽化対策 老朽化対策
②青少年交流事業 新派遣先を選定するための調査研究を行った後、児童・生徒120人を派遣し、交流と体験活動を実施する。	実施					(17年度) 派遣児童生徒数 143人
③太田っ子まつり事業 金山の森キャンプ場の自然環境と施設機能を生かしたアトラクションを実施し、子どもたちに自然体験の場を提供する。	実施					(17年度) 参加者数 1,200人
④地域子どもものづくり学校事業 子どもたちが自らの手を使ってものづくりを行うことで、ものづくりの楽しさを実感し、興味や関心の幅を広げる。		計画	実施			

教育文化の向上

マニフェスト

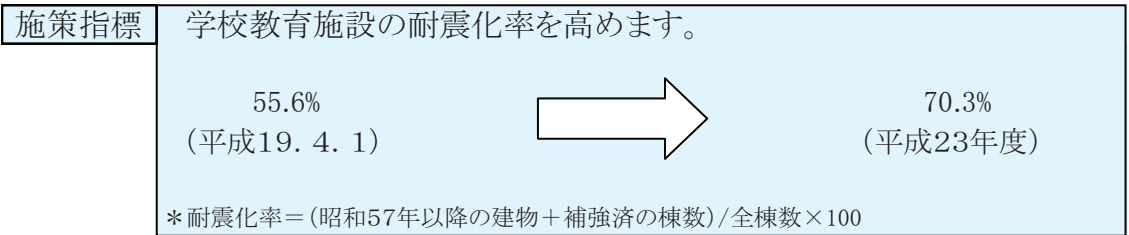
- ・平成23年度までに青少年施設の耐震化を完了します。(平成18年度 50.0%)
- ・心豊かでたくましい青少年の育成のために、体験・交流活動の充実を図ります。

施策名

学校施設の管理運営

No. 3

学校施設は、地震発生時における児童生徒の生命や身体 の安全確保と地域住民の一時的な非難場所となることから、昭和56年の新耐震基準施行以前に建築された施設の耐震性を確保することが大変重要です。また、建物の老朽化の改善や教育の多様化と質的な向上を図るための施設・設備等の整備を推進します。



主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①小中学校耐震耐力度調査事業	●	○	○		
②小中学校校舎増改築事業	●	○	○		
③小中学校屋内運動場増改築事業	●	○	○		
④小中学校移転新築事業	●	○	○		
⑤小中養護学校大規模改造事業(耐震補強等)	●	○	○		
⑥小中養護学校情報教育整備事業	●				
⑦小中学校給食施設改築事業	●	○	○		

担当課名

学校管理課

計画地域

市内全域

施策指標式

●小中養護学校施設耐震化工事の推移

年度	施設棟数			耐震化棟数			耐震化率 F/C×100
	S56以前 の建築	S57以降 の建築	計	補強済 棟 数	S57以降 の建築	計	
	A	B	C=A+B	D	E	F=D+E	
平成18年度	83	95	178	4	95	99	55.6%
平成23年度	68	107	175	16	107	123	70.3%

* (1) 学校施設の非木造の2階建て以上または延べ床面積200㎡超のもの。
(2) 耐震化棟数の補強済棟数は、昭和56年以前の建築で耐震性が既に確保されている棟数を含む。

まちづくりの基本理念		教育文化の向上				
基本目標		未来にはばたく人材を育てるまちづくり				
施策名		学校施設の管理運営				
内 容		学校施設については、耐震に対応した改修や施設・設備の老朽化の対応を行い、改築や補強工事を進めるとともに、教育の多様化と質的な向上を図るための施設・設備などの整備を推進します。				
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①小中学校耐震耐力度調査事業	校舎等耐震耐力度診断の実施					
	(主要施設の耐震2次診断などは平成20年度までに完了)					
②小中学校校舎増改築事業	藪塚小2舎解体					
	沢野中央小増築	藪塚小1舎工事		木崎小設計・工事		
③小中学校屋内運動場増改築事業						
	休泊小工事	菰川小設計	菰川小工事	太田小設計・工事	九合小設計・工事	
④小中学校移転新築事業		沢野小プール工事				沢野小20年度、鳥之郷小22年度開校
	沢野小建設	鳥之郷小用地取得・設計	鳥之郷小建設			
⑤小中養護学校大規模改造事業（耐震補強等）		世良田小1棟			藪塚小1棟	耐震補強工事
	藪塚中南校舎棟工事	尾島中3棟設計・工事	南小1棟設計・工事	菰川小3棟設計・工事	木崎小1棟設計・工事	
⑥小中養護学校情報教育整備事業						中学校は整備済
	・インターネット接続高速化整備	14校対象	20校対象			
	・小学校・養護学校教育用パソコン整備	22校対象				
	・校内LANモデル校整備	4校対象				
⑦小中学校給食施設改築事業		尾島小・中		中央小		給食室改築工事
	強戸小設計・工事	世良田小設計・工事	菰川小設計・工事	藪塚中設計・工事	菰川西小設計・工事	

教育文化の向上

マニフェスト
・平成23年度までに耐震化率を70.3%まで高めます。（平成18年度 55.6%）

施策名

義務教育の推進

No. 4

児童生徒が置かれている現状は、学力の低下、外国人児童生徒の増加、不登校児童生徒の増加、人間関係の希薄、親の保護能力の低下などから個々の能力に応じたきめ細かな指導と心の教育の充実、そして児童生徒の安全対策が大変重要と考えます。そこで教職員の資質向上を図るとともに、生徒指導の充実を図ることを推進します。

施策指標

学力テストの全国平均点を上回ります。

* 各教科の学力テストにおける全国平均点

主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①教育支援隊事業	●				
②スクールバス運行委託事業	●				
③外国人児童生徒日本語指導事業	●				
④悩みごと相談員設置事業	●				
⑤外国語指導助手配置事業	●				

担当課名

学校指導課

計画地域

市内全域

施策指標式

●本市の学力テストの全国平均との比較（全国を100とした場合）

【平成16年度】

区分	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2
国語	103	101	102	102	103	102	103	102
算数・数学	103	103	106	103	109	107	102	102
英語								107

* 前年度(15年度)の国語で、一部全国平均を下回った学年(小2=97・小6=99)があったため、学力向上検討委員会を設置するなど様々な対策を講じた結果、全国平均を上回ることができた。

【平成17年度】

区分	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2
国語	103	103	106	102	103	102	104	101
算数・数学	104	106	105	104	105	109	103	100
英語								106

* 小学校において算数は、どの学年も4ポイント以上、上回り、国語もおおむね良好な結果となった。中学校は、1年の国語、数学はおおむね良好、2年の英語は大きく上回ったが、国語、数学は、より詳細に結果を分析し、指導を充実させていくことが必要である。

まちづくりの基本理念	教育文化の向上					
基 本 目 標	未来にはばたく人材を育てるまちづくり					
施 策 名	義務教育の推進					
内 容	市内児童生徒の指導の充実と学力向上の充実を推進します。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①教育支援隊事業 市内小中学校に非常勤講師(教育支援隊)を配置し、児童生徒にきめ細かな指導で学力向上を図る。	採用・配置					雇用人数 約126人 (各学校3～6人)
②スクールバス運行委託事業 市内小学校を中心に遠距離通学児童に対して、スクールバスによる登下校を実施する。	年間運行実施					
③外国人児童生徒日本語指導事業 市内小中学校に通う児童生徒に対して、バイリンガル教員8人、指導助手20人を雇用して、ブロック別に集中し、指導する。	採用・配置					
④悩みごと相談員設置事業 市内小中養護学校43校に相談員の配置	採用・配置					
⑤外国語指導助手配置事業 英語力向上のための外国人指導助手の配置21人	採用・配置					

教育文化の向上

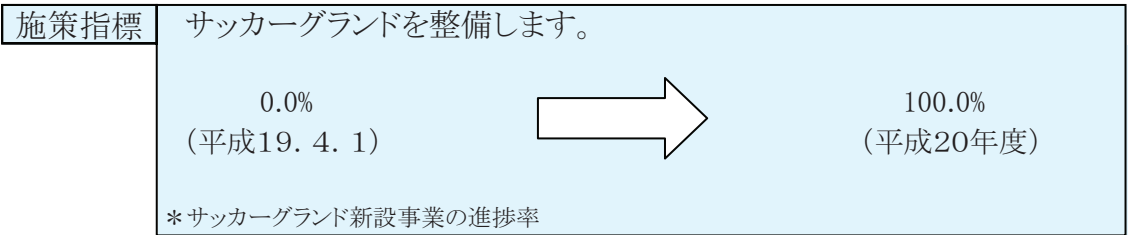
マニフェスト
・児童生徒の学力向上を図り、学力テストの全国平均点を上回ります。

施策名

高校・高等教育機関の充実と整備

No. 5

太田市立商業高校は、昭和39年の開校以来、社会に貢献できる有為な人材の育成に努めてきました。情報化の進展など社会の変化に対応するため、教室棟や管理棟の新設に取り組み、完成と共にマルチメディア機器一式を導入し、先進的な授業を行っています。今後においても高校教育は、生徒の学力向上を図ることと実社会に即応した教育の充実が常に求められていることから、社会の変化に対応できる教育内容の検証、教育施設・設備の整備を推進し、創造性豊かで人間性に富み、産業、経済に対応できる人材の育成に努めます。



主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①商業高校体育施設整備事業	●				
②パソコン機器類定期更新整備事業	●				

担当課名

商業高校

計画地域

細谷町地内

施策指標式

●サッカーグラウンド、屋内運動場の設置状況 (平成19年3月末現在)

区分	設置年	規 模	部活数
サッカーグラウンド	平成元年	10,000㎡	3
屋 内 運 動 場	平成4年	1階土間、2階体育館	10

●サッカーグラウンド、第二屋内運動場の整備スケジュール

区分	実施内容
サッカーグラウンド	平成20年度設計、工事、完成
第二屋内運動場	平成23年度設計(平成24年度工事、完成予定)

まちづくりの基本理念	教育文化の向上					
基 本 目 標	未来にはばたく人材を育てるまちづくり					
施 策 名	高校・高等教育機関の充実と整備					
内 容	生徒の学力向上と実社会に即応した教育の充実を図るため、教育施設・設備などの整備を推進します。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①商業高校体育施設整備事業 ・サッカーグラウンド新設 ・第二屋内運動場整備		用地取得・グラウンド整備			設計	24年度工事 年度内完成予定
②パソコン機器類定期更新整備事業	毎年更新 60台	65台	126台	90台		

教育文化の向上

マニフェスト
・平成20年度までにサッカーグラウンドを新設します。 ・第二屋内運動場の整備を進めます。 ・耐用年数が経過したパソコン機器類を順次更新、整備します。

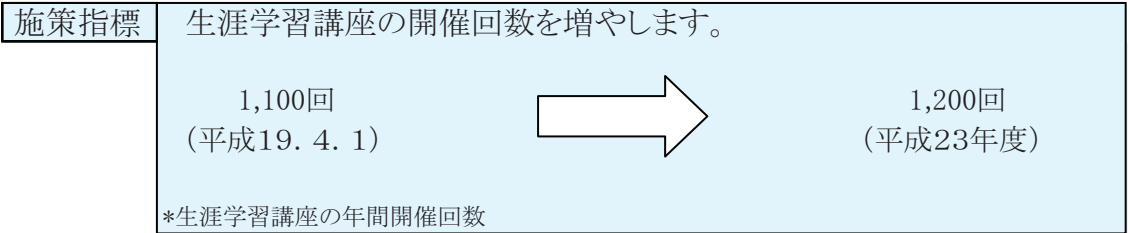
施策名

生涯学習の推進

No. 6

生涯学習については、社会教育総合センターや各地区行政センター、生涯学習センター、公民館を地域の拠点として、市民の生涯学習活動に対する支援に取り組んできました。

今後は、生涯学習活動を実践する指導者や活動団体の育成など、総合的な推進体制の整備を図ります。また、積極的に学習機会の提供や学習情報の収集に努め、市民の主体的な学習活動の支援を推進します。



主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①総合的な生涯学習推進体制の確立	●				
②生涯学習ネットワークの推進	●				
③生涯学習の推進	●				

担当課名

生涯学習課(社会教育総合センター)、行政センター、生涯学習センター、公民館

計画地域

市内全域

施策指標式

●社会教育団 211団体 (平成17年度)

●開催講座の推移

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
開催講座数	250	255	260	265	270	275
開催回数	1,100	1,120	1,140	1,160	1,180	1,200

*講座・市民教室・各種学級の延べ数

まちづくりの基本理念	教育文化の向上					
基 本 目 標	生涯学習とスポーツに親しむまちづくり					
施 策 名	生涯学習の推進					
内 容	市民の積極的な参加や民間との連携などを推進し、講座や市民教室、各種学級など、地域住民の生涯学習への支援を含めた、生涯学習の総合的な推進体制の確立に努めます。また、市民の意見や要望に基づき、適切な支援体制の整備を推進します。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①総合的な生涯学習推進体制の確立 各地区に生涯学習推進地区委員会を設置。また、民間指導者の育成や関係団体への指導・助言を行い、活動を支援する。	市民の意見・要望の把握、適切な支援体制の整備促進					
②生涯学習ネットワークの推進 両毛広域都市圏内における公共施設相互利用の促進や両毛五市生涯学習ネットワーク事業の充実を図る。	両毛五市の公開リレー講座開催、情報紙発行、ホームページ立ち上げなど					
③生涯学習の推進 講座、市民教室、各種学級などを開催。生涯学習活動の場を提供する貸館業務などの施設利用を促進する。	講座・市民教室・各種学級などの開催、貸館業務の実施					

教育文化の向上

マニフェスト
・平成23年度までに生涯学習の年間講座開催回数を1,200回に増やします。(平成18年度 1,100回)

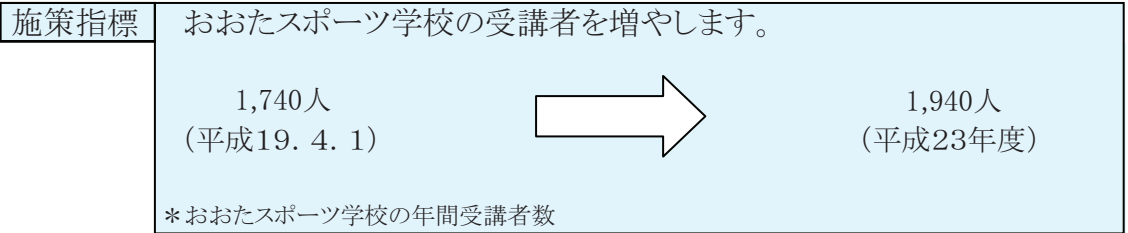
施策名

スポーツの振興

No. 7

平成12年6月に少子化に伴う部活動支援と学校週5日制を踏まえ、スポーツを通じて子ども達の健全な育成を図るため、「おおたスポーツ学校」を開校し、ジュニアスポーツの育成支援を中核事業として、スポーツ教室の開催やジュニアスポーツ強化支援事業などに取り組んできました。

今後は、子どもたちをはじめ、一般市民のスポーツ参加意識が更に増すことも予想されるため、気軽にスポーツを楽しめる環境づくりを行い、広く地域スポーツの普及と健康づくりの推進を図ります。



主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①スポーツ教室開催事業	●				
②ジュニアスポーツ強化育成事業	●				
③健康づくり支援事業	●				

担当課名

おおたスポーツ学校

計画地域

市内全域

施策指標式

●おおたスポーツ学校受講者の推移

年 度	受講者数	対18年度増加率
18年度	1,740人	－
19年度	1,780人	2.3%
20年度	1,820人	4.6%
21年度	1,860人	6.9%
22年度	1,900人	9.2%
23年度	1,940人	11.5%

まちづくりの基本理念	教育文化の向上					
基 本 目 標	生涯学習とスポーツに親しむまちづくり					
施 策 名	スポーツの振興					
内 容	ジュニアスポーツの底辺拡大と子ども達のスポーツ環境の整備拡大を図り、多くの子ども達にスポーツの場を提供します。ジュニア選手の強化体制の確立と推進を図り、将来トップレベルで活躍できる選手・チームの育成に努めます。また、健康づくりやスポーツに気軽に参加できる公開講座を開催します。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①スポーツ教室開催事業	通年のスポーツ教室開講やスポーツ学校の支部開講					
②ジュニアスポーツ強化育成事業	強化大会・合宿・練習会の実施や参加、指導者養成講習会の開催					
将来、全国レベルで活躍できる選手、チームの育成に努める。						
③健康づくり支援事業	スポーツ教室などの開催					
健康、体力づくりのためにスポーツ教室などを開催。生涯スポーツの普及に努める。						

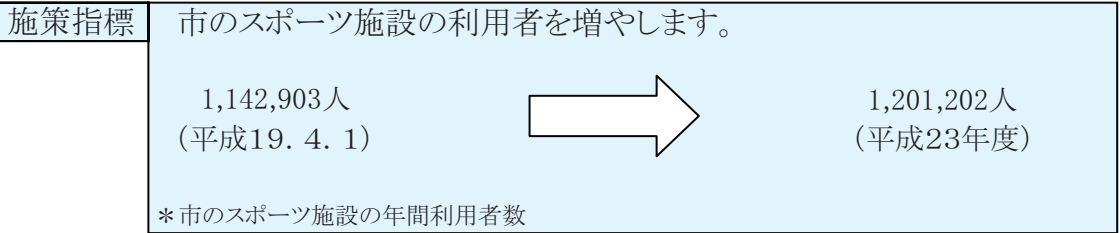
マニフェスト
・平成23年度までにおおたスポーツ学校の年間受講者を1,940人に増やします。 (平成18年度 1,740人)

施策名

スポーツの振興

No. 8

小学生から高齢者まで日常的にスポーツに親しむことで、競技力の向上とともに、スポーツを通じて、生涯健康で明るく充実した生活を送るための施策の強化に努めています。市民が気軽にスポーツに親しめる環境を整備するため、スポーツ施設の改修や設備の充実を進め、利用者の利便性の向上や競技者の競技力向上に努めます。また、市民参加型各種イベントを実施することにより、生涯スポーツの普及、拡大を図ります。



主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①太田スポーツレクリエーション祭開催事業	●				
②上州太田スバルマラソン開催事業	●				
③太田市長旗争奪東日本還暦軟式野球大会開催事業	●				
④スポーツ施設整備事業	●				
⑤サン・スポーツランドテニスコート整備事業	●				

担当課名

スポーツ課

計画地域

市内全域

施策指標式

●スポーツ施設利用者の推移

年 度	利用者数	対17年度増加率
17年度	1,131,587人	－
18年度	1,142,903人	1.0%
19年度	1,154,332人	2.0%
20年度	1,165,875人	3.0%
21年度	1,177,534人	4.1%
22年度	1,189,309人	5.1%
23年度	1,201,202人	6.2%

* 前年度利用者数に対し、1%増をめざす。

まちづくりの基本理念	教育文化の向上					
基 本 目 標	生涯学習とスポーツに親しむまちづくり					
施 策 名	スポーツの振興					
内 容	スポーツ施設の充実と既存施設の改修整備を実施するとともに、競技スポーツの振興、競技力の強化や生涯スポーツの普及、推進に努めます。 体育協会、スポーツ少年団、体育指導委員会などのスポーツ団体の充実、強化に努め、また、ジュニアスポーツ育成のため、各種支援による環境づくりを推進します。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①太田スポーツレクリエーション祭開催事業	年1回毎年実施					
②上州太田スバルマラソン開催事業	年1回毎年実施					
③太田市長旗争奪東日本還暦軟式野球大会開催事業	年1回毎年実施					
④スポーツ施設整備事業	改修工事・耐震診断				園内下水道切替工事	
	(陸上競技場メインスタンドベンチ、アンソーカーレーン、サッカーラグビー場フェンス他)					
⑤サン・スポーツランドテニスコート整備事業	改修工事					

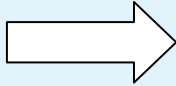
教育文化の向上

マニフェスト
・市の年間スポーツ施設利用者数の対前年比1%増をめざします。

施策名 芸術文化の推進

No. 9

おおた芸術学校は、オーケストラ、合唱、演劇、リトミック科の本科とオーケストラ、合唱、演劇の附属団体の体制で、授業、練習や発表会、定期公演会などの事業を毎年行っています。今後も、児童、生徒に音楽、演劇に接する機会を提供し、授業や練習を通して、情操を養い、個性の伸長を図ります。また、日頃の授業や練習成果を発表会、定期公演会などで披露し、出演する児童生徒を始め、観客の保護者や一般市民の参加を通して、地域の芸術文化の振興を推進し、魅力ある文化都市づくりをめざします。

施策指標	発表会、定期公演会開催時の観客来場者を増やします。		
	2,800人 (平成19. 4. 1)		3,300人 (平成23年度)
	* おおた芸術学校の発表会・定期公演会における年間観客来場者数		

主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①おおた芸術学校本科の授業・発表会	●				
②おおた芸術学校附属団体の練習指導・定期公演会	●				
③自主事業の実施	●				

担当課名 おおた芸術学校
計画地域 市内全域

施策指標式

●芸術学校の構成(平成17年度)

区 分	科 名	生徒数	講師数	年間授業 (練習)日数	発表会 (公演会)	備 考
本 科	オーケストラ科	219人	16人	40日	年1回	オーケストラで使う楽器の基礎を学ぶ。
	合唱科	16人	6人	38日	年1回	合唱曲を通じて歌う楽しさを学ぶ。
	演劇科	43人	3人	38日	年1回	演劇の基礎を学ぶ。
	リトミック科	61人	3人	38日	年1回	音楽や演劇の基礎訓練を学ぶ。
附属団体	ジュネス	69人	8人	45日	年1回	本格的なオーケストラ演奏を行う。
	松ぼっくり	10人	3人	44日	年1回	本格的な演劇活動を行う。
	コールエンジェル	19人	7人	44日	年1回	本格的な合唱演奏を行う。

●芸術学校発表会、定期公演会における観客来場者の推移(単位:人)

区 分	17年度	18年度	19年度	23年度
本科発表会	1,300	1,350	1,400	1,600
附属団体定期公演会	1,400	1,450	1,500	1,700
計	2,700	2,800	2,900	3,300

- * (1) アマチュアオーケストラ・サマーフェスティバル
… 一般の方を対象にした音楽セミナーと最終日の成果発表会
(2) 姉妹都市などの交流親善公演会
… 愛媛県今治市、青森県弘前市で公演会を開催

まちづくりの基本理念	教育文化の向上					
基 本 目 標	芸術と文化を生かしたまちづくり					
施 策 名	芸術文化の推進					
内 容	おおた芸術学校は、放課後小中学校に音楽、演劇クラブがない、または、専門の指導者がいない市内の児童、生徒に対して、専門講師をそろえて市が設立した学校です。学校事業として、児童生徒に音楽、演劇に接する機会を提供して情操を養い、個性の伸長を図るとともに、発表会や定期公演などを通して、地域における芸術文化の振興を推進します。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①おおた芸術学校本科の授業・発表会 児童生徒を対象に、専門講師による基礎を重点に置いたオーケストラ、合唱、演劇、リトミック科の授業を行い、成果を披露する。	毎年実施					(17年度) 観客来場者数 概数1,300人
②おおた芸術学校附属団体の練習指導・定期公演会 オーディションで採用した児童生徒を対象に、専門講師による指導をオーケストラ、合唱、演劇の附属3団体で行い、成果を披露する。	毎年実施					
③自主事業の実施 ・アマチュアオーケストラ・サマーフェスティバル ・姉妹都市などの交流親善公演会 ・ふれあい音楽鑑賞会 他	毎年実施					

教育文化の向上

マニフェスト
・平成23年度までに発表会、定期公演会の年間観客来場者を3,300人に増やします。 (平成18年度 2,800人)

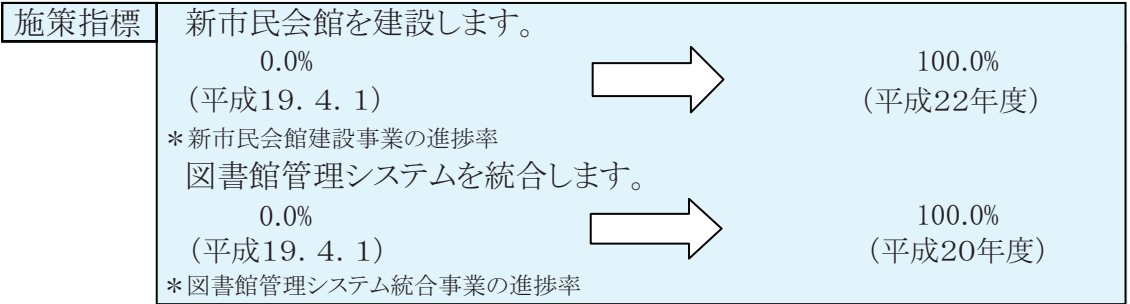
施策名

芸術文化の推進

No. 10

昭和44年に開館した太田市民会館は、芸術文化の振興を図るため、さまざまな事業を実施してきました。この間に、客席、楽屋、ロビー、外壁など一部の改修を行ってきましたが、建物本体や設備の老朽化が進んでいるため、全面的な改修が急がれています。

また、市内図書館の管理システムの統合を図り、利用者への各種サービスの拡充、推進を図ります。



主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①新市民会館建設事業	●				
②芸術文化活動の拠点化	●				
③芸術・芸能鑑賞機会の提供	●				
④芸術文化施設の連携	●				
⑤図書館管理システム統合事業	●				

担当課名

文化課

計画地域

市内全域

施策指標式

- 市民会館の建設
老朽化している市民会館を新築する。
※市民会館建設スケジュール
22年度完成をめざす。
- 図書館システムの統合
各館異なっている図書システムを統合する。
※図書館管理システム統合スケジュール
20年度全館統合を図る。

まちづくりの基本理念	教育文化の向上					
基本目標	芸術と文化を生かしたまちづくり					
施策名	芸術文化の推進					
内 容	市民会館は、老朽化が進行しているため、建設計画を策定し、工事を早急に進めます。また、市民会館、新田文化会館、藪塚本町文化ホールなどの芸術文化施設の連携を図り、地域に根ざした事業を展開します。さらに、市内4図書館管理システムを統合し、図書館サービスの拡充、推進を図ります。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①新市民会館建設事業 建設計画を策定し、工事に着手する。	基本設計	実施設計	建設			
②芸術文化活動の拠点化 新市民会館建設にあわせてリハーサル室などを整備し、発表の場だけではなく、交流、活動の場を提供し、市民の芸術文化活動を支援する。			芸術文化活動の支援			
③芸術・芸能鑑賞機会の提供 身近な施設において、高水準で多彩な鑑賞の機会を提供する。	芸術・芸能鑑賞会の提供					
④芸術文化施設の連携 市民会館、新田文化会館、藪塚本町文化ホールなどの連携を図り、業務協力や役割分担を行う。	各施設の連携など					
⑤図書館管理システム統合事業 旧1市3町の4図書館の管理システムを統合する。	図書館管理システムの一元化					

マニフェスト

- ・新市民会館は、平成22年度の完成をめざします。
- ・平成20年度までに市内図書館の管理システムを統合します。

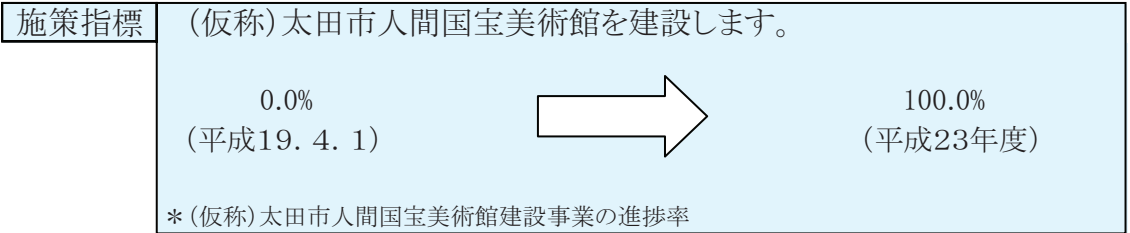
施策名

芸術文化の推進

No. 11

芸術文化に対する要望は、高度化、多様化しています。今後、芸術文化に対する関心は、さらに高まると予想されるため、施策と施設の一層の充実に努めます。また、関係団体や指導者の支援、育成や情報提供の充実などを通して、活動の支援に努めます。

行政自身の文化化により、「ゆとり」「豊かさ」「心地よさ」などを実感できるまちづくりを進めます。



主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①(仮称)太田市人間国宝美術館建設事業	●				
②伝統文化の保護伝承	●				
③文化団体・指導者の育成	●				

担当課名

生涯学習課

計画地域

市内全域

施策指標式

- 芸術文化、生活文化、伝統文化の各分野の振興を図り、新たな施設の整備や既存施設の活用などによる拠点づくり。関係団体の支援・育成などを進めることで地域に根ざした個性ある市民文化の創造に努める。
 - ・市内に在住する重要無形文化財保持者(人間国宝)などの作品を展示するため、「(仮称)太田市人間国宝美術館」の建設を進める。
 - ・美術館を伝統工芸技術の普及啓発や伝承の場所と位置づけ、伝統的な風俗、行事、景観などの保護に努める。
 - ・文化活動を担う各種の文化団体や指導者の育成、支援に努める。

●(仮称)太田市人間国宝美術館の建設スケジュール

年 度	18年度～20年度	21年度	22年度	23年度
進捗率	0.0%	6.9%	62.5%	100.0%

*進捗率は事業費ベースで算定した。

まちづくりの基本理念	教育文化の向上					
基 本 目 標	芸術と文化を生かしたまちづくり					
施 策 名	芸術文化の推進					
内 容	文化振興のため、新たな施設の整備や既存施設の活用などによる拠点づくりや関係団体の支援、育成を図り、地域に根ざした個性ある市民文化の創造に努めます。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①(仮称)太田市人間国宝美術館建設事業 市のシンボルとして作品などを適切に収蔵、管理し、質の高い研究を行い、その成果を地域に還元する市民に開かれた美術館とする。			調査研究	設計・工事		市内に点在する美術関連施設を総括的にコントロールできる中核施設として位置づける。
②伝統文化の保護伝承 美術館を核としたシンポジウムなど、教育普及事業の実施、伝統的な風俗・行事・景観などの保護伝承を行う。						
③文化団体・指導者の育成 社会教育関係団体や文化協会などの指導・育成を図る。						

マニフェスト

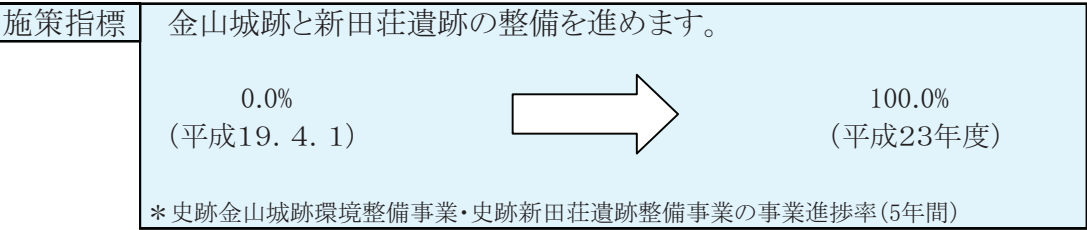
- ・本市に在住する重要無形文化財保持者(人間国宝)などの作品を展示するため、(仮称)太田市人間国宝美術館の建設を進め、平成23年度の開館をめざします。

施策名

文化財の保護・活用

No. 12

本市にある指定文化財及び登録文化財は183件にのぼり、この内、特に金山城跡や新田荘遺跡などの発掘調査、遺跡の公有地化、史跡整備などについて積極的に行うとともに、保護、活用に努め、文化財に対する市民の理解を深めます。



主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①史跡金山城跡環境整備事業	●	○	○		
②史跡金山城跡公有地化事業	●	○	○		
③史跡金山城跡地域活用センター建設事業	●			○	
④史跡金山城跡大手道環境整備事業	●			○	
⑤史跡新田荘遺跡整備事業	●	○	○		
⑥文化財センター建設事業	●				
⑦東照宮社殿修理補助事業	○	○	○		●
⑧世良田祇園屋台保存修理事業	●				

担当課名

文化財課

計画地域

該当地区

施策指標式

● 史跡金山城跡環境整備事業のスケジュール

年度	進捗率	事業内容
19年度	17.2%	発掘調査、歴史的建造物の復元、ガイダンス施設建設
20年度	42.5%	
21年度	48.3%	
22年度	77.0%	発掘調査、歴史的建造物の復元、遺構保護工事など
23年度	100.0%	

* 進捗率は事業費ベースで算定した。

● 史跡新田荘遺跡整備事業のスケジュール

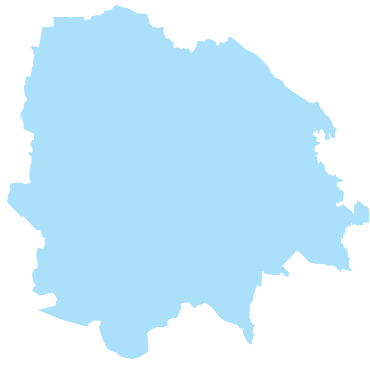
年度	進捗率	事業内容
19年度	17.6%	保存管理計画策定、反町館跡堀整備、江田館跡確認調査
20年度	29.4%	基本構想策定、反町館跡堀整備、江田館跡確認調査、重殿水源周辺整備設計委託
21年度	41.2%	基本計画策定、反町館跡堀整備、江田館跡確認調査、重殿水源周辺整備工事
22年度	70.6%	基本設計委託、重殿水源周辺整備工事など
23年度	100.0%	実施設計委託、確認調査など

* 進捗率は事業費ベースで算定した。

まちづくりの基本理念	教育文化の向上					
基本目標	地域の伝統を守り、育むまちづくり					
施策名	文化財の保護・活用					
内容	国指定史跡である金山城跡、新田荘遺跡の整備や公有地化を図るとともに、保護、活用に努め、文化財に対する市民の理解を深めます。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①史跡金山城跡環境整備事業 発掘調査に基づき、整備事業を推進し、広く市民に公開、活用する。	発掘調査					主要な遺構群の保存管理と、緑豊かな金山自然林の保全を図る。
	歴史的建造物の復元					
	ガイダンス施設建設		遺構保護工事			
②史跡金山城跡公有地化事業 介在する民有地の公有地化を図る。	直接買上げ					
③史跡金山城跡地域活用センター建設事業 ボランティアや市民活動、周辺文化財を巡る拠点として、広く一般に公開、活用する。	建設		外構工事			
④史跡金山城跡大手道環境整備事業 ガイダンス施設、地域活用センターを中心とした城跡を巡る園路などを整備する。	設計・工事	工事				
⑤史跡新田荘遺跡整備事業 市内11箇所の遺跡から構成される史跡新田荘遺跡を、各遺跡の有機的な関連を考慮しながら整備を図る。	保存管理計画策定	基本構想	基本計画	基本設計	実施設計	
	反町館跡堀整備					
	江田館跡確認調査			生品神社周辺整備事業(基本構想)	(基本計画)	
		重殿水源周辺整備設計委託	重殿水源周辺整備工事			
⑥文化財センター建設事業 出土遺物の保管場所を集約する施設を建設する。			基本構想			現在は6ヶ所に分散し保管
⑦東照宮社殿修理補助事業 本殿などの保存修理を行う。		保存修理				
⑧世良田祇園屋台保存修理事業 祇園屋台の保存修理を行う。	保存修理					
	2台	2台	2台			

教育文化の向上

マニフェスト
・金山城跡と新田荘遺跡の整備を積極的に進めます。 ・文化財の保護・活用に努め、その体制整備を行い、市民の文化財に対する理解を深めます。



Ota Rebirth General Plan

(2) 福祉健康の増進



太田市

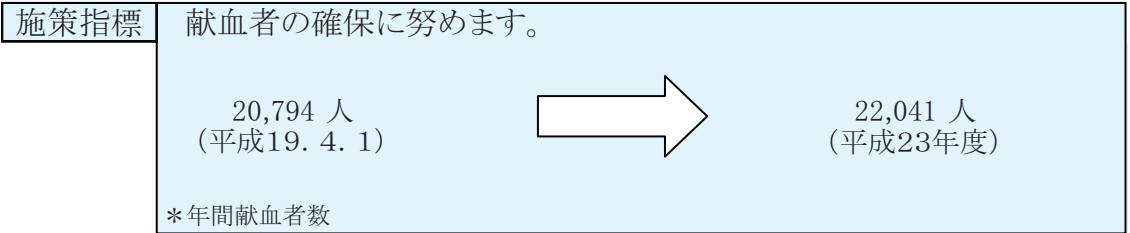
施策名

地域社会福祉づくり

No. 13

日本赤十字社は、災害救助、血液事業、医療事業、救護法の講習会などの活動を行っています。特に血液事業は、24時間体制で医療機関に血液を供給しますが、少子高齢化社会の進展に伴い、安全な血液の確保が困難になることが予想されるため、献血者の確保及び広報活動を一層推進します。

また、民生児童委員は、行政と市民の連絡調整、生活支援、相談業務などの活動をしており、行政からの情報を迅速かつ的確に周知するよう努めます。



主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①赤十字活動の推進	●	○	○		
②民生児童委員活動の充実	●	○	○		

担当課名

社会支援課

計画地域

市内全域

施策指標式

●市内における献血者の推移 (単位:人)			
年 度	15年度	18年度	23年度
献血者数	20,189	20,794	22,041
備 考		対15年度 3%増	対18年度 6%増

*献血ルーム、移動採血者含む。

まちづくりの基本理念	福祉健康の増進					
基 本 目 標	高齢者や障がい者にやさしいまちづくり					
施 策 名	地域社会福祉づくり					
内 容	献血者を確保するため、広報により情報提供し、市民の協力を得て献血事業を推進します。福祉制度については、制度自体が複雑化しているため、民生児童委員に対する研修を行い、広報を活用することで制度の周知、情報の提供を行います。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①赤十字活動の推進 ・市民献血の実施 ・企業への献血依頼	毎年実施					
②民生児童委員活動の充実 地域住民からの社会福祉に関する相談に応じ、支援を行う。	地域の福祉ニーズ把握、制度の情報提供、相談活動など					

福祉健康の増進

マニフェスト
・献血者の確保に努め、平成23年度までに年間献血者を22,041人に増やします。(平成18年度 20,794人) ・福祉制度の周知、情報の提供を推進します。

施策名

障がい者福祉の推進

No. 14

平成17年10月に「障害者自立支援法」が成立しました。この法律は、障がい者の福祉サービス一元化、障がい者が企業などで働くための福祉面からの支援、地域の限られた社会資源を活用するための規制緩和などを目的としています。

市では、この法律に基づき、障がい福祉サービスや地域生活支援事業などの提供体制の確保に関する「障害福祉計画」を策定しましたが、障がい者の地域生活と就労を進め、自立を積極的に支援します。

施策指標

障害福祉計画で定めた項目の達成率を高めます。

主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①障害福祉計画の進捗管理	●	○			
②介護給付	●	○	○		
③訓練等給付	●	○	○		
④地域生活支援事業	●	○	○		

担当課名

福祉課

計画地域

市内全域

施策指標式

- 障害福祉計画
- 国が示す基本指針に則して、障がい福祉サービスや地域生活支援事業を提供する体制の確保に関する次の事項を定めた障害福祉計画を策定する。
- ①障がい福祉サービスなどの必要量の見込み
 - ②障がい福祉サービスなどの見込み量の確保のための方策
 - ③地域生活支援事業の実施体制
 - ④その他必要事項
- 計画は平成19年3月に策定し、3年間を1期とする。

まちづくりの基本理念	福祉健康の増進					
基 本 目 標	高齢者や障がい者にやさしいまちづくり					
施 策 名	障がい者福祉の推進					
内 容	「障害者自立支援法」の施行に伴い、既存の福祉サービスの再構築を図るとともに、「障害者自立支援法」で定められている「障害福祉計画」を第2次太田市障害者福祉計画と整合を図り策定し、その進捗管理を行います。なお、計画は3年間で1期とします。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①障害福祉計画の進捗管理 ・障害福祉計画の進捗管理 ・障害福祉計画の見直し	1期			2期(24年度まで)		計画は18年度策定
②介護給付 居住介護、短期入所、施設入所支援などを行う。	自宅での介助、施設への入所など					
③訓練等給付 自立訓練、就労移行支援などを行う。	リハビリ、就労機会の提供など					
④地域生活支援事業 相談支援、コミュニケーション支援、日常生活用具の給付などを行う。	保護者の相談対応、手話通訳の派遣、用具の給付・貸与など					

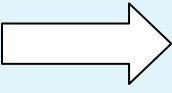
福祉健康の増進

マニフェスト
・障害福祉計画で定めた項目の達成率を高めます。

施策名 障がい者福祉の推進

No. 15

合併後の地域格差を解消するため、在宅重度心身障がい者等デイサービスセンターと地域活動支援センターを建設し、在宅障がい者が社会参加できるように施設整備を図ります。新田地区は、対象施設がないため、重度心身障がい者は在宅を余儀なくされており、重度心身障がい児も養護学校卒業後の受入場所がないため、施設建設を行います。また、藪塚地区の福祉作業所は、「障害者自立支援法」の施行により、地域活動支援センターとして老朽化した施設を新築するとともに、既存施設も地域活動支援センターへの移行を進めます。

施策指標	デイサービスセンター、地域活動支援センターを建設します。 80.0% (平成19. 4. 1)  90.0% (平成23年度)	
	$\text{＊施設整備率} = (\text{建設済デイサービスセンター数} + \text{建設済作業所数}) / (\text{デイサービスセンター計画数} + \text{作業所計画数}) \times 100$	

主な実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①(仮称)新田在宅重度心身障がい者等デイサービスセンター建設事業	●	○			
②藪塚しゅんらん地域活動支援センター建設事業	●	○			

担当課名 福祉事業課
計画地域 新田地区、藪塚地区

施策指標式

●設置計画(地区別)

区分	デイサービスセンター A	福祉作業所 (地域活動支援センター)B	計 C=A+B
太田	1	3	4
尾島	1	1	2
新田	1	1	2
藪塚	1	1	2
計	4	6	10

●設置推移(地区別)

区分	18年度				23年度			
	デイサービスセンター D	福祉作業所 E	計 F=D+E	整備率 F/C×100	デイサービスセンター G	福祉作業所 (地域活動支援センター) H	計 I=G+H	整備率 I/C×100
太田	1	3	4	100.0%	1	3	4	100.0%
尾島	1	1	2	100.0%	1	1	2	100.0%
新田	0	1	1	50.0%	1	1	2	100.0%
藪塚	0	1	1	50.0%	0	1	1	50.0%
計	2	6	8	80.0%	3	6	9	90.0%

＊施設数は年度末の数値。

まちづくりの基本理念	福祉健康の増進					
基本目標	高齢者や障がい者にやさしいまちづくり					
施策名	障がい者福祉の推進					
内 容	合併後の地域格差を解消するため、在宅重度心身障がい者等デイサービスセンターと地域活動支援センターを建設し、在宅障がい者が社会参加できるように施設整備を図ります。また、「障害者自立支援法」の施行に伴い、既存の福祉作業所は、地域活動支援センターへの移行を進めます。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①(仮称)新田在宅重度心身障がい者等デイサービスセンター建設事業 地域間格差を解消するため、未整備地区に施設を建設する。	設計	建設				
②藪塚しゅんらん地域活動支援センター建設事業 老朽化に伴い施設を移転新築する。	建設					

マニフェスト
平成23年度までにデイサービスセンターや福祉作業所(地域活動支援センター)の施設整備率を90.0%まで高めます。(平成18年度 80.0%)

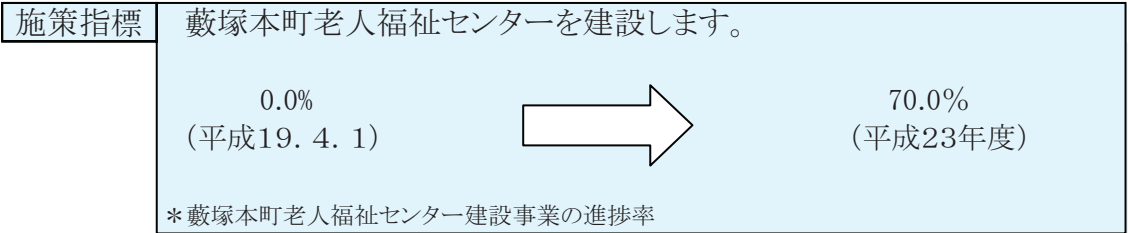
施策名

高齢者福祉の推進

No. 16

本市の高齢者人口は年々増加を続け、平成17年4月1日の高齢化率は16.4%となっています。群馬県平均では平成15年度が19.6%であり、本市は比較的高齢化の進行は遅いと考えられます。しかし、今後も高齢化は進むと推測され、多様化したきめ細かな施策の展開が必要になっています。

このような状況から、ふれあい相談員を中心とした高齢者の自立支援や老朽化した老人福祉センターの施設整備を図り、高齢者の生きがいづくりの場、ふれあいの場としての利用促進を図ります。



主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①藪塚本町老人福祉センター建設事業	●				
②高齢者地域福祉自立支援事業	●				

担当課名

元気おとしより課

計画地域

市内全域

施策指標式

● 藪塚本町老人福祉センターの建設スケジュール

年 度	工 程	進捗率
22年度	基本設計、実施設計	20.0%
23年度	本体工事	70.0%
24年度		100.0%
25年度	開所	

* 進捗率は事業費ベースで算定した。

まちづくりの基本理念	福祉健康の増進					
基 本 目 標	高齢者や障がい者にやさしいまちづくり					
施 策 名	高齢者福祉の推進					
内 容	老朽化した藪塚憩の家(老人福祉センター)の施設整備を図り、いきがいつくりの場、ふれあいつくりの場の利用促進に努めます。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①藪塚本町老人福祉センター建設事業				設計	建設	・建設は2ヶ年の継続事業 ・市所有の土地に建設予定(候補地は未定) ・対象者数3,038人(17.8.1現在) ・ふれあい相談員21人(17年度)
②高齢者地域福祉自立支援事業 特に、ひとり暮らし高齢者を訪問し、安否確認をはじめ、各種相談、情報収集・提供、軽スポーツの普及推進などを行う。	毎年実施 ふれあい相談員(毎年1人増員) 24人	25人	26人	27人	28人	

福祉健康の増進

マニフェスト

- ・藪塚本町老人福祉センターは、平成23年度の着工をめざします。(25年度開所予定)
- ・年々増加するひとり暮らし高齢者などへの社会参加を促進するため、ふれあい相談員の増員を図ります。平成19年度24人以後、各年度ごとに1人ずつ増員し、平成23年度に28人体制をめざします。

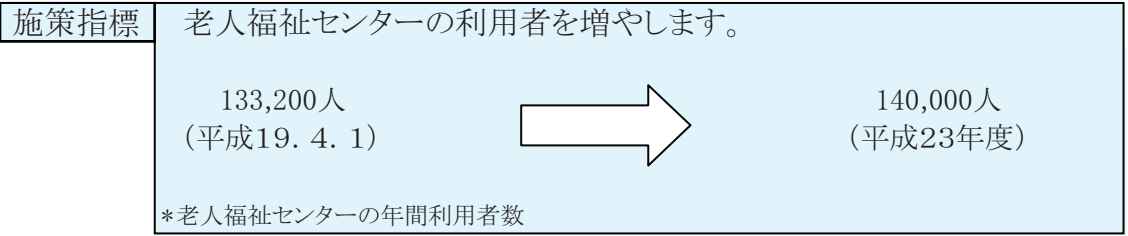
施策名

高齢者福祉の推進

No. 17

人生80年の時代を迎え、社会、経済情勢の変化や福祉ニーズの多様化により、社会参加を望む高齢者が増えています。その一方で、一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加し、孤立化が問題になるなど、高齢者の状況は多様化しています。このような状況から、高齢者施策の重要度は、ますます高まると考えられます。

そこで、高齢者の健康維持や介護予防などの観点から、高齢者の生きがいがいくりの場として利用されている老人福祉センターの利用促進を図り、社会の変化に対応したサービスを提供します。



主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①教養講座の開催	●				
②機能回復訓練機器(健康機器)などの整備・増設	●				

担当課名

高齢者福祉センター担当

計画地域

市内全域

施策指標式

●老人福祉センターの利用推移

年度		16年度	17年度	18年度 (想定)	19年度 (想定)	23年度 (目標)
項目	施設利用者	134,908人	132,674人	133,200人	136,000人	140,000人
	講座等					
	開催数	48回	44回	49回	51回	55回
	参加者	1,976人	1,954人	2,050人	2,100人	2,200人
健康機器の台数		56台	56台	57台	57台	60台

まちづくりの基本理念	福祉健康の増進					
基 本 目 標	高齢者や障がい者にやさしいまちづくり					
施 策 名	高齢者福祉の推進					
内 容	高齢者福祉の健康維持や介護予防を推進し、高齢者の生きがいづくりの場、ふれあいの場として利用されている老人福祉センターの利用促進や施設整備を図ります。また、社会の変化に対応したサービスを提供し、高齢者のニーズに応えられるようにします。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①教養講座の開催	毎年開催(開催回数の増加を図る。)					開催数 参加者
	51回/年 2,100人	52回/年 2,100人	53回/年 2,150人	54回/年 2,150人	55回/年 2,200人	
②機能回復訓練機器(健康機器)などの整備・増設	施設整備(機器の増設を図る。)					機器台数
	57台	58台	58台	59台	60台	

マニフェスト
・平成23年度までに老人福祉センターの年間利用者を140,000人に増やします。 (平成18年度 133,200人)

施策名

生活保障の確保

No. 18

生活保護制度は、憲法の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、最低限度の生活を保障し、その自立を助けることを目的としています。全国的な保護率はバブル崩壊以降、大きく増加傾向をたどっています。

本市は、全国の保護率と比べ下回っていますが、障がい者などの雇用場が少ないため、保護率は上昇傾向にあります。自立を目的とした就労支援などの自立支援事業を行い、稼働年齢層の自立支援を図ります。

施策指標

生活保護者の自立支援を図ります。

主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①就労促進事業		○	○	●	
②自立支援プログラム策定実施推進事業		○	○	●	

担当課名

社会支援課

計画地域

市内全域

施策指標式

- 自立支援プログラム策定実施推進事業
- 生活保護者(就労可能な者)に対する就労指導について、年間プログラムを作成し、自立指導を行う。
- ・個人に対する年間プログラムの作成
 - ・ケースワーカーのハローワークへの同行指導
 - ・家庭訪問指導
 - ・病状調査

まちづくりの基本理念	福祉健康の増進					
基 本 目 標	高齢者や障がい者にやさしいまちづくり					
施 策 名	生活保障の確保					
内 容	生活保護制度は、高齢や病気などにより収入が減少した場合や医療費の支払いが困難で生活に困窮している場合に、国が法律の定めに基づいて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障し、自立を助ける制度です。就労支援などの自立支援事業を行い、稼働年齢層の自立支援を図ります。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①就労促進事業 就職相談など	事業実施					
②自立支援プログラム策定 実施推進事業 就労指導の年間プログラムを作成し、自立指導を行う。 ・個人に対する年間プログラムの作成 ・ケースワーカーのハローワークへの同行指導 ・家庭訪問指導 ・病状調査	事業実施					

マニフェスト
・生活保護自立助長ケースを選定し、その自立支援を促進します。

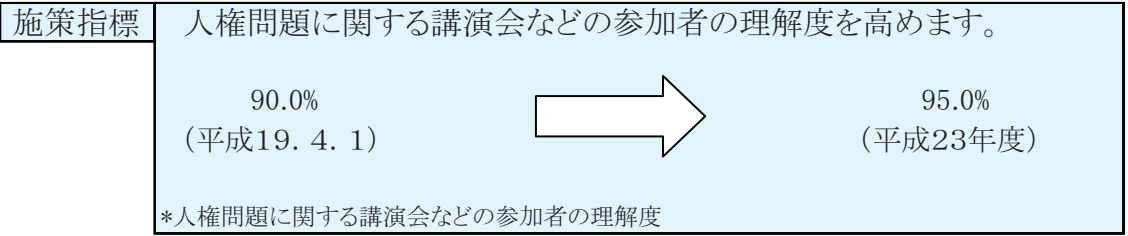
施策名

人権擁護・同和対策

No. 19

同和問題をはじめ女性、子ども、障がい者、高齢者、外国人などの人権問題を解決する施策を実施し、これまで一定の成果をあげてきましたが、差別事象に見られるように、人権についての理解は、いまだ十分なものとは言い難く、心理的差別の解消が残された課題です。

このため、市民一人ひとりが、さまざまな人権問題について正しい認識と理解を深め、人権問題を自分自身の課題として受け止めるとともに、人権問題の解決のために、人権教育の充実と人権啓発活動を進めます。



主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①人権教育・啓発に関する基本計画策定事業	●	○	○		
②人権啓発再委託事業	●	○	○		
③人権相談の実施	●	○	○		
④解放運動団体などとの連携	●	○	○		

担当課名

生活そうだん課

計画地域

市内全域

施策指標式

●人権問題の認識について

人権問題の正しい理解と認識により、市民一人ひとりの人権が尊重され、心豊かに暮らしていける社会の実現をめざして、様々な角度から啓発事業を推進していく。そのため、各種啓発事業（講演会・セミナー・広報活動など）の参加促進を図り、参加者からのアンケート結果等をもとに理解度を把握する。また、定期的に意識調査などを実施して、人権問題の解決につなげていく。

●講演会などの開催状況（平成17年度）

区 分	参加人数	対 象
講 演 会	800人	一般の方
研 修 会	357人	企業関係者、教員、行政関係職員など

まちづくりの基本理念	福祉健康の増進					
基 本 目 標	高齢者や障がい者にやさしいまちづくり					
施 策 名	人権擁護・同和対策					
内 容	人権が尊重される社会をめざし、人権教育・啓発活動を積極的に推進してきましたが、差別事象の残存と、社会の変化にともなう女性、障がい者、高齢者、外国人などに関する新たな人権問題が発生しているため、さらなる人権教育・啓発活動を推進します。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①人権教育・啓発に関する基本計画策定事業 人権が尊重される差別のない社会を実現するための計画を策定し、推進する。	計画策定	計画推進				
②人権啓発再委託事業 講演会、研修会などを実施し、人権問題の正しい知識と人権感覚が身につき定着する教育・啓発活動を行う。	講演会・セミナーの開催、啓発冊子の配布など					教育委員会との連携
	(市民・企業・教職員などを対象)					
③人権相談の実施 人権擁護委員による相談を実施する。	多様な人権侵害に関する相談に対応するための体制整備・運営					法務省との連携
④解放運動団体などとの連携	解放運動団体などの事業に対する協力・支援					

福祉健康の増進

マニフェスト
・人権問題に関する講演会を定期的で開催し、人権問題に関する正しい知識と理解を高めます。

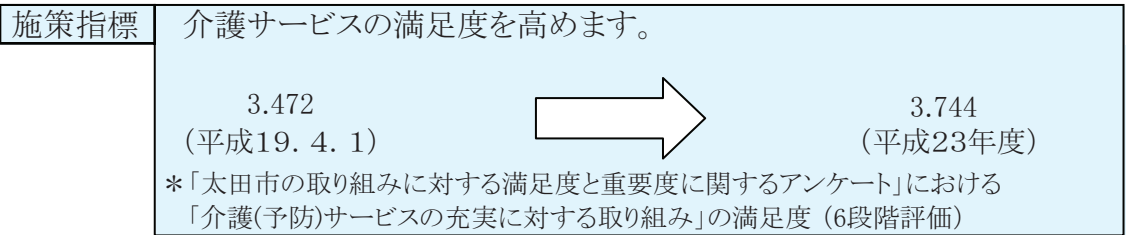
施策名

介護サービスの推進

No. 20

国の将来推計人口によると、高齢化の進行により、平成25年には4人に1人が高齢者になると推計しています。本市においても急速に高齢化が進み、一人暮らしや高齢者のみの世帯の増加などから、要介護可能者の大幅な増加が見込まれます。

介護サービスへの社会的要請に対応するため、保健、福祉、医療、その他の関係機関との連携とともに、介護保険制度の健全運営を基本として、介護予防、介護サービスの充実、介護者への支援、その他の補完サービスを提供します。



主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①介護認定事業	●				
②介護保険サービス事業	●	○	○	○	○
③在宅高齢者生活支援サービス事業	●	○	○		
④地域支援事業	●	○	○	○	○

担当課名

介護サービス課、地域介護支援室

計画地域

市内全域

施策指標式

- 介護サービスの満足度
- 満足度は、第3期介護保険事業計画によるサービスの質の確保・向上等の重点施策に基づくもの。

まちづくりの基本理念	福祉健康の増進					
基 本 目 標	高齢者や障がい者にやさしいまちづくり					
施 策 名	介護サービスの推進					
内 容	健康長寿社会を形成するため、保健、福祉、医療との連携を図り、介護保険制度の健全運営を基本として、介護予防、介護サービスの充実、介護者への支援、その他の補完サービスを提供します。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①介護認定事業	第3期事業計画		第4期事業計画			認定申請一連事務
②介護保険サービス事業 介護保険制度の各種給付	第3期事業計画		第4期事業計画			介護保険給付事務
③在宅高齢者生活支援サービス事業 ・寝具丸洗い乾燥、日常生活用具給付など ・家事援助、短期入所など ・電動ベッドの貸与、介護車両購入費の補助、出張理髪サービスなど	第3期事業計画		第4期事業計画			市独自の支援サービス給付
④地域支援事業 高齢者に対する介護予防、総合相談	第3期事業計画		第4期事業計画			地域包括支援センター設置

福祉健康の増進

マニフェスト
・介護サービスの満足度を高めます。

施策名

国民年金の促進

No. 21

国民年金は、すべての国民が安定した老後生活を送ることができるよう、世代間でお互いに扶助しあう制度です。近年の少子高齢化の進展により、社会保障の根本をなすものとして、重要性がますます高まっています。しかし、中高年の年金への期待感が強くなる反面、若年層に将来への不透明感による無関心、無理解も広がっています。このため、制度への理解と自助努力を促し、制度の普及、適正な個別指導を行い、市民の年金受給権の確保に努めます。

施策指標

国民年金制度の普及と受給権確保に努めます。

主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①国民年金事業		○		●	

担当課名

保険年金課

計画地域

市内全域

施策指標式

- 国民年金について
- ・国民年金における被保険者の異動、保険料の免除などの手続きが適正に運用され、年金加入者の老後をはじめ、障がい者になった場合や生計を維持していた人が死亡した場合にも、所得の保障が図られるように努める。
 - ・広報おおたや市のホームページの活用などにより、制度の周知を徹底し、適正に年金受給権が得られるように努める。

まちづくりの基本理念	福祉健康の増進					
基 本 目 標	高齢者や障がい者にやさしいまちづくり					
施 策 名	国民年金の促進					
内 容	年金受給権確保のために、国民年金制度の適用、免除などの適正化を図るとともに、制度の周知に努めます。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①国民年金事業 年金受給権確保のために、国民年金制度の適用、免除などの適正化を図る。制度の周知に努める。	事業実施					

福祉健康の増進

マニフェスト
・国民年金制度の適正な運営を推進します。

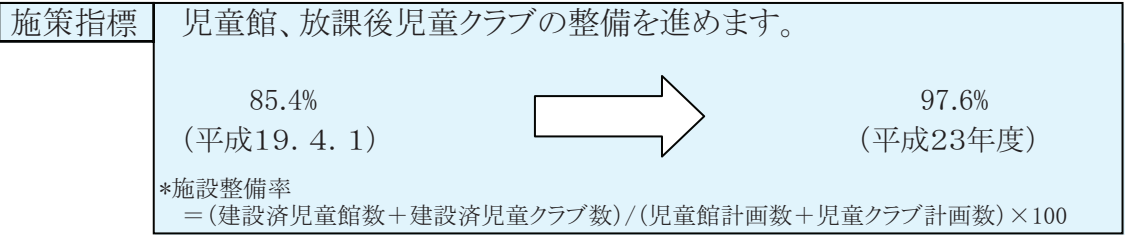
施策名

児童福祉の推進

No. 22

昨今の都市化による地域の再編、少子高齢化の進展などの構造的な要因により、家庭における子どもの養育機能が低下しており、国や地方公共団体、地域社会が親の子育てを支援していく必要性が増しています。

子どもたちが、健康な身体と精神を持ち、個性豊かに成長していくために、児童館や放課後児童クラブの施設整備を行います。



主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①児童館建設事業	●	○	○		
②放課後児童クラブ施設設置改修事業	●	○	○		

担当課名

児童施設担当

計画地域

太田地区、新田地区、藪塚地区

施策指標式

●設置計画(地区別)

(単位:設置数)

区分	児童館 A	放課後児童クラブ B	計 C(=A+B)
太田	9	19	28
尾島	2	2	4
新田	3	3	6
藪塚	1	2	3
計	15	26	41

●設置推移(地区別)

(単位:設置数)

区分	18年度				23年度			
	児童館 D	放課後児童クラブ E	計 F(=D+E)	整備率 F/C×100	児童館 G	放課後児童クラブ H	計 I(=G+H)	整備率 I/C×100
太田	8	17	25	89.3%	9	19	28	100.0%
尾島	2	2	4	100.0%	2	2	4	100.0%
新田	2	2	4	66.7%	3	2	5	83.3%
藪塚	0	2	2	66.7%	1	2	3	100.0%
計	12	23	35	85.4%	15	25	40	97.6%

*施設数は年度末の数値

まちづくりの基本理念	福祉健康の増進					
基本目標	児童福祉の充実と女性の就労環境向上にむけたまちづくり					
施策名	児童福祉の推進					
内 容	児童館は、児童に健全な遊びの場を提供して、その健康を増進し、情操豊かになることを目的としています。地区ごとの児童館設置に向け、未設置地区に順次建設し、老朽化した施設は改築を行います。また、児童クラブを小学校区ごとに、学校敷地内や隣接地に順次設置するとともに、小学校新設、改築などの計画と一体整備で設置します。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①児童館建設事業						
・木崎児童館建設事業(新築)	建設					
・強戸児童館建設事業(新築)		建設				
・藪塚本町児童館建設事業(新築)				設計	建設	建設は23年度
②放課後児童クラブ施設設置改修事業						
・沢野小放課後児童クラブ建設事業(移転)	建設					沢野小と一体整備
・休泊小放課後児童クラブ建設事業(新築)		建設候補地協議・確保		建設		
・毛里田小放課後児童クラブ建設事業(改修)		改修工事				余裕教室を活用予定
・鳥之郷小放課後児童クラブ建設事業(移転)			建設			鳥之郷小と一体整備
・藪塚本町小放課後児童クラブ建設事業(新築)			建設			藪塚本町小と一体整備

福祉健康の増進

マニフェスト

- ・未設置地区に児童館を建設し、平成23年度までに市内全体で15館に増やします。(平成18年度 12館)
- ・木崎児童館は平成20年4月、強戸児童館は平成21年4月、藪塚本町児童館は平成24年4月の開館をめざします。
- ・小学校区ごとに放課後児童クラブを学校敷地内や隣接地に順次設置し、平成23年度までに市内全体で25館に増やします。小学校新設・改築などの計画と一体整備で放課後児童クラブを設置します。

施策名

母子福祉の推進

No. 23

既婚女性の職場進出や核家族化による少子化の進行、留守家庭児童の増加に加え、近年は離婚などによる母子家庭も増加しています。このような社会情勢の中、児童をとりまく生活環境の低下が憂慮されています。

そこで、子育てと就労の両立支援、子育て家庭における経済的負担の軽減などを図り、安心して子どもを生み育てる環境を整えます。

施策指標

母子家庭の自立を支援します。

20人
(平成19. 4. 1)

➡

25人
(平成23年度)

*「自立支援教育訓練給付金」と「高等技能訓練促進費」の年間支給者数

主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①児童扶養手当の支給	●			○	
②太田市母子会補助金の充実	●				
③母子生活支援施設の入所支援	●			○	
④自立支援教育訓練給付事業	●			○	
⑤高等技能訓練促進費給付事業	●			○	

担当課名

子ども課

計画地域

市内全域

施策指標式

- 自立支援教育訓練給付事業
就職やキャリアアップのために、あらかじめ指定されている教育訓練講座を受講した場合、受講に要した経費の40％(8,001円以上20万円以下)が支給される事業。
- 高等技能訓練促進費給付事業
資格取得のため、2年以上養成機関などで修業する場合に技能訓練期間の最後の1／3の期間について、生活の負担の軽減を図るため、月額10万3千円(12ヶ月を限度)が支給される事業。
対象資格は看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士など。
- 自立支援教育訓練給付事業・高等技能訓練促進費給付事業における支給者の推移

(単位:人)

制度名	16年度	17年度	18年度	23年度
自立支援教育訓練給付事業	3	15	15	20
高等技能訓練促進費給付事業	2	1	5	5
計	5	16	20	25

まちづくりの基本理念	福祉健康の増進					
基 本 目 標	児童福祉の充実と女性の就労環境向上にむけたまちづくり					
施 策 名	母子福祉の推進					
内 容	離婚などによる母子家庭の増加に伴い、子育てと就労の両立支援を図り、安心して子どもを生み育てることのできる環境を整えます。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①児童扶養手当の支給 母子家庭の子どもを対象に、原則として18歳到達年度の末日まで手当を支給する。	手当支給					
②太田市母子会補助金の充実 母子家庭福祉向上のため、補助金を支給する。	補助金の支出					
③母子生活支援施設の入所支援 母子世帯の自立を促進するため、母子生活支援施設で各種指導を行う。	入所による自立支援					
④自立支援教育訓練給付事業 キャリアアップのために、指定された講座を受講した場合、経費の一部を補助する。	給付金の支給					
⑤高等技能訓練促進費給付事業 就業のための資格取得をめざす人を対象に、一定期間訓練促進費を支給する。	促進費の支給					

マニフェスト

- ・母子家庭への経済的支援や就労支援により自立の促進を図ります。
- ・「自立支援教育訓練給付金」と「高等技能訓練促進費」の年間支給者を平成23年度までに25人に増やします。(平成18年度 20人)

施策名

健康の増進

No. 24

市民が健康寿命を延ばし、健やかで生活できる元気な社会を築くためには、疾病の早期発見、治療にとどまらず、健康増進を強化し、疾病を予防する「一次予防」に重点を置く必要があります。そのために、各保健センターを拠点とし、保健、医療、福祉の連携による健康意識の高揚を図り、乳児期から高齢期までの健康づくり支援を積極的に推進します。また、保健施設の整備充実を図るとともに、救急医療体制を充実させるため、救急医療施設を整備します。

施策指標	救急医療施設の整備を進めます。
------	-----------------

主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①健康教育・相談事業	●				
②「健康おおた21」策定事業	●				
③救急医療対策助成事業	●				
④救急医療施設整備事業	●				

担当課名

健康づくり課

計画地域

市内全域

施策指標式

●救急医療施設の整備スケジュール

年度	実施内容
19年度	用地調整
20年度	用地調整、基本計画調査
21年度	用地調整、基本計画策定
22年度	用地取得
23年度	実施計画策定

まちづくりの基本理念	福祉健康の増進					
基 本 目 標	市民の健康づくりと地域医療の充実による安心のまちづくり					
施 策 名	健康の増進					
内 容	各保健センターを拠点とし、「がん」「循環器病」「糖尿病」「栄養・食生活」「歯の健康」などを中心に保健、医療、福祉の連携による健康意識の高揚を図り、乳児期から高齢期までの健康づくり支援を積極的に推進します。また、保健施設、救急医療体制の充実に努め、市民の健康の安全性を確保します。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①健康教育・相談事業 生活習慣病の予防や健康に関する正しい知識の普及を図り、地域ぐるみで健康意識が高まるよう、健康推進員など、地域における指導者の育成・確保に努める。	各種健康相談、健康教室、講演会、訪問指導など					
②「健康おおた21」策定事業 総合的な健康づくりの方策について、策定委員会を設置し、計画を策定、推進する。	策定	推進				
③救急医療対策助成事業 民間病院における夜間、休日診療に対する補助を行う。	補助金支出					
④救急医療施設整備事業 救急医療体制の充実を図るため、施設の整備を行う。	用地調整			用地取得		
		基本計画調査	基本計画策定		実施計画策定	

福祉健康の増進

マニフェスト

・救急医療施設の整備を進めます。

施策名

医療の充実

No. 25

老人医療制度は、平成14年の制度改正により、老人保健の対象年齢が75歳に引き上げられました。これに伴い、医療機関における窓口支払いは、所得に応じた定率の自己負担になり、高額医療費制度の対象範囲も拡大しました。老人の健康保持には欠かせない制度ですが、対象者が激増する状況であるため、持続可能な制度として平成18年度に改正を行いました。また、乳幼児や重度心身障がい者、母子や父子家庭への福祉医療費の助成制度は、該当者の申請漏れがないよう制度の周知が求められており、制度の適正な運営を推進します。

施策指標

医療制度の周知に努め、適正な助成を行います。

主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①老人保健事業(後期高齢者医療制度)	●	○	○	○	○
②福祉医療事業	●	○			

担当課名

保険年金課

計画地域

市内全域

施策指標式

●後期高齢者医療制度

老人医療制度は、平成18年度に県を単位として市町村が広域連合を組織し、被保険者が保険料を負担して安定的な財源を確保した上で、持続的運営を図るため制度改正を行った。改正後の制度は、平成20年度から実施し、市においてもこの制度が円滑に運営できるように推進する。

●適正な保険資格の把握

種別	所得調査	世帯調査	備 考
老人保健 (後期高齢者 医療制度)	年1回 (更新)	年1回 (更新)	一定以上の所得者把握 70歳以上の同一世帯員と所得の把握
	月ごと	月ごと	住所異動者や新規資格取得者の把握
福祉医療	年1回 (更新)	年1回 (更新)	受給資格の更新 課税、非課税世帯の把握 制度対象外世帯の把握
	月ごと	月ごと	所得に応じた県単・市単の区分 住所異動者や新規資格取得者の把握

まちづくりの基本理念	福祉健康の増進					
基 本 目 標	市民の健康づくりと地域医療の充実による安心のまちづくり					
施 策 名	医療の充実					
内 容	老人医療制度は、老人の健康を保持し、今後も持続可能な制度とするため、平成18年度に制度改正を行いました。改正後は、後期高齢者医療制度として平成20年度から実施します。また、乳幼児などの医療費の自己負担を助成し、健康保持を支援します。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①老人保健事業 （後期高齢者医療制度） 20年度からは、後期高齢者医療制度として、県内の市町村が広域連合を形成して実施する。	事業実施	後期高齢者医療制度として事業実施				
②福祉医療事業 乳幼児、重度心身障がい者、母子家庭の母と子及び父子家庭の父と子の健康管理のため、医療費などの自己負担費用を福祉医療費として支給する。	事業実施					

福祉健康の増進

マニフェスト
・適正な医療費支出を確保するために、保険資格の的確な把握を行います。 ・該当者の申告漏れを防止するために、制度の周知を行います。

施策名

国民健康保険の推進

No. 26

国民健康保険は、不況によるリストラや高齢化の進展に伴い、加入者が増加し、医療費も年々増加の傾向を示しています。こうしたことにより、事業運営を取り巻く状況も非常に厳しいものとなっており、増加している滞納者への対策や外国人に対する適正な資格管理なども重要な課題となっています。したがって、これらの状況を踏まえ、保険資格や事業推進における医療費の適正化に努めるなど、制度の適正な運営を推進します。

施策指標

国民健康保険資格の適用の適正化に努めます。

主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①国民健康保険事業	●	○	○	○	○

担当課名

保険年金課

計画地域

市内全域

施策指標式

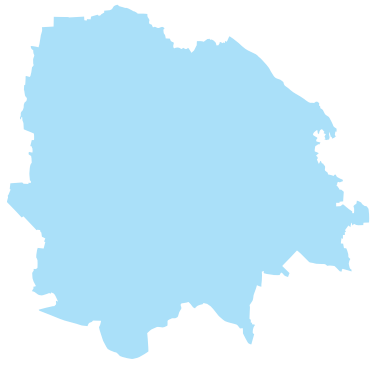
- 国民健康保険について
- ・国民健康保険資格の適用の適正化を図ることにより、適正な医療費支出を確保する。
 - ・制度の周知を徹底し、適正な医療費支出に努める。
 - ・保健事業を推進し、生活習慣病の予防など市民の健康維持増進を図る。

●本市における国民健康保険の状況

区 分	16年度	17年度
加入世帯数(世帯)	38,537	39,589
被保険者数(人)	79,976	80,826

まちづくりの基本理念	福祉健康の増進					
基本目標	市民の健康づくりと地域医療の充実による安心のまちづくり					
施策名	国民健康保険の推進					
内 容	国民健康保険資格の適用において、適正化を図るとともに、制度の周知に努め、適正な制度の運営を推進します。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①国民健康保険事業 ・療養費の給付 ・高額療養費の給付 ・出産育児一時金の支給 ・葬祭費の支給 ・人間ドック検診費の助成 ・各種保健事業	事業実施					

マニフェスト
・適正な医療費支出を確保するため、国民健康保険資格の適用の適正化を図るとともに、制度の周知に努めます。 ・健康保持に対する啓発に努め、医療費の適正化を図ります。



Ota Rebirth General Plan

(3) 生活環境の整備

施策名

環境政策の推進

No. 27

地球温暖化に代表される地球規模の環境問題に対応が求められています。そのため、環境負荷の低減を図り、人と自然が共存できる環境にやさしいまちづくりを積極的に推進します。環境基本条例の理念に基づき、水・生物などの自然環境の保全と活用により、自然との共生を推進し、省資源・省エネルギーで廃棄物を可能な限り少なくする循環型社会の実現に向けた取組みを、市民・事業者・行政の三位一体で行います。

施策指標

CO₂(二酸化炭素)排出量を1,665トン削減します。

* 太陽光発電システム導入促進事業による新規CO₂削減量(5年間)

主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①環境基本計画の推進	●				
②新田地域湧水地保全整備事業	●				
③太陽光発電システム導入促進事業	●				
④環境フェアの開催	○				●

担当課名

環境政策課

計画地域

市内全域

施策指標式

●太陽光発電システム導入促進事業

太陽エネルギーは、環境にやさしく再生可能な自然エネルギーであるため、21世紀の夢のエネルギーとして、大きな期待が寄せられている。地球温暖化の一因とされる温室効果ガスの中でも、6割強を占めるとされるCO₂を削減するため、太陽光発電システムを設置した市民へ奨励金を支給するなど、太陽光エネルギーの利用を促進する。

●新規CO₂削減量(5年間)

4,000Kwh／年

×

150軒／年

×

5年

×

0.555

=

1,665,000kg

=

1,665t

(1軒当たりの太陽光発電電量) (導入見込み軒数) (CO₂排出係数) (5年間のCO₂削減量)

まちづくりの基本理念	生活環境の整備					
基 本 目 標	自然と人が共生できるまちづくり					
施 策 名	環境政策の推進					
内 容	環境基本計画に基づく施策を推進することで、自然環境の保全を図ります。また、地球温暖化を防止するため、太陽光エネルギーの利用を促進し、CO ₂ の削減を継続的に行います。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①環境基本計画の推進 18年度に環境の保全・創造などを目的に策定した計画の施策に基づき、市全体で取り組む。	環境基本計画の進捗状況の管理・把握					
②新田地域湧水地保全整備事業 新田地域の湧水地について保全整備を図る。	調査					
③太陽光発電システム導入促進事業 太陽光発電システム導入に対し、奨励金を支給する。	奨励金支給					
④環境フェアの開催 環境保全に向けた啓発事業の一環として開催する。	毎年開催					

マニフェスト
・太陽光エネルギーの利用を促進し、CO ₂ を1,665トン削減します。

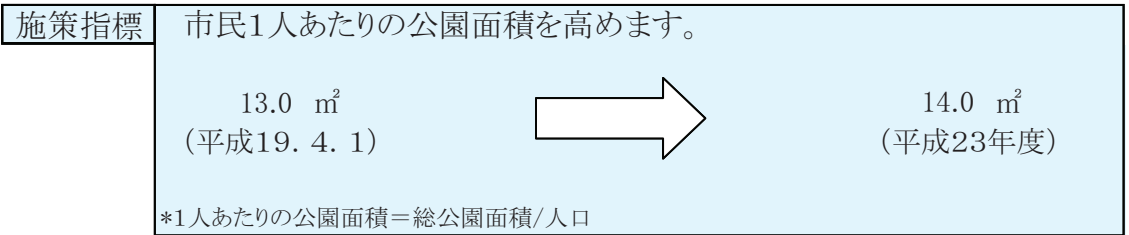
施策名

公園・緑地の整備

No. 28

公園・緑地は、快適な住環境の創造やスポーツ・レクリエーションの場、また、災害時における避難の場として欠かすことのできないものです。利用者ニーズに対応した既設公園の再整備（リメイク）や歴史的、文化的資産を次世代に引き継ぐため、魅力ある公園・緑地の整備を積極的に推進します。

また、公共施設などに花と緑のある土地利用を推進するとともに、市民の連帯感を育みながら花の名所づくりを推進し、地域の活性化を図ります。



主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①緑の基本計画策定事業	●				
②住区基幹公園整備事業(リメイク)	●			○	
③東本町2号公園整備事業	●			○	
④花いっぱい運動・街路緑化	●				

担当課名

花と緑の推進課

計画地域

市内全域

施策指標式

●1人あたりの公園面積の推移

区 分	18年度末 (現状値)	23年度末 (目標値)
人 口 (A)	214,000人	216,100人
総公園面積 (B)	281ha	320ha
1人あたりの公園面積 (B)×10000/(A)	13m ²	14m ²

*人口は2005年国勢調査に基づく推計値

まちづくりの基本理念	生活環境の整備					
基 本 目 標	自然と人が共生できるまちづくり					
施 策 名	公園・緑地の整備					
内 容	歩いていける公園の充実を図るため、利用者の要望や高齢社会の進展などにより、レクリエーション施設設置の要望を取り入れた公園整備(リメイクを含む)を行います。花いっぱい運動は、心に潤いを与える効果があることから、市民参加を得て実施します。街路緑化は、良好な景観形成や騒音を抑えたり、排気ガスを浄化する機能があるので、フラワーロード整備や枯木撤去、補植などを行います。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①緑の基本計画策定事業 旧1市3町の異なる計画を統一する。		アンケート	策定	推進		都市計画マスタープランとの整合性を図る。
②住区基幹公園整備事業 (リメイク) ・既設公園整備 ・緑化重点地区公園		上耕地公園	宝町東公園	宝町北公園	末広公園	
		木崎地区の公園				
③東本町2号公園整備事業 (仮称)ものづくり教育研究施設の建設で廃止となる本町公園の代替公園として新設する。	工事					
④花いっぱい運動・街路緑化 ・花苗植付け ・フラワーロード、街路樹補植	毎年春秋植付け					
	毎年補植					

生活環境の整備

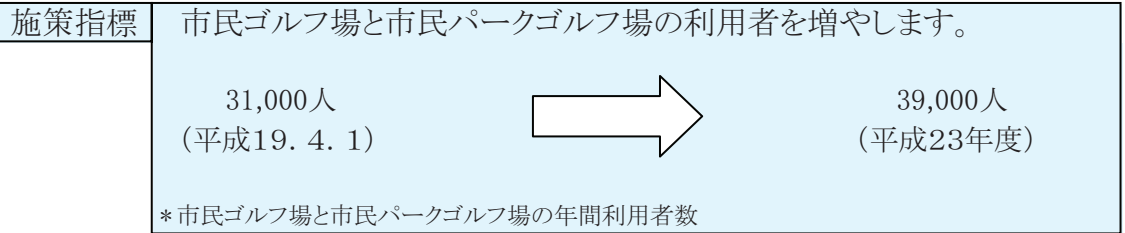
マニフェスト
・平成23年度までに市民1人あたりの公園面積を14.0㎡まで高めます。(平成18年度 13.0㎡) ・公園整備(リメイクを含む)は、緊急性や必要性を考慮して行います。 ・花いっぱい運動は、年2回の花苗植付け、フラワーロード整備や街路樹の補植を適宜行います。

施策名

公園・緑地の整備

No. 29

市民ゴルフ場は、平成13年度に県企業局から経営移譲を受けましたが、ここ最近、利用者は減少傾向にあります。現在、この市民ゴルフ場を核として、太田市北部を流れる渡良瀬川の河川緑地を利用した多目的なスポーツレクリエーション施設への改造整備を進めています。ジュニアサッカーコートは、平成16年度に併設工事に着手し、平成17年度秋のジュニアサッカー大会でオープンする運びとなりました。今後においても、ジョギング・ウォーキングコースの整備を行い、公園・緑地の適切な維持管理に努めながら、水と緑あふれる憩いの場の提供を図ります。



主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①ジョギング・ウォーキングコース整備事業	●				

担当課名

渡良瀬緑地課

計画地域

渡良瀬川河川緑地

施策指標式

●市民ゴルフ場、市民パークゴルフ場の市民利用者の推移
(単位: 人)

施設名	年度等	利用者数	
		18年度	23年度
市民ゴルフ場		16,000	15,000
市民パークゴルフ場		15,000	24,000
計		31,000	39,000

まちづくりの基本理念	生活環境の整備					
基本目標	自然と人が共生できるまちづくり					
施策名	公園・緑地の整備					
内容	市民ゴルフ場を多目的なスポーツレクリエーション施設として、計画的な改造整備を進め、水と緑あふれる憩いの場を提供します。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①ジョギング・ウォーキング コース整備事業				設計 工事 →	利用開始 →	
・ジュニアサッカーコート	17年度から利用開始					
・市民ふれあい開放日	17年度から毎月第1・第3土・日曜日実施					
・ゴルフ場の8ホール化	18年度から実施					
・第2パークゴルフ場	19年度から利用開始					

マニフェスト

- ・平成23年度までに市民ゴルフ場と市民パークゴルフ場の年間利用者を39,000人に増やします。
(平成18年度 31,000人)

施策名

公園・緑地の整備

No. 30

緑豊かな自然と人が共生できるまちづくりをめざし、市民要望の高い安全で快適な施設を提供するため、公園施設、都市緑地施設、ちびっこ広場、街路樹、スポーツ施設などの維持管理業務を積極的に行います。

また、行政管理公社との連携や業務の効率化を図り、市民要望などにも迅速に対応しながら、施策事業を推進します。

施策指標

公園やスポーツ施設などを定期的に整備します。

主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①各施設のゴミ清掃回収、剪定、除草・殺虫剤散布、除草芝刈り、施設補修事業	●				

担当課名

事業管理課

計画地域

各施設設置箇所

施策指標式

●維持管理対象施設の状況

対 象 施 設	整 備 箇 所
公園、都市緑化施設、ちびっこ広場、街路樹など	372ヶ所
スポーツ施設	13ヶ所

まちづくりの基本理念	生活環境の整備					
基 本 目 標	自然と人が共生できるまちづくり					
施 策 名	公園・緑地の整備					
内 容	公園施設、都市緑地施設、ちびっこ広場、街路樹、スポーツ施設などで、利用者が快適に過ごすことができるよう、市民満足度や環境に配慮しながら安全第一の維持管理を推進し、管理経費の縮減を図ります。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①各施設のゴミ清掃回収、剪定、除草・殺虫剤散布、除草芝刈り、施設補修事業	事業実施					時期に応じて事業実施

マニフェスト

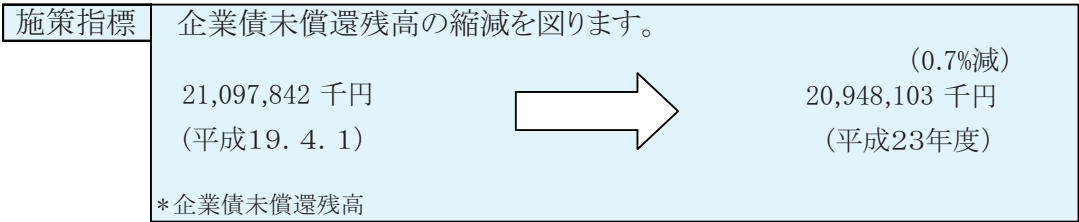
- ・安全で快適な施設を提供するため、公園やスポーツ施設などを定期的に整備します。

施策名

上水道の整備

No. 31

水道局では経営基盤の強化を図るため、企業債未償還残高の縮減に努めます。縮減にあたり、毎年度の企業債借入額は、企業債元金償還額の範囲内にて借入を行います。企業債未償還残高とは、水道局などの地方公営企業が行う建設改良事業などに要する資金に充てるために起こす地方債(長期借入金)の償還が終了していない借入金の元金合計額を言いますが、借入金元金の合計額を縮減し、経営の効率化を図ります。



主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①企業債未償還元金の償還		●		○	

担当課名

水道総務課

計画地域

給水区域

施策指標式

●企業債借入額の推移

(単位:千円)

区 分	企業債借入額	元金償還額	年度末未償還元金	対18年度比
18年度	743,900	814,387	21,097,842	
19年度	850,000	894,587	21,053,255	0.2% 減
20年度	950,000	970,946	21,032,309	0.3% 減
21年度	1,000,000	1,042,441	20,989,868	0.5% 減
22年度	1,050,000	1,062,382	20,977,486	0.6% 減
23年度	1,050,000	1,079,383	20,948,103	0.7% 減

生活環境の整備

マニフェスト

- ・平成23年度までに企業債未償還残高を20,948,103千円に縮減します。(平成18年度 21,097,842千円)
※149,739千円減、対18年度比0.7%減

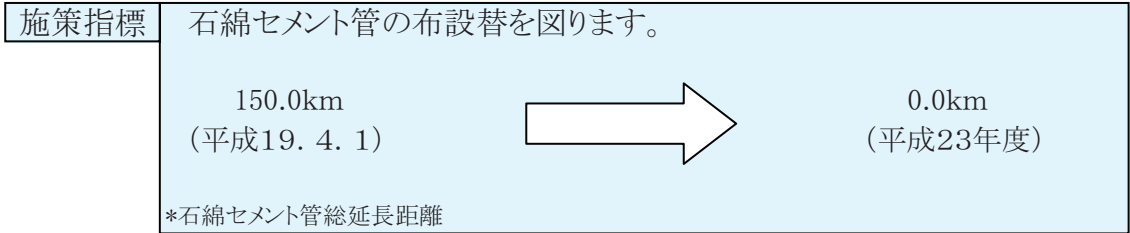
施策名

上水道の整備

No. 32

配水管網の整備や老朽施設の更新を進め、水資源の有効利用を図り、安全で安定した水の供給を行います。

現在、配水管の一部に使用されている石綿セメント管については、厚生労働省は世界保健機関（WHO）の飲料水水質ガイドラインにおいても健康影響の観点から、ガイドライン値を定める必要がないとしています。しかしながら、強度が弱く、漏水を起こしやすいことや地震に弱いことから、布設替を推進し、安定した水道水の供給施策を進めます。



主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①水道施設整備改修事業	●				
②石綿セメント管布設替更新事業	●			○	

担当課名

工務課

計画地域

給水区域

施策指標式

●水道施設の整備改修について

給水区域全体の施設整備改修計画を新たに作成し、計画的な整備を進める。

●石綿セメント管布設替の推移

(単位:km)

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
石綿管総延長距離	150	120	90	60	30	0
布設替延長距離	20	30	30	30	30	30
更新率	0.0%	20.0%	40.0%	60.0%	80.0%	100.0%

まちづくりの基本理念	生活環境の整備					
基 本 目 標	快適で質の高い生活環境を創出するまちづくり					
施 策 名	上水道の整備(施設・配水管の整備)					
内 容	配水管網の整備や老朽施設の更新、石綿セメント管の布設替を推進し、安定した水道水の供給施策を進めます。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①水道施設整備改修事業 配水管網の整備や老朽施設の更新を行う。	毎年設計施工					(ダクタイル鋳鉄管) 強度と耐食性に優れる。地震にも強く、施工も容易とされる。
②石綿セメント管布設替更新事業 石綿セメント管をダクタイル鋳鉄管に布設替を行う。	毎年設計施工					
※新市水道事業詳細実施計画に基づき実施						

生活環境の整備

マニフェスト
・平成23年度までに石綿セメント管の布設替を完了します。(平成18年度 150.0km)

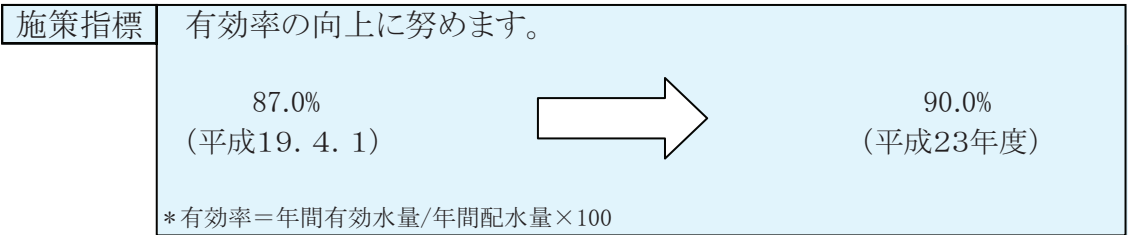
施策名

上水道の整備

No. 33

人が生活していくうえで、水は必要不可欠な資源です。近年、地球規模で水不足や水質悪化が深刻化しており、限りある水資源を大切に使うことが必要になっています。そこで貴重な水資源の有効活用を図るため、漏水により有効に使用されることのない無効水量の抑制に努めます。

有効率と有収率の向上をめざし、貴重な水資源の有効活用を図り、水道事業の経営効率化に努めます。



主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①漏水防止対策事業(漏水調査)	●				

担当課名

給水課

計画地域

給水区域

施策指標式

●有効率・有収率の推移

年 度	有効率	有収率
18年度	87.0%	86.0%
19年度	87.0%	86.0%
20年度	88.0%	87.0%
21年度	88.0%	87.0%
22年度	89.0%	87.0%
23年度	90.0%	88.0%

※有効率 有効水量(㎡/年)÷配水量(㎡/年)×100
水道局が送り出す水量(配水量)に対し、有効に利用され使用目的がはっきりしている水量(有効水量)の割合。漏水などが多いと有効率は低くなる。

※有収率 有収水量(㎡/年)÷配水量(㎡/年)×100
配水量に対し、収入のあった水量(有収水量)の割合。

まちづくりの基本理念	生活環境の整備					
基 本 目 標	快適で質の高い生活環境を創出するまちづくり					
施 策 名	上水道の整備(給水の効率化)					
内 容	貴重な水資源の有効活用を図るとともに、経営の効率化を推進するため、漏水防止の強化に努めます。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①漏水防止対策事業 (漏水調査) 毎年1/4地区を計画的に 実施し、また老朽管や漏水 の多い地区も取り込み、実 施する。 ※新市水道事業詳細実施 計画に基づき実施	漏水調査					

生活環境の整備

マニフェスト
・貴重な水資源の有効活用を図ります。 ・平成23年度までに有効率を90.0%まで高めます。(平成18年度 87.0%) ・平成23年度までに有収率を88.0%まで高めます。(平成18年度 86.0%)

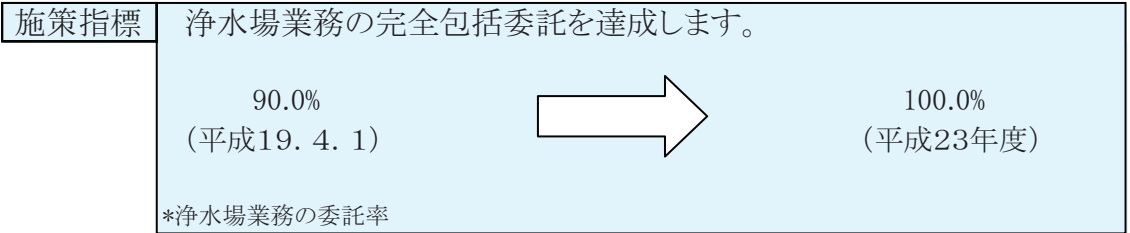
施策名

上水道の整備

No. 34

近年、ミネラルウォーターの消費量の増大や家庭用浄水器の普及など、ライフスタイルの変化に伴い、水質に対するニーズがより高度化し、安全で良質な水への関心が高まっています。

水道事業では水づくりにおいて、専門技術者による適切な浄水処理と水質管理を行い、安全で良質な水の供給に努めるとともに、維持管理の効率化、合理化を進めるため、浄水場の業務委託を推進します。



主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①浄水場業務における包括委託の推進	●				

担当課名

水づくり課

計画地域

浄水施設

施策指標式

●業務委託の推移

年 度	委 託 内 容
14年度	平日の夜間、土、日、祭日24時間の運転維持管理委託を年間を通して行う。 14年度は人員の配置のみ。
15年度	電気設備、計装設備等の点検などを委託。
16年度	処理工程の水質検査、使用薬品の購入。
17年度	合併による範囲の拡大。(新田・藪塚受水場、南前小屋浄水場)
18年度 ～ 23年度	取水口、水源地から配水場までの導水・送水管の委託、水質検査の増加分、樹木管理、 電気量・料金の管理などを追加委託。

生活環境の整備

マニフェスト

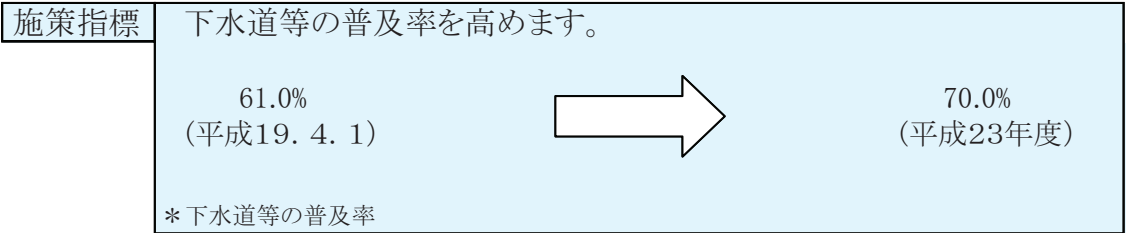
- ・浄水場の維持管理業務委託を推進し、委託率を100%まで高め、完全包括委託を達成します。
(平成18年度 90.0%)

施策名

下水道等の整備

No. 35

下水道等は、居住環境の改善や公衆衛生の向上など、安全で快適な生活を確保するための基盤施設であるとともに、河川の水質環境の保全にも不可欠な施設です。市民満足度調査などでも重要であるとの指摘がされており、毎年普及率の向上に向けて、事業を推進しています。整備の手法も地域の特性などに応じて対応し、今後も費用対効果を考慮に入れながら、事業を展開していきます。



主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①流域下水道建設負担金	●	○			
②公共下水道管渠整備事業	●	○	○		
③浄化槽市町村整備推進事業	●	○	○		
④前小屋地区農業集落排水事業	●	○	○		
⑤浄化センター汚泥処理施設統合事業	●			○	
⑥合流式下水道緊急改善事業	●			○	
⑦浄化槽設置整備事業	●	○	○		
⑧コミュニティ・プラント管路施設修繕事業	●				
⑨公共下水道機械設備改修事業	●			○	
⑩コミュニティ・プラント機械設備改修事業	●				

担当課名

下水道総務課、下水道整備課、下水道施設課

計画地域

市内全域

施策指標式

●下水道等普及率の推移

(単位:人)

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
住 基 人 口 (A)	209,700	210,200	210,700	211,200	211,700	211,900
整備内人口 (B)	127,920	134,480	138,089	141,656	145,037	148,392
普 及 率 (B/A)	61.0%	64.0%	65.5%	67.1%	68.5%	70.0%

まちづくりの基本理念	生活環境の整備					
基 本 目 標	快適で質の高い生活環境を創出するまちづくり					
施 策 名	下水道等の整備					
内 容	流域関連公共下水道事業、単独公共下水道、農業集落排水事業、浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業を地域の特性に応じて推進します。また、施設の効率的な運営に努めます。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①流域下水道建設負担金	県が実施する新田、西邑楽処理区の処理場、幹線管渠建設費の負担					
②公共下水道管渠整備事業	管渠整備					
③浄化槽市町村整備推進事業	只上、花香塚地区等に高度処理型合併浄化槽を設置					
④前小屋地区農業集落排水事業	農業用排水の水質保全、用排水施設の機能維持など					
⑤浄化センター汚泥処理施設統合事業	第1浄化センターから第2浄化センターへ汚泥処理を変更					
⑥合流式下水道緊急改善事業	放流回数の削減と遮集能力の増強					
⑦浄化槽設置整備事業	浄化槽設置者の補助金交付					
⑧コミュニティ・プラント管路施設修繕事業	毎年設計・工事					
⑨公共下水道機械設備改修事業	実施設計 毎年設計・工事					
⑩コミュニティ・プラント機械設備改修事業	毎年設計・工事					

生活環境の整備

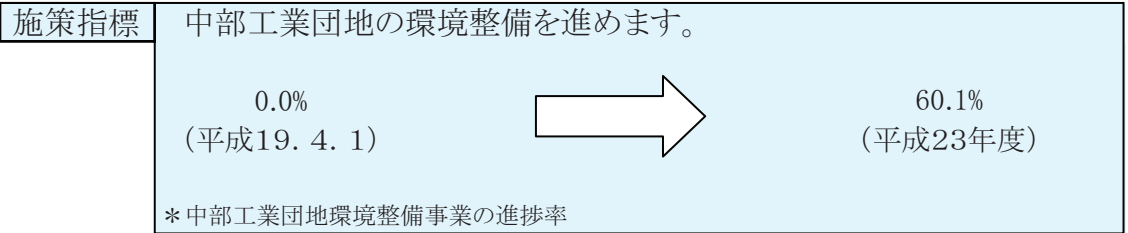
マニフェスト
・平成23年度までに下水道等の普及率を70.0%まで高めます。(平成18年度 61.0%)

施策名

生活環境の保全

No. 36

中部工業団地は、昭和46年に都市計画法における線引きと用途指定のみ行われた地域であり、公園緑地面積の過小、道水路や雨水対策の未整備など、開発者による独自開発のため、工業団地としての整備が遅れています。以前より、地域住民から団地内外の環境整備を望む声が大変強く、道路・排水計画を策定したうえで、公園や緑地、調整池を含めた整備を推進します。



主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①中部工業団地環境整備事業					
・遊歩道・サイクリング道路整備	●	○	○		
・公園・緑地整備	●	○	○		
・調整地整備	●	○	○		

担当課名

地域総合課(新田総合支所)

計画地域

中部工業団地

施策指標式

●整備目標値

工業団地名	全体面積 (㎡)	対全体面積比			
		車道	歩道	公園	調整池
太田沖野・上田島工業団地	351,629.06	5.7%	0.9%	3.2%	9.2%
新田東部工業団地	315,325.12	12.0%	1.8%	3.2%	5.1%
中部工業団地(目標値)	566,000.00	整備済	1.5%	3.0%	5.0%

* 近年造成された市内の工業団地と同程度の環境を目標にする。

●整備スケジュール

年度	進捗率	遊歩道・サイクリング 道路整備	公園・緑地整備
22年度	30.1%	実施計画策定・用地買収	
23年度	60.1%	用地買収・工事	

* 進捗率は事業費ベースで算定した。

まちづくりの基本理念	生活環境の整備					
基本目標	快適で質の高い生活環境を創出するまちづくり					
施策名	生活環境の保全					
内 容	中部工業団地は、工業団地としての整備が遅れており、道路・排水計画を策定したうえで、公園や緑地、調整池を含めた整備を推進します。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①中部工業団地環境整備事業 ・遊歩道・サイクリング道路整備 実施計画策定 用地買収・工事の実施 ・公園・緑地整備 実施計画策定 用地買収・工事の実施 ・調整池整備 実施計画策定 用地買収・工事の実施				計画策定		
				用地買収・工事		24年度完了予定
				計画策定		
				用地買収・工事		24年度完了予定
						24年度予定
						24・25・26年度予定

生活環境の整備

マニフェスト
・中部工業団地の環境整備を進め、平成26年度の完了をめざします。

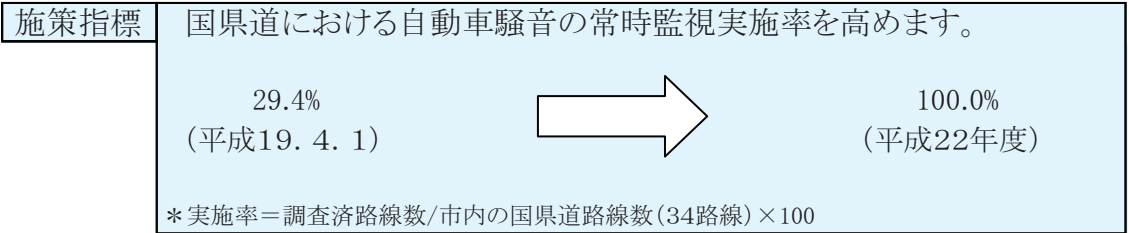
施策名

生活環境の保全

No. 37

安全・安心な生活を送るため、また、次世代に豊かな環境を引き継ぐため、国県道における自動車騒音の常時監視、渡良瀬川の降雨時などの水質検査、公共用水域の常時監視、特定事業場の水質立入検査、大気汚染の原因物質の一つであるダイオキシン類の測定を継続的に実施し、公害の未然防止に努めます。

また、環境美化活動を地域から広めるための重点地区の指定、看板、のぼり旗などの設置を継続し、生活環境の保全に努めます。



主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①国県道における自動車騒音の常時監視	●				
②足尾銅山坑廃水の降雨時等における水質検査	○				●
③公共用水域の常時監視	●				
④特定事業場の水質立入検査	●				
⑤ダイオキシン類の測定	●				
⑥ポイ捨て防止推進事業	●				

担当課名

環境政策課

計画地域

市内全域

施策指標式

●主な公害対策事業

公害対策事業名	事業概要	調査等回数
国県道における自動車騒音の常時監視	市内の国県道について、道路交通騒音が環境基準に適合しているか把握するため調査を行う。毎年、市内4～6路線の騒音を1地点24時間測定し、道路に面する地域の環境基準達成状況の評価を行う。平成22年度までに国県道34路線全ての調査を行う。	年1回
足尾銅山坑廃水の降雨時等における水質検査	降雨の影響により、渡良瀬川の観測点で毎秒50トンの流量を確認したときに、鉱山施設及び公共用水域の水質検査を行う。	随時
公共用水域の常時監視	市内を流れる河川について、環境基準達成状況の調査を行う。	月1回
特定事業場の水質立入検査	特定事業場の排水基準遵守状況や特定施設管理状況の立入検査を行う。	随時
ダイオキシン類の測定	大気中のダイオキシン類の濃度について、市内4箇所で開催する。	年2回

●国県道34路線における自動車騒音の常時監視の推移

年 度	18年度	22年度
調査済路線数 A	10	34
実 施 率 A/34×100	29.4%	100.0%

まちづくりの基本理念	生活環境の整備					
基 本 目 標	快適で質の高い生活環境を創出するまちづくり					
施 策 名	生活環境の保全					
内 容	大気、水質、騒音及び振動を継続的に監視するとともに、環境美化の啓発を推進し、生活環境の保全に努めます。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①国県道における自動車騒音の常時監視	道路交通騒音が環境基準に適合しているか把握するため、調査を実施					
②足尾銅山坑廃水の降雨時等における水質検査	古河機械金属㈱の坑廃水及び渡良瀬川の水質検査を毎年実施					
③公共用水域の常時監視	市内の公共用水域14地点について、水質の常時監視を毎年実施					
④特定事業場の水質立入検査	市内事業所の排水基準適合状況を毎年実施					
⑤ダイオキシン類の測定	大気の汚染物質の一つであるダイキオキシン類について、毎年測定					
⑥ポイ捨て防止推進事業（重点地区の指定）	毎年16地区指定					
						指定期間2年間 看板、のぼり旗設置

生活環境の整備

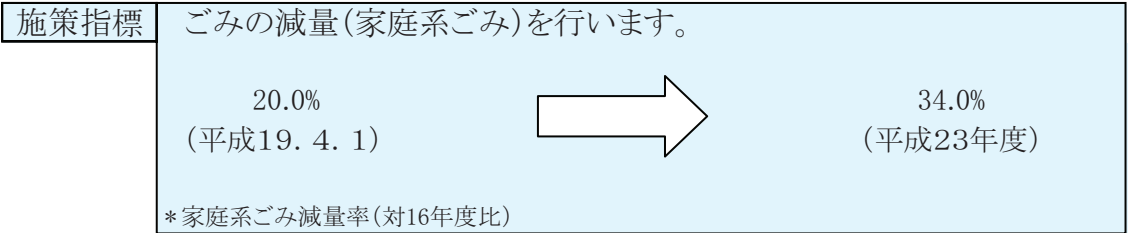
マニフェスト
・平成23年度までに国県道における自動車騒音の常時監視実施率を100%まで高めます。 （平成18年度 29.4%） ・事業所などに対して、規制基準、排水基準、環境基準の遵守を求めます。 ・ポイ捨て防止推進事業の指定（16地区）を行い、環境美化の啓発に努めます。

施策名

ごみ・し尿の処理

No. 38

合併に伴い、ごみ処理経費の一部負担制を導入し、「ごみの3割減量」を努力目標に掲げ、ごみの資源化と減量に努めています。これらの目標をより効果的に推進するために、市民全体へ「ごみの減量とリサイクル」の必要性を訴え、新たな施策の導入や市民からの協力体制を構築し、市民の認識を深め、省資源化と環境負荷の低減を図りながら、循環型社会システムの構築をめざします。



主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①ごみ減量化の推進	●				
②4R運動の推進	●				
③リサイクル啓蒙啓発活動の推進	●				
④対策組織体制の充実	●				
⑤分別の拡大(プラスチック類の更なる分別)	●				

担当課名

リサイクル推進課

計画地域

市内全域

施策指標式

●家庭系ごみ減量率の推移

年 度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
減量率	20.0%	30.0%	31.0%	32.0%	33.0%	34.0%

*平成16年度の家庭系ごみの総搬入量を基準として3年間で3割減量し、その後は毎年1%の減量をめざす。

●4R運動の推進

- Refuse
- リフューズ(断る):必要のないものは買わない。ごみの発生源を絶つ。
- Reduce
- リデュース(減らす):ごみになるものは極力少なくする。
- Reuse
- リユース(再利用):使い捨てのものは買わない。 繰り返し使う。
- Recycle
- リサイクル(資源化):再生資源に戻す。

まちづくりの基本理念	生活環境の整備					
基 本 目 標	快適で質の高い生活環境を創出するまちづくり					
施 策 名	ごみ・し尿の処理					
内 容	努力目標である「ごみの3割減量」をより効果的に推進するために、市民全体へ「ごみの減量とリサイクル」の必要性を訴え、新たな施策の導入や市民からの協力体制を構築し、省資源化と環境負荷の低減を図りながら、循環型社会の構築をめざします。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①ごみ減量化の推進 平成19年度までに3割減量し、以降は毎年1%ずつ漸減を図る。	3割減量達成	1%漸減	1%漸減	1%漸減	1%漸減	
②4R運動の推進 4Rについての周知・広報を推進する。	周知・広報の充実と継続的な取り組み					
③リサイクル啓蒙啓発活動の推進 広報紙や市ホームページ、チラシなどによる啓蒙啓発を行う。	継続的な啓発活動					
④対策組織体制の充実 ごみ対策推進本部（平成17年度設置）、その他市民会議などを必要に応じて有効に機能させる。	継続的な活動の実施					
⑤分別の拡大(プラスチック類の更なる分別) プラスチック類の分別を更に促進し、資源化することにより、可燃ごみの減量を推進する。	継続的な分別活動の実施					

生活環境の整備

マニフェスト
・平成19年度までに家庭系ごみの搬入量を3割減量(対16年度比)し、以降毎年1%ずつの減量をめざします。 ・4R運動・リサイクル啓蒙啓発活動・対策組織活動の継続的な推進を図り、より安心・安全な生活環境の提供と循環型社会の構築をめざします。 ・市民満足度アンケート調査及び市民意識調査の結果、重要度の高い施策であることを認識し、市民満足度の向上に努めます。

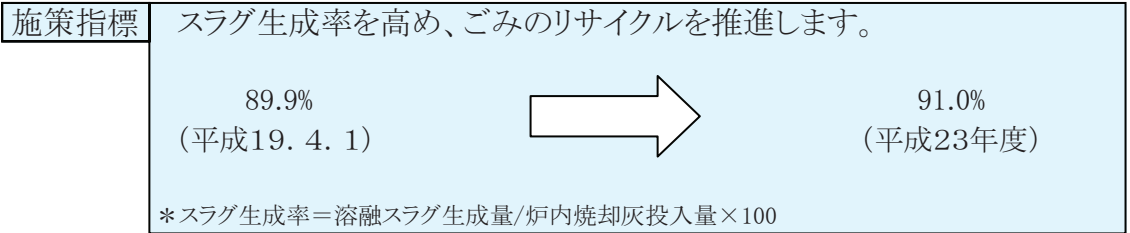
施策名

ごみ・し尿の処理

No. 39

環境への負荷を低減させるため、清掃センターでごみを焼却した際に出る焼却灰を溶融炉に投入し、溶融、スラグ化した後、砂の代用品などに再資源化するリサイクル事業を推進します。

また、核家族化、少子高齢化が進む中、ペットを飼う家庭は増加し、今後もペット需要は増加が見込まれることから、愛がん動物火葬施設を増設し、ペットの火葬需用に対応いたします。



主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①灰溶融炉推進事業	●				
②焼却施設長期包括的業務委託	●				
③愛がん動物火葬施設増設工事	●				

担当課名

清掃施設管理課

計画地域

市内全域

施策指標式

●溶融スラグ生成量の推移 (単位:トン)

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
炉内焼却灰投入量 (A)	2,562	2,306	2,075	2,054	2,033	2,013	1,993
溶融スラグ生成量 (B)	2,296	2,073	1,872	1,857	1,842	1,828	1,814
溶融スラグ生成率 (B/A×100)	89.6%	89.9%	90.2%	90.4%	90.6%	90.8%	91.0%

*ごみの減量化により焼却灰は減量となるが、スラグ生成率を上げることで一定量を確保する。

※溶融スラグ …1200度以上の高温条件において焼却灰が加熱・溶融され、冷却固化した溶融固化物。灰溶融施設で生産されたスラグを砂の代用品などに製品化し、品質の保持や安全性を考え、定期的に含有・溶出品質検査を行い、市の単独公共事業の中で土木資材として利用。

まちづくりの基本理念	生活環境の整備					
基本目標	快適で質の高い生活環境を創出するまちづくり					
施策名	ごみ・し尿の処理					
内 容	灰溶融炉推進事業は、焼却灰を溶融、スラグ化し、再資源化するものであり、この事業を実施することにより、環境対策が重要視される中、環境負荷の低減が促進されます。また、愛がん動物火葬施設増設工事により、ペットの火葬需用に対応し、市民環境の向上を図ります。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①灰溶融炉推進事業 灰溶融施設で生産されたスラグを砂の代用品などに製品化し、市の単独公共事業の中で土木資材として利用する。	90.2%	90.4%	90.6%	90.8%	91.0%	23年度の溶融スラグ生成率を91.0%に設定
②焼却施設長期包括的業務委託 清掃センターの第3号、第4号焼却炉、計量、プラントホームの管理運営の民間委託を検討する。	調査	コンサル業務委託				
③愛がん動物火葬施設増設工事 ペットの火葬施設を増設する。		工事				

生活環境の整備

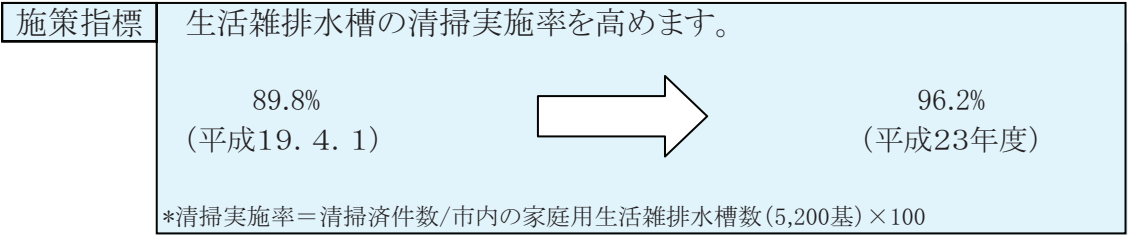
マニフェスト
・灰溶融施設で生産されたスラグを砂の代用品などに製品化し、市の単独公共事業の中で土木資材として利用します。 ・平成23年度までにスラグ生成率を91.0%まで高めます。(平成18年度 89.9%) ・ペットの火葬施設の充実を図ります。

施策名

ごみ・し尿の処理

No. 40

生活排水は、「し尿」と台所・風呂・洗濯から出る「雑排水」などに分けられます。現在、生活排水は公共下水道と合併浄化槽による排水が一般的ですが、生活雑排水槽により、「雑排水」を側溝や水路に排水している家庭なども残されています。そこで、河川の水質環境を改善するため、生活雑排水槽の清掃を行い、清掃実施後に出た汚泥の収集、運搬の事業拡大を推進し、生活環境の保全を図ります。また、し尿処理施設の老朽化に対応するため、施設の基幹整備を検討します。



主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①生活雑排水槽清掃事業	●				
②し尿処理施設等基幹整備事業	●				

担当課名

衛生事業課

計画地域

市内全域

施策指標式

●生活雑排水槽

生活排水は、「し尿」と台所・風呂・洗濯などから出た「雑排水」に分けられる。現在、生活排水は公共下水道と合併浄化槽による排水が一般的だが、生活雑排水槽により、「雑排水」を側溝や水路に放流している家庭なども残されている。

平成14年4月の単独浄化槽の設置規制により雑排水槽は設置されていないが、単独浄化槽(し尿)の付帯設備として、現在も旧太田市に約3, 300基ある。合併に伴い、太田市全体の家庭用生活雑排水槽を5, 200基と想定し、事業の普及、拡大を図る。

●生活雑排水槽の清掃実施推移

年 度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
汚泥収集量	1, 543KL	1, 584KL	1, 600KL	1, 617KL	1, 633KL	1, 650KL
清掃済件数	4, 668基	4, 800基	4, 850基	4, 900基	4, 950基	5, 000基
清掃実施率	89.8%	92.3%	93.3%	94.2%	95.2%	96.2%

*太田市全体の生活雑排水槽を5,200基と想定。(家庭用のみとし事業用は除く)

まちづくりの基本理念	生活環境の整備					
基 本 目 標	快適で質の高い生活環境を創出するまちづくり					
施 策 名	ごみ・し尿の処理					
内 容	河川の汚濁防止の観点から、各家庭に設置されている生活雑排水槽の清掃を行い、清掃実施後に出た汚泥を収集、運搬し、河川環境を保全します。 また、し尿処理施設の老朽化に対応するため、施設の基幹整備を検討します。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①生活雑排水槽清掃事業 ・各家庭の生活雑排水槽の把握 ・清掃実施、汚濁の収集・運搬						許可業者の協力による生活雑排水槽の確認
②し尿処理施設等基幹整備事業 第一、第二、新田クリーンセンターの各処理施設の効率化と経年劣化に伴う設備装置の老朽化対策として、施設の一元化と焼却施設を中心とした基幹整備を図る。			調査	基幹整備		

生活環境の整備

マニフェスト
・平成23年度までに生活雑排水槽の清掃実施率を96.2%まで高めます。(平成18年度 89.8%) ・河川の汚濁防止の観点から、生活雑排水槽汚泥の清掃、収集、運搬事業を普及、拡大し、河川保全に努めます。

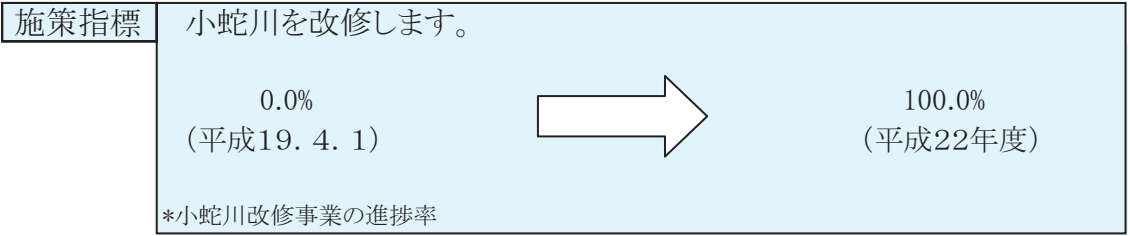
施策名

河川の整備

No. 41

本市には、国土交通省管理の利根川、渡良瀬川のほか、県管理の石田川、早川、蛇川などの一級河川が12あります。また、長手川、小蛇川などの準用河川、鶴巻川などの幹線水路が14あります。

近年、都市化が進むにつれ、河川流域の開発が急速に進み、これまで流域が有していた保水、遊水機能が低下し、河川への雨水流入量が増大して、流域における水害の危険性が増していることから、整備が必要になっています。今後も関係機関と連携し、人に優しい水辺空間の復活と自然に配慮した整備を推進します。



主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①幹線水路等整備事業	●				
②橋梁新設改良事業	●				
③小蛇川改修事業	●		○	○	
④鳥山地区幹線排水路整備事業	●				

担当課名

道路河川課

計画地域

市内全域

施策指標式

●小蛇川の改修スケジュール

年 度	進捗率	備 考
19年度	1.9%	設計
20年度	32.7%	工事(総延長400m)
21年度	63.5%	
22年度	100.0%	

*進捗率は事業費ベースで算出した。

まちづくりの基本理念	生活環境の整備					
基本目標	快適で質の高い生活環境を創出するまちづくり					
施策名	河川の整備					
内容	一級河川の整備にあたり、安全性や親水性が確保されるよう関係機関に強く要望していきます。市が管理する準用河川、普通河川の計画的な整備を進め、安全性や親水性を確保します。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①幹線水路等整備事業 市管理の河川や幹線水路などを整備し、排水機能の充実と強化を図る。	毎年 測量・工事					
②橋梁新設改良事業 市管理の橋梁新設改良を行う。				現地調査	設計・工事	
③小蛇川改修事業 八瀬川から分流し、蛇川に注ぐバイパス的な役割を果たす川について、安全に流下させる整備を行う。	設計	工事				
④鳥山地区幹線排水路整備事業 鳥山土地区画整理事業廃止に伴い、区域内の排水路などの整備を行う。	用地測量設計	測量・工事				

生活環境の整備

マニフェスト
・一級河川の整備にあたり、安全性や親水性が確保できるよう関係機関に要望します。 ・平成22年度までに準用河川である小蛇川の改修を完了します。

施策名

消費生活の安定

No. 42

消費生活を取り巻く環境は、家族形態やライフスタイルが変化したことにより、生活の利便性が向上した反面、消費者をめぐるトラブルは増加しています。合併に伴い、平成18年4月に消費者の利便性を図ることを目的に、新たに太田西消費生活センターを開設しましたが、安心・安全な消費生活の実現に向け、相談体制や啓発活動の充実を図ります。

施策指標

出前講座(各種啓発活動)の開催回数を増やします。

15回
(平成19. 4. 1)

➡

18回
(平成23年度)

* 出前講座の年間開催回数

主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①消費生活相談業務	●	○	○		
②各種啓発活動	●	○	○		

担当課名

生活そうだん課

計画地域

市内全域

施策指標式

●出前講座における年間開催回数の推移

区分	17年度	18年度	23年度
開催回数	13	15	18

●消費生活センター設置状況

施設名	設置場所	職員数	備考
太田消費生活センター	イオンショッピングセンター内	4人	
太田西消費生活センター	新田総合支所内	4人	平成18年度開設

まちづくりの基本理念	生活環境の整備					
基 本 目 標	市民が安全・安心に暮らせるまちづくり					
施 策 名	消費生活の安定					
内 容	消費者からの相談や苦情を処理する体制を強化、拡充し、消費生活に関する様々な情報提供に努めます。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①消費生活相談業務 ・太田消費生活センター ・太田西消費生活センター	相談業務					
②各種啓発活動 ・消費生活展 消費に関する知識や情報を提供する。 ・消費生活講座 専門講師による講座を開設する。 ・講師派遣事業 消費に関する講座開講の際に職員を派遣する。 ・不用品登録事業 不用品の登録制度を設け、市民に紹介する。	毎年実施					

マニフェスト
・平成23年度までに前出講座(各種啓発活動)の年間開催回数を18回に増やします。(平成18年度 15回) ・安心・安全な消費生活の実現に向け、相談体制や啓発活動の充実を図ります。

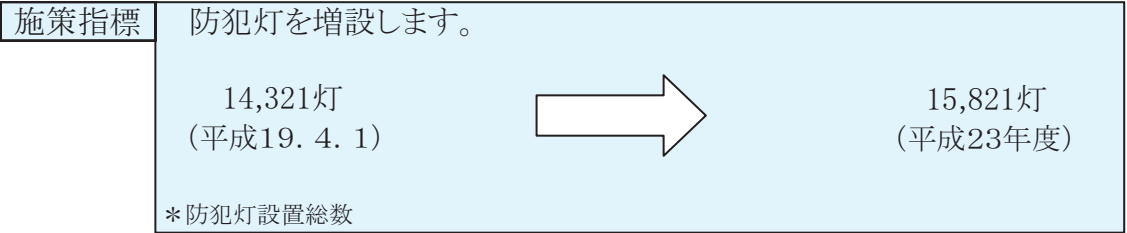
施策名

防犯体制の強化

No. 43

近年、全国的な刑法犯罪の発生率は増加傾向にあり、犯罪内容は年々巧妙化し、かつ凶悪化、広域化しています。本市においては、ここ最近は横ばい状態であるものの、都市化が進み、他県との県境に位置していることや主婦のパート勤めが多く、留守家庭が多いこともあり、極めて犯罪の発生しやすい都市環境にあります。

このような状況に対応するため、警察力の増強を要請するとともに、犯罪を未然に防止するため、防犯活動の推進、防犯設備の拡充を図り、市民の安全を確保します。



主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①自主防犯組織の強化と活動の推進		○	○		●
②少年非行防止活動の推進		○	○		●
③環境浄化活動の推進		●	○		○
④防犯灯の整備拡充		●			○

担当課名

防災防犯課

計画地域

市内全域

施策指標式

●刑法犯罪の発生状況 (単位:件)

	昭和57年		昭和62年		平成4年		平成17年	
	発生総数	人口1千人あたりの発生件数	発生総数	人口1千人あたりの発生件数	発生総数	人口1千人あたりの発生件数	発生総数	人口1千人あたりの発生件数
全 国	1,528,779	12.9	1,577,954	12.9	1,742,366	14.0	2,269,293	17.8
太田市	1,588	12.4	2,563	18.8	2,635	18.4	4,876	22.8

*昭和57年、62年、平成4年は旧太田市、平成17年は新太田市の数値。

●防犯灯設置数の推移 (単位:灯)

16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
13,660	14,021	14,321	14,621	14,921	15,221	15,521	15,821

* (1) 設置数は各年度末の総数を示す。
(2) 毎年度300灯の増設を行う。

まちづくりの基本理念	生活環境の整備					
基 本 目 標	市民が安全・安心に暮らせるまちづくり					
施 策 名	防犯体制の強化					
内 容	市民生活の安全を確保するため、警察力の増強を要請するとともに、犯罪を未然に防止するため、防犯活動を推進し、防犯設備の拡充を図ります。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
① 自主防犯組織の強化と活動の推進 ・防犯協会など各種団体の協力体制の強化 ・防犯パトロール（青色回転灯パトロール車） ・わんわんパトロール、防犯診断など	毎年推進					
② 少年非行防止活動の推進 ・警察と自主防犯組織の協力体制の強化 ・防犯パトロール、街頭指導など	毎年推進					
③ 環境浄化活動の推進 地域安全パトロール活動による環境浄化など	毎年推進					
④ 防犯灯の整備拡充 夜間の犯罪防止、交通安全対策など	毎年300灯増設					

生活環境の整備

マニフェスト

- ・平成23年度までに防犯灯を15,821灯に増やします。（平成18年度 14,321灯）

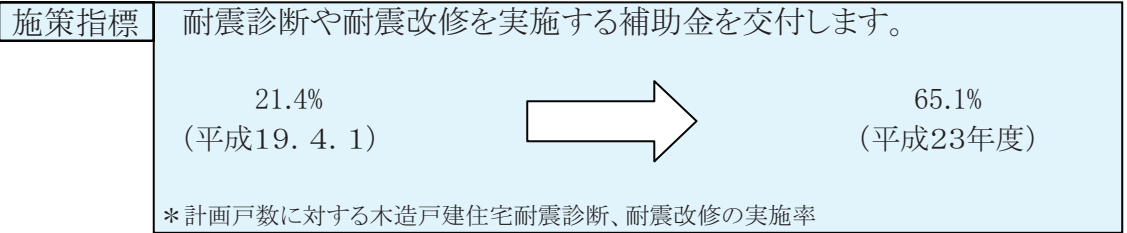
施策名

建築物の安全対策の推進

No. 44

新潟県中越地震をはじめ、このところ大規模な地震が立て続けに発生し、多くの建築物が被害を受け、損壊などにより死傷者も発生しています。今後、東海地震や首都直下型地震などが発生した場合、本市においても建築物の被害が想定されます。

そこで、地震発生時における木造住宅の倒壊などによる災害を防止するため、耐震診断や耐震改修を実施する木造戸建住宅所有者に補助金を交付し、安全な建築物の整備を図り、災害に強いまちづくりを推進します。



主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①木造住宅耐震診断補助事業	●	○	○	○	
②木造住宅耐震改修補助事業	●	○	○	○	

担当課名

建築指導課

計画施設

市内全域

施策指標式

●木造戸建住宅耐震診断、耐震改修のスケジュール (単位:戸)

区分	計画戸数 (H18～H27)	年度別実施戸数							計
		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24～ H27	
耐震診断 (一般診断)	570	120	50	50	50	50	50	200	570
耐震診断 (精密診断)	179	44	15	15	15	15	15	60	179
耐震改修	110	20	10	10	10	10	10	40	110
計	859	184	75	75	75	75	75	300	859
実施率(%)		21.4%	30.2%	38.9%	47.6%	56.3%	65.1%	100.0%	

* 計画年度は平成18年度から平成27年度までの10年間とする。

まちづくりの基本理念	生活環境の整備					
基 本 目 標	市民が安全・安心に暮らせるまちづくり					
施 策 名	建築物の安全対策の推進					
内 容	木造戸建住宅の耐震診断や耐震改修を実施する者に補助金を交付することにより、木造住宅の耐震化を図り、災害に強いまちづくりを推進します。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①木造住宅耐震診断補助事業 ・耐震診断(一般診断)補助						計画年度 (18年度～27年度) 一般診断 570戸
	毎年50戸実施 (5年間で250戸)					
	・耐震診断(精密診断)補助					
毎年15戸実施 (5年間で75戸)						
②木造住宅耐震改修補助事業 ・耐震改修補助						耐震改修 110戸
	毎年10 戸実施 (5年間で50戸)					

生活環境の整備

マニフェスト
・平成19年度から平成23年度までの5年間における木造住宅耐震診断補助事業や耐震改修補助事業の目標戸数を、耐震診断(一般診断)補助250戸、耐震診断(精密診断)補助を75戸、耐震改修補助を50戸とします。

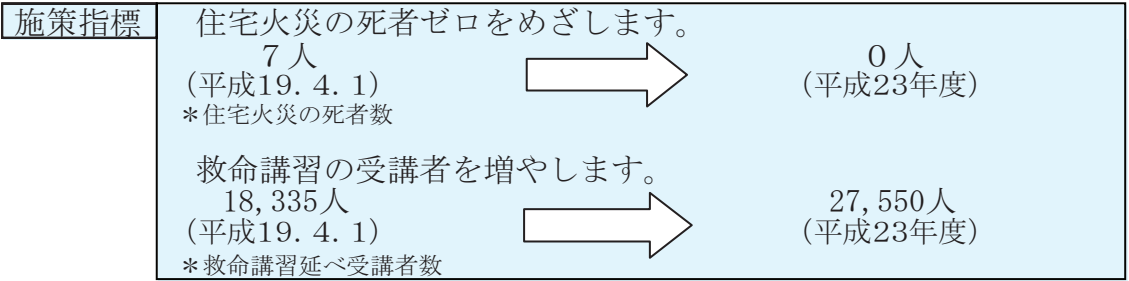
施策名

消防に関すること

No. 45

本市の消防は、合併に伴い藪塚地域に新たに消防署を設置するとともに、大泉町の消防事務を受託し、「太田市消防本部」として再編されました。

今後は、複雑多様化する災害に的確に対応するため、分散された署所の適正配置を行い、第一線の実働機関としての機能を確保します。また、車両や装備などの整備を進めるとともに、最新の情報通信技術に基づいたシステムの構築を進め、安全・安心確保のための行政サービスを推進します。



主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①消防庁舎等建設事業	●				
②車庫詰所整備事業	●				
③消防ポンプ自動車整備事業	●				
④消防団活動の充実強化	●				
⑤住宅火災予防広報の実施	●				○
⑥住宅防火診断の実施	●				○
⑦住宅火災警報器の設置促進	●				
⑧消防水利整備事業	●		○	○	
⑨消防車両・救急車両等整備事業	●		○	○	
⑩消防装備等整備・改修事業	●		○	○	
⑪消防訓練施設整備・改修事業	●		○	○	
⑫応急手当普及啓発推進事業	●				
⑬高機能消防指令センター整備事業	●				
⑭消防・救急デジタル無線機整備事業	●				
⑮消防OAシステム整備事業	●				

担当課名

消防本部総務課、消防団課、予防課、消防課、通信指令課、各消防署

計画地域

市内全域

施策指標式

- 住宅火災の死者数
- 住宅防火対策の推進により、5年間で死者ゼロをめざします。
- 救命講習の延べ受講者数
- (単位：人)

区 分	17年度	23年度	講習時間	講習内容
普通救命講習Ⅰ	16,929	24,700	3時間	心肺蘇生法や止血法、自動体外式除細動器(AED)の使用法の講習
普通救命講習Ⅱ	143	950	4時間	普通救命講習Ⅰの内容に知識と技術の確認を加えた講習
上級救命講習	1,263	1,900	8時間	普通救命講習Ⅰの内容に傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法を加えた講習
計	18,335	27,550	-	-

*17年度の実績値を平成19年4月1日の基準値とする。

まちづくりの基本理念	生活環境の整備					
基 本 目 標	市民が安全・安心に暮らせるまちづくり					
施 策 名	消防に関すること（消防体制の充実整備）					
内 容	行政サービスの平均化を図るため、合併後の署所の適正配置や人員配置などの組織体制の再編を進めて、市民の安全・安心の確保を図ります。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①消防庁舎等建設事業 ・太田消防署九合分署庁舎新築事業 ・藪塚消防署庁舎新築事業 ・太田消防署毛里田分署・葦川出張所統合署所新築事業 ・太田消防署沢野分署・宝泉出張所統合署所新築事業	建設・開署 →					18年度設計
	建設 →	建設・開署 →				18年度設計
		設計・建設 →	建設・開署 →			
			設計・建設 →	建設・開署 →		

生活環境の整備

マニフェスト
・署所の適正配置を行い、消防体制の充実整備を図ります。

まちづくりの基本理念	生活環境の整備					
基 本 目 標	市民が安全・安心に暮らせるまちづくり					
施 策 名	消防に関すること（地域防災体制の確立）					
内 容	地域社会における消防防災の要として、平常時の火災予防広報などの防火啓発や応急手当普及指導をはじめとする地域に密着した幅広い活動を通して、地域住民の消防団に対する理解と認識を深めます。また、消防団活動に対する積極的協力を求め、組織の充実を図り、総合的な地域防災体制の確立をめざします。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
②車庫詰所整備事業 消防団の活動拠点となる車庫詰所などの整備を行い、消防団員の活性化、消防力の強化を図る。	8-3 西野谷新築	8-1 藤久良新築	6-1 石橋新築	4-1 安良岡新築	3-2 牛沢新築	
③消防ポンプ自動車整備事業 火災時に使用する消防ポンプ自動車の充実を図る。	消防ポンプ自動車の購入					
④消防団活動の充実強化 ・常備消防、自主防災組織との連携強化 ・消防団員数の確保 ・消防団員の教育訓練の実施、処遇改善など組織、運営のあり方の検討	1台	1台	1台	2台	2台	
	常備消防、自主防災組織との連携強化など					

マニフェスト

- ・消防団の活性化、充実強化を図ります。

まちづくりの基本理念	生活環境の整備					
基本目標	市民が安全・安心に暮らせるまちづくり					
施策名	消防に関すること（火災予防対策の推進）					
内容	火災の中で大半を占める建物火災のうち、専用住宅などからの火災が半数以上を占めており、住宅火災の低減や抑制を図るため、住宅防火対策を推進します。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
⑤住宅火災予防広報の実施 広報紙や車両による火災予防広報を実施する。	火災予防広報の実施など					
⑥住宅防火診断の実施 火災予防指導、パンフレットの配布などを行う。	火災予防指導など					
⑦住宅用火災警報器の設置促進 平成18年6月から新築住宅に設置義務化、平成20年6月から既存住宅に適用となるため、積極的に指導や周知を図る。	警報器設置に伴う指導、周知など					

生活環境の整備

マニフェスト
・住宅防火対策を推進します。

まちづくりの基本理念	生活環境の整備					
基 本 目 標	市民が安全・安心に暮らせるまちづくり					
施 策 名	消防に関すること(施設・装備などの整備)					
内 容	消防活動が有効に行われるために、防火貯水槽や消火栓の整備を行います。各種災害に対応できるように、消防車両・救急車両や隊員の装備などの整備を図るとともに、老朽化に伴う訓練施設の整備も図ります。また、家族や友人が倒れ、119番通報で救急車を要請する事態になった時、そばに居合わせた人が応急手当を施せるよう、指導員・普及員の養成を推進し、救命講習会などを通じて、応急手当の普及啓発を図ります。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
⑧消防水利整備事業 防火貯水槽や消火栓の新設・改修を行い、消防力の向上を図る。	防火貯水槽の新設、消火栓の新設・改修					
	貯水槽:2基 消火栓:30基	貯水槽:2基 消火栓:30基	貯水槽:2基 消火栓:30基	貯水槽:2基 消火栓:30基	貯水槽:2基 消火栓:30基	
⑨消防車両・救急車両等整備事業 消防車両、救急車両などの老朽化に対し、車両、装備品などを更新する。	消防車両、救急車両、装備品などの更新					
	水槽車:1台 救急車:1台	ポンプ車:1台 広報車:1台 指揮車:1台 現調車:1台 資材搬送車:1台 救急用自動二輪車:4台	ポンプ車:1台 連絡車:2台 指令車:1台 救急車:1台	はしご車:1台 広報車:1台 救急車:1台	化学車:1台 ポンプ車:1台 救急車:1台 水槽車:1台	
⑩消防装備等整備・改修事業 隊員の安全、確実な災害活動を支援するため、装備などを整備する。	防火衣、防毒衣、防護衣、救助資機材、消防ホースの更新など					
	防火衣:50着 ホース:60本	防火衣:50着 防毒衣:2着 防護衣:5着 ホース:60本	防火衣:50着 防毒衣:2着 防護衣:5着 ホース:60本 救助資機材 (毛里田分署)	防火衣:50着 防毒衣:2着 防護衣:5着 ホース:60本	防火衣:50着 ホース:60本	
⑪消防訓練施設整備・改修事業 各種災害を想定した訓練施設の老朽化が進行しているため、施設を整備・改修する。	訓練施設等の整備・改修など					
	新田署訓練塔	太田署訓練塔	尾島署煙道 沢野分署訓練施設	太田署煙道	尾島署訓練塔 新田署煙道	
⑫応急手当普及啓発推進事業 講習などを通じて、多くの人に応急手当の方法を身につけてもらい、救命率の向上を図る。	講習の開催、指導員・普及員の養成など					

マニフェスト

- ・消防の施設・装備などの充実を図ります。
- ・応急手当指導員・普及員を養成し、救命講習会を定期的に行います。

まちづくりの基本理念	生活環境の整備					
基本目標	市民が安全・安心に暮らせるまちづくり					
施策名	消防に関すること（消防通信などの整備）					
内 容	各種人的災害や自然災害に対応するため、最新の情報通信技術を用いた高機能消防指令センター、消防・救急デジタル無線機、消防OAシステムの整備を行います。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
⑬ 高機能消防指令センター整備事業 119番受付と同時に通報者の住所情報と災害地点が自動表示される発信地表示システムを導入。GPSを利用した管理装置を導入し、直近の車両へ指令し、消防隊の現場到着までの時間短縮などに努める。		情報収集	検討	構築・導入		
⑭ 消防・救急デジタル無線機整備事業 アナログ無線の使用期限が迫っているため、消防・救急デジタル無線機を整備し、市民の安全確保を図る。		情報収集	検討	構築・導入		
⑮ 消防OAシステム整備事業 国や県へのデータベースに接続し、リアルタイムで報告書などを作成する。また、電子申請に対応し、利便性を高め、災害時には消防隊への支援を行う。	構築・導入					

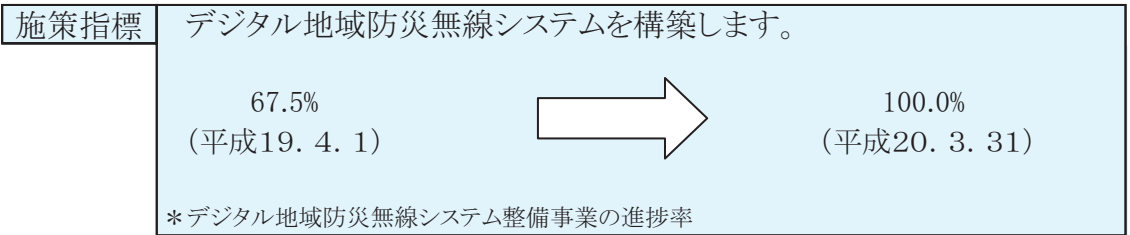
マニフェスト
・高機能消防指令センターなどの整備を推進します。

施策名

防災対策の推進

No. 46

防災対策は、市民が安心・安全に暮らせるよう、減災社会を実現し、災害に強いまちづくりを進めます。学校や職場、地域における自助、共助、公助などの防災知識の普及に務めるため、実践的防災教育と防災訓練及び地域防災計画の策定、災害情報の収集・連絡、広域的応援協力体制の充実、非常用物資・飲料水の確保などの防災体制の強化を推進します。



主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①デジタル地域防災無線システム整備事業	●				
②県防災行政無線の市町村への整備	○	●			
③避難訓練	●	○			○
④自主防災組織の育成	○				●

担当課名

防災防犯課

計画地域

市内全域

施策指標式

- デジタル地域防災無線システム
- ・現在、旧1市3町それぞれの防災行政無線設備(アナログ方式)を新太田市が継承し、4つの周波数で稼動しているが、4地域別々となっているため統一的に稼動することができない。周波数については、1市1波が原則である。
 - ・1市1波に移行する際、アナログ方式からデジタル方式に統合した地域防災無線システムを導入する。
 - ・現在のアナログ方式を廃止し、本庁、各総合支所、各行政センターに共通のシステムを導入し、新市における新しい情報基盤を整備し、住民への情報伝達機能を最大限に発揮する。
- また、防災行政用無線設備と消防用無線設備の共有化を図る。

●設置計画

(単位:設置数)

	統制局	基地局	陸上移動局		
			半固定	車載型	携帯型
太 田 市	1	1	26	28	44
消防本部	(本庁)	1		1	1
計	1	2	26	29	45

* 太田市における主な設置場所：防災関係部門(防災防犯課・地域整備課など)、水道局、各行政センター、総合支所

まちづくりの基本理念	生活環境の整備					
基 本 目 標	市民が安全・安心に暮らせるまちづくり					
施 策 名	防災対策の推進					
内 容	防災行政無線は、地震、台風など大規模災害により、電話回線の不通などによる不測の事態が発生した場合、災害情報の収集、伝達を迅速かつ的確に実施するため整備するもので、災害時における通信の中心的な役割を担うものです。総務省から市町村などの端末局に使用している無線周波数を、平成19年11月末までに変更するよう求められています。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①デジタル地域防災無線システム整備事業 全地区の連絡や情報収集のため、デジタル無線方式で整備する。	機器等の設置工事					
②県防災行政無線の市町村への整備 無線回線を有線化し、非常時の情報通信ルートを衛星系と地上系の2ルートで構築する。	機器等の設置工事					
③避難訓練	毎年実施					
④自主防災組織の育成						
	育成推進					

生活環境の整備

マニフェスト
・平成19年度までにデジタル地域防災無線システムを構築します。(平成18年度 67.5%)

施策名

交通安全対策の推進

No. 47

本市は、自動車保有台数や運転免許所持者が多く、日常の交通手段は車中心となっています。交通事故の発生状況をみると、発生件数はここ数年増加傾向にあります。発生原因は、一時不停止、前方不注視、安全不確認など、いずれもわずかな注意と心がけにより未然に防止できるものが多いため、交通事故減少には、一人ひとりの意識によるところが大きいといえます。すべての市民を対象にした交通安全教育を徹底し、交通安全運動の充実を図り、交通安全意識の高揚に努めます。

施策指標	交通事故発生件数を前年より減らします。
------	---------------------

主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①交通安全教育の実施	●				○
②交通安全運動の実施	●				○

担当課名

交通政策課

計画地域

市内全域

施策指標式

●太田警察署管内の交通事故発生状況

区 分	平成元年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
事 故 件 数	1,671件	2,214件	2,656件	3,162件	3,025件
死 者 数	31人	26人	21人	16人	16人
負 傷 者 数	1,894人	3,005人	3,554人	4,148人	3,911人

●交通安全思想の普及

交通安全運動

年 4回

交通安全教室

年160回

まちづくりの基本理念	生活環境の整備					
基 本 目 標	市民が安全・安心に暮らせるまちづくり					
施 策 名	交通安全対策の推進					
内 容	交通指導員をはじめ、交通関係機関・団体と協力し、幼児から高齢者まで年齢に応じた交通安全教育などの啓発事業を実施し、交通事故防止並びに交通安全意識の向上を図ります。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①交通安全教育の実施 交通指導員をはじめ、交通関係機関・団体と協力し、交通安全教育を実施する。	毎年実施					
②交通安全運動の実施 全国交通安全運動(春・秋)、 県民交通安全運動(夏・冬) を実施する。	毎年実施					

マニフェスト
・交通事故発生件数を前年より減らします。

施策名

道路・生活排水路の維持整備

No. 48

近年の道路網の拡大による通過車両の増加などにより、道路交通環境は一段と厳しさを増しているため、道路交通の安全が確保できるよう必要な整備を推進します。

また、生活排水路は、良好な状態に保ち、降雨による冠水や排水阻害による臭気、害虫発生などを防止するため、パトロールや地域からの要望を受けて、道路側溝や水路の清掃、除草を行い、これによって発生した土砂などの運搬と処理を行います。

施策指標

道路環境を毎年250ヶ所整備します。

* 道路環境の整備箇所数

主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①交通安全対策事業	●				
（防護柵・路面表示・街路灯・溝蓋等・安全施設の設置）					
②一般市道舗装事業	●				
③道路維持整備事業	●				
④鳥山地区整備事業	●				
⑤生活排水路維持整備事業	●				

担当課名

地域整備課

計画地域

市内全域

施策指標式

●道路環境の整備計画

区 分	整備箇所数	備 考
防 護 柵	85	ガードレール、フェンスなど
路 面 表 示	55	外側線、センターラインなど
街 路 灯	5	道路専用街路灯
溝 蓋 等	45	道路側溝や水路の蓋など
安 全 施 設	60	カーブミラーなど
計	250	

* 毎年250ヶ所の整備を行う。

まちづくりの基本理念	生活環境の整備					
基 本 目 標	市民が安全・安心に暮らせるまちづくり					
施 策 名	道路・生活排水路の維持整備					
内 容	市民が安全で快適な生活を営めるよう、市道の防護柵、路面表示、街路灯、溝蓋等、安全施設の設置により、道路交通環境における安全対策を実施します。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①交通安全対策事業						
・防護柵の設置 ガードレール、フェンスなどの設置や補修を行う。	毎年施工					
・路面表示の設置 外側線、センターラインなどの設置や補修を行う。	毎年施工					
・街路灯の設置 防犯灯や商店街の街灯とは異なる道路専用街路灯の設置や補修を行う。	毎年施工					
・溝蓋等の設置 道路側溝、水路の蓋などの設置や補修を行う。	毎年施工					
・安全施設の設置 カーブミラーなどの設置を行う。	毎年施工					

生活環境の整備

マニフェスト
・防護柵、路面表示、街路灯、溝蓋等、安全施設を毎年250ヶ所設置し、道路環境の整備を推進します。

まちづくりの基本理念	生活環境の整備					
基 本 目 標	市民が安全・安心に暮らせるまちづくり					
施 策 名	道路・生活排水路の維持整備					
内 容	日常生活の基盤である生活道路を維持管理し、快適で、安全かつ利便性のある道路の整備をめざします。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
②一般市道舗装事業 市道を対象に定期的に巡回し、損耗の著しいひび割れや凹凸の激しい道路の再舗装を行う。要望のあった砂利道の舗装も行う。	毎年実施					
③道路維持整備事業 舗装道、砂利道、側溝、橋梁の維持補修を行う。	毎年実施					
④鳥山地区整備事業 鳥山土地区画整理事業廃止にともない、区域内の道路拡幅計画により土地が提供された場合、その土地の維持補修を行う。	毎年実施					

マニフェスト

・生活道路の舗装を毎年500㎡以上実施します。

まちづくりの基本理念	生活環境の整備					
基 本 目 標	市民が安全・安心に暮らせるまちづくり					
施 策 名	道路・生活排水路の維持整備					
内 容	排水路やU型側溝を維持整備することにより、排水機能を高め、降雨による冠水や悪臭、害虫の発生を防ぎ、生活環境悪化の防止を図ります。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
⑤生活排水路維持整備事業 ・側溝清掃 道路や水路の清掃を行う。 ・除草業務委託 道路や水路などの除草を行う。 ・汚泥運搬処理 道路側溝、水路の清掃により発生した土砂などの運搬を行う。	毎年実施					
	毎年実施					
	毎年実施					

生活環境の整備

マニフェスト
・要望に迅速に対応するため、平成23年度までに、要望があった年度内に対応する実施率を95.0%まで高めます。(平成18年度 90.0%) *年度内実施率＝年度内実施箇所数／年度内要望箇所数

施策名

良好な居住環境の実現

No. 49

市内には幅員4m未満の狭あい道路が多数存在しており、通常の通行の支障となるばかりでなく、災害時や緊急時において、消防や救急車両の進入が困難になるなど、問題が生じています。そこで、建築確認申請の際に、狭あい道路（建築基準法第42条第2項道路）に接する敷地の所有者の理解・協力を得ながら、狭あい道路の計画的な整備を推進し、安全で快適な市街地の形成と良好な居住環境の実現に努めます。

施策指標	5年間で14kmの狭あい道路を整備します。
------	-----------------------

主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①狭あい道路整備事業	●				

担当課名 建築指導課
計画地域 市内全域

施策指標式

●狭あい道路
基準時(昭和25年11月23日)に既に建築物が立ち並んでいた道路で、一般の通行の用に供され、幅員が1.8m以上4m未満のもの。4m以上の道路でなければ建物は建築できないが、原則として道路の中心線から2m後退すれば、建築が可能になる救済措置が設けられている。狭あい道路整備事業は、この後退した部分を整備するもの。

●狭あい道路(建築基準法第42条第2項道路)申請状況(用途地域別)

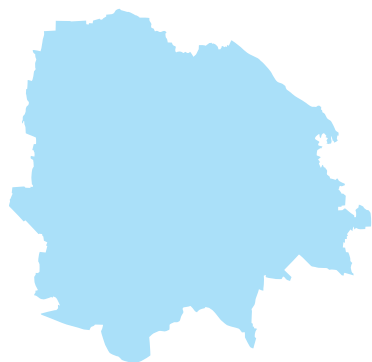
年度 用途	16年度		17年度	
	申請件数	面積(㎡)	申請件数	面積(㎡)
第1種中高層	13	160.1	8	82.7
第2種中高層	25	447.6	19	178.8
第1種住居	31	458.2	37	292.9
第2種住居	1	12	0	0
準住居	0	0	0	0
近隣商業	0	0	1	7.2
商業	0	0	2	36.4
準工業	16	134.4	13	179.3
工業	1	6.5	0	0
指定なし	54	813.1	73	1,080
合計	141	2031.9	153	1857.3

◎平成19年度 建築確認(建築物)予想
申請件数・・・1,930件
◎確認申請全体に占める狭あい道路該当
の申請割合・・・9.5%
○事業対象件数 → 185件
○平均後退面積 → 13.6㎡
○平均後退距離 → 18.3m
年間整備距離
＝平均後退距離×事業対象件数×整備割合
＝18.3×185×70%≒2km(19年度)
＝18.3×185×100%≒3km(20～23年度)

まちづくりの基本理念	生活環境の整備					
基本目標	市民が安全・安心に暮らせるまちづくり					
施策名	良好な居住環境の実現					
内容	幅員4m未満の狭あい道路の拡幅について、土地所有者の理解や協力を得ることにより計画的な整備に努め、安全で快適な市街地の形成と良好な居住環境の実現に努めます。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①狭あい道路整備事業 (2項道路) (事業フロー) 測量・分筆 → 登記 → 用地整備	2km	3km	3km	3km	3km	

生活環境の整備

マニフェスト
・平成19年度から平成23年度までの5年間に、14kmの狭あい道路を整備します。



Ota Rebirth General Plan

（４） 産業経済の振興



太田市

施策名

工業基盤の整備

No. 50

本市の産業基盤の整備と拡充を目的として、市内に所在する群馬県企業局が造成した太田リサーチパーク、太田沖野上田島、新田東部の3工業団地への企業立地の促進、新規雇用の創出と拡大を図るための施策を展開します。また、新たに工業団地の造成を計画するとともに、中小企業者への各種支援策の拡充を図ります。

施策指標

新規工業団地の計画と各種支援策の拡充を図ります。

主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①企業立地促進事業	●				
②新規工業団地造成事業(北部大規模開発事業)	○				●
③市内中小企業者への各種支援事業	●				

担当課名

工業政策課

計画地域

市内全域

施策指標式

●市内工業団地の状況				(単位:ha)
団 地 名	面積	団 地 名	面積	
太田東部工業団地	75.7	太田沖野・上田島工業団地	35.2	
矢場川第一、第二工業団地	19.8	新田東部工業団地	31.5	
植木野工業団地	0.3	尾島工業団地	46.2	
矢場工業団地	9.8	尾島第二工業団地	25.0	
新野工業団地	4.8	新田西部工業団地	61.8	
別所工業団地	4.7	新田北部工業団地	14.7	
太田工業団地	56.3	新田北部第二工業団地	26.2	
太田西部工業団地	83.3	新田西部第二工業団地	5.5	
西矢島工業団地	13.4	藪塚工業団地	5.3	
太田大泉工業団地	26.1	市野倉地区工業団地	23.0	
東金井工業団地	10.8	新田中部地区工業団地	75.0	
太田リサーチパーク	20.0	境北部工業団地	2.6	
		総合計	677.0	

まちづくりの基本理念	産業経済の振興					
基 本 目 標	高品質のものづくり環境の創出によるまちづくり					
施 策 名	工業基盤の整備					
内 容	群馬県企業局が造成した太田リサーチパーク、太田沖野上田島、新田東部の3工業団地への企業立地の促進、新規雇用の創出や拡大を図るための施策を展開します。また、新たに工業団地の造成を計画するとともに、中小企業者への各種支援策の拡充を図ります。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①企業立地促進事業 ・企業立地促進奨励金 市内工業団地の用地を県企業局より取得した企業に対し、奨励金を交付する。 ・工業団地用地取得助成金 市内工業団地の用地を県企業局から取得し、工場などを新設・増設した企業に対し、助成金を交付する。	制度実施	→ 廃止				
			制度実施(企業立地促進奨励金に代わる制度として18年度に創設)			
②新規工業団地造成事業 (北部大規模開発事業)			造成工事等・団地分譲			
③市内中小企業者への各種支援事業 ・ISO強化支援事業 認証を取得した企業等が会員であるISO推進協議会を窓口として、会員募集や内部監査員養成セミナーなどを開催する。 ・自社製品販路拡大事業助成金 新規開発した製品や技術の展示会時の経費の一部を助成する。 ・産学官連携事業の実施 地域ニーズを満たすため、大学や中小企業支援機関などと連携を図る。	制度実施					ISO (国際標準化機構)
	制度実施					
	事業実施					

産業経済の振興

マニフェスト
・新規工業団地の計画と各種支援策の拡充を図ります。

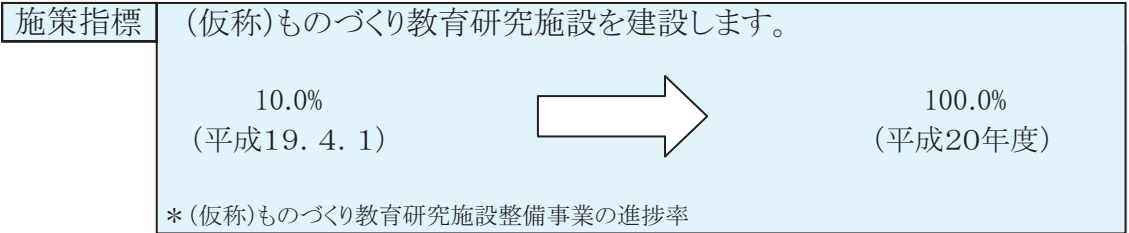
施策名

人材育成の推進

No.51

自動車関連産業に代表される本市は、金型産業についても世界に向けて発信していますが、2007年問題を抱え、技術者の退職・後継者育成問題は、深刻化の度合いを増しています。

モノづくりの根幹といわれる金型の人材育成と研究開発を図るため、(仮称)ものづくり教育研究施設を建設し、地域経済の活性化につなげます。



主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①(仮称)ものづくり教育研究施設整備事業	●				
②(仮称)本町中央立体駐車場整備事業	●				

担当課名

政策推進室

計画地域

本町

施策指標式

- 産学官連携による(仮称)ものづくり教育研究施設
 - 高度なものづくり技術者の育成
 - 産学官連携によるものづくり共同研究開発
 - 群馬大学工学部生産システム工学科を誘致予定

【学部学科概要】

- ・(仮名)工学部生産システム工学科(金型)・・・昼間40名 夜間30名
- ・大学院・・・修士課程30名、博士課程20名
- ・開校・・・平成19年4月(夜間部)太田市内施設にて授業開始
昼間部は、平成20年4月より太田キャンパスにて授業開始

※2007年問題

団塊世代の労働者が2007年に60歳をむかえ、定年退職することにより、労働力不足、ノウハウ・技術継承の問題、企業体力低下などにより、企業活動に大きな障害を与えること。この問題により、各企業における国際競争力の低下が危惧されている。

※金型

材料の塑性(そせい)または流動性の性質を利用して、材料を成形加工して製品を得るための、主として金属材料を用いてつくった型を総称する。

まちづくりの基本理念	産業経済の振興					
基本目標	高品質のものづくり環境の創出によるまちづくり					
施策名	人材育成の推進					
内 容	(仮称)ものづくり教育研究施設を建設し、高度な技術者の育成と産学官連携による共同研究開発を行うことにより、自動車産業界や金型産業界の基盤を構築するとともに、地域経済の活性化を推進する。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①(仮称)ものづくり教育研究施設整備事業 ・建設工事 ・外構工事 ・附帯工事 ・開校	工事					用地選定、試掘調査、設計委託、造成は、18年度に実施 ・19年度に夜間部開校 ・20年4月から昼間部開校
	工事					
	工事					
②(仮称)本町中央立体駐車場整備事業 (仮称)ものづくり教育研究施設の利便性や中心市街地の駐車場不足を解消を図るため、立体駐車場を建設する。		工事				

産業経済の振興

マニフェスト
・平成20年4月までに(仮称)ものづくり教育研究施設を建設します。 ・自動車産業や金型産業の基盤を構築し、人が集まる拠点をつくることにより、地域経済の活性化につなげます。

施策名

勤労者福祉の充実

No. 52

若年労働力の確保と定着化を推進します。また、中高年者も含めた雇用情報の提供と発信、求人説明会の開催やインターネット等を活用した求人・求職活動のための施策を展開します。さらに、中小企業における福利厚生事業を拡充するため、勤労者福祉サービスセンター事業を支援します。

施策指標	就職支援の施策を推進します。
------	----------------

主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①太田市就職支援センター「ヤング・アタックおおた」運用管理事業	●	○	○		
②太田市勤労者福祉サービスセンター「ライフ・アップおおた」支援事業	○	○	○		●

担当課名 工業政策課
計画地域 市内全域

施策指標式

●ヤング・アタックおおた
若者の就職支援と企業の雇用促進を図る目的で、就職支援センターを平成16年6月に設置した。求人情報などを掲載したホームページも開設している。

●ヤング・アタックおおた利用実績

区 分		16年度	17年度
窓口への来庁者数		1,104人	1,354人
ホームページへの アクセス数	パソコン	22,053件	32,682件
	携帯電話	24,952件	41,586件
	計	47,005件	74,268件

まちづくりの基本理念	産業経済の振興					
基本目標	高品質のものづくり環境の創出によるまちづくり					
施策名	勤労者福祉の充実					
内 容	インターネットなどを活用した求人・求職情報の提供と勤労者福祉サービスセンター事業への支援を推進します。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①太田市就職支援センター「ヤング・アタックおおた」運用管理事業 ・求人情報提供 ・就職相談 ・就職の斡旋、紹介	求人・求職情報の提供や就業相談など					
②太田市勤労者福祉サービスセンター「ライフ・アップおおた」支援事業 ・「ライフ・アップおおた」で実施する事業への支援	「ライフ・アップおおた」への支援					「ライフ・アップおおた」事業 ・文化教養事業（料理教室など） ・共済給付金事業（結婚、出産祝金など） ・健康増進事業（人間ドックの補助など） ・余暇事業（宿泊施設の補助など） ・その他

マニフェスト

- ・太田市就職支援センター「ヤング・アタックおおた」の充実を図ります。
- ・太田市勤労者福祉サービスセンター「ライフ・アップおおた」事業を支援します。

施策名

商業基盤の整備

No. 53

中心市街地の衰退が大きな問題となっています。社会経済状況の急速な変化により、空洞化する中心市街地の活性化を図るためには、市街地の整備改善と商業の活性化を一体的、総合的に進める必要があります。

そこで、中心市街地を活性化する事業の企画立案や広報、各団体との連絡調整事務や対外的な窓口業務を一元的に担うとともに、中心市街地の活性化を推進する上での中心的な役割を担う組織(中心市街地活性化協議会)の設立を推進し、中心市街地の活性化を図ります。

施策指標

中心市街地活性化協議会の設立を推進します。

主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①中心市街地活性化協議会の設立及び支援事業		○			●
②まちなか交流館「くらっせ」の活用		○	○		●
③チャレンジショップの支援		○	○		●

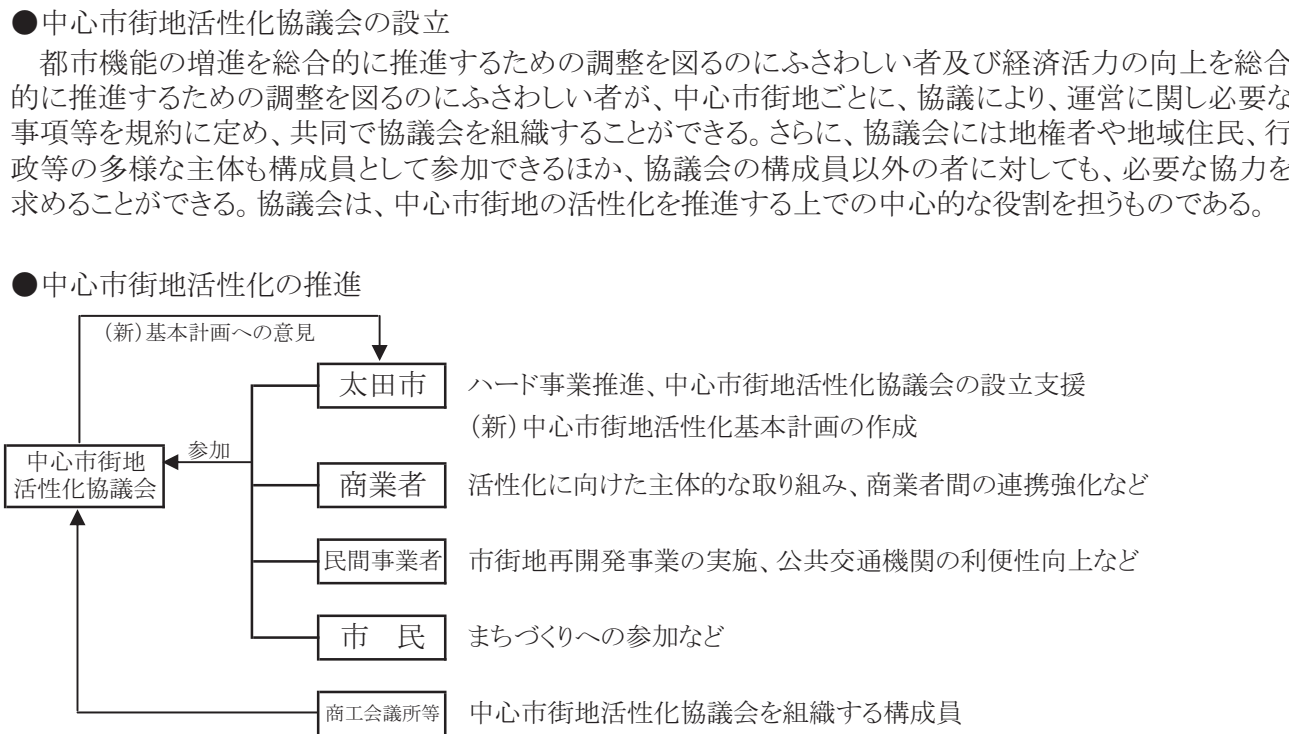
担当課名

商業観光課、市街地整備課

計画地域

中心市街地

施策指標式



まちづくりの基本理念		産業経済の振興				
基 本 目 標		人とももののにぎわいのあるまちづくり				
施 策 名		商業基盤の整備				
内 容		中心市街地を活性化する事業の企画立案や広報、各団体との連絡調整事務や対外的な窓口業務を一元的に担うとともに、中心市街地の活性化を推進する上での中心的な役割を担う組織(中心市街地活性化協議会)の設置を推進し、空洞化する中心市街地の活性化を図ります。				
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①中心市街地活性化協議会の設立及び支援事業 ・中心市街地活性化協議会構想推進準備会議 ・中心市街地活性化協議会の設置 ・中心市街地活性化協議会の支援			立上げ調査	研究・報告		市・商工会議所 市商工会議所 他団体 市商工会議所 他団体
	事務検討					
					推進体制の確立	
					事業構想の検討	
②まちなか交流館「くらっせ」の活用 利用者数を増やし、中心市街地の活性化を図る。	指定管理者による事業実施					
③チャレンジショップの支援 チャレンジショップ数を増やし、商店街の活性化を図る。	ショップへの支援					

産業経済の振興

マニフェスト
・中心市街地活性化協議会の設立を推進します。

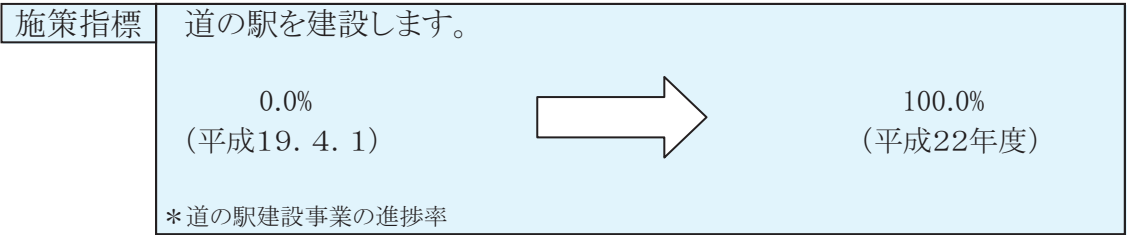
施策名

農業をとりまく条件整備

No. 54

本市の東部地域は水田地帯になっており、主に米麦、イチゴ、ネギなどが栽培されています。一方、西部地域はヤマトイモ、紅こだまスイカ、ホウレンソウなどが栽培されているほか、家畜の飼養頭数も県下有数の規模になっています。そこで消費拡大を図るため、地元農産物などを道路利用者に紹介する「道の駅」の建設を進めます。

また、就農者の兼業化、高齢化などにより、農業生産構造の強化を引き続き推進する必要があります。そのため農業生産性の向上を図りつつ、安全で高品質な食料の提供、地産地消を推進するための体制づくりをめざします。



主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①道の駅建設事業		●		○	

担当課名

農業政策課

計画地域

市内全域

施策指標式

●道の駅

道路利用者に快適な休憩と質の高い多様なサービスを提供する施設。道路利用者のための「休憩機能」、道路利用者や地域住民のための「情報発信機能」、まちとまちとが手を結び活力ある地域づくりを行うための「地域の連携機能」の3つの機能を併せ持つ。道の駅利用者は、食事や地域の特産物の買物も目的としているため、地元農産物を販売するコーナーを設け、消費拡大を図る。

●道の駅建設スケジュール

年 度	20年度	21年度	22年度
進捗率	4.3%	88.0%	100.0%
備 考	用地購入・設計・建設	建設	建設

* 進捗率は事業費ベースで算定した。

マニフェスト
・道の駅は、平成22年度の開設をめざします。

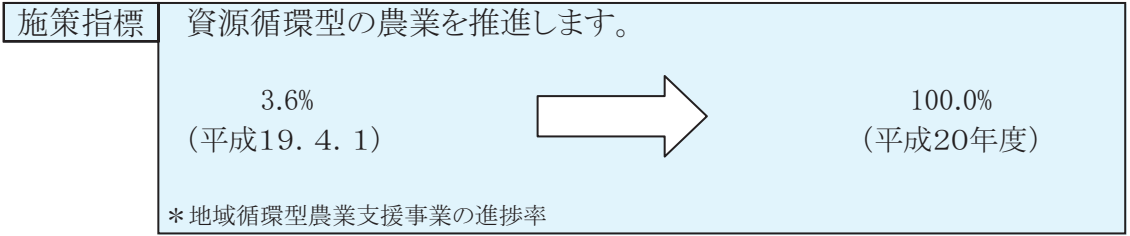
施策名

農業をとりまく条件整備

No. 55

地球温暖化の防止を図り、「資源使い捨て社会」から「資源リサイクル社会」への移行を促進するため、畜産排せつ物、食糧残さなどのバイオマスを有機堆肥として生産し、耕種農家や野菜生産農家などへの利用を図るための農業施設の整備を行います。

有機堆肥を利用することで土壌改良、有機農作物の生産、畜産公害の解消、食糧残さなどの減量化を図る効果があります。



主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①地域循環型農業支援事業	●			○	

担当課名

農業政策課

計画地域

市内全域

施策指標式

●バイオマス

「バイオマス」とは、生物由来の資源という意味。

代表的なものは、木くずや麦わら、家畜ふん尿、生ゴミなどがある。これらは、生物から得られる環境にやさしい資源であり、今後の活用が期待される。バイオマスは、自然循環の中で生命の力によって繰り返し生産される再生可能な資源であり、適正に利用すれば枯渇することがない。

●地域循環型農業支援事業の進捗率

区 分	18年度	19年度	20年度
進捗率	3.6%	22.9%	100.0%

* 進捗率は事業費ベースで算定した。

まちづくりの基本理念	産業経済の振興					
基本目標	質の高い農業を推進するまちづくり					
施策名	農業をとりまく条件整備					
内容	バイオマス資源を活用する施設整備事業として、畜産排せつ物の堆肥化を図り、堆肥を利用した有機農産物の生産を行う資源循環型農業を構築するため、堆肥化施設を整備します。また、食品企業などから出る食糧廃棄物を、家畜の飼料にする飼料化施設などの整備も併せて行います。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①地域循環型農業支援事業 ・堆肥化施設の整備 ・食糧廃棄物の家畜飼料化施設の整備など	用地取得	建設				

産業経済の振興

マニフェスト
・太田市バイオマスタウン構想に基づき、事業運営や施設整備を実施します。

施策名

農業をとりまく条件整備

No. 56

松くい虫被害は、我が国最大の森林被害で、全国で1年間に木造住宅3万戸分にあたる被害を出しているといわれています。

本市のシンボルである金山の赤松林などを松くい虫の被害から守り、自然環境の保護・整備を図るため、松くい虫被害木の伐倒駆除、樹幹注入剤の施工、被害木のチップ処理を実施します。

施策指標

金山の赤松林を松くい虫の被害から守ります。

主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①松くい虫防除対策事業					
・松くい虫被害木伐倒駆除	●	○	○		
・松くい虫被害木特別伐倒駆除	●				
・樹幹注入剤施行	●	○	○		
・被害木チップ処理	●				

担当課名

農業政策課

計画地域

金山、防風林ほか

施策指標式

●松くい虫被害

「マツノザイセンチュウ」という線虫が、松の樹体内に入ること引き起こされる。

この線虫を「マツノマダラカミキリ」というかみきり虫が、松から松へと運び、松の木が枯れる被害が蔓延している。

●松くい虫防除対策事業実績

区 分	14年度	15年度	16年度	17年度
松くい虫被害木伐倒駆除	4,959本	5,719本	4,446本	4,618本
松くい虫被害木特別伐倒駆除	31本	27本	27本	57本
樹幹注入剤施行	1,203本	1,285本	1,258本	2,000本
被害木チップ処理				430m ³
予防薬剤散布	67.6ha	67.6ha	69.0ha	63.4ha

＊(1)被害木チップ処理は平成17年度から実施。

(2)予防薬剤散布は平成19年度から廃止。

まちづくりの基本理念	産業経済の振興					
基本目標	質の高い農業を推進するまちづくり					
施策名	農業をとりまく条件整備					
内 容	本市のシンボルである金山の赤松林などを松くい虫の被害から守るため、また金山の赤松林などを中心とした自然環境の保護・整備を図るため、松くい虫被害木の伐倒駆除、予防薬剤散布、樹幹注入剤の施工、被害木のチップ処理を実施します。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①松くい虫防除対策事業 ・松くい虫被害木伐倒駆除 枯れた松の木が感染源にならないように伐倒する。 ・松くい虫被害木特別伐倒駆除 家屋などに隣接している場合、ぶつからないように特別な機械を使用し、伐倒する。 ・樹幹注入剤施行 松の木に線虫を防ぐ薬剤を注入し、松枯れを予防する。 ・被害木チップ処理 細かくチップ化することで、カミキリ虫の幼虫などを駆除する。	毎年実施					(17年度) 4,618本
	毎年実施					(17年度) 57本
	毎年実施					(17年度) 2,000本
	毎年実施					(17年度) 430m ³

産業経済の振興

マニフェスト
・松くい虫被害の拡大防止を図り、森林の保全に努めます。

施策名

農業をとりまく条件整備

No. 57

本市の農業は、農業の合理化、農地の効率化向上のため、区画整理をはじめとして様々な事業を展開していますが、近年の国内外の農業情勢の悪化を起因として、離農、高齢化が著しく、農業経営に甚大な影響を及ぼしていることから、農業用の用排水路、農道の整備などを強化し、農業条件を整えることで農業を守り、国土の保全を図ります。

施策指標	農業用の用排水路、農道の整備を強化します。
------	-----------------------

主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①小規模土地改良事業	●	○			
②国営附帯県営農地防災事業(渡良瀬川中央地区)	○	●	○		
③団体営農村環境整備事業(強戸北部地区)	●	○	○		
④市単独生産基盤整備事業	●				
⑤団体営生産基盤整備事業(緑町地区)	●	○	○		
⑥むらづくり交付金(由良地区)	●	○	○		
⑦基幹水利施設管理事業	○	●	○		
⑧団体営自然共生環境創造支援事業(待矢場西地区)	○	○	○		●
⑨農地・水・農村環境保全向上対策事業	○	○	○		●

担当課名

農村整備課

計画地域

該当地区

施策指標式

●陳情・苦情処理実績			(単位:件)
区 分	16年度	17年度	
陳 情	4	17	
苦 情	58	66	
計	62	83	

*小規模土地改良事業、市単独生産基盤整備事業に基づく実績。

まちづくりの基本理念		産業経済の振興					
基本目標		質の高い農業を推進するまちづくり					
施策名		農業をとりまく条件整備					
内 容		農業をとりまく条件整備は、素掘り水路の三面側溝化や農耕車の安全な通行を確保する農道の整備などが柱となるが、過去の土地改良事業で造成した水利施設の老朽化が著しく、陳情・苦情の主たる内容となっており、これらの陳情、苦情を処理していくことで、農業経営の基盤を確保し、質の高い農業を推進します。					
実 施 事 業		実 施 工 程					備 考
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①小規模土地改良事業 県補助により農業水利施設、農道を造成、改修する。		測量設計・工事					陳情・苦情処理に対応
②国営附帯県営農地防災事業 幹線・準幹線の用排水路の断面改修などを県営で行う。		調整・負担金支出					事業主体が県で、事業の調整と負担行為が市
③団体営農村環境整備事業 八王子山系の自然を保全し、ふれあいの場を提供する。		測量設計・工事					強戸北部の環境保全事業（ビオトープ）
④市単独生産基盤整備事業 素掘りや老朽化した水路などの改修、維持補修を行う。		測量設計・工事					陳情・苦情処理に該当
⑤団体営生産基盤整備事業 緑町の農地のほ場整備を行い、生産性の向上を図る。		測量設計・工事					ほ場整備（区画整理）事業
⑥むらづくり交付金 国営農地防災事業で造成した遊水池の利活用を図る。		調査設計		工事			遊水池の利活用由良地区
⑦基幹水利施設管理事業 農業用水の要である太田頭首工の管理を行う。		負担金支出					太田頭首工の維持管理負担金
⑧団体営自然共生環境創造支援事業 農業用水のもつ自然景観を保全し、地域の憩いの場として創造する。		調整・負担金支出					待矢場改良区が事業主体で水路の環境保全等を実施
⑨農地・水・農村環境保全向上対策事業 地域ぐるみで水利施設の保全管理や環境資源の向上を図る。		助言指導・負担金					

産業経済の振興

マニフェスト
・コストを重視し、投資効果に見合う事業を行います。 ・実施する事業については、適正な工程管理を行い、工期を守ります。

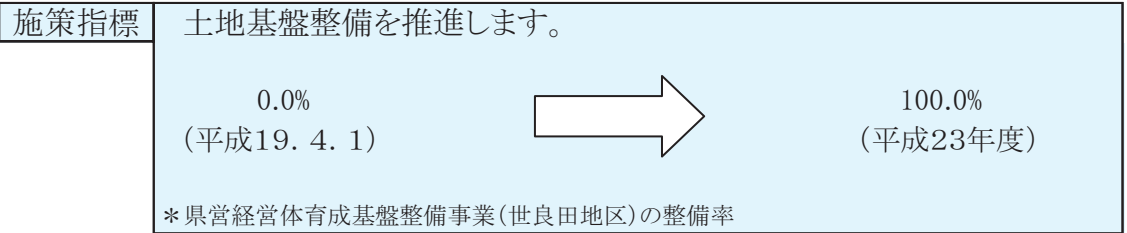
施策名

農業をとりまく条件整備

No. 58

農業基盤や農村環境基盤は、各種の土地改良事業で整備を進めていますが、農村地域をとりまく状況は、農業従事者の高年齢化や担い手不足による不耕作地の拡大、都市化や混在化などにより、農業生産と生活環境の両面に問題が生じているため、環境基盤の整備を望む声が年々高まっています。

そのため、農業生産に必要な土地を確保し、生産基盤と生活基盤を総合的に整備することにより、生産性の向上や食料自給率の強化に努めます。



主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①県営経営体育成基盤整備事業(世良田地区)		○	●	○	○
②滑川排水路整備事業(世良田地区)		○	●		
③畑地帯総合整備事業(平塚・世良田地区)		○	●	○	○
④高尾西地区土地改良事業(高尾西地区)		○			●
⑤県営湛水防除事業(下江田地区)		○	●	○	
⑥ふるさと農道緊急整備事業(村田南地区)		●	○		
⑦県営湛水防除事業(岡登地区)		○	●	○	
⑧国営造成施設管理体制整備促進事業(藪塚台地地区)		○	●	○	
⑨国営造成施設管理体制整備促進事業(渡良瀬川上流連合地区)		○	●	○	

担当課名

地域総合課(尾島・藪塚本町総合支所)、農村整備課

計画地域

該当地区

施策指標式

● 県営経営体育成基盤整備事業(世良田地区)の整備率

区 分	18年度	23年度
整備対象面積 (A)	87ha	87ha
整備済面積 (B)	0ha	87ha
整備率 (B/A×100)	0.0%	100.0%

まちづくりの基本理念	産業経済の振興					
基本目標	質の高い農業を推進するまちづくり					
施策名	農業をとりまく条件整備					
内 容	土地基盤が未整備な区域について、区画整理、農道整備や排水路整備などを行い、農業経営の安定化、近代化を推進し、農業生産の向上を図ります。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①県営経営体育成基盤整備事業 （世良田地区） 土地基盤が未整備の世良田地区のほ場整備事業を実施し、区画整理や農道整備を行い、農耕車の通行を確保する。水路・排水路を整備し、担い手の育成と農地の利用集積を図る。	換地 実施設計	面・道水路工事				24年度以降 補完工事、 換地処分
②滑川排水路整備事業 （世良田地区） 冠水の被害を防ぐため、生活雑排水路の主排水路として機能している滑川の整備を行う。		測量設計・工事				
③畑地帯総合整備事業 （平塚・世良田地区） 土地基盤が未整備の平塚・世良田地区のほ場整備事業を実施し、区画整理や農道整備を行い、農耕車の通行を確保する。排水路を整備し、農業の近代化と農地の利用集積を図る。			換地 実施設計	面・道水路工事		24年度以降 補完工事、 換地処分

産業
経済
の
振
興

マニフェスト
・土地基盤整備を進め、平成23年度までに世良田地区の県営経営体育成基盤整備事業の面・道水路工事を完了します。 ・環境や景観に配慮し、確実に事業を推進します。

まちづくりの基本理念	産業経済の振興					
基 本 目 標	質の高い農業を推進するまちづくり					
施 策 名	農業をとりまく条件整備					
内 容	降雨などによる災害から農地を守るため、幹線排水路や排水機場の整備を実施するとともに、農道などの整備を行うことで、農作業の作業効率向上、農業の近代化を促進し、農業経営の安定と国土の保全を図ります。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
④高尾西地区土地改良事業 (高尾西地区) 事業が休止となっていたが、再開し事業完了をめざす。	測量	登記				
⑤県営湛水防除事業 (下江田地区) 冠水の被害から農作物を守るため、下江田地区の幹線排水路や排水機場を整備する。	毎年 調整・負担金					(事業期間) 17年度～23年度 排水路距離 1,207m 排水機 2台
⑥ふるさと農道緊急整備事業 (村田南地区) 農作業の効率化などを図るため、村田南地区の農道を整備する。	工事					(事業期間) 17年度～19年度 舗装延長 1,527m 幅員 4.5m

マニフェスト

- ・下江田地区の県営湛水防除事業は、平成23年度までに排水路距離1,207m、排水機2台の整備を図ります。
- ・費用対効果を重視して、国や県など関係機関との連携を密にし、農業経営の安定を図ります。
- ・実施事業については、適正な工程管理を行い、工期を守ります。

まちづくりの基本理念	産業経済の振興					
基本目標	質の高い農業を推進するまちづくり					
施策名	農業をとりまく条件整備					
内 容	国営事業で整備された農業水利施設を土地改良区が管理しており、国、県、市町により助成金を支出して管理を円滑に推進しようとする事業で、県営事業として実施しています。関係市町は負担金を支出します。⑧⑨の事業は第2期で、平成17年度から5ヶ年の継続事業で実施します。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
⑦県営湛水防除事業 (岡登地区) 排水路整備や遊水地・排水機場などの新設工事を実施し、農地の湛水を防ぐ。	調整・負担金					(第1期事業) 12年度～16年度 (第2期事業) 17年度～21年度
⑧国営造成施設管理体制整備促進事業 (藪塚台地地区) 土地改良区が管理する農業水利施設の運営費を補助する。	毎年 運営費補助					
⑨国営造成施設管理体制整備促進事業 (渡良瀬川上流連合地区) 土地改良区が管理する農業水利施設の運営費を補助する。	毎年 運営費補助					

マニフェスト
・農業水利施設の維持管理を円滑に推進します。

施策名

農業をとりまく条件整備

No. 59

農業は、その生産過程の中で天候等自然の影響を直接受ける割合が強く、生産量などが左右されます。特に、農業災害に対する影響は大きなものがあり、農業経営を圧迫しています。

農業共済制度は、恒久的な農業災害対策として制度化されたものであり、農家の経営安定と、農業生産力の向上が目的とされています。今後、より安定的な農業経営をめざすために農業共済制度への加入を積極的に推進します。

施策指標	農業共済事業の引受戸数を確保します。
------	--------------------

主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①農業共済事業(NOSAI制度)	●	○	○	○	○

担当課名 農業共済課
計画地域 市内全域

施策指標式

●平成17年度加入状況			(単位:戸)
共済区分		引受戸数	
農作物 共 済	水 稲	3,063	
	麦	710	
家 畜 共 済		94	
畑作物 共 済	春 蚕 繭	27	
	初秋蚕繭	15	
	晩秋蚕繭	29	
園 芸 施 設 共 済		264	
計		4,202	

* 引受戸数＝共済加入戸数

まちづくりの基本理念	産業経済の振興					
基 本 目 標	質の高い農業を推進するまちづくり					
施 策 名	農業をとりまく条件整備					
内 容	全国的に台風、集中豪雨、地震など相次ぐ自然災害で農作物、家畜、畑作物、園芸施設が大きな被害を受け、農業共済事業(NOSAI制度)の重要性が認識されてきています。今後は、さらに積極的に引受を推進します。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①農業共済事業 ・農作物共済(水稻) ・農作物共済(麦) ・家畜共済 ・畑作物共済(春蚕繭) ・畑作物共済(初秋蚕繭) ・畑作物共済(晩秋蚕繭) ・園芸施設共済	(引受戸数) 2,900戸	2,900戸	2,900戸	2,900戸	2,900戸	
	500戸	500戸	500戸	500戸	500戸	
	94戸	94戸	94戸	94戸	94戸	
	24戸	24戸	24戸	24戸	24戸	
13戸	13戸	13戸	13戸	13戸		
26戸	26戸	26戸	26戸	26戸		
275戸	280戸	285戸	285戸	285戸		

産業経済の振興

マニフェスト
・NOSAI制度への積極的な引受推進を図ります。

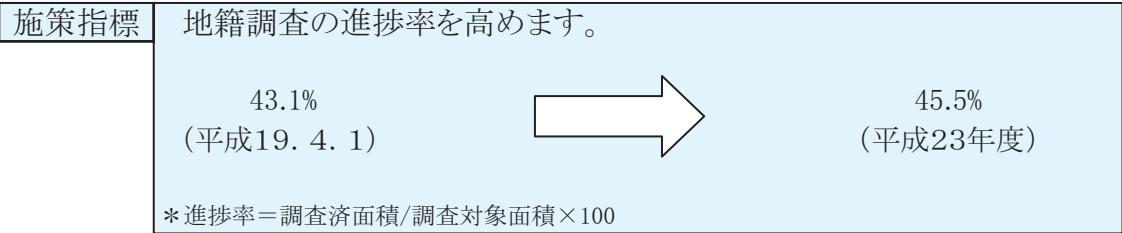
施策名

地籍調査の推進

No. 60

土地に関する記録は、明治時代の地租改正によって作られた地図（公図）をもとにしたものが大半を占め、土地の境界が不明確であるなど、土地の実態を正確に把握できないのが現状です。

このため、土地の実態を正確に把握し、土地の有効活用、保全を図ることを目的に地籍調査を推進します。



主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①地籍調査事業	●	○	○		

担当課名

農村整備課

計画地域

土地区画整理事業、土地改良事業、大規模開発などの事業地を除く全域

施策指標式

●地籍調査の推移

(単位:Km²)

区 分	18年度	23年度
市域面積	176.49	176.49
調査対象面積 (A)	136.98	136.98
調査済面積 (B)	58.98	62.30
進 捗 率 (B/A×100)	43.1%	45.5%

* 数値は各年度末の数値。

まちづくりの基本理念	産業経済の振興					
基本目標	質の高い農業を推進するまちづくり					
施策名	地籍調査の推進					
内 容	地籍調査は、土地の境界、面積、所有者、地目などの実態を明確にすることにより、土地取引、公共事業、民間開発、適正な課税など、土地に関するあらゆる行為の基礎資料となるものであり、計画的な事業の推進を図ります。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①地籍調査事業 ・新野町、新田市野井町の各一部 ・鳥山（上町・中町・下町）、新田溜池町の各一部 ・鳥山下町、長手町、鶴生田町、新田小金井町の各一部 ・鶴生田町、新田中江田町、上江田町の各一部 ・鳥山（上町・中町・下町）、新田萩町、新田上中町、新田大町の各一部 ・鳥山（上町・中町・下町）、新田萩町、新田上中町の各一部	閲覧・認証・登記 →					調査面積＝0.74km ² 調査は18年度に実施。
	現地調査・測量 →	閲覧・認証・登記 →				調査面積＝0.69km ²
		現地調査・測量 →	閲覧・認証・登記 →			調査面積＝0.61km ²
			現地調査・測量 →	閲覧・認証・登記 →		調査面積＝0.77km ²
				現地調査・測量 →	閲覧・認証・登記 →	調査面積＝0.65km ²
					現地調査・測量 →	調査面積＝0.6km ²

産業経済の振興

マニフェスト
・平成23年度までに地籍調査事業の進捗率を45.5%まで高めます。（平成18年度 43.1%）

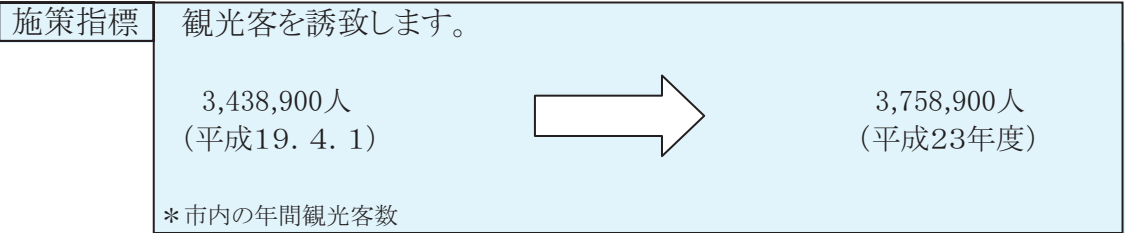
施策名

観光事業の推進

No. 61

本市は、金山などの自然に恵まれ、その麓には新田氏や徳川氏ゆかりの史跡、天然記念物などが点在しています。また、観光行事として太田市花火大会、関東菊花大会、尾島ねぶたまつり、RC航空ページェント、にった花とぴあ、藪塚かかし祭りなどのイベントを通じて、多くの観光客が訪れています。

今後は、これらの観光資源の保護に努めるとともに、魅力ある観光ネットワークの整備が必要です。そこで、両毛地域各市町と連携した広域的な観光宣伝や整備を行い、県内外から観光客の誘致を図ります。



主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①観光振興事業	●				
②呑龍公園整備事業	●			○	
③観光物産館設置事業(道の駅内)	●			○	
④観光案内看板整備事業	●			○	
⑤ねぶた保管庫兼作業所建設事業	●			○	

担当課名

商業観光課、地域総合課(尾島総合支所)

計画地域

市内全域

施策指標式

●市内観光客の推移(主な観光施設)

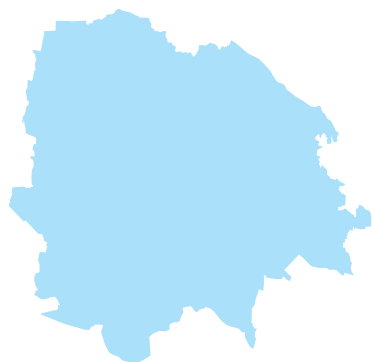
(単位:人)

区 分	17年度	18年度	23年度
観 光 客 数	3,438,900	3,438,900	3,758,900
増 加 率		0.0%	9.3%

まちづくりの基本理念	産業経済の振興					
基本目標	観光資源を生かすまちづくり					
施策名	観光事業の推進					
内容	優れた観光資源の保護に努めるとともに、魅力ある観光ネットワークの整備が必要です。そこで、両毛地域各市町と連携した広域的な観光宣伝や整備を行い、県内外から観光客の誘致を図ります。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①観光振興事業 合併や北関東自動車道開通を考慮し、新たな観光振興の展開を図る。		調査				現在は民間施設を利用
②呑龍公園整備事業 呑龍公園の動物園跡地を整備する。	整備					
③観光物産館設置事業 道の駅内に特産物販売、観光案内コーナーなどを設置する。		道の駅内に設置				
④観光案内看板整備事業 観光ポイントを示した案内看板を新設する。	太田駅前 1基	呑龍公園 金山モータール 2基				
⑤ねふた保管庫兼作業所建設事業 ねふたの保管庫兼作業所を建設する。			設計・建設			

産業経済の振興

マニフェスト
・平成23年度までに市内年間観光客を3,758,900人まで増やします。(平成18年度 3,438,900人)



Ota Rebirth General Plan

(5) 都市基盤の整備

施策名

土地利用計画の策定・推進

No. 62

都市計画については、区域区分（線引き制度による区域指定）と2つの都市計画区域（太田都市計画・藪塚都市計画）の統合を推進するとともに「都市計画マスタープラン」を策定します。また、各地域の特性に適した用途地域の指定と変更を行い、良好な都市環境の維持、改善に努め、地区の個性や長所を生かした地区計画制度を策定し、機能分担を図りながら、一体的で適正な市街地を形成するまちづくりを進めます。さらに「防火地域」及び「準防火地域」の適正な指定により、建物の不燃化を進めるとともに、災害発生時に防火遮断帯となる街路や緑地を整備します。

施策指標

- ・区域区分と2つの都市計画区域の統合を推進します。
- ・土地利用計画や都市基盤整備などの具体的な都市計画の指針を策定します。

主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①都市計画区域の統合（太田都市計画・藪塚都市計画）	●	○			
②土地利用規制の指定	●	○			
③都市計画マスタープラン策定事業	●	○			
④都市基盤の整備	●	○			

担当課名

都市計画課

計画地域

市内全域

施策指標式

- 都市計画の推進
 - ・区域区分については、2つの都市計画区域（太田都市計画・藪塚都市計画）の段階的な調整を推進する。
 - ・「都市計画マスタープラン」は、将来の都市づくりの基本方針となるもので、ゆとりと豊かさが実感できる、快適なまちづくりを進めるため、土地利用、道路、公園、下水道やその他公共施設の整備方針を示す。平成18・19年度の2ヶ年により、策定予定。

●都市計画区域の状況

計画区域名	区域区分	面積(ha)	備 考
太田都市計画区域	市街化区域	約4,211	旧太田市 旧尾島町 旧新田町
	市街化調整区域	約11,341	
	小 計 (A)	約15,552	
藪塚都市計画区域	非線引き区域 (B)	約2,097	旧藪塚本町
合 計	(A) + (B)	約17,649	新「太田市」

まちづくりの基本理念	都市基盤の整備					
基本目標	地域の特性、個性を生かす機能分担のまちづくり					
施策名	土地利用計画の策定・推進					
内容	区域区分(線引き制度による区域指定)と2つの都市計画区域の統合を推進するとともに、都市計画マスタープランを策定し、市民と行政が協働して、効果的な土地利用を行い、各地域の特性を活かした個性豊かなまちづくりを進めます。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①都市計画区域の統合 太田都市計画と蕨塚都市計画の2つの都市計画の段階的な調整を行い、区域区分の見直しを図る。	推進					
②土地利用規制の指定 特定用途制限地域の指定を行う。	条例化					
③都市計画マスタープラン策定事業 将来の都市計画の基本方針を策定する。	策定					
④都市基盤の整備 ・飯塚町土地利用計画の見直し ・北部大規模開発事業(新規工業団地計画) ・(仮称)太田インターチェンジ周辺整備事業	推進(市街化編入)					

都市基盤の整備

マニフェスト
・平成19年度までに都市計画マスタープランを策定します。 ・市民と行政との協働により、市全体の発展と各地域の特性を生かしたバランスの良いまちづくりを進めます。

施策名

土地利用計画の策定・推進

No. 63

太田市土地開発公社では、昭和51年より地域の秩序ある整備を図るために、必要な公有地の取得、造成、処分の事業を行ってきました。公有地取得事業では、用地取得依頼に基づいた用地取得を行い、事業の具体化にあわせ事業を展開しています。現在の課題として、太田市からの依頼によって取得した公社保有地の計画的な処分、プロパー事業の残区画の分譲、北部大規模開発事業における土地利用計画の見直しなどがあり、太田市や関係機関と調整し、実施を図ります。

施策指標

- ・工業団地を造成し、平成21年度の分譲開始をめざします。
- ・必要な公有地の早期取得を行います。

主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①公有地取得事業		●			○
②土地造成事業		○			●
③土地分譲事業		○			●

担当課名

用地管理課、用地開発課

計画地域

市内全域

施策指標式

- 北部大規模開発事業について
太田市土地開発公社では、太田市や関係機関と調整しながら、北部大規模開発事業を見直し、工業団地として造成し、平成21年度からの分譲をめざす。
- 公有地取得事業について
太田市からの取得依頼に基づく用地について、太田市や関係機関と調整しながら、早期取得を行う。

まちづくりの基本理念	都市基盤の整備					
基本目標	地域の特性、個性を生かす機能分担のまちづくり					
施策名	土地利用計画の策定・推進					
内 容	太田市土地開発公社では、公有地取得事業として、太田市からの用地収得依頼に基づいた用地取得を行い、事業の具体化にあわせ事業を展開しています。公有地取得事業のほか、現在の課題である長期に保有する土地の計画的な処分、プロパー事業の残区画の分譲、北部大規模開発事業における土地利用計画の見直しなどを太田市や関係機関と調整し、実施を図ります。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①公有地取得事業 市からの取得依頼に基づき、公共用地の取得を行う。	毎年、関係部署と調整のうえ、随時地権者交渉を実施					
②土地造成事業 新規工業団地の造成を行う。	北部大規模開発事業(工業団地造成)					
③土地分譲事業 土地開発公社のプロパー事業として、造成分譲を行う。	新野脇屋住宅団地の分譲					
	北部大規模開発事業用地の分譲					

マニフェスト

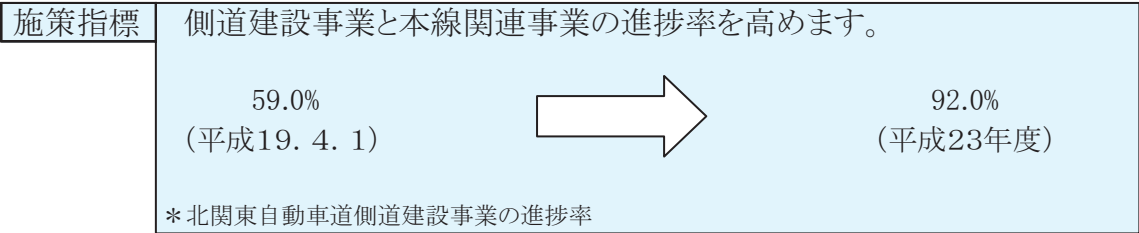
- ・太田市や関係機関と調整しながら、北部大規模開発事業を見直して、平成21年度までに工業団地として造成し、平成21年度の方譲をめざします。

施策名

道路網の整備

No. 64

北関東自動車道の完成により、沿線各都市の交流、高速交通網の形成、観光地の活性化などが期待できます。そこで本市の産業、農業、観光などの拠点形成を図るとともに、住民の利便性に配慮した道路を整備するため、北関東自動車道側道建設事業と北関東自動車道本線関連事業を円滑に推進します。また、早期完成に向け、地域住民の理解と協力が得られるよう努めます。



主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①北関東自動車道側道建設事業	●	○			
②北関東自動車道本線関連事業	●				●

担当課名

北関東自動車道対策課

計画地域

藪塚地区、強戸地区、毛里田地区

施策指標式

●北関東自動車道側道建設・本線関連事業の進捗率

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	23年度 以 降
側道建設事業	59.0%	76.0%	80.0%	84.0%	87.0%	92.0%	100.0%
本線関連事業	66.0%	94.0%	100.0%				

* 進捗率は事業費ベースで算定した。

まちづくりの基本理念	都市基盤の整備					
基本目標	北関東自動車道とそのアクセス機能を生かすまちづくり					
施策名	道路網の整備					
内 容	沿線地域住民のより一層の充実した快適性と利便性を確保するため、北関東自動車道の建設にともなう側道建設事業と本線関連事業を推進します。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①北関東自動車道側道建設事業						
・第1工区工事	→					
・第2・3工区工事	→					
・第5・6工区用地測量		→				
・第5・6工区用地買収			→			
・第5・6工区埋蔵文化財調査				→		
・第5・6工区工事					→	
・藪塚北側側道道路新設工事	→				→	
・南側側道道路新設工事	→					
・南側側道用地買収	→					
・側道関連交差点用地買収 物件補償	→					
・側道関連交差点改良工事	→					
②北関東自動車道本線 関連事業						
・構造物拡幅事業	→					
・開通記念事業	→					

都市基盤の整備

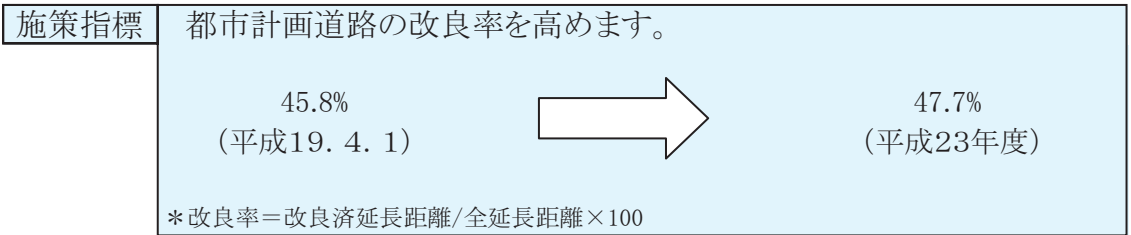
マニフェスト
・側道工事の早期開通をめざします。

施策名

道路網の整備

No. 65

幹線道路は、市民生活や経済社会活動を支える最も基礎的なインフラであり、その整備は全市民が長年にわたり熱望してきているところです。そこで、21世紀を迎え、豊かな市民生活の基盤を確立し、次世代に誇ることのできる郷土を形成するため、市民共通の資産である道路を計画的に整備します。



主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①都市計画道路整備事業					
・太田西部幹線	●	○	○		
・太田東部幹線	●	○	○		
・只上市場線	●	○	○		
・1級42号線	●	○	○		
・1級50号線	●	○	○		
・1級52号線	●	○	○		
・1級75号線	●	○	○		
・東毛幹線	○	●	○		
②幹線道路整備事業					
・2級56号線	●	○	○		
・2級62号線	●	○	○		
③木崎駅北地区市街地整備事業		●	○	○	

担当課名

道路河川課

計画地域

市内全域

施策指標式

●都市計画道路改良の推移

(単位:km)

区 分	18年度	23年度
全延長距離 (A)	244.76	244.76
改良済延長距離 (B)	112.12	116.78
改良率 (B／A×100)	45.8%	47.7%

まちづくりの基本理念	都市基盤の整備					
基本目標	北関東自動車道とそのアクセス機能を生かすまちづくり					
施策名	道路網の整備					
内容	幹線道路網などについては、円滑な交通による交通渋滞の解消や防災機能を持たせた機能的かつ安全で潤いのある道路整備を推進するとともに、道路愛護、美化の啓発に努めます。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①都市計画道路整備事業 ・太田西部幹線 ・太田東部幹線 ・只上市場線 ・1級42号線 ・1級50号線 ・1級52号線 ・1級75号線 ・東毛幹線	(第1期) 用地補償・工事					事業主体は群馬県市は負担金支出
			(第2期) 調査		用地補償	
	用地補償		用地補償・工事			
	調査	用地補償・工事				
	用地補償・工事					
	用地補償	用地補償・工事				
			調査	調査・用地補償	用地補償・工事	
	用地補償・工事					
	負担金					
②幹線道路整備事業 ・2級56号線 ・2級62号線	用地補償・工事	工事				
				用地補償・工事		
③木崎駅北地区市街地整備事業 木崎駅前広場などを整備する。				調査	用地補償	

都市基盤の整備

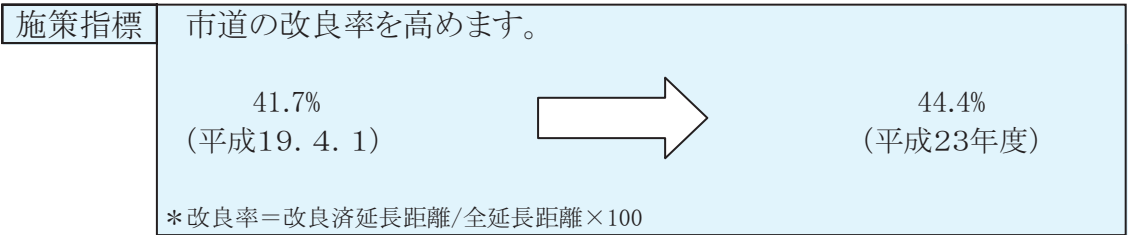
マニフェスト
・平成23年度までに都市計画道路改良率を47.7%まで高めます。(平成18年度 45.8%) ※5年間の増加率は市事業予算のみ

施策名

市道の整備

No. 66

生活環境の変化により、機能優先の時代から、生活の快適性に配慮した、歩行者、自転車通行、高齢者、障がい者に優しい道路整備が求められてきています。安全でかつ利便性の高い道路として、老朽道路の改良、未整備道路の新設、改良整備を図ります。



主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①一般市道新設改良事業	●				
②幹線道路整備事業	●				
③交通安全施設等整備事業(サイクリングネットワーク事業)	●	○	○		
④御城道道路改良事業	●	○	○		
⑤鳥山強戸線道路整備事業	●				

担当課名

道路河川課

計画地域

市内全域

施策指標式

●市道改良の推移

区 分	18年度	23年度
全延長距離 (A)	2,604	2,604
改良済延長距離 (B)	1,085	1,156
改良率 (B／A×100)	41.7%	44.4%

まちづくりの基本理念	都市基盤の整備					
基 本 目 標	公共交通ネットワークを確立するまちづくり					
施 策 名	市道の整備					
内 容	生活道路は快適で安全かつ利便性のある道路として、老朽道路の改良、未整備道路の新設、改良整備を進めます。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①一般市道新設改良事業 陳情などに基づき生活道路の新設や改良を行う。	用地補償・工事					太田高山道 84号線
②幹線道路整備事業 幹線道路の新設や改良を行う。	用地補償・工事					
③交通安全施設等整備事業 (サイクリングネットワーク事業) 自転車利用の促進を図るため、道路を整備する。	工事（各路線の連結、道路段差の解消、歩行者との分離など）					
④御城道道路改良事業 市街地と金山を結ぶ道路を散策道として復活させる。	工事					
⑤鳥山強戸線道路整備事業 全国都市緑化フェア会場と仮設駐車場を結ぶ路線を整備する。	工事					

都市基盤の整備

マニフェスト
・平成23年度までに市道改良率を44.4%に高めます。(平成18年度 41.7%)

施策名

バス路線網の整備

No. 67

交通弱者といわれる高齢者をはじめ、障がい者や学生の交通手段の利便性向上を図る目的で、公共バス(市内運行バス)の運行は、市民の移動手段として不可欠です。今後は費用対効果の面からも検討する必要がある、総合的な改善策として、利用者のニーズに合わせて利便性を追及するとともに、運行の効率化や経費の削減を図ります。

施策指標

利用者のニーズや利便性を追及し、運行の効率化を図ります。

主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①公共交通機関運行事業	●	○			

担当課名

交通政策課

計画地域

市内全域

施策指標式

●シティーライナーおおた「おうかがいしバス」(11路線36系統) 平成18年4月1日現在

路線名	経 路
九合線	太田駅南口～西矢島町～県立がんセンター
毛里田線	太田駅南口～桐生温泉湯らら
沢野線	太田駅南口～下浜田町～県立がんセンター
菰川線	太田駅南口～休泊行政センター
休泊線	太田駅南口～イオンSC・休泊行政センター
宝泉線	太田駅南口～木崎駅北
強戸・藪塚線	太田駅南口～第一病院
新田線	太田駅南口～新田暁高校
尾島線	太田駅南口～県立がんセンター～尾島歴史公園
新田循環線	新田北循環線 新田南循環線(ユーランド新田を起終点とする循環) 木崎駅線(市公民館～新田暁高校～木崎駅北)
太田市街循環線	太田駅南口～太田女子高校前～太田駅南口

まちづくりの基本理念	都市基盤の整備					
基本目標	公共交通ネットワークを確立するまちづくり					
施策名	バス路線網の整備					
内 容	市民の移動手段として、交通弱者といわれる高齢者、障がい者、学生などの交通手段の利便性向上を図ります。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①公共交通機関運行事業 ・11路線36系統 1. 九合線 2. 毛里田線 3. 沢野線 4. 菰川線 5. 休泊線 6. 宝泉線 7. 強戸・藪塚線 8. 新田線 9. 尾島線 10. 新田循環線 11. 太田市街循環線	公共バス運行					

都市基盤の整備

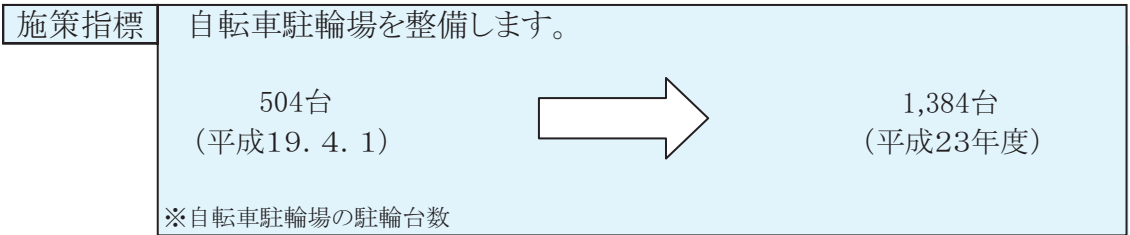
マニフェスト
・利用者のニーズに合わせ、公共バスの利便性を追求するとともに効率化を図り、経費を削減します。

施策名

自転車交通の整備

No. 68

安全で快適な環境を構築するため、駅周辺に駐輪場を整備して、自転車利用者の利便性を図ります。併せて交通の円滑化を図るため、駐輪場の建設整備を推進します。



主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①高架下駐輪場整備事業	●	○	○		
②治良門橋駅駐輪場建設事業	●				
③木崎駅駐輪場建設事業	●				
④駐輪場管理委託事業					

担当課名

交通政策課

計画地域

太田駅、治良門橋駅、木崎駅

施策指標式

●自転車駐輪場における駐輪台数の推移

(単位:台)

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	23年度	備 考
太田駅東和銀行西	240	240	240	240	240	
太田駅高架下		500	500	500	500	19年度設置
韮川駅	164	164	164	164	164	18年度設置
木崎駅					260	23年度設置
治良門橋駅				120	120	21年度設置
藪塚駅	100	100	100	100	100	
計	504	1,004	1,004	1,124	1,384	

まちづくりの基本理念	都市基盤の整備					
基 本 目 標	公共交通ネットワークを確立するまちづくり					
施 策 名	自転車交通の整備					
内 容	太田市内の駅に駐輪場を整備して、自転車利用者の利便性を図ります。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①高架下駐輪場整備事業 (500台分設置)	500台→					太田駅高架下
②治良門橋駅駐輪場建設 事業 (120台分設置)			120台→			
③木崎駅駐輪場建設事業 (260台分設置)					260台→	
④駐輪場管理委託事業 駐輪場の管理を委託する。	駐輪場管理					

都市基盤の整備

マニフェスト
・平成23年度までに駅の自転車駐輪台数を1,384台に増やします。(平成18年度 504台)

施策名

住宅対策、市営住宅の管理

No. 69

市営住宅は、法定耐用年数を経過し、老朽化した住宅を多数管理しているため、建替事業の実施が急務となっています。また、昭和40年代以降に建設した耐火構造を中心とした市営住宅は、定期的なメンテナンスを実施することにより、管理期間の延長を図る必要があります。さらに、中心市街地の人口空洞化防止、活性化並びに生活環境の浄化を目的とした中心市街地などへの借上げ市営住宅の新規供給も推進します。

施策指標

老朽化した市営住宅の建替え実施率を高めます。

25.5%
(平成19. 4. 1)

➡

100.0%
(平成23年度)

* 市営住宅建替え事業実施率＝実施済戸数/建替予定戸数×100 (5年間・対象4団地)

主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①市営住宅整備事業	●	○	○		
②市営住宅ストック総合改善事業	●	○	○		
③借上げ市営住宅供給事業	●	○	○		

担当課名

住宅課

計画地域

該当地区

施策指標式

●市営住宅建替えの推移(5年間)

(単位:戸)

団地名	現状 戸数	建替予定 戸数 A	18年度		23年度		備 考
			実施済戸数	実施率	実施済戸数	実施率	
			B	B/A×100	C	C/A×100	
高 原 団 地	40	38	0	0%	38	100.0%	
南ヶ丘団地	16	10	0	0%	10	100.0%	
石 原 団 地	169	136	56	41.2%	136	100.0%	非現地建替56戸を含む。 (東長岡団地)
鳥之郷団地	44	36	0	0%	36	100.0%	
計	269	220	56	25.5%	220	100.0%	

まちづくりの基本理念	都市基盤の整備					
基本目標	良質な住空間と潤いのある都市空間を創造するまちづくり					
施策名	住宅対策、市営住宅の管理					
内容	老朽化した市営住宅の建替えを進めるとともに、昭和40年代以降に建設した耐火構造を中心とした市営住宅は、定期的なメンテナンスを実施することにより、管理期間の延長を図ります。また、中心市街地の人口空洞化防止、活性化並びに生活環境の浄化を目的とした中心市街地などへの市営住宅の新規供給も推進します。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①市営住宅整備事業						・老朽化した市営住宅の建替え
・高原団地建替え事業	38戸建設					
・南ヶ丘団地建替え事業		5戸建設	5戸建設			
・石原団地建替え事業 （東長岡56戸建替済）		40戸建設	40戸建設			
・鳥之郷団地建替え事業 （継続事業）				調査・設計	36戸建設	・既設市営住宅の改善
②市営住宅ストック総合改善事業						
・外壁改修工事	新牛沢・熊野 改良146戸	熊野・浜町・ 菰川改良124戸	菰川・新井142戸	新井80戸	飯塚48戸	
・水道メーター交換工事	熊野ほか269戸	宝泉ほか190戸	宝泉ほか307戸	宝泉ほか226戸	菰川ほか299戸	
・屋上防水改修工事	宝泉ほか210戸	宝泉ほか198戸	大島ほか198戸	矢場ほか200戸	菰川南ほか132戸	
・風呂釜交換工事		160戸	160戸	160戸	160戸	
③借上げ市営住宅供給事業						・民間賃貸住宅を市営住宅として供給
・借上げ市営住宅供給 （中心市街地）		20戸供給	20戸供給	20戸供給	20戸供給	

都市基盤の整備

マニフェスト
・平成23年度までに高原、南ヶ丘、石原団地の建替えを完了し、鳥之郷団地の建替えに着手します。 （平成18年度 25.5%）

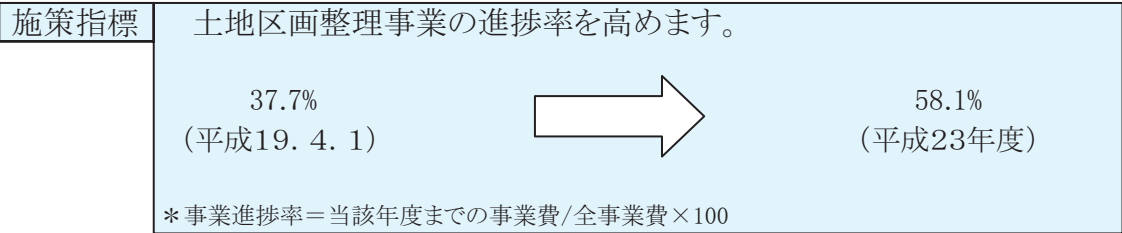
施策名

市街地の整備

No. 70

本市は、昭和35年に首都圏整備法に基づく市街地開発区域の指定を受け、便利で住み良く、災害に強いまちを実現するため、土地区画整理事業に取り組んでいます。今後、健全な市街地の形成と土地の有効利用を図るため、関係権利者の合意に努めながら土地区画整理事業を推進します。

地区計画を策定、活用することにより、良好な都市環境に配慮し、道路・水路・公園などの公共施設の整備を行い、利便性が高く、災害に強い市街地の整備に努めます。



主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①東矢島土地区画整理事業	●				
②宝泉南部土地区画整理事業	●				
③尾島東部土地区画整理事業	○				●
④東別所南部土地区画整理事業	○				●

担当課名

区画整理課

計画地域

該当地区

施策指標式

●土地区画整理事業の進捗率

(単位: %)

事業地区	18年度	23年度
東 矢 島 地 区	90.0	100.0
宝 泉 南 部 地 区	8.7	21.0
尾 島 東 部 地 区	24.0	62.5
東 別 所 南 部 地 区	2.0	89.4
計	37.7	58.1

＊(1)進捗率は、事業費ベースで算定した年度末の数値。
 (2)宝泉南部地区は、事業計画の変更により施工期間などに変更になります。

まちづくりの基本理念	都市基盤の整備					
基 本 目 標	良質な住空間と潤いのある都市空間を創造するまちづくり					
施 策 名	市街地の整備					
内 容	道路、水路、公園など公共施設の整備により、利便性が高く、災害に強い市街地の整備に努めます。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①東矢島土地区画整理事業	道路築造 建物等移転		道路築造	確定測量 換地計画作成	換地処分登記	
②宝泉南部土地区画整理事業	整地・道路築造 建物等移転					
③尾島東部土地区画整理事業	整地・道路築造 建物等移転					
④東別所南部土地区画整理事業	整地・道路築造 建物等移転				道水路築造	

都市基盤の整備

マニフェスト
・平成23年度までに区画整理事業の進捗率を58.1%まで高めます。(平成18年度 37.7%)

施策名

太田駅周辺の整備

No. 71

太田駅周辺地区は、一部の地域で狭小道路や過小過密住宅、老朽家屋などが混在し、無秩序に市街地が形成されているため、防災上にも問題があります。また、各種公共施設の不足から市街地環境の悪化も招いています。

そこで、太田駅周辺という優れた立地条件を重視しながら、幹線道路、公園などの公共施設や良好な宅地の整備を行うために、土地区画整理事業に取り組み、鉄道高架事業の効果を生かした中心市街地の再整備を図ります。

施策指標

太田駅周辺地区の面的整備を推進します。

主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①太田駅周辺土地区画整理事業	●				
②中心市街地再開発事業	○	○	○	○	●
③中心市街地周辺整備事業	●			○	

担当課名

市街地整備課

計画地域

太田駅周辺地区

施策指標式

●太田駅周辺土地区画整理事業の状況

建物の移転済棟数	仮換地指定済率
70棟	15%

*平成18年3月31日現在

まちづくりの基本理念	都市基盤の整備					
基本目標	良質な住空間と潤いのある都市空間を創造するまちづくり					
施策名	太田駅周辺の整備					
内容	道路、公園などの公共施設が整備されておらず、過小過密住宅や老朽家屋が混在し、防災上にも問題がある太田駅周辺地区を、災害に強く、良好な住環境と経済ポテンシャルの高い環境を併せ持つ、本市の顔にふさわしい地区に整備します。 また、中心市街地の再整備を行うことにより、市の玄関口にふさわしい、安全で安心できるまちづくり、新しい活力を創出するまちづくりを推進します。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①太田駅周辺土地区画整理事業 ・建物などの移転 ・道路などの築造 ・宅地の整備						移転棟数 676棟 移転済棟数 70棟 総延長 9,500m 整備済延長 0m 指定済率 15%
	権利者交渉・建物移転					
	道路等設計・施工					
	仮換地指定・使用開始					
②中心市街地再開発事業 中心市街地の再開発を行う。 ・まちづくり研究会等の活動 ・まちなか交流館くらしせ事業の実施 ・市街地再開発事業の実施・支援						民間による事業推進
	まちづくり研究会、まちづくり推進団体の活動					
	指定管理者による事業実施					
③中心市街地周辺整備事業 太田駅北口の広場、道路、 下水道などの整備を行う。						

都市基盤の整備

マニフェスト
・30棟以上の建物を移転します。 ・太田駅北口広場の整備とあわせ、道路を1,000m築造します。 ・市街地再開発事業の実現に努めます。 ・平成23年度までにまちなか交流館の稼働率を60.0%に高めます。 （平成18年3月末の稼働率56.7%） *稼働率＝利用日数/365日

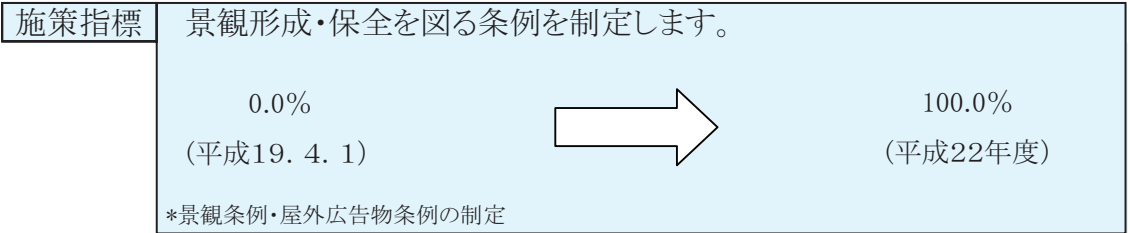
施策名

都市景観の保全・創造

No. 72

社会全体の価値観として物質的な豊かさから文化や生活環境などの質的な豊かさを求めるようになり、より良い景観への関心が高まりを見せています。

良好な景観を創造するために、景観行政団体となり景観計画を策定し、自然と調和した潤いと安らぎのある都市景観づくりを市民とともに進めます。また、本市にふさわしい景観形成に必要な建築物などの保全を図ります。そして、景観要素の一つである屋外広告物に対する規制方針を検討し、条例化を図ります。



主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①都市景観形成基本計画策定事業	●	○			

担当課名

都市計画課

計画地域

市内全域

施策指標式

●都市景観形成基本計画の策定スケジュール

年度	実施内容
19年度	啓発活動
20年度	現況調査、素案作成
21年度	景観計画の策定
22年度	景観条例、屋外広告物条例の制定

まちづくりの基本理念	都市基盤の整備					
基本目標	良質な住空間と潤いのある都市空間を創造するまちづくり					
施策名	都市景観の保全・創造					
内容	自然的・歴史的景観や本市にふさわしい景観形成に必要な建築物などを保全します。また、良好な景観を創造するために、景観行政団体となり、景観計画を策定し、自然と調和した潤いと安らぎのある都市景観づくりを市民とともに進めます。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①都市景観形成基本計画策定事業						保全すべき風景や好ましくない風景の洗い出し
・啓発活動	啓発活動					
・太田市の景観現況調査、保全方針作成		現況調査、方針の素案作成				
・景観計画の策定			策定			
・景観条例、屋外広告物条例の制定				制定		

都市基盤の整備

マニフェスト
・平成22年度までに景観形成・保全を図る条例を制定します。 ・太田市としての優れた景観形成を図り、次世代に引き継ぎます。

施策名

多様な公園整備と都市緑化の推進

No. 73

丘陵地、河川などの風景や公園などの緑は、日常生活にゆとりや安らぎをもたらすものですが、近年の都市化に伴い、丘陵地や田畑が急速に失われています。しかし、八王子山系の丘陵地には多くの緑が残されており、この丘陵地の自然環境を残し、自然と人が共生する緑豊かな環境の形成を図るため、公園としての整備を推進します。

施策指標

ハイキングコースを整備します。

主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①藪塚本町東部ふるさと公園整備事業(ハイキングコース整備)	●				

担当課名

地域総合課(藪塚本町総合支所)

計画地域

藪塚町地内

施策指標式

●藪塚本町東部ふるさと公園の対象地域

旧藪塚本町の通称西山と西山古墳を合わせたおよそ10haの地域

「藪塚本町東部ふるさと公園計画地」は、藪塚温泉の西に位置しており、かかし祭り会場になる三島神社公園との中間に位置している。

まちづくりの基本理念	都市基盤の整備					
基本目標	良質な住空間と潤いのある都市空間を創造するまちづくり					
施策名	多様な公園整備と都市緑化の推進					
内 容	八王子山丘陵を中心とする自然環境を残し、自然と人が共生する緑豊かな環境の形成を図るため、公園として整備します。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①藪塚本町東部ふるさと公園整備事業 (ハイキングコース整備) ・地権者意向調査の実施 ・設計工事				調査	設計・工事	

都市基盤の整備

マニフェスト
・八王子丘陵の豊かな自然環境を活用したハイキングコースを整備します。

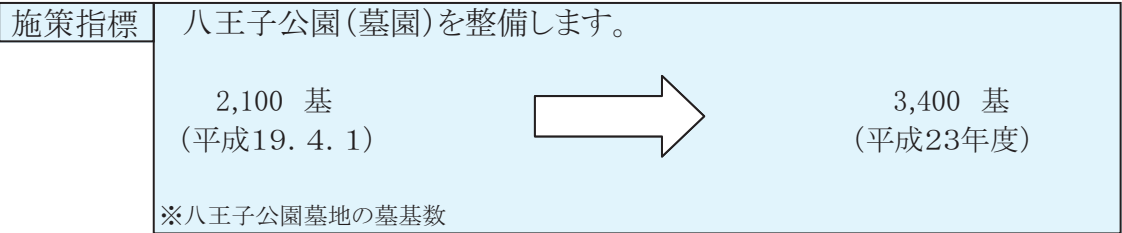
施策名

多様な公園整備と都市緑化の推進

No. 74

北部運動公園は、全国都市緑化フェアのサテライト会場となることから、平成20年春季の開催に向け、19年度に会場整備を行います。

八王子山公園は、都市公園の特殊公園(墓園)として整備していますが、核家族化の進行により、墓地需要の増加が予想されます。そこで、墓園としての機能とともに景観を損なわないよう配慮し、新たな整備を進めます。



主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①北部運動公園整備事業	●			○	
②全国都市緑化フェア事業	●	○			
③金山遊歩道整備事業	●			○	
④高山公園用地取得事業	●				
⑤渡良瀬川河川緑地整備事業	●				
⑥利根川緑地公園・RC航空ページェント・スカイポート整備事業	●				
⑦中島航空記念公園整備事業	●				
⑧八王子山公園整備事業	●				

担当課名

花と緑の推進課、地域総合課(尾島総合支所)

計画地域

市内全域

施策指標式

●市内における墓地の推移

(単位:基)

区 分	基本値(S53年度末)		現状値(H18年度末)		目標値(H23年度末)	
	墓基数	構成比	墓基数	構成比	墓基数	構成比
八王子山公園墓地	0	0.0%	2,100	8.3%	3,400	12.5%
そ の 他 の 墓 地	10,411	100.0%	23,100	91.7%	23,800	87.5%
計	10,411	100.0%	25,200	100.0%	27,200	100.0%

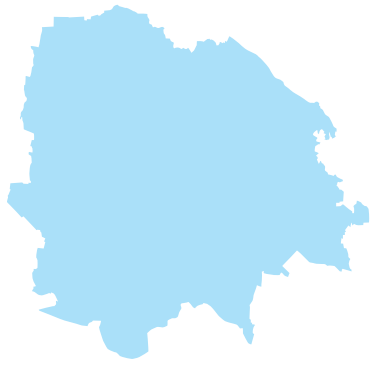
＊八王子山公園墓地は平成6年12月に開園。

まちづくりの基本理念	都市基盤の整備					
基本目標	良質な住空間と潤いのある都市空間を創造するまちづくり					
施策名	多様な公園整備と都市緑化の推進					
内容	都市緑化フェア会場となる北部運動公園は、自然環境やノーマライゼーション※に配慮した整備を行います。また、歴史・文化的資産の公園化や整備も進めます。なお、都市緑化フェアは、緑化の意識、知識や技術の高揚、普及を図り、人々の交流による新たな文化発信を目的に開催するものです。八王子公園（墓園）は、核家族化の進行などにより需要が増加している状況にあることや残墓基数が少なくなっていることから早急に整備します。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①北部運動公園整備事業 ・用地買収 ・建設整備	用地買収 → 便益施設・園路	→ 植栽・グラウンド	→ 植栽、 給排水施設	→ 園路、 遊戯施設	→ 給排水施設	
②全国都市緑化フェア事業 ・広報 ・会場等整備・運営（撤去）	開催周知活動 → 会場・周辺整備	→ 会場運営・撤去				
③金山遊歩道整備事業 ・建設整備	→ 遊歩道	→ 遊歩道（橋）	→ 遊歩道			
④高山公園用地取得事業 ・用地買収		→ 用地買収				
⑤渡良瀬川河川緑地整備事業 ・便益施設等整備 ・グラウンド・遊歩道等整備			→ トイレ・駐車場 → 遊歩道	→ グラウンド、 遊歩道	→ ジョギング コース	
⑥利根川緑地公園・RC航空ページェント・スカイポート整備事業 ・緑地公園整備			→ 調査・設計	→ 公園整備		
⑦中島航空記念公園整備事業 ・公園整備		→ 調査 → 用地取得	→ 設計 → 工事	→ 工事		
⑧八王子山公園整備事業 ・建設整備 ・用地買収	造成建設工事 → →	→ 用地買収				

都市基盤の整備

マニフェスト
・北部運動公園整備と都市緑化フェアは、都市緑化フェア開催に合わせ、20年3月までに修景、便益施設などを整備し、フェア終了後、グラウンド整備などを行います。 ・八王子山公園の整備は、19年度に墓基数を3,400基に増やす建設工事を終え、利用を開始します。 (平成18年度 2,100基)

※ノーマライゼーション：障がいの有無にかかわらず、すべての人々が平等に社会の構成員として自立した生活や社会活動を営むことを可能にすること。



Ota Rebirth General Plan

(6) 行財政の推進



太田市

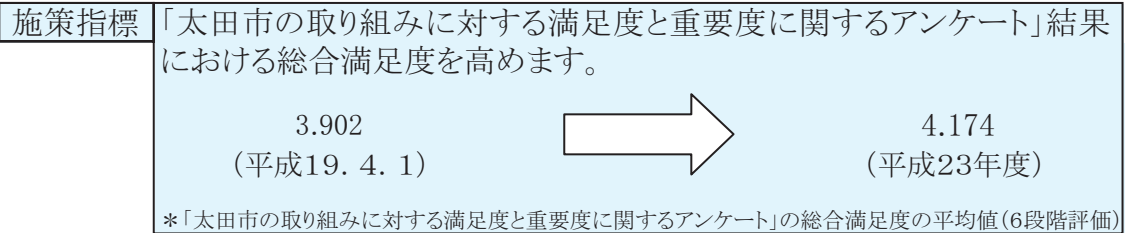
施策名

行政改革の推進

No. 75

行政サービスは、住民と密接に関わりをもつ地方自治体が担うべきであるという考えに基づいて、いわゆる地方分権化が推進されています。一方、税収の伸び悩みをはじめとして、自治体の財政事情は、非常に厳しい状況にあります。

こうした状況を背景として、本市としては、地方分権社会に対応し、市民の付託に応える資質と体力を養成するとともに、市民満足度の向上をめざす体制を整備します。



主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①太田市マネジメントシステム推進事業	●				

担当課名

行政経営課

計画地域

-

施策指標式

- 「太田市の取り組みに対する満足度と重要度に関するアンケート」及び総合満足度
 - ・アンケートの目的
本市が実施している行政サービスについて、市民がどのようにとらえているのかを把握し、行政サービスの改善に役立てるため。
 - ・実施時期
毎年(平成12年から)
 - ・設問方法
30数個の施策(証明届出に関すること、健康の増進、消防に関すること他)について、満足度と重要度を各6段階で評価していただく。
 - ・総合満足度
最終設問として“太田市の取り組み全体について、どのくらい満足していますか”という問いを設けている。総合満足度は、この問いにおいて6:非常に満足～1:非常に不満までの6段階で回答いただいた結果の平均値。
 - ・施策指標の数値設定について(18年度 3.902 23年度 4.174)
太田市行政改革大綱に基づく行動計画の数値目標に準じ設定。

まちづくりの基本理念	行財政の推進					
基 本 目 標	高度な行政サービスを提供するまちづくり					
施 策 名	行政改革の推進					
内 容	市民満足度の向上をめざす体制を整備するために、太田市経営方針の実践を基調とする太田市マネジメントシステムの的確な運用と定着を推進します。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
① 太田市マネジメントシステム推進事業						ISO (国際標準化機構)
・ISO認証維持活動	維持定着活動(周知活動、内部監査、外部審査など)					
顧客志向や継続的改善をめざすためのISO9001、環境への負荷低減活動を推進するISO14001、情報セキュリティを推進するISO27001の維持活動を通して、市民満足度を高められる体制づくりを図る。						
・行政評価	各年度ごとに事前・中間・最終評価					
アンケートの実施などから市民ニーズを把握し、各課の所管施策や事務事業の目的を明確化し、事業の計画的な進捗管理、成果の検証や改善活動を行う。						
・バランスシート作成活用	各年度の連結バランスシートとセグメントバランスシートを作成活用					
企業会計の視点から、市の財政状態や行政サービスの点検・見直しを行う。						

マニフェスト
- 平成23年度までに「太田市の取り組みに対する満足度と重要度に関するアンケート」結果における総合満足度を4.174(6段階評価)まで高めます。(平成18年度 3.902) - 市民満足度を高める体制づくりを推進します。

施策名

行政情報の提供

No. 76

市民生活に欠かすことのできない行政情報を、広報紙やホームページ、さらにはコミュニティFMラジオやテレビ放送などを通じて積極的に提供します。また、これらの媒体による活動を継続的に精査・改善することと併せ、メディア間の連携を強化し、より効果的な情報提供体制の整備を図ります。さらには、まちづくりに関する情報について、市民と行政との情報共有化を推進するため、各種メディアや手法の活用による双方向性の強化に努めます。

施策指標

まちづくり情報に関する市民と行政間の双方向性を強化します。

主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①広報媒体の継続的な精査・改善推進事業	●				○
②広報媒体の有機的連携推進事業	●				○
③地域ポータルサイト構築事業	●				○
④ホームページ機能拡張事業	●				○

担当課名

広報統計課

計画地域

市内全域

施策指標式

●広報おおた	年35回発行		
●エフエム太郎	おおたシティーインフォメーション	週5日	1日2回(再放送含む)
	太田市からのお知らせ	週7日	1日4回
	情報WAVE OTA	週1日	1日1回
●群馬テレビ	おおたとときめきホットライン	年3回	

まちづくりの基本理念	行財政の推進					
基 本 目 標	高度な行政サービスを提供するまちづくり					
施 策 名	行政情報の提供					
内 容	市民生活に欠かすことのできない行政情報を、広報紙やホームページ、さらにはコミュニティFMラジオやテレビ放送などを通じて積極的に提供します。また、これらの媒体による活動を継続的に精査・改善することと併せ、メディア間の連携を強化し、より効果的な情報提供体制の整備を図ります。さらには、まちづくりに関する情報について、市民と行政との情報共有化を推進するため、各種メディアや手法の活用による双方向性の強化に努めます。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①広報媒体の継続的な精査・改善推進事業 ・広報おた ・エフエム太郎 ・テレビ広報						期間中の継続的な見直しと改善
	広報おたの編集・発行方法の見直しと改善					
	エフエム太郎行政情報番組の見直しと改善					
	テレビ広報番組の見直しと改善					
②広報媒体の有機的連携推進事業	広報紙、ラジオ、テレビの広報媒体とインターネット(ホームページ)の連携					HPの機能向上と併せ、既存の媒体との有機的な連携を図る
③地域ポータルサイト構築事業 (SNS＝ソーシャルネットワークサービス)	※注1 SNSサイトの立ち上げ		サイトの運営・管理			地域密着型SNSサイトの立ち上げ
	※注2 CMSやアクセシビリティソフトの導入	※注3	映像・音声配信機能の追加など			
④ホームページ機能拡張事業 (CMS＝コンテンツマネジメントシステム)						有効的なソフトウェアの追加による機能向上

マニフェスト

- ・広報紙の発行方法、コミュニティFM行政情報番組やテレビ広報番組の内容・制作方法・放送回数等について、継続的な見直しと改善に努めます。
- ・広報紙とFMラジオ・テレビ媒体との連携強化を始め、ホームページ等のインターネットとの情報共有を行い、複合的な情報提供システムの整備を推進します。
- ・行政情報提供の充実と併せ、市民からの情報を収集・把握して施策に反映させるための情報交流システム構築に向け、広報機能の強化を図ります。
- ・インターネットによる情報提供の充実を図るため、アクセシビリティソフトの導入や映像情報の発信に努めます。

※注1 SNS:ソーシャルネットワークサービスの略。広く情報を公開する一般的なウェブサイト、ウェブコミュニティとは異なり、すでに加入している人が紹介すること(ソーシャルネットワーク)で参加できる限定的な会員のみで情報を公開するシステム。自分のグループと、知人のグループというネットワークごしに新しい交流が生まれる(ケースもある)。

※注2 CMS:コンテンツマネジメントシステムの略。Webコンテンツを構成するテキスト画像、レイアウト情報などを一元的に保存・管理し、サイトを構築したり、編集したりするソフトウェアのこと。

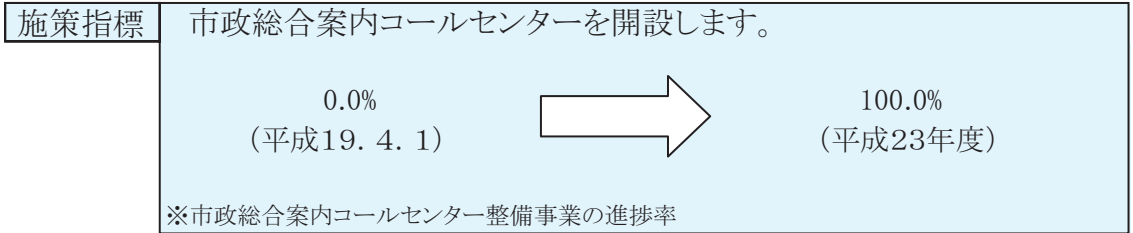
※注3 アクセシビリティソフト:身体障がい者向けの技術として開発されたもの。画面を拡大したり、読み上げたりするソフトや音声により入力できるソフトなどがある。

施策名

広聴体制の充実

No. 77

市民の価値観の変化や生活様式の多様化などにより、市政に対する意見や要望は多岐にわたり、内容も複雑化、高度化しています。これまで年間を通して「市長への手紙・Eメール・FAX」や「市民サービスアンケート」などの各種制度を実施し、市民の意見や要望の把握に努めてきましたが、今後も一層の市民相談制度の強化を図り、どのような問題でも気軽に相談できる体制づくりを図ります。



主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①各種相談業務	●				
②各種懇談会・説明会の実施	●				
③市民アンケート調査・市民モニター制度などの実施	●				
④市政総合案内コールセンター整備事業	●				

担当課名

生活そうだん課

計画地域

市内全域

施策指標式

●市政総合案内コールセンター
市政への各種問合せを一度に済ませることができ、電話、FAX、Eメールなどのあらゆる手段の問合せに対して迅速な対応が図れるようになる。

具体的には、現在、市民からの要望や苦情などについては、それぞれの担当課が回答しているが、市政総合案内コールセンターの設置により、センターが一括して回答することで迅速な対応を確保する。

また、コールセンターに蓄積された情報や回答をデータベース化し、政策形成や事務事業の処理に役立てる。

●市政総合案内コールセンターの整備スケジュール

年度	実施内容
22年度	システム開発
23年度	開設

まちづくりの基本理念	行財政の推進					
基 本 目 標	市民自治、市民参加による協働のまちづくり					
施 策 名	広聴体制の充実					
内 容	市政に対する市民からの意見、要望などを継続的に聴取し、分析することで各種施策の充実を図ります。また、市民相談については、迅速かつ的確なアドバイスが行えるよう体制の整備、充実を図り、実施方法の改善に努めます。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①各種相談業務 一般相談、法律相談、人権悩み事相談、行政相談などの個別広聴を実施する。	毎年推進					
②各種懇談会・説明会の実施 各種懇談会、説明会などの集団広聴を実施する。	毎年推進					
③市民アンケート調査・市民モニター制度などの実施 市民アンケート調査、市民モニター制度などの調査広聴を実施する。	毎年推進					
④市政総合案内コールセンター整備事業				システム開発	開設	

行財政の推進

マニフェスト
・市政総合案内コールセンターは、平成23年度の開設をめざします。

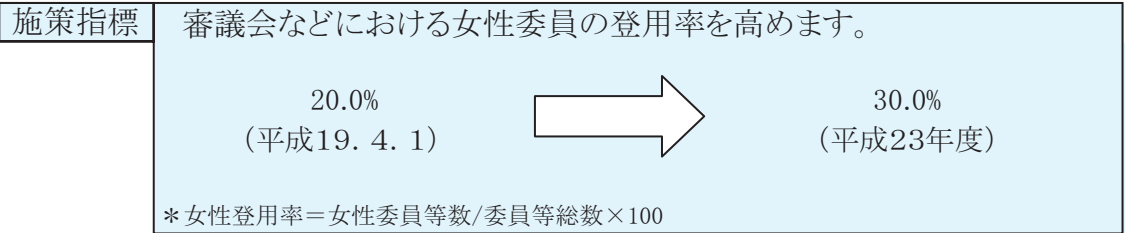
施策名

男女共同参画社会の実現

No. 78

男女がお互いに人権を尊重し、社会の対等な構成員として、あらゆる分野でそれぞれの個性と能力を十分に発揮することが求められています。男女が喜びや責任を分かち合う社会を実現する取組みは、生産性や創造性の向上をもたらします。また、女性の進出により多様性が増し、組織や社会の活性化にもつながります。

男女共同参画について、認識を深めるための広報・啓発活動を実施します。また、本市の政策・方針決定過程にかかわる審議会などへの女性登用を推進するなど、さまざまな施策を展開します。



主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①男女共同参画基本計画策定事業	●	○	○		
②男女共同参画社会実現に向けた啓発活動	●	○	○		
③政策・方針決定過程への女性参画の拡大	●	○	○		
④男女の均等な機会と待遇の確保	●	○	○	○	

担当課名

生活そうだん課

計画地域

市内全域

施策指標式

●審議会などにおける女性委員の登用率

地方公共団体の政策決定は、住民の生活に大きな影響を与えることから、政策・方針決定過程への女性の参画拡大が望まれる。平成12年に閣議決定された「男女共同参画基本計画」において、国は審議会などの委員における女性の参画比率について30%を目標値にしたことから、本市においても国に準じ、30%を目標値とする。

●審議会における女性委員の登用推移

年度	15年度	16年度	17年度	18年度	23年度
女性比率	14.2%	14.6%	19.8%	20.0%	30.0%

●男女共同参画に関する講座、講演会の開催状況

区 分	16年度		17年度	
	回数	参加者数	回数	参加者数
講 演 会	2回	532人	3回	1,095人
セミナー	7回	227人	8回	241人

まちづくりの基本理念	行財政の推進					
基 本 目 標	市民自治、市民参加による協働のまちづくり					
施 策 名	男女共同参画社会の実現					
内 容	男女共同参画社会実現のためには、家庭や職場など身近なところから性別による固定的役割分担意識をなくすことが重要であり、そのために講演会やセミナーなどを通じて粘り強く啓発していきます。企業における経営者の意識改革のための啓発にも取り組んでいきます。本市の審議会などの女性委員の登用を推進し、また、女性に対するあらゆる暴力根絶のための施策を展開していきます。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①男女共同参画基本計画策定事業 男女共同参画社会に向けた施策の基礎となる計画を策定する。	計画策定	計画推進				群馬県や近隣市町村との連携
②男女共同参画社会実現に向けた啓発活動 (太田市男女共同参画プランに基づく施策の推進)						
・講演会・セミナーなどの開催	市民・企業・職員などを対象にした講演会・セミナーなどの開催					
・女性に対する暴力相談体制の整備 (相談支援センター設置)	相談体制の整備 被害者支援の検討		相談支援センターの設置			
③政策・方針決定過程への女性参画の拡大						
・政策・方針決定過程への女性参画の推進	女性人材リストを活用した女性の登用					
④男女の均等な機会と待遇の確保						
・女性の能力発揮促進のための支援	キャリアアップセミナーの開催・起業の支援など					

マニフェスト

- ・平成23年度までに審議会などの女性委員の登用率を30.0%まで高めます。(平成18年度 20.0%)
- ・講演会やセミナーなどを開催し、男女共同参画に関する理解度を深めます。

施策名

市民活動・NPOの推進

No. 79

多くの市民が市政に参画できるよう、各施設や事業を含め、ボランティア・NPOとの「協働」の場を広げ、おおたNPOセンターなどを窓口とし、ボランティア・NPOの活動の支援・育成に努めます。

また、おおたNPOセンターなどを通じ、市民に身近な窓口とコミュニティーの場を提供し、市民と行政が情報を共有することにより、市民参加の推進を図ります。

施策指標

多くの市民が市政に参画できるよう推進します。

主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①市民活動普及啓発事業	●				
②おおたNPOセンター運営事業	●				
③太田行政サポーターズ事業	●				

担当課名

市民活動推進課

計画地域

市内全域

施策指標式

- 市内NPO法人数 39団体(平成17年度)
- NPOサポーターズ 180人(平成17年度)
- 市民活動普及啓発事業の状況(平成17年度)

事業名	件数	開催事業
子育て支援事業	3	活き活き子育てに役立つ連続講座など
障がい者支援事業	3	重度心身障がい児プール活動など
環境美化事業	2	園芸サークルのボランティア事業など
災害及び救命対策事業	2	防災マップ作りなど
外国人支援事業	1	料理教室、中国語講座
生涯教育支援事業	1	公開講座「話し方と朗読」
文化継承支援事業	1	市野井北祇園囃子教室
計	13	

まちづくりの基本理念	行財政の推進					
基 本 目 標	市民自治、市民参加による協働のまちづくり					
施 策 名	市民活動・NPOの推進					
内 容	多くの市民が市政に参画できるよう、各施設や事業を含め、ボランティア・NPOとの「協働」の場を広げ、おおたNPOセンターなどを窓口とし、ボランティア・NPO活動の支援・育成に努めます。また、おおたNPOセンターなどを通じ、市民に身近な窓口とコミュニティの場を提供し、市民と行政が情報を共有することにより市民参加の推進を図ります。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①市民活動普及啓発事業 ・講演会、学習会等を通じて、ボランティア・NPOの普及啓発とNPO活動への参加環境づくりを進めるための事業。ボランティア・NPO等の団体または、おおたNPOセンターの指定管理者が行う業務に附帯して事業委託する。	毎年実施					
②おおたNPOセンター運営事業 ・市民が自発的に行うボランティアやNPO活動などの社会貢献活動を支援するおおたNPOセンターの管理運営などを指定管理者に業務代行する。	毎年実施					
③太田行政サポーターズ事業 ・市民と行政の協働によるまちづくりを推進する。 ・市有施設の管理や事業について、ボランティア・NPOとの協働の場を広げる。	毎年実施					

マニフェスト
・多くの市民が市政に参画できるよう市民参加を推進します。

施策名

区制に関すること

No. 80

区制事務関係は、合併後、平成18年度に区長及び区長代理の報償費、地区行政区への委託料などを一元化しました。しかしながら、旧1市3町の行政区の世帯数をみると、旧太田市分の1,770世帯を最大に、最小は旧尾島町分の36世帯というように、規模の差が顕著です。区長会での協議の結果、平成19年度からは、100世帯以下の小規模行政区には区長代理を置かないことになりました。また、合区についての検討協議に入っている地域もあり、平成19年度からは分区を含めて、地区会長会、地区区長会、行政区に見直しの機運を図っていきます。

施策指標

行政区全般の見直しを図ります。

主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①行政区などの見直し	●				○
②南前小屋地区の深谷市への編入	●	○	○	○	○

担当課名

地域総務課、総務課

計画地域

市内全域

施策指標式

●太田市区長会などの現況（平成18年4月1日現在）

地区数	行政区数	区長数	区長代理数
16地区	224行政区	224人	285人

地 区	行政区数	平均戸数(戸)	100戸以下の行政区数
太 田	129	461	9
尾 島	40	120	24
新 田	29	349	0
藪 塚	26	253	2
計	224	1,183	35

まちづくりの基本理念	行財政の推進					
基 本 目 標	市民自治、市民参加による協働のまちづくり					
施 策 名	区制に関すること					
内 容	太田市全体の224行政区の規模及び区長、区長代理の人数等を見直し、良好なコミュニティ活動の単位とリーダーの人員配置を図ります。また、南前小屋地区は、人の交流や生活圏が深谷市になっているため、住民の意向を尊重し、深谷市への編入を進めます。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①行政区などの見直し	一元化の実施		→			
②南前小屋地区の深谷市への編入 地区住民の意向を尊重し、深谷市への編入を実現する。	県境変更事務		→			・財産処分協議 ・両市の議会議決 ・両県の議会議決 ・総務大臣への申請 ・決定告示

マニフェスト

- ・平成21年度までに行政区全般の見直しを完了します。

施策名

地区住民活動の推進

No. 81

地域における要望や課題は、近年複雑多様化しており、政府、行政が進める地域分権型社会では、地域住民が主体となって課題解決に取り組める活力ある地域コミュニティの創出が必要になっています。地域コミュニティ活動を活性化させるため、市税の1%（約3億円）相当を財源に「地域が考え行動し、汗を流す」行政と住民のマッチング事業である「1%まちづくり事業」を推進し、自主的で特色ある地域コミュニティの実現に努めます。

施策指標

1%まちづくり事業を推進します。

主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①地域活動の拠点整備事業	●				
②地域活動の円滑な運営事業	●				
③1%まちづくり事業	●				

担当課名

地域総務課

計画地域

市内全域

施策指標式

- 1%まちづくり事業
平成18年度から地域コミュニティを活性化する事業として、市税の約1%（3億円相当）を財源に「地域が考え行動し汗を流す」行政と住民のマッチング事業を実施している。この事業は、地域の人たちの知恵と労力により、市税を2倍、3倍に有効活用しようとするもので、今までの行政依存型の補助金とは異なるものである。この制度を活用して行う事業を「1%まちづくり事業」という。
- 1%まちづくり会議
まちづくり事業の運営方法の審議、事業提案の採択、事業の検証などを行う。公募委員14人、団体推薦委員10人からの合計24人で構成する。
- 予算
地域枠（旧太田9地区・旧尾島2地区・旧新田3地区・旧藪塚2地区内での事業を対象）と団体枠（太田市全体に向けた事業を対象）を設定する。

まちづくりの基本理念	行財政の推進					
基 本 目 標	市民自治、市民参加による協働のまちづくり					
施 策 名	地区住民活動の推進					
内 容	これから行政が進める地域分権型社会では、地区住民が主体となって問題解決に取り組める活力ある地域コミュニティの創出が必要になるため、1%まちづくり事業を推進します。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①地域活動の拠点整備事業 地域活動の拠点となる地区集会所の新築、増改築に対する補助を行う。	整備への補助					補助率1/4
②地域活動の円滑な運営事業 地域活動の拠点となる地区集会所用地の賃借料に対し、補助を行う。	賃借料への補助					1ヶ所年間 最大5万円
③1%まちづくり事業 市税の1%相当を財源に「地域が考え行動し汗を流す」市民と行政の協働事業を行う。事業提案の採択、事業の検証などは、「1%まちづくり会議」で決定する。	事業推進					予算は地域枠と 団体枠を設定

マニフェスト
・1%まちづくり事業によって、地域コミュニティの活性化を推進します。

施策名 地区住民活動の推進

No. 82

太田行政センターは、利用者駐車場が不足しているため、まちづくり交付金基幹事業の一環として、東武鉄道高架下駐車場の整備を行います。九合行政センターは、安心・安全な環境で、ふれあい、世代間交流、健康増進など多目的な活用を実現するため、ふれあい広場の整備を進めます。また、老朽化の進んでいる沢野行政センター、強戸行政センター、綿打公民館は、移転、新築を、木崎・生品公民館は、行政センター化をめざし増改築を行い、地区住民活動の支援強化や健康維持の推進、そして生涯学習活動の充実を図ります。

施策指標 行政センター、公民館を整備します。

8.9%
(平成19. 4. 1)



100.0%
(平成21年度)

* 行政センター、公民館建設等事業の進捗率(5年間)

主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①太田行政センター高架下駐車場整備事業	●			○	
②九合行政センターふれあい広場整備事業	●				
③沢野行政センター移転事業	●				
④強戸行政センター新築事業	●				
⑤綿打公民館建設事業	●				
⑥生涯学習施設整備事業	●				
⑦生涯学習の推進、地域活動の支援、地域住民の生活向上	●				

担当課名 各行政センター、公民館、生涯学習課
計画地域 該当地区

施策指標式

●行政センター、生涯学習センター、公民館等設置状況

区 分	社会教育総合 センター	行 政 センター	生涯学習 センター	公民館	ふれあい センター	計
太 田	1	9	0	0	2	12
尾 島	0	0	2	0	0	2
新 田	0	0	0	3	0	3
藪 塚	0	0	0	1	0	1
計	1	9	2	4	2	18

●行政センター、公民館建設事業等進捗率(18年度～21年度)

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度
太田行政センター高架下駐車場整備事業	0.0%	100.0%		
九合行政センターふれあい広場整備事業	0.0%	0.0%	4.2%	100.0%
沢野行政センター移転事業	0.0%	3.8%	100.0%	
強戸行政センター新築事業	0.0%	38.5%	100.0%	
綿打公民館建設事業	29.9%	100.0%		
生涯学習施設整備事業(木崎・生品公民館)	0.0%	100.0%		
計	8.9%	51.9%	87.5%	100.0%

* 事業進捗率は、事業費ベースを基準にし、計の数値は全体の事業費から算出した。

まちづくりの基本理念	行財政の推進					
基 本 目 標	市民自治、市民参加による協働のまちづくり					
施 策 名	地区住民活動の推進					
内 容	太田行政センターは、利用者のための高架下駐車場(750㎡・30台分)を整備し、利用者の利便性向上を図ります。九合行政センターは、ふれあい、世代間交流、健康増進など多目的に活用できる場として、ふれあい広場の整備を図ります。沢野行政センターは、沢野小学校移転後の建物を行政センターの施設として整備します。また、強戸行政センターと綿打公民館は、新たな施設の整備を行い、木崎・生品公民館は、行政センター化をめざし増改築工事を行います。地区住民活動の支援強化や健康維持の推進、そして生涯学習活動の充実を図ります。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①太田行政センター高架下 駐車場整備事業	設計・工事					沢野小移転後の 建物を改修して 使用
②九合行政センターふれあい 広場整備事業		設計・工事	工事・用地買戻し			
③沢野行政センター移転 事業	設計	改修工事				
④強戸行政センター新築 事業	用地取得・設計	建設				
⑤綿打公民館建設事業	建設・供用開始					
⑥生涯学習施設整備事業 ・木崎公民館増改築 ・生品公民館増改築 ・下水道整備 ・各種改修整備	設計・工事					(対象施設) 社会教育総合セ ンター、尾島生 涯学習センター、 藪塚本町中央公 民館
	設計・工事					
	設計・工事	(尾島生涯学習センター、木崎・藪塚本町中央公民館)				
		水回り、電気、冷暖房の各設備、内外装などの改修整備				
⑦生涯学習の推進、地域 活動の支援、地域住民 の生活向上	市民教室、貸館業務、各種団体育成支援、地域ふれあい活動推進、陳情窓口など					

行財政の推進

マニフェスト
・行政センター、公民館の整備を進めます。

施策名 国内姉妹都市・友好都市交流事業の推進 No. 83

本市は、旧太田市において平成14年4月に愛媛県今治市と国内姉妹都市を提携して以来、行政が橋渡し役となって、各種団体や実行委員会により、スポーツや文化事業などで積極的に交流を図ってきました。また、合併に伴い、旧尾島町と友好都市であった青森県弘前市との交流を引き継ぎ、平成17年8月、それぞれの首長が相互に両市を訪問し、「ねふた祭り」を通じて両市の友好関係を再認識したところです。今後もより一層、市民団体、企業、商工会、ボランティア、スポーツ、文化など様々な分野での交流を推進します。

施策指標	国内姉妹都市や友好都市との積極的な交流を図ります。
------	---------------------------

主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①今治市「おんまく祭り」参加事業	●				
②弘前市「ねふた祭り」参加事業	●				
③スポーツ交流事業	●				

担当課名 秘書室
計画地域 市内全域

施策指標式

●スポーツ交流事業
姉妹都市である今治市とのスポーツ交流事業を通して、姉妹都市間の交流・友好を図り、お互いにスポーツ・文化の理解を深め、子どもたちの健全育成の一端を担う。

●スポーツ交流事業の開催状況

区分	種目	開催期間	会場	参加人数
16年度	バレーボール	平成16年8月16日～18日	今治市	25人
17年度	ソフトボール	平成17年8月17日～19日	太田市	34人
18年度	野 球	平成18年8月23日～25日	今治市	24人

まちづくりの基本理念	行財政の推進					
基本目標	市民自治、市民参加による協働のまちづくり					
施策名	国内姉妹都市・友好都市交流事業の推進					
内 容	国内姉妹都市や友好都市と一層の友好親善に努め、それぞれの都市の人々との親善交流を図ります。また、各種交流団体やボランティアの育成や協力に努め、市民の様々な分野での交流を促進、支援します。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①今治市「おんまぐ祭り」参加事業 国内姉妹都市の今治市との交流を図るため、市民にしなみ街道鑑賞と「おんまぐ祭り」の参加を募り実施する。	毎年参加					
②弘前市「ねふた祭り」参加事業 国内友好都市の弘前市との交流を図るため、グランドゴルフを通じ、市民に親善交流や「ねふた祭り」の参加を募り実施する。	毎年参加					
③スポーツ交流事業 今治市とのスポーツ交流事業を通じ、姉妹都市間の交流を図り、スポーツや文化の理解を深め、子ども達の健全育成をめざす。	交流事業実施					

マニフェスト
・国内姉妹都市や友好都市との交流に努めます。

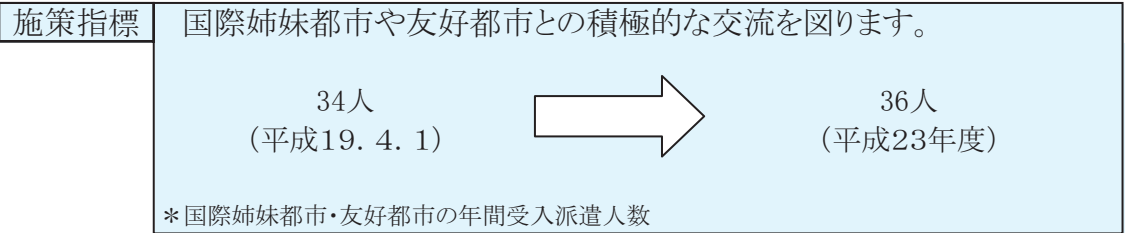
施策名

国際交流の推進

No. 84

昭和62年に中国営口市と国際友好都市を、平成5年には米国グレイターラフィエットと国際姉妹都市を提携してきました。今後も、これらの都市とより一層の友好親善を図るとともに、諸外国の人々との親善交流に努めます。

また、急増してきた在住外国人が、安心して暮らせるまちをめざして、行政上の相談などに関する窓口を実施します。



主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①グレイターラフィエット学生派遣事業	●				
②バーバンク市交換学生受入派遣事業	●				
③営口市代表団受入事業	●				
④外国人相談窓口の実施	●				

担当課名

企画課

計画地域

市内全域

施策指標式

●国際姉妹都市・友好都市受入派遣の推移

(単位:人)

項 目	16年度	18年度	23年度
グレイターラフィエット学生派遣事業	13	13	14
バーバンク市交換学生受入派遣事業	14	14	15
営口市代表団受入事業	7	7	7
計	34	34	36

まちづくりの基本理念	行財政の推進					
基 本 目 標	市民自治、市民参加による協働のまちづくり					
施 策 名	国際交流の推進					
内 容	国際姉妹都市や国際友好都市との一層の友好親善を図るとともに、諸外国の人々との親善交流に努めます。また、在住外国人に対し、行政上の相談に関する窓口を開設します。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①グレイターラフィエット学生派遣事業	学生派遣					
②バーバンク市交換学生受入派遣事業	学生受入	学生派遣	学生受入	学生派遣	学生受入	
③営口市代表団受入事業	代表団受入					
④外国人相談窓口の実施	窓口開設					
	相談件数 4,700件	4,800件	4,900件	5,000件	5,100件	

行財政の推進

マニフェスト
・平成23年度までに国際姉妹都市・友好都市の年間受入派遣人数を36人にします。 (平成18年度 34人) ・太田市国際交流協会を中心に、市民が主体となり国際姉妹都市・友好都市との交流活動を推進します。 ・市内に在住する外国人は、引き続き増加傾向にあり、これに伴い増加する相談に的確に対応します。

施策名

情報化の推進

No. 85

国は、平成13年1月に「e-Japan戦略」を打ち立て、高度情報ネットワーク社会や電子政府構築への取組みを進めています。本市においても、これまで住民情報をはじめとする各種システムの整備、ホームページによる行政情報の提供や電子申請・届出システムの構築など、さまざまな整備を図ってきました。今後は、平成18年度に策定する情報化計画に基づく電子自治体の実現をめざし、行政運営の迅速性を確保するため、国の電子化計画に対応する体制を構築します。また、セキュリティ対策を強化し、市民の信頼性向上を図ります。

施策指標	職員のパソコンを毎年20%更新します。
------	---------------------

主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①庁内パソコン整備事業	●				
②セキュリティポリシーの運用	●				
③IT講習事業	●				

担当課名

情報管理課

計画地域

-

施策指標式

●職員におけるパソコン更新の推移

区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
更新率	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%
内 容	更新入替				

※e-Japan戦略:すべての国民が情報通信技術を活用し、その恩恵を最大限享受できる社会の実現に向けて、平成13年1月に決定された政府の基本戦略。

まちづくりの基本理念	行財政の推進					
基本目標	市民に身近で効率的な行政運営をめざすまちづくり					
施策名	情報化の推進					
内 容	情報化計画にもとづく電子自治体の実現をめざして、行政運営の迅速性を確保し、国の電子化計画に対応する体制を構築します。また、電子化に伴い、セキュリティ対策をより一層強化し、市民の信頼性向上を図ります。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①庁内パソコン整備事業 効率的な事務を行うため、職員のパソコンを定期的に更新する。	更新入替 20%	20%	20%	20%	20%	18年度に職員1人1台のパソコン整備を完了
②セキュリティポリシーの運用 セキュリティポリシーを運用し、情報セキュリティ対策を強化する。	運用					
③IT講習事業 市民を対象に、パソコン活用のための各種講習会を開催する。	毎年開催					

行財政の推進

マニフェスト
・太田市情報化計画に基づき、市民生活の向上に資する情報化を推進します。 ・職員のパソコンを毎年20%更新します。 ・信頼される市役所の実現に向け、セキュリティ対策を強化します。

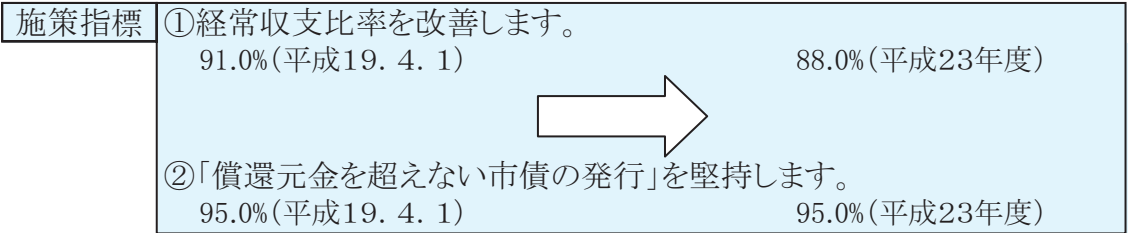
施策名

健全な財政運営の推進

No. 86

国が進める三位一体改革の影響や市税収入の伸び悩みなど、地方財政を取り巻く環境は厳しい状況となっています。また、地方分権の進展により、自己決定、自己責任による自立できるまちづくりが求められているほか、合併により、新市全体の一体感の醸成と調和のとれたまちづくりを進めていく必要があります。

このような状況を踏まえて、市民生活の向上と均衡ある発展をめざしつつ、限られた財源の有効配分と効率的な予算執行に努めるなど、健全な財政運営を堅持するとともに、長期的な視野に立った財政基盤の強化に努めていきます。



主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①経常収支比率の改善	●				
②「償還元金を超えない市債の発行」の堅持	●				
③おおた市民債の発行	●				
④財政状況の公表	●				

担当課名

計画地域

財政課

—

施策指標式

- ①経常収支比率
- = { 経常経費充当一般財源 / (経常一般財源収入額 + 減税補てん債 + 臨時財政対策債) } × 100
- ・ 経常収支比率の改善 (特に人件費等の経常経費の削減) による財政の硬直化の抑制
- ※ 経常収支比率とは、人件費、扶助費、公債費等の経常的に支出する経費に、市税、地方交付税等の収入がどの程度充当されているかを見ることにより、財政構造の弾力性を判断するための指標。
- ②「償還元金を超えない市債の発行」の堅持
- = 市債発行額 (国の施策による市債を除く) / 償還元金 (国の施策による償還元金を除く) × 100
- ・ 上記方針を堅持することによる市債残高の縮減
- ※ 国の施策による市債とは、減税補てん債と臨時財政対策債のこと。

まちづくりの基本理念	行財政の推進					
基 本 目 標	市民に身近で効率的な行政運営をめざすまちづくり					
施 策 名	健全な財政運営の推進					
内 容	限られた財源の有効配分と効率的な予算執行、さらには自主財源の確保を図り、財政の健全化に努めます。また、財政状況の積極的な公表によるアカウンタビリティの確保を図り、財政の透明化を進めるとともに、市民債を継続的に発行し、資金による行政への市民参加の高揚に努めます。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①経常収支比率の改善	90.0%	89.5%	89.0%	88.5%	88.0%	
②「償還元金を超えない市債の発行」の堅持	95.0%				95.0%	
③おおた市民債の発行	5億円				5億円	
④財政状況の公表	分かり易い公表と公表回数の改善					

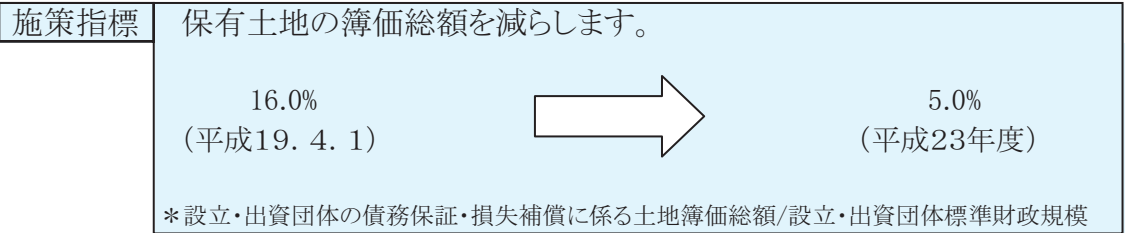
マニフェスト
・平成23年度までに経常収支比率（人件費等の経常経費削減と市税等の自主財源確保）を88.0%まで改善します。 ・「償還元金を超えない市債の発行」を堅持し、市債残高の縮減を図ります。 ・市民満足度アンケート結果を反映した予算配分に努めます。 ・おおた市民債の継続的な発行により、行政への市民参加の高揚を図ります。

施策名

市有財産の取得・管理

No. 87

長期にわたる景気の低迷や地方財政の悪化を背景に、公共用地として先行取得した土地など、保有期間が長期化する土地が増えています。財政状況が厳しさを増す中、土地の買戻しに努力するものの、その財源を確保することは相当困難な状況であることから、土地開発公社の経営健全化に向けた計画を策定し、長期保有土地や供用済土地の解消に向けた総合的な土地対策を推進します。



主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①土地開発公社経営健全化対策事業	●	○	○		

担当課名

管財課

計画地域

市内全域

施策指標式

- 保有土地の簿価総額の縮減
市が土地開発公社より買戻しを行うことにより借入額を減らし、財源の標準規模に対する割合を減少させるもの。
- 財政規模に対する土地簿価総額の推移 (単位: %)
- | 区 分 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 |
|--|-------|-------|-------|-------|------|------|------|
| 設立・出資団体の債務保証・損失補償に係る土地簿価総額/設立・出資団体標準財政規模 | 18.0% | 16.0% | 14.0% | 13.0% | 7.0% | 5.0% | 5.0% |

※設立・出資団体の債務保証・損失補償に係る土地の総額
土地開発公社の先行取得に伴う土地購入費などについて、金融機関より借入れを行う場合の金額。

※設立・出資団体標準財政規模
地方公共団体における一般財源の標準規模を示す。

行財政の推進

マニフェスト

- ・平成23年度までに財政規模に対する保有土地の簿価総額を5.0%まで縮減します。
(平成18年度 16.0%)

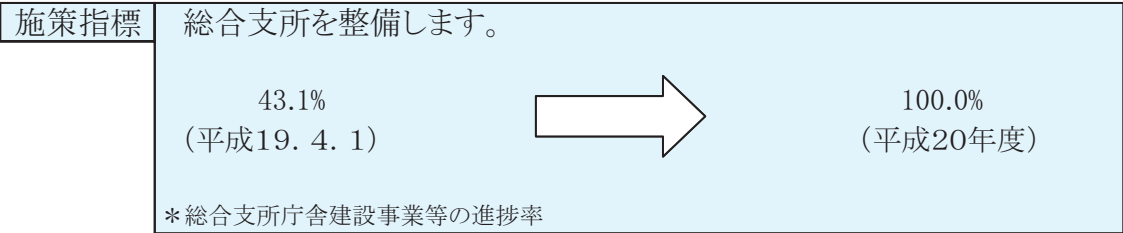
施策名

コミュニティを育む施設整備の推進

No. 88

総合支所は、地域住民の拠点となる施設として、身近な行政サービスの提供や地域の要望を行政に反映する窓口として機能しています。また、地域の住民活動を総合的に支援し、コミュニティを育み、地域住民と協働で地域・文化の向上を図る目的で設置されています。

新田総合支所については、今後長期かつ経済的に使用するため、改修工事を実施します。また、藪塚本町総合支所は、老朽化が進行しているため、建替え工事を実施します。



主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①新田総合支所庁舎保全改修事業	●				
②藪塚本町総合支所庁舎建設事業	●				

担当課名

地域総合課(新田・藪塚本町総合支所)

計画地域

該当支所

施策指標式

●総合支所庁舎建設事業等の進捗率

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	備 考
新 田 総 合 支 所	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	19年度 実施設計 20年度 改修・耐震補強工事
藪塚本町総合支所	2.4%	44.4%	94.4%	100.0%	18年度 本体工事 19年度 本体工事、外構工事など 20年度 現庁舎撤去
計	2.3%	43.1%	91.8%	100.0%	

* 進捗率は、事業費ベースを基準とし、計の数値は全体の事業費から算定した。

まちづくりの基本理念	行財政の推進					
基本目標	市民に身近で効率的な行政運営をめざすまちづくり					
施策名	コミュニティを育む施設整備の推進					
内 容	新田総合支所は、現庁舎を長期的かつ経済的に使用するための調査を実施し、その結果に基づき庁舎保全総合計画を策定して、改修工事を行います。また、藪塚本町総合支所は、老朽化が進行しているため、建替えを進めます。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①新田総合支所庁舎保全改修事業 老朽化が進行している現庁舎の調査を実施し、その結果に基づき庁舎使用に関する総合計画を策定し、改修工事を進める。	実施設計	改修・耐震補強工事				現庁舎は昭和52年竣工
②藪塚本町総合支所庁舎建設事業 新庁舎完成後、現庁舎を解体する。	本体工事 外構工事	現庁舎撤去				現庁舎は昭和39年竣工

マニフェスト

- ・新田総合支所の庁舎保全改修は、平成20年度に完了します。
- ・藪塚本町総合支所の新庁舎での業務は、平成19年度より開始します。

施策名

市有建築物の設計・監理

No. 89

市有建築物の工事設計や工事監理にあたり、限られた予算の中で、利用者に安全で快適な環境を提供するとともに、地球温暖化防止、廃棄物抑制や有害物質の適正な取扱いなど、さまざまな環境配慮を行います。

また、市有建築物を長期的に使用することで、環境負荷と財政負担の軽減を図ることができるため、施設を良好な状態に保つよう「公共施設維持管理マニュアル」の普及に努めます。

施策指標

設計・監理に関連する職場研修を「8回/年」実施します。
公共施設維持管理マニュアル説明会を「1回/年」開催します。

主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①設計・監理に関連する職場研修の実施	●				
②公共施設維持管理マニュアルの普及・啓発	●				

担当課名

建築課

計画地域

市内全域

施策指標式

- 設計・監理に関連する職場研修（実施回数 8回/年）
安全で快適な施設を提供するとともに、地球温暖化防止、廃棄物抑制や有害物質の適正な取扱いなどさまざまな環境配慮を行う。
- 公共施設維持管理マニュアル説明会（実施回数 1回/年）
環境負荷と財政負担の軽減を図るため、「公共施設維持管理マニュアル」の普及に努める。

まちづくりの基本理念	行財政の推進					
基 本 目 標	市民に身近で効率的な行政運営をめざすまちづくり					
施 策 名	市有建築物の設計・監理					
内 容	安全で快適な空間を提供するとともに、環境負荷の低減に配慮した設計・工事監理を行います。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①設計・監理に関する職場研修の実施	職場研修					→
②公共施設維持管理マニュアルの普及・啓発	利用推進・指導助言					→ マニュアル発行 H17.10.1

マニフェスト

- ・安全で快適な施設を提供するとともに、地球温暖化防止、廃棄物抑制や有害物質の適正な取扱いなど、さまざまな環境配慮を行います。
- ・環境負荷と財政負担の軽減を図るため、「公共施設維持管理マニュアル」の普及に努めます。

施策名

広域行政の推進

No. 90

平成17年3月28日の合併により、太田市域は拡大しましたが、市民ニーズの多様化が進んでいることから、さらに広い範囲にまたがる広域的な施策に取り組む必要があります。社会情勢や近隣自治体の動向を見ながら広域的な都市行政を進め、高水準な行政サービスの提供に努めます。

施策指標

両毛広域都市圏総合整備推進協議会で毎年イベントを開催します。

主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①東毛広域市町村圏の推進		●			○
②両毛広域都市圏の推進		●	○		○
③東毛地方拠点都市地域の推進		●	○	○	○

担当課名

企画課、都市計画課

計画地域

市内全域

施策指標式

●広域行政の枠組み

東毛広域市町村圏	太田市、館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町	東毛の7市町が「交流と共生で築く快適環境都市圏」をめざし事業を実施。主に東毛林間学校、東毛臨海学校、東毛歴史資料館及び群馬の水郷等の運営を行っている。
両毛広域都市圏	栃木県、群馬県、足利市、佐野市、桐生市、太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町	群馬・栃木両県及び両毛地域11市町とが地域のより深い交流と一体となったまちづくりを進めるため、平成4年9月に協議会を設立。各種PR事業やイベント事業のほか、公共施設の相互利用の推進などの事業を展開している。
東毛地方拠点都市地域	桐生市、太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町	平成4年に施行された地方拠点法に基づき地方拠点都市地域として指定を受けている。東毛地方拠点都市地域では基本計画を策定しており、その基本計画に基づいて整備事業を推進している。

●両毛広域都市圏総合整備推進協議会のイベント事業

開催年	実施内容
平成 5年～14年	両毛交流スタンプラリー
平成15年～	両毛交流ウォーキング(平成19年は佐野市で開催)

まちづくりの基本理念	行財政の推進					
基本目標	市民に身近で効率的な行政運営をめざすまちづくり					
施策名	広域行政の推進					
内 容	広域行政については、単独で実施することが困難な事業や計画を推進するため、県や近隣市町村と連携します。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①東毛広域市町村圏の推進 ・東毛広域市町村圏振興整備組合 東毛林間学校、東毛臨海学校、東毛歴史資料館、群馬の水郷等の運営を行う。	事業実施					
②両毛広域都市圏の推進 ・両毛広域都市圏総合整備推進協議会 公共施設の相互利用を推進し、利用者の増加を図る。また、イベントを実施する。	事業実施					
③東毛地方拠点都市地域の推進 ・東毛地方拠点都市地域整備推進協議会 東毛地域の一体的整備を推進する。	事業実施					

マニフェスト
- 各圏域において構成市町村(両毛地域においては群馬県・栃木県)と緊密に連携し、高水準の行政サービスを提供できるよう努めます。 - 両毛広域都市圏総合整備推進協議会で毎年イベントを開催します。

施策名

文書管理・法制事務に関すること

No. 91

歴史資料として重要な価値を有する公文書、古文書、行政刊行物などを市民の共有財産として後世に伝えるため、保存や展示などの保存活用策の検討を行います。

施策指標

歴史資料の活用ができる資料の選定、保存、データ化を検討します。

主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①文書の選定	●				
②文書の保存検討	●				
③文書のデータ化検討	●				

担当課名

総務課

計画地域

-

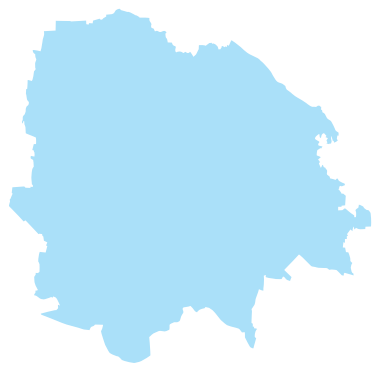
施策指標式

●歴史資料の活用ができる資料の選定、保存、データ化の検討

まちづくりの基本理念	行財政の推進					
基 本 目 標	市民に身近で効率的な行政運営をめざすまちづくり					
施 策 名	文書管理・法制事務に関すること					
内 容	歴史資料として重要な価値を有する公文書、古文書、行政刊行物などを市民の共有財産として後世に伝えるため、保存や展示などの保存活用策について、関係課と協議を行う。					
実 施 事 業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①文書の選定	価値ある文書の選定		→			文 書 館 設 置 の 検 討 は、24年度 以 降
②文書の保存検討	保存方法の検討				→	
③文書のデータ化検討	データ化の検討				→	

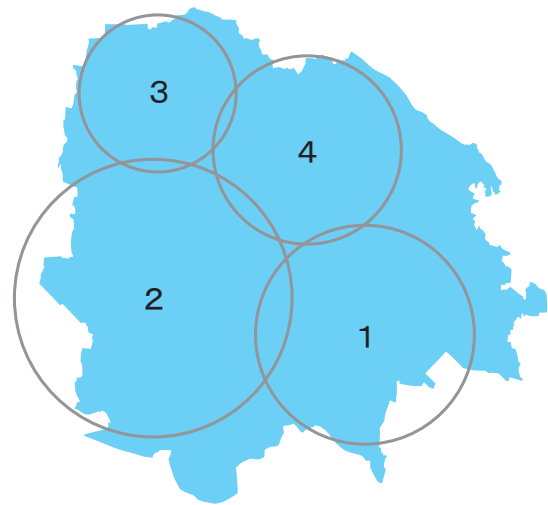
マニフェスト

- ・歴史資料の活用ができる資料の選定、保存、データ化を検討します。



Ota Rebirth
General
Plan

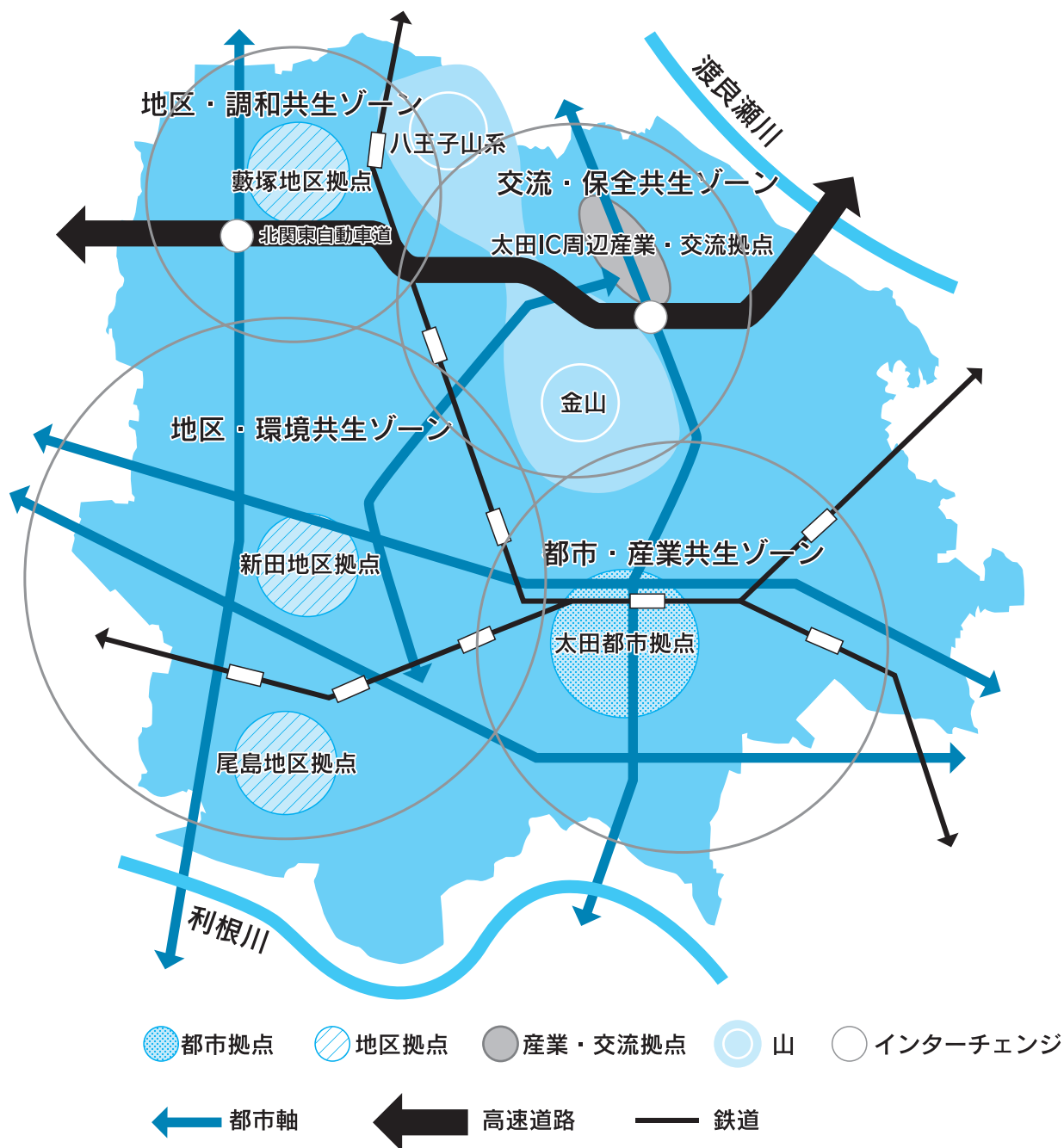
地域整備計画



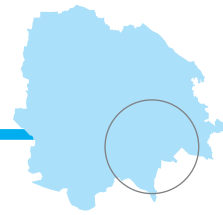
- 1 都市・産業共生ゾーン
- 2 地区・環境共生ゾーン
- 3 地区・調和共生ゾーン
- 4 交流・保全共生ゾーン

6 地域整備計画

【拠点・都市軸形成方針】



(1)都市・産業共生ゾーン



■地域の現況

この地域は、産業、業務、居住、歴史及び文化などの都市機能の集積はあるものの、中心市街地の空洞化による衰退傾向が見られます。また、周辺部には大規模工業団地があり、集落や農地の混在した土地利用が見られます。

■地域の整備方針

都市機能再生を核として、歴史・文化資産の活用や地域の特性に配慮しながら、産業の高度化や創出を図ります。また、機能的で安全・快適な市街地の形成と周辺地域の基盤整備を進め、計画的なまちづくりを推進します。

高度都市機能集積の核となる拠点と位置づけ、商業、業務、文化、居住機能など、都市機能の強化を図ることにより、にぎわいのある魅力的な空間づくりに努めます。

太田駅周辺地区は、鉄道高架事業の事業効果を生かしながら、市街地の再整備を行うことで、市の玄関口にふさわしい、安全・安心できる地域づくり、新しい活力を創出する地域づくりを推進します。

■主な実施事業

①教育文化の向上

- ・沢野小移転新築事業
- ・新市民会館建設事業
- ・(仮称)太田市人間国宝美術館建設事業

②福祉健康の増進

- ・救急医療施設整備事業

③生活環境の整備

- ・東本町2号公園整備事業
- ・下水道等整備事業
- ・太田消防署九合分署庁舎新築事業
- ・太田消防署沢野分署・宝泉出張所統合署所新築事業

④産業経済の振興

- ・(仮称)ものづくり教育研究施設整備事業
- ・(仮称)本町中央立体駐車場整備事業

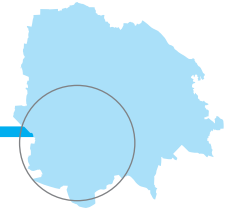
⑤都市基盤の整備

- ・市営住宅整備事業
- ・土地区画整理事業(東矢島、東別所南部、太田駅周辺)
- ・中心市街地再開発事業
- ・中心市街地周辺整備事業
- ・道路整備事業(東毛幹線、太田東部幹線)
- ・飯塚町土地利用計画の見直し

⑥行財政の推進

- ・太田行政センター高架下駐車場整備事業
- ・九合行政センターふれあい広場整備事業
- ・沢野行政センター移転事業

(2) 地区・環境共生ゾーン



■地域の現況

この地域は、市街地、工業団地、商業団地、住宅団地が分散し、周辺は農村集落、文化遺産などが点在するのどかな田園地帯を形成しており、農業と工業が主たる産業となっています。

■地域の整備方針

既成市街地の環境整備を核として、地域の特性に配慮しながら、農地、工業地、住宅地、集落、文化遺産などを整備し、生活拠点をつなぐ基盤整備など、自然環境と調和したまちづくりを推進します。

農業生産基盤の整備を進め、農業の生産力拡大に努めるとともに、特色ある地場産品づくりを積極的に支援します。また、堆肥のリサイクル化など、循環型社会の形成を推進します。

経済情勢の変化や企業の多種多様な要望に対応するため、北関東自動車道を活用した工業団地の整備を進め、経済の活性化と雇用の確保に努めます。整備にあたり、環境保全に配慮し、自然との共生に努めます。

自然や文化遺産などの整備を進め、うるおいのあるまちづくりを推進します。

■主な実施事業

①教育文化の向上

- ・鳥之郷小移転新築事業
- ・木崎小校舎増改築事業
- ・史跡新田荘遺跡整備事業

②福祉健康の増進

- ・(仮称)新田在宅重度心身障がい者等デイサービスセンター建設事業
- ・木崎児童館建設事業

③生活環境の整備

- ・新田地域湧水地保全整備事業
- ・下水道等整備事業
- ・中部工業団地環境整備事業
- ・鳥山地区幹線排水路整備事業
- ・鳥山地区整備事業

④産業経済の振興

- ・地域循環型農業支援事業
- ・国営附帯県営農地防災事業(渡良瀬川中央地区)
- ・むらづくり交付金(由良地区)
- ・団体営自然共生環境創造支援事業(待矢場西地区)
- ・県営経営体育成基盤整備事業(世良田地区)
- ・滑川排水路整備事業(世良田地区)
- ・畑地帯総合整備事業(平塚・世良田地区)
- ・高尾西地区土地改良事業(高尾西地区)
- ・県営湛水防除事業(下江田地区)
- ・ふるさと農道緊急整備事業(村田南地区)



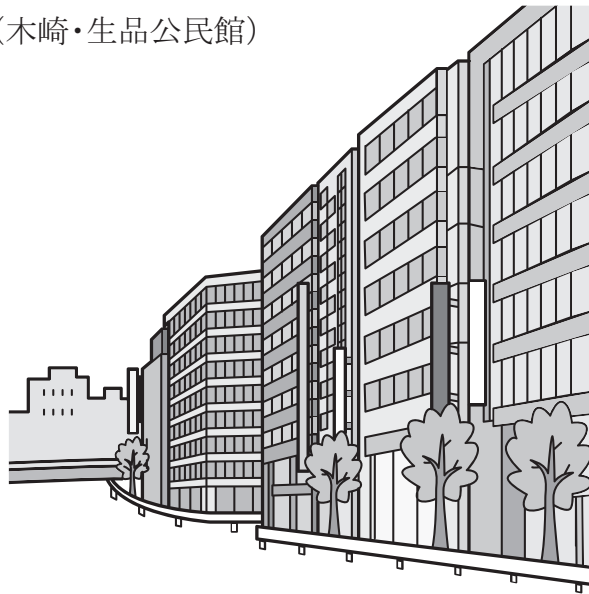
- ・道の駅建設事業
- ・ねふた保管庫兼作業所建設事業

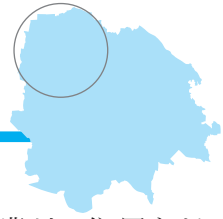
⑤都市基盤の整備

- ・道路整備事業
(太田西部幹線、1級42号線、1級50号線、1級52号線、2級56号線、2級62号線)
- ・木崎駅北地区市街地整備事業
- ・市営住宅整備事業
- ・土地区画整理事業(宝泉南部、尾島東部)
- ・中島航空記念公園整備事業
- ・利根川緑地公園・RC航空ページェント・スカイポート整備事業

⑥行財政の推進

- ・新田総合支所庁舎保全改修事業
- ・綿打公民館建設事業
- ・生涯学習施設整備事業(木崎・生品公民館)





(3) 地区・調和共生ゾーン

■地域の現況

この地域は、区域区分(線引き)を行っておらず、市街地、農地、工業地、住居などが混在した土地利用が見られます。

■地域の整備方針

この地域は、他の地域と土地利用規制において大きく異なるため、地域の状況に応じた土地利用のあり方を検討し、市一体の土地利用計画を確立します。

既成市街地の整備と北関東自動車道インターチェンジを生かした産業・農業・観光拠点の形成を図り、地域の秩序ある発展と計画的なまちづくりを推進します。

公園の整備など、美しくうるおいのある環境を整備するとともに、教育、福祉など生活基盤の充実を図り、都市空間と田園空間が調和したまちづくりを推進します。

北関東自動車道の開通などを踏まえた幹線道路の整備を行い、地域間交通の強化や円滑な交通網の形成を図ります。

■主な実施事業

①教育文化の向上

- ・藪塚本町小校舎増改築事業

②福祉健康の増進

- ・(仮称)藪塚本町在宅重度心身障がい者等デイサービスセンター建設事業
- ・藪塚しゅんらん地域活動支援センター建設事業
- ・藪塚本町老人福祉センター建設事業
- ・藪塚本町児童館建設事業
- ・藪塚本町幼稚園建設事業

③生活環境の整備

- ・下水道等整備事業
- ・藪塚消防署庁舎新築事業

④産業経済の振興

- ・県営湛水防除事業(岡登地区)
- ・国営造成施設管理体制整備促進事業
(藪塚台地地区、渡良瀬川上流連合地区)

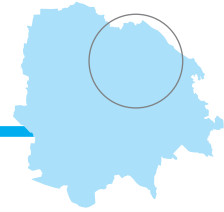
⑤都市基盤の整備

- ・道路整備事業(北関東自動車道側道(藪塚エリア)、1級42号線、1級75号線)
- ・藪塚本町東部ふるさと公園整備事業
- ・(仮称)藪塚インターチェンジ周辺整備事業

⑥行財政の推進

- ・藪塚本町総合支所庁舎建設事業





(4) 交流・保全共生ゾーン

■地域の現況

この地域は、国道・主要地方道の沿線に産業拠点の立地が見られる一方、金山・八王子山系などの豊かな自然環境や優良農地が介在するなど、分散した土地利用が見られます。

■地域の整備方針

優良農地や自然環境の保全を図りながら、北関東自動車道インターチェンジを生かした産業業務拠点の形成を図ります。

金山や八王子山系など、人が健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない緑豊かな自然の保全、創出を積極的に図り、人と環境との共生を推進します。

歴史的遺産や樹林・樹木などの保全を図りながら、史跡やスポーツ・レクリエーション施設などの整備を進め、市民が健康で文化的な生活が営めるようなまちづくりを推進します。

インターチェンジへのアクセス交通網などを整備し、広域圏市町間に配慮した有機的な連携をめざしたまちづくりを推進します。

■主な実施事業

①教育文化の向上

- ・史跡金山城跡環境整備事業
- ・史跡金山城跡公有地化事業
- ・史跡金山城跡地域活用センター建設事業
- ・史跡金山城跡大手道環境整備事業

②福祉健康の増進

- ・強戸児童館建設事業

③生活環境の整備

- ・下水道等整備事業
- ・太田消防署毛里田分署・葦川出張所統合署所新築事業

④産業経済の振興

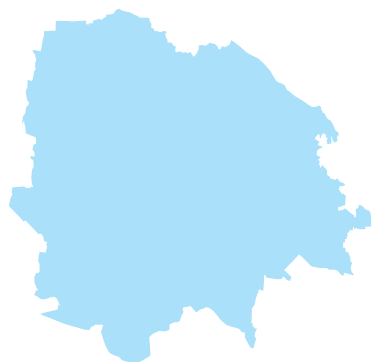
- ・北部大規模開発事業(新規工業団地計画)
- ・松くい虫防除対策事業
- ・団体営農村環境整備事業(強戸北部地区)
- ・団体営生産基盤整備事業(緑町地区)
- ・呑龍公園整備事業

⑤都市基盤の整備

- ・道路整備事業(北関東自動車道側道(太田エリア)、只上市場線、鳥山強戸線)
- ・北部運動公園整備事業
- ・金山遊歩道整備事業
- ・渡良瀬川河川緑地整備事業
- ・八王子公園整備事業
- ・(仮称)太田インターチェンジ周辺整備事業

⑥行財政の推進

- ・強戸行政センター新築事業



Ota Rebirth General Plan



Ota Rebirth General Plan

IV 附属資料

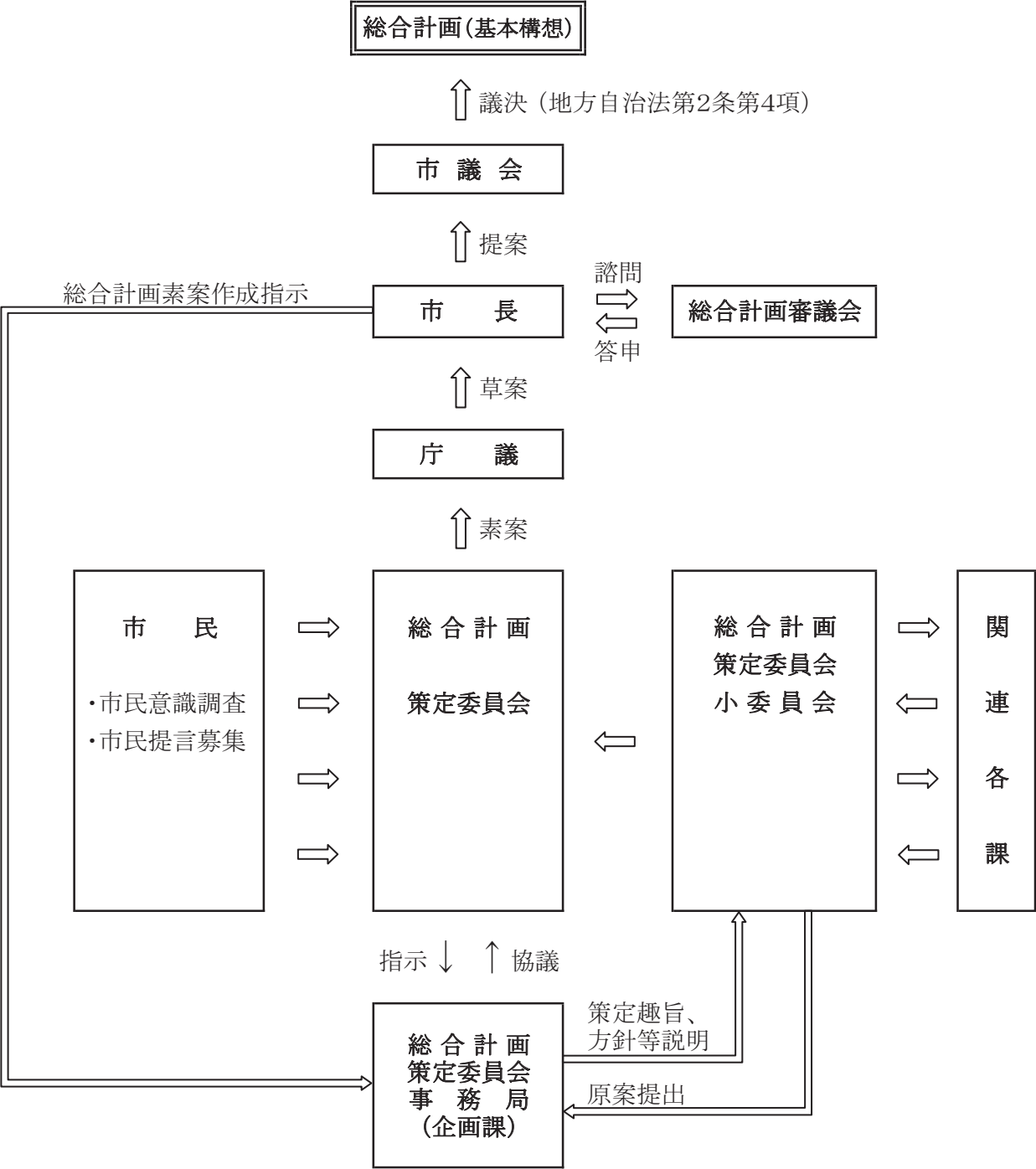


- 1 策定組織・体系図
- 2 策定経過
- 3 市民意識調査
- 4 市民提言
- 5 太田市総合計画審議会 諮問書
- 6 太田市総合計画審議会 答申書
- 7 基本構想議案
- 8 委員等名簿
- 9 太田市まちづくり基本条例
- 10 太田市市民憲章・太田市の歌



太田市

1 策定組織・体系図



2 策定経過

1. 総合計画策定委員会

日	程	内 容
平成17年	8月 9日	【第1回】策定委員会設置要綱(案)、策定方針について
	11月21日	【第2回】市民意識調査の集計結果について
平成18年	1月23日	【第3回】基本構想(案)について
	2月 6日	【第4回】市民提言の募集結果について
	3月20日	【第5回】計画の策定内容、総合計画審議会について
	7月11日	【第6回】総合計画審議会からの答申について

2. 総合計画策定委員会小委員会

日	程	内 容
平成17年	8月11日	【第1回】策定方針、基本構想調書の作成について
	11月10日	【第2回】行動計画策定に関する資料の作成について
	12月 8日	【第3回】基本構想(案)、市民意識調査の集計結果について

3. 総合計画審議会

日	程	内 容
平成18年	4月 6日	【第1回】委員委嘱状交付、会長等の選出、会長への諮問
	24日	【第2回】基本構想の原案について
	5月15日	【第3回】基本構想の原案について
	6月 1日	【第4回】答申について
	28日	【答 申】審議会長から市長へ答申

4. 議会

日	程	内 容
平成18年	8月22日	全員協議会へ基本構想を提案
	9月 8日	新生太田総合計画特別委員会で分科会設置
	12日	総務企画分科会で審議
	13日	教育福祉分科会で審議
	14日	市民経済分科会で審議
	15日	都市建設分科会で審議
	22日	新生太田総合計画特別委員会で審議
	28日	本会議で基本構想委員長報告、議会議決

3 市民意識調査

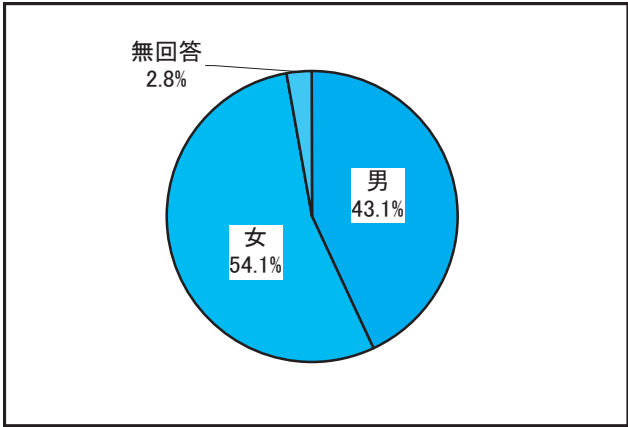
●実施概要

- ・調査方法 郵送による調査票配布、回収
- ・調査時期 平成17年9月12日～平成17年9月30日
- ・調査対象 4, 000人(市内在住18歳以上の市民、外国人は除く)
- ・抽出方法 16地区の人口、男女、年齢などの属性を考慮した。
- ・調査項目 総合計画策定に関連する23設問
- ・回収結果 1, 511人(回収率37. 8%)



1. 回答者の属性

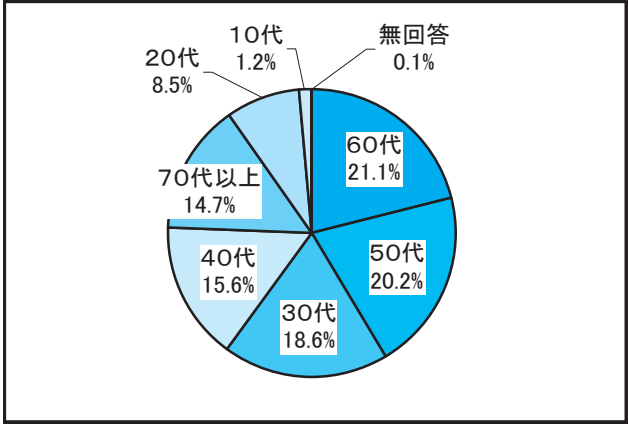
【問1】 性別



性 別	人数 (人)	構成比率
男	652	43.1%
女	817	54.1%
無回答	42	2.8%
計	1,511	100.0%

(男女比率は、男(43.1%)、女(54.1%)、無回答(2.8%)になっている。)

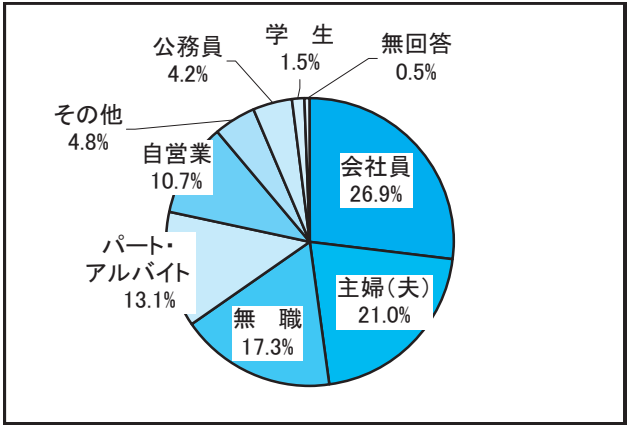
【問2】 年齢



年 齢	人数 (人)	構成比率
10代	18	1.2%
20代	128	8.5%
30代	281	18.6%
40代	235	15.6%
50代	305	20.2%
60代	320	21.1%
70代以上	222	14.7%
無回答	2	0.1%
計	1,511	100.0%

(年齢比率の順は、60代、50代、30代、40代、70代以上、20代、10代、無回答になっている。)

【問3】 職業

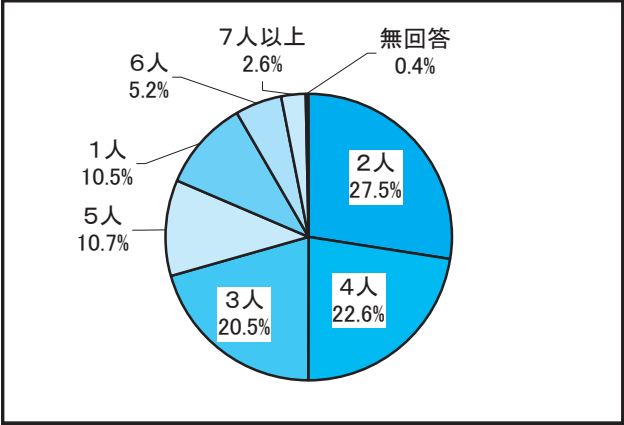


職 業	人数 (人)	構成比率
会社員	405	26.9%
公務員	64	4.2%
自営業	162	10.7%
パート・アルバイト	198	13.1%
主婦(夫)	318	21.0%
学 生	23	1.5%
無 職	261	17.3%
その他	72	4.8%
無回答	8	0.5%
計	1,511	100.0%

(職業比率の順は、会社員、主婦(夫)、無職、パート・アルバイト、自営業、その他、公務員、学生、無回答になっている。)

※その他：農業、団体職員、看護師、保育士など

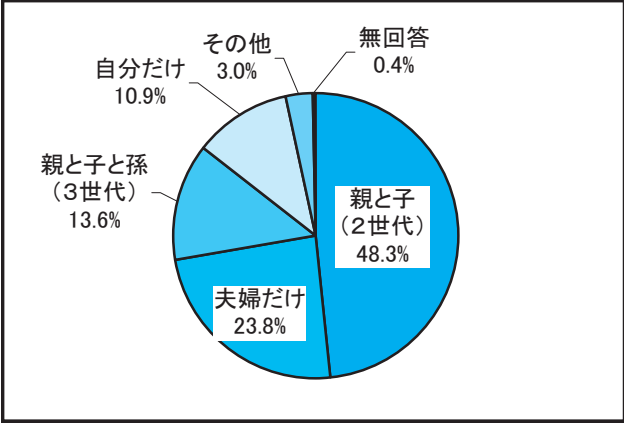
【問4】 家族人数



家族人数	人数 (人)	構成比率
1人	159	10.5%
2人	416	27.5%
3人	309	20.5%
4人	341	22.6%
5人	162	10.7%
6人	78	5.2%
7人以上	40	2.6%
無回答	6	0.4%
計	1,511	100.0%

(家族人数の比率順は、2人、4人、3人、5人、1人、6人、7人以上、無回答になっている。)

【問5】 家族構成

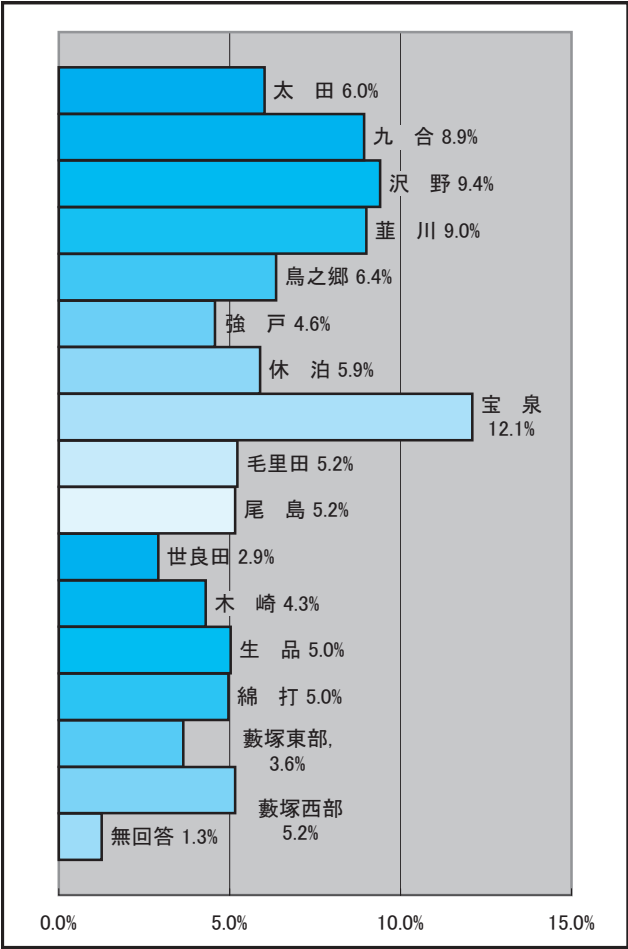


家族構成	人数 (人)	構成比率
自分だけ	164	10.9%
夫婦だけ	359	23.8%
親と子 (2世代)	731	48.3%
親と子と孫 (3世代)	205	13.6%
その他	46	3.0%
無回答	6	0.4%
計	1,511	100.0%

(家族構成の比率順は、親と子 (2世代)、夫婦だけ、親と子と孫 (3世代)、自分だけ、その他、無回答になっている。)

2. 生活や住み心地

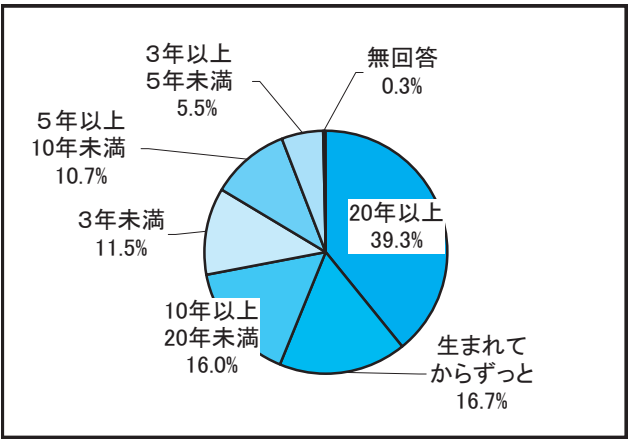
【問6】 あなたが現在、お住まいの町名（行政地区）をご記入ください。



行政地区	人数（人）	構成比率
太 田	91	6.0%
九 合	135	8.9%
沢 野	142	9.4%
葦 川	136	9.0%
鳥之郷	96	6.4%
強 戸	69	4.6%
休 泊	89	5.9%
宝 泉	184	12.1%
毛里田	79	5.2%
尾 島	78	5.2%
世良田	44	2.9%
木 崎	65	4.3%
生 品	76	5.0%
綿 打	75	5.0%
藪塚東部	55	3.6%
藪塚西部	78	5.2%
無回答	19	1.3%
計	1,511	100.0%

（行政地区の比率上位3地区は、宝泉、沢野、葦川になっている。）

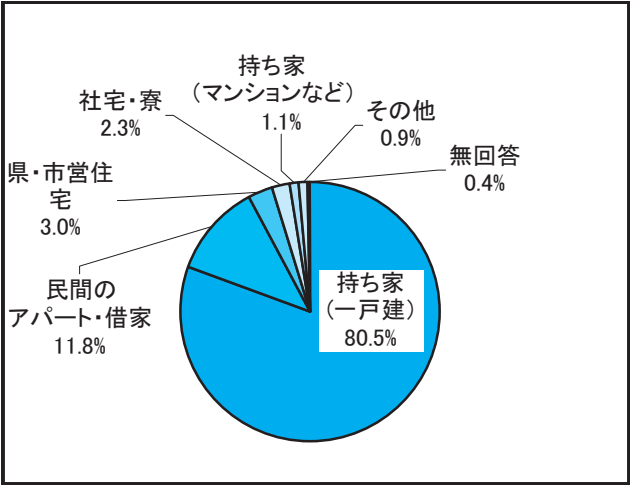
【問7】 現在の地区にお住まいになって何年ですか。



居住年数	人数（人）	構成比率
3年未満	174	11.5%
3年以上5年未満	83	5.5%
5年以上10年未満	161	10.7%
10年以上20年未満	242	16.0%
20年以上	593	39.3%
生まれてからずっと	253	16.7%
無回答	5	0.3%
計	1,511	100.0%

（居住年数の比率順は、20年以上、生まれてからずっと、10年以上20年未満、3年未満、5年以上10年未満、3年以上5年未満、無回答になっている。）

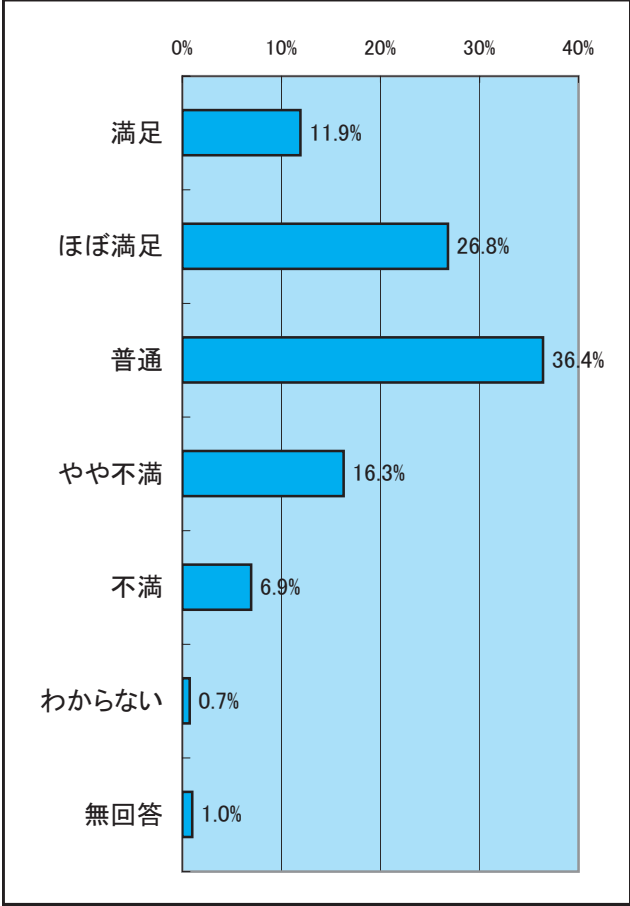
【問8】 あなたのお住まいは、次のうちどれにあたりますか。



居住形態	人数(人)	構成比率
持ち家(一戸建)	1,218	80.5%
持ち家(マンションなど)	17	1.1%
民間のアパート・借家	178	11.8%
県・市営住宅	45	3.0%
社宅・寮	34	2.3%
その他	13	0.9%
無回答	6	0.4%
計	1,511	100.0%

(持ち家(一戸建)の回答者が80%を超えている。)

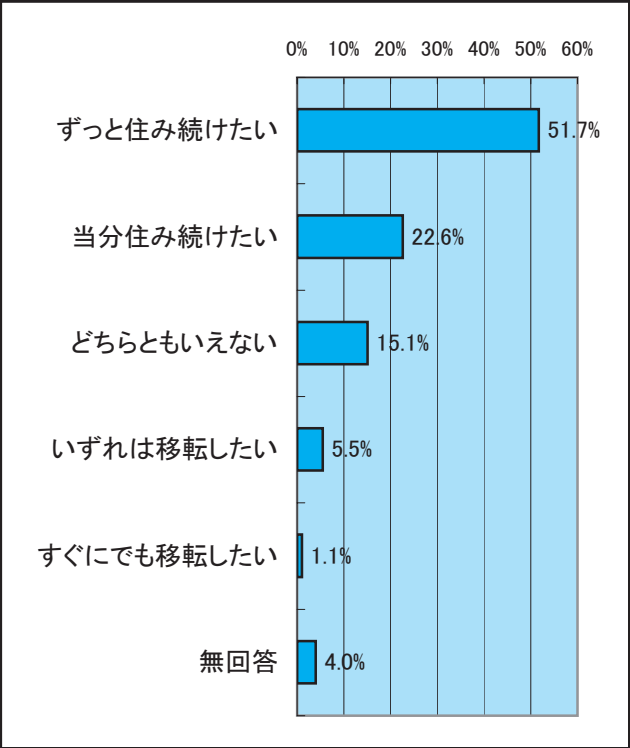
【問9】 お住まいの地域について、どのように感じていますか。



居住地域への満足度	人数(人)	構成比率
満足	180	11.9%
ほぼ満足	405	26.8%
普通	549	36.4%
やや不満	246	16.3%
不満	105	6.9%
わからない	11	0.7%
無回答	15	1.0%
計	1,511	100.0%

(「満足」または「ほぼ満足」と回答された方は、合計で38.7%になる。)

【問10】 今後も太田市に住み続けたいですか。

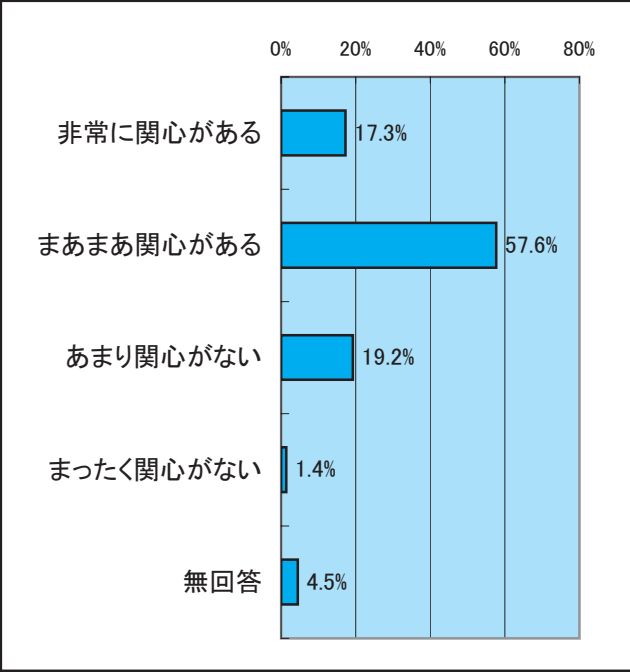


居住の継続希望度	人数 (人)	構成比率
ずっと住み続けたい	782	51.7%
当分住み続けたい	342	22.6%
どちらともいえない	228	15.1%
いずれは移転したい	83	5.5%
すぐにでも移転したい	16	1.1%
無回答	60	4.0%
計	1,511	100.0%

(「ずっと住み続けたい」または「当分住み続けたい」と回答された方は、合計で74. 3%になる。また、「いずれは移転したい」または「すぐにでも移転したい」と回答された方は、合計で6. 6%になっている。)

3. 市政との関わり

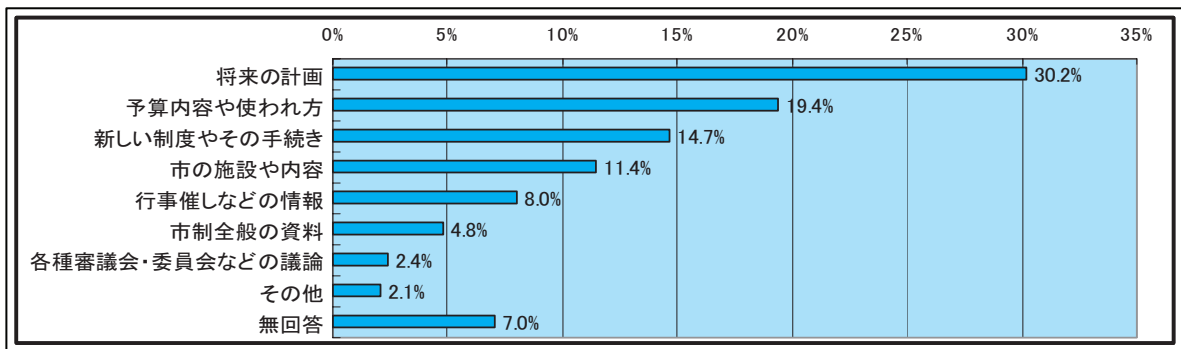
【問11】 市政について、どの程度関心がありますか。



市政への関心度	人数 (人)	構成比率
非常に関心がある	261	17.3%
まあまあ関心がある	871	57.6%
あまり関心がない	290	19.2%
まったく関心がない	21	1.4%
無回答	68	4.5%
計	1,511	100.0%

(「非常に関心がある」または「まあまあ関心がある」と回答された方は、合計で74. 9%になる。また、「あまり関心がない」または「まったく関心がない」と回答された方は、合計で20. 6%になっている。)

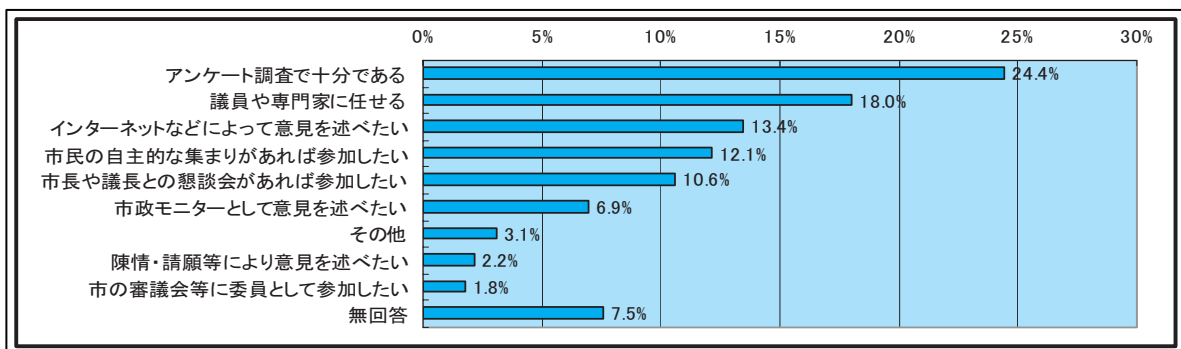
【問12】（市政の）知りたい内容について、最も該当するものはどれですか。



市政の知りたい内容	人数（人）	構成比率
将来の計画	455	30.2%
予算内容や使われ方	293	19.4%
新しい制度やその手続き	222	14.7%
市の施設や内容	173	11.4%
行事催しなどの情報	121	8.0%
市政全般の資料	73	4.8%
各種審議会・委員会などの議論	36	2.4%
その他	32	2.1%
無回答	106	7.0%
計	1,511	100.0%

（市政の知りたい内容については、「将来の計画」が最も多い。）

【問13】 市政への参加形態について、最も該当するものはどれですか。

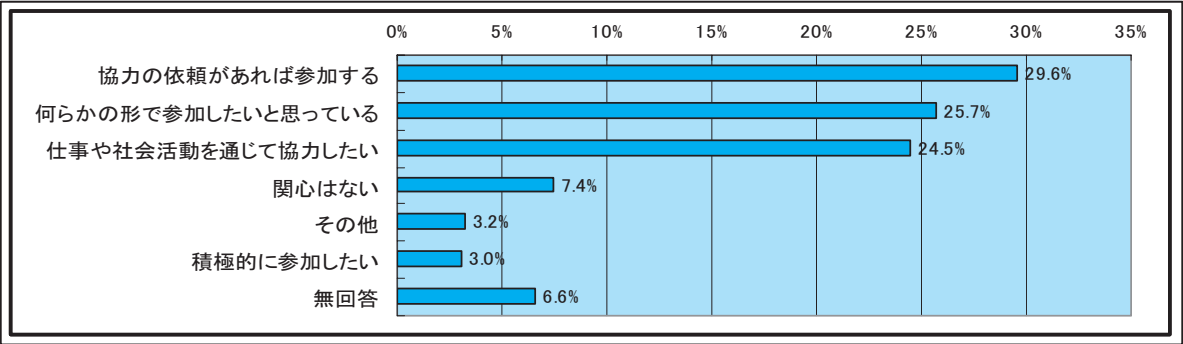


市政への参加形態	人数（人）	構成比率
アンケート調査で十分である	367	24.4%
議員や専門家に任せる	272	18.0%
インターネットなどによって意見を述べたい	203	13.4%
市民の自主的な集まりがあれば参加したい	183	12.1%
市長や議長との懇談会があれば参加したい	160	10.6%
市政モニターとして意見を述べたい	105	6.9%
その他	47	3.1%
陳情・請願等により意見を述べたい	33	2.2%
市の審議会等に委員として参加したい	27	1.8%
無回答	114	7.5%
計	1,511	100.0%

（「アンケート調査で十分である」または「議員や専門家に任せる」と回答された方は合計で42.4%になっている。）

4. 今後のまちづくり

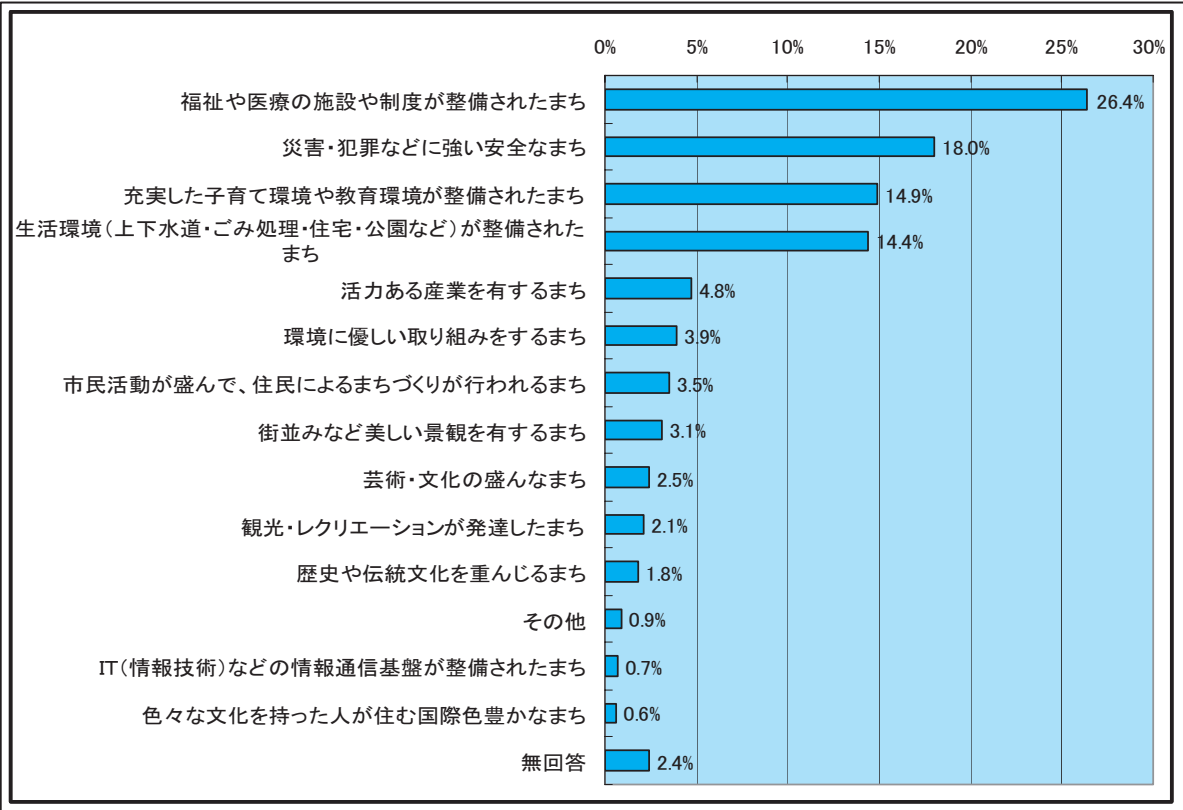
【問14】 まちづくりに対するあなたのお考えについて、最も該当するものはどれですか。



まちづくりに対する考え	人数（人）	構成比率
協力の依頼があれば参加する	445	29.6%
何らかの形で参加したいと思っている	389	25.7%
仕事や社会活動を通じて協力したい	370	24.5%
関心はない	112	7.4%
その他	49	3.2%
積極的に参加したい	46	3.0%
無回答	100	6.6%
計	1,511	100.0%

（「協力の依頼があれば参加する」と回答された方が最も多い。）

【問15】 太田市がどのようなまちになれば良いとお考えですか。



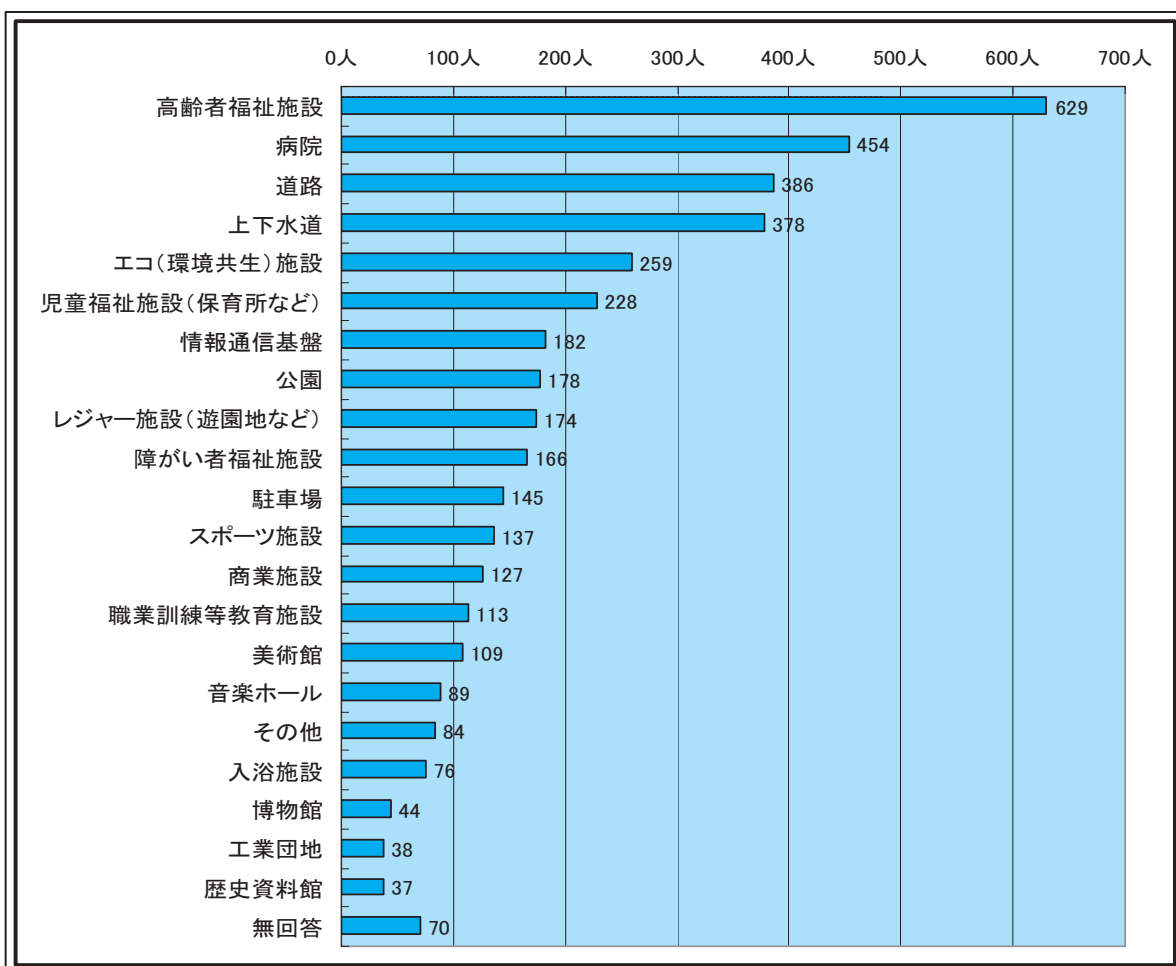
附属資料

まちの種類	人数（人）	構成比率
福祉や医療の施設や制度が整備されたまち	748	26.4%
災害・犯罪などに強い安全なまち	514	18.0%
充実した子育て環境や教育環境が整備されたまち	423	14.9%
生活環境（上下水道・ごみ処理・住宅・公園など）が整備されたまち	410	14.4%
活力ある産業を有するまち	136	4.8%
環境に優しい取り組みをするまち	112	3.9%
市民活動が盛んで、住民によるまちづくりが行われるまち	101	3.5%
街並みなど美しい景観を有するまち	88	3.1%
芸術・文化の盛んなまち	70	2.5%
観光・レクリエーションが発達したまち	61	2.1%
歴史や伝統文化を重んじるまち	52	1.8%
その他	27	0.9%
IT（情報技術）などの情報通信基盤が整備されたまち	20	0.7%
色々な文化を持った人が住む国際色豊かなまち	17	0.6%
無回答	69	2.4%
計	2,848	100.0%

※質問に対して回答は2項目選択

（上位4項目を選択された方の多さが目立つ。）

【問16】 まちづくりで、今後必要となるものは何ですか。

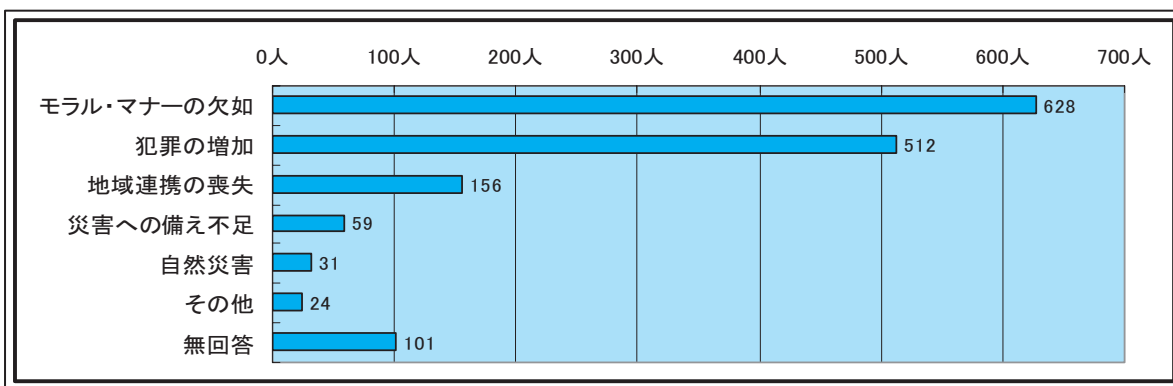


今後必要となるもの	人数（人）	構成比率
高齢者福祉施設	629	15.4%
病院	454	11.1%
道路	386	9.4%
上下水道	378	9.2%
エコ（環境共生）施設	259	6.3%
児童福祉施設（保育所など）	228	5.6%
情報通信基盤	182	4.4%
公園	178	4.3%
レジャー施設（遊園地など）	174	4.2%
障がい者福祉施設	166	4.0%
駐車場	145	3.5%
スポーツ施設	137	3.3%
商業施設	127	3.1%
職業訓練等教育施設	113	2.8%
美術館	109	2.7%
音楽ホール	89	2.2%
その他	84	2.0%
入浴施設	76	1.9%
博物館	44	1.1%
工業団地	38	0.9%
歴史資料館	37	0.9%
無回答	70	1.7%
計	4,103	100.0%

※質問に対して回答は3項目選択

（「高齢者福祉施設」「病院」「道路」が上位3項目となっている。）

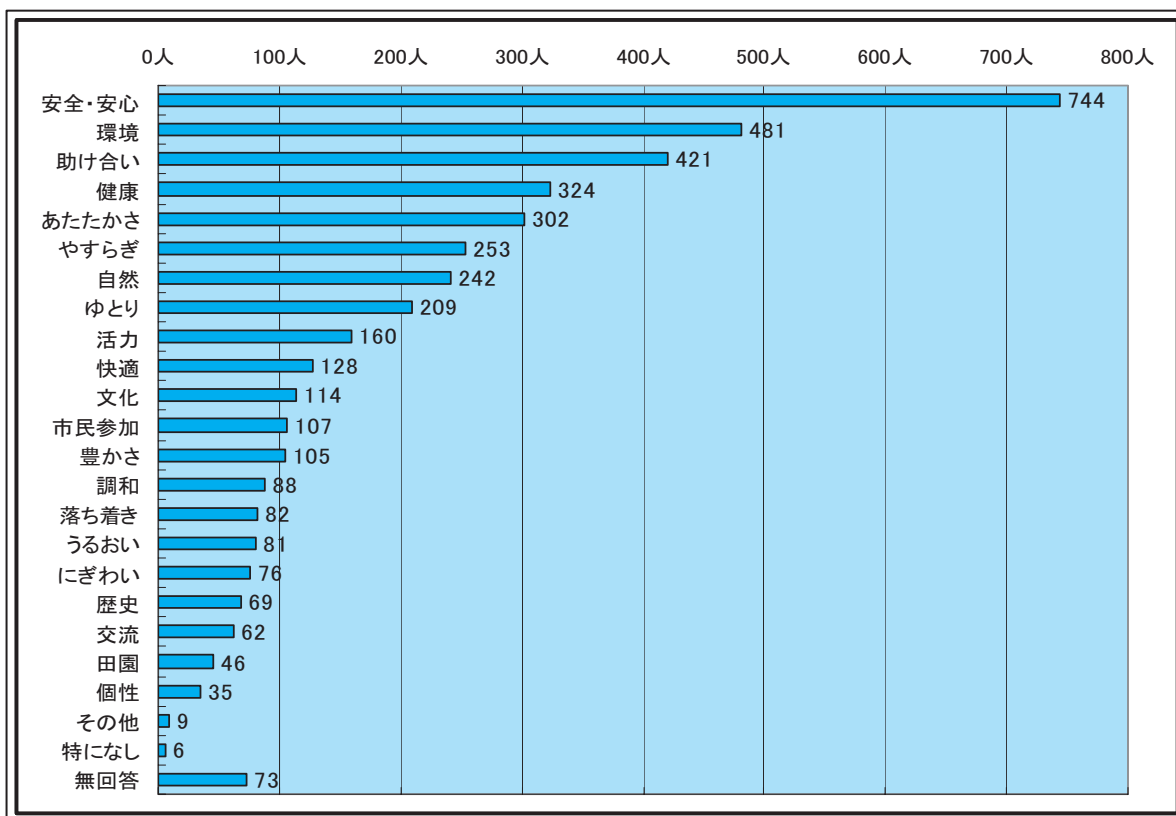
【問17】「安らぎ・安心・心地良さ」を感じるまちづくりを最も阻害するものは何ですか。



阻害する要素	人数（人）	構成比率
モラル・マナーの欠如	628	41.5%
犯罪の増加	512	33.9%
地域連携の喪失	156	10.3%
災害への備え不足	59	3.9%
自然災害	31	2.1%
その他	24	1.6%
無回答	101	6.7%
計	1,511	100.0%

（「モラル・マナーの欠如」または「犯罪の増加」を選択された方は、合計で75.4%になっている。）

【問18】 今後、太田市のまちづくりで、大切にしたいと思うことはどのようなことですか。



大切にしたい要素	人数 (人)	構成比率
安全・安心	744	17.7%
環境	481	11.5%
助け合い	421	10.0%
健康	324	7.7%
あたたかさ	302	7.2%
やすらぎ	253	6.0%
自然	242	5.7%
ゆとり	209	5.0%
活力	160	3.8%
快適	128	3.0%
文化	114	2.7%
市民参加	107	2.5%
豊かさ	105	2.5%
調和	88	2.1%
落ち着き	82	1.9%
うるおい	81	1.9%
にぎわい	76	1.8%
歴史	69	1.6%
交流	62	1.5%
田園	46	1.1%
個性	35	0.8%
その他	9	0.2%
特になし	6	0.1%
無回答	73	1.7%
計	4,217	100.0%

※質問に対して回答は3項目選択

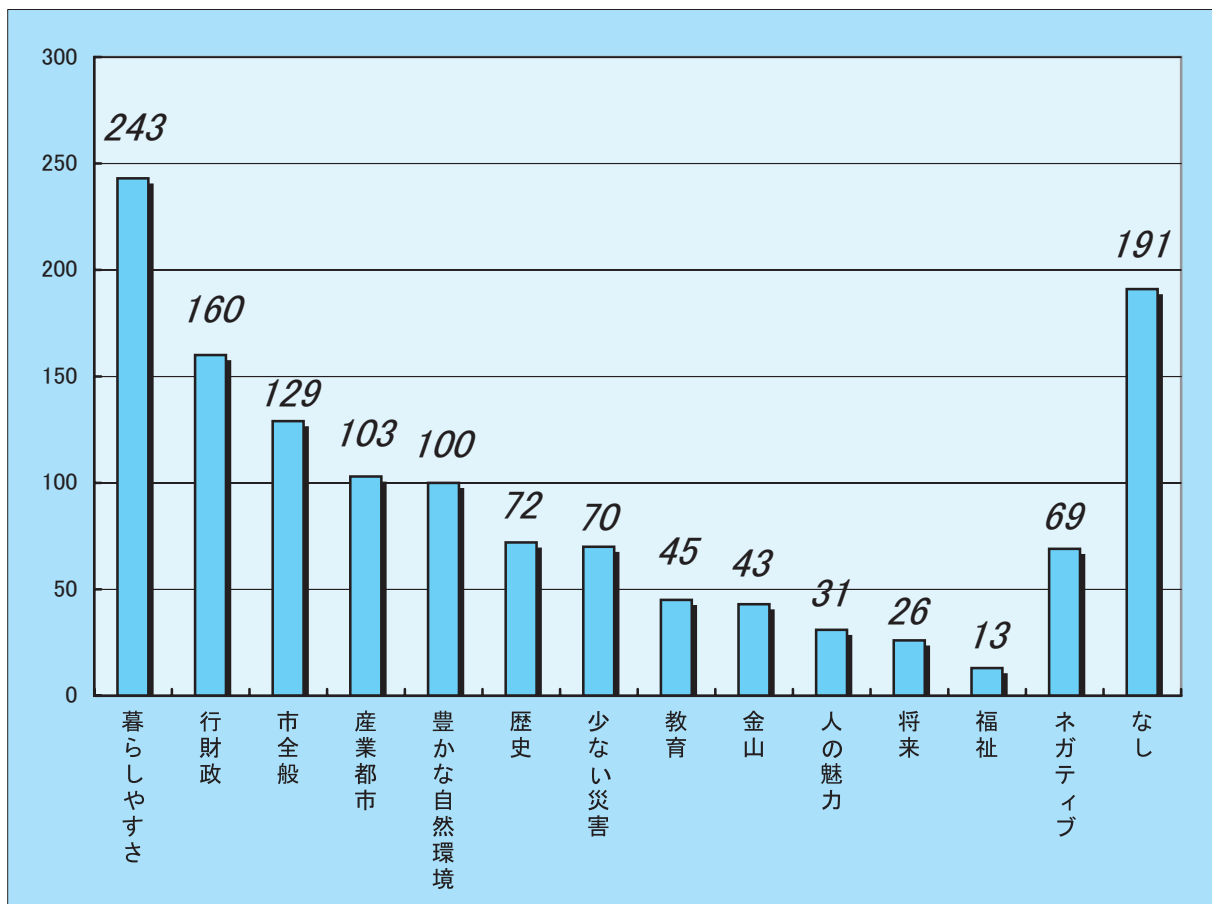
(「安全・安心」を選択された方が最も多くなっている。)

【問19】「今後も太田市に住み続けたいですか」の質問で選択した項目について、その理由を具体的にご記入ください。【有効回答数：1398】

「ずっと住み続けたい」「当分住み続けたい」を選択した主な理由	件数
利便性が良い、生活環境が良い、住みやすい	247
住みなれている、生まれ育った町だから	191
土地や家屋(持ち家)を所有しているから	146
災害が少ない、安全だから	91
身内がいる、隣近所、友人との人間関係が良好	95
転居する理由がない	56
自然が豊か	40
勤務先、通学先、家業の都合	75
年齢的に転居は難しい	28
市政が期待できる	32
活気がある、発展が期待できる	48
物価が比較的安い	8
計	1,057
「どちらともいえない」を選択した主な理由	件数
生活環境が悪い(騒音・振動・悪臭・砂埃・カラス・夜間照明・駅周辺の景観)	33
将来のことは分からない	32
別の町でも暮らしてみたい	27
高齢者に住みよい町ではない、年を取ったときに移動手段などで不安があるなど	25
利便性が悪い	24
都市計画、区画整理、道路、歩道、側溝、街灯などの未整備、福祉・医療などの遅れ	19
勤務先、通学先の都合	18
市の対応が悪い、行政の非効率、税金が高い	17
身内がいる町へ転居、隣近所、友人との人間関係が良くない、煩わしい	12
住む続ける理由がない、転居する余裕がない	9
治安が悪い	6
年齢的に転居は難しい	4
活気がない、発展が見込めない	4
住む地域にこだわりはない	4
魅力がない、市独自の文化がない、文化的に退屈	4
運転マナーが悪い	2
大規模なショッピングセンターがない	1
自然が少ない	1
計	242
「いずれは移転したい」「すぐにでも移転したい」を選択した理由	件数
生活環境が悪い(騒音・振動・悪臭・水害・駅周辺の景観)	15
身内がいる町へ転居、隣近所・友人との人間関係が良くない、煩わしい	14
別の町でも暮らしてみたい	13
利便性が悪い	10
下水道、道路、歩道、側溝、街灯などの未整備、福祉・医療などの遅れ	10
市に魅力がない、市独自の文化がない、文化的に退屈	10
市の対応が悪い、行政の非効率、税金が高い	6
勤務先、通学先の都合	5
保守的、地元意識が強い	5
高齢者に住みよい町ではない、年を取ったときに移動手段などで不安があるなど	4
住宅の契約の都合	2
海がない	2
治安が悪い	2
交通マナーが悪い	1
計	99

※同一人の回答者で複数の理由を挙げた方は、それぞれの理由を計上した。

【問20】太田市の魅力は何ですか。具体的にご記入下さい。

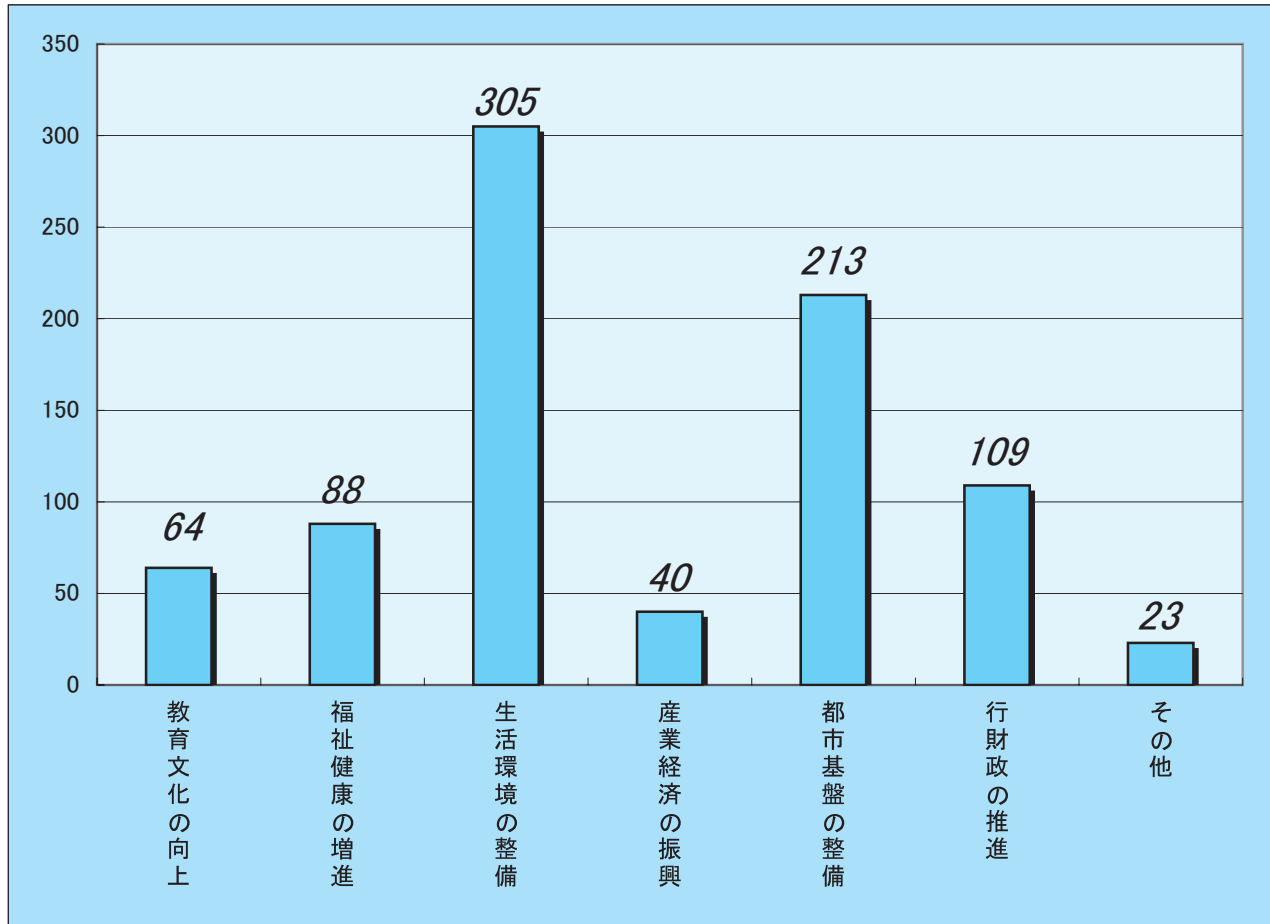


分類	割合
暮らしやすさ	18.7%
行財政	12.4%
市全般	10.0%
産業都市	8.0%
豊かな自然環境	7.7%
歴史	5.6%
少ない災害	5.4%
教育	3.5%
金山	3.3%
人の魅力	2.4%
将来	2.0%
福祉	1.0%
ネガティブ	5.3%
なし	14.7%
合計	100.0%

魅力として、「暮らしやすさ」が18.7%、「行財政」が12.4%と多数を占め、「産業都市」、「豊かな自然環境」、「歴史」という以前から市の象徴となっていた事項が続く形となった。「市全般」では、「活力・活気がある」というように、市全般に対する抽象的な意見をまとめている。地震、大雨等による災害が世界で発生していることから、「少ない災害」を望む声は時代を反映している。「教育」としては子育て環境、「人の魅力」としては、人・地域のつながりを大事にするという声があり、横の連携の充実が伺える。一方、魅力を「将来」に期待したいという意見や、「ネガティブ」な意見もあり、今後の行政運営における検討材料も収集することができたことは大きな収穫である。

「魅力なし」が多くを占めた要因としては、長年住み続けていると判断できず、普通に生活しているから特段の魅力はないという回答もあったが、他の要因についても、探索方法等を検討していかなければならない。今後は、さらに「魅力」を伸ばし、「将来」や「ネガティブ」の項目で提案のあった事例に目を向け、効率的・効果的な行政運営を推進していきたい。

【問21】太田市で抱える問題がありましたら、その問題と解決策を具体的にご記入ください。



分類	割合
教育文化の向上	7.6%
福祉健康の増進	10.5%
生活環境の整備	36.2%
産業経済の振興	4.8%
都市基盤の整備	25.3%
行財政の推進	12.9%
その他	2.7%
合計	100.0%

太田市が抱える問題は、「生活環境の整備」が36.2%、「都市基盤の整備」が25.3%と、市民生活に直接影響を与える分野が続いている。

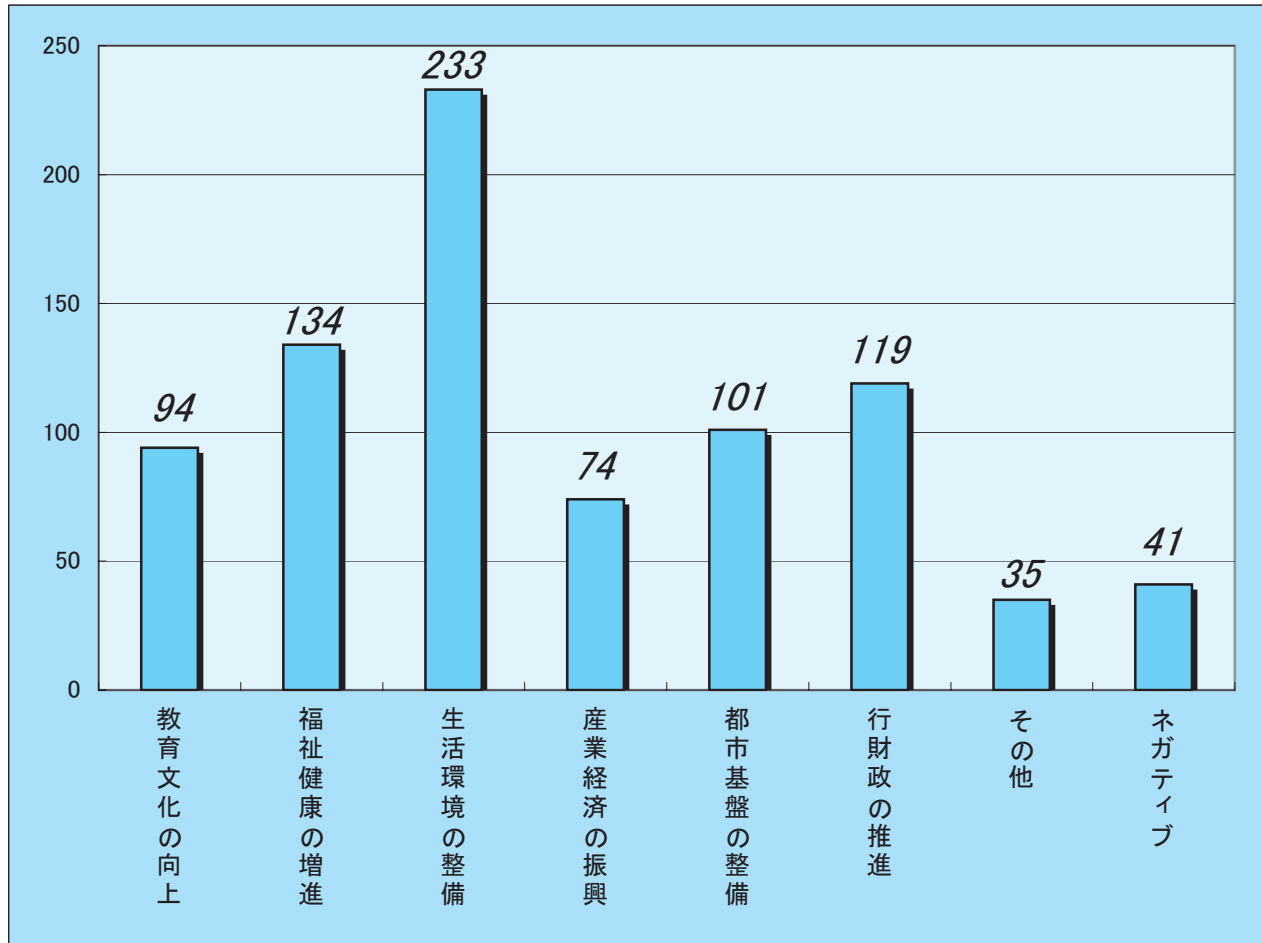
「生活環境の整備」では、犯罪の増加という社会状況を反映し、「犯罪の減少」や「安全、安心なまち」を求める声が多く、さらにゴミ問題に対する意見の多さも問題意識の高さを伺わせる。

「都市基盤の整備」については、太田駅周辺の整備や交通渋滞の緩和を含めた交通網の整備を求める声が多く、群馬の特色である車中心の交通社会への対応や駅周辺の商業の活性化と駅南口における環境の浄化が強く求められている。

「行財政の推進」については、財政の健全化や行政改革、市の機能やサービスの向上についての意見が多く、合併後の行政の対応が問われている。

このように問題点の多くは「住みやすさ、暮らしやすさ」を求めるものであり、今後市民の望む「住みやすく、暮らしやすい市」を実現するため、個々の問題点を解決しながら、効果的な施策を実施していきたい。

【問22】10年後の太田市における「望ましい姿」、「目指すべき姿」などについて、ご意見、ご提案がありましたら、具体的にご記入下さい。



分類	割合
教育文化の向上	11.3%
福祉健康の増進	16.1%
生活環境の整備	28.1%
産業経済の振興	8.9%
都市基盤の整備	12.2%
行財政の推進	14.3%
その他	4.2%
ネガティブ	4.9%
合計	100.0%

「生活環境の整備」が28.1%を占め、特に南一番街の現状に関する意見や、安全・安心に暮らせるまちづくりへの要望が多く、犯罪の少ない住みやすい環境を望む声が多かった。「教育文化の向上」では、低学年からの英語教育、生涯学習の推進、青少年の様々なケアなど、今後の教育への提言があり、「福祉健康の増進」では、弱者に対する社会保障制度の確立、総合病院や救急医療設置に対する要望が目立つ形となった。「産業経済の振興」では、産業のバランス、企業誘致、商店街の活性化、特産品を含めたビジネスづくりなどが求められ、雇用促進や経済好転に向けた提案が多い。また、観光資源の体系的・立体的整備に関する意見もあり、市外からも人が集まる賑やかな都市に向けた施策展開が求められている。「都市基盤の整備」としては、渋滞緩和に向け、交通機関・インフラ整備を行うとともに、コンパクトシティを目指し、環境保護・生活の観点から、歩いて暮らせるまちづくりに向けた意見が目立つ。「行財政の推進」では、財政の健全化はもちろん、合併を希望して30万都市を目指すべきという声があったが、同時に太田の端から端まで太田であってほしいという要望もあった。「ネガティブ」な意見も4.9%を占めたが、これらの内容を素直に受け止め、具体的な形で総合計画に反映させていきたい。

【問23】現在、新太田市の目指す都市像を「個性が輝く生活文化都市」と定めております。これにかかわる都市像の表現(キャッチフレーズ)がありましたら、ご記入ください。

[現在のキャッチフレーズ] 個性が輝く生活文化都市

1	やすらぎと活力のある生活文化都市
2	ファイトタウン
3	君の街、僕の街
4	緑あふれるゆとりの生活文化都市
5	いきいき キラキラ あったか 太田
6	環境と緑豊かな町づくり
7	ゆとりと潤いのある文化都市
8	ゆたかな活力、生活文化都市
9	人と歴史と文化の町太田
10	アイデン・シティ太田
11	輝く文化太田市
12	触れ合い、語り合い、分かち合える情報発展都市
13	未来を変えよう、太田市から。
14	福祉が充実、未来都市
15	生きがいとやすらぎの感じられる街、太田市
16	個性、生活、文化のまち
17	あなたがだいじだから、皆が輝く太田に！
18	参加する心が築く豊かな文化都市
19	安心・安全に生活できるふるさと
20	L.P.C.OHTA(ライフ・プロダクツ・カルチャー)
21	みんなが安心できる新太田市
22	市政と市民が身近に感じるエコ文化都市
23	健康で楽しく、明るく過ごそう！
24	一人一人に役割があり、みんなで幸せになれる街
25	未来に輝け太田
26	活力と安心調和の文化都市
27	文化とモラルの発信地新太田
28	やさしさと思いやり都市
29	自然と人の輝く都市
30	いつでも、誰でも、安らげる都市
31	私たちが築く住みよい都市
32	緑の潤う文化都市
33	目指せ新太田市の活性化
34	安全・安心みんなが快適未来都市
35	自然とともに調和する商業都市
36	未来輝く生活文化都市
37	地域と文化が生き生きと輝く市
38	市民が安心して住める文化都市、太田
39	人と自然にやさしい未来都市
40	輝く個性、豊かな文化
41	一人一人が明るく輝くまち太田市
42	住み心地のよい太田市
43	歴史と伝統に輝く文化都市
44	Beautiful life Beautiful city
45	キラリ☆太田市
46	老いても安心、豊かな生活、笑みの街
47	安全・安心の街 太田
48	未来を見つめ、活力ある文化都市
49	活気とやすらぎの街太田市
50	世界に羽ばたく太田市

51	協力し合う市民こそ伸び行く文化都市
52	輝け！！新都市太田☆
53	老人も子供も輝く太田
54	活気あふれる文化都市
55	自然がかなでるやすらぎ太田
56	歴史、文化の輝く現代都市
57	住民の意識が輝く文化都市
58	住みやすさをまじめに考えた文化的生活都市
59	活気と緑あふれる太田
60	緑と文化の輝く都市
61	改進と伝統が共存する文化都市
62	やすらぎと文化の街太田市潤いのある文化都市
63	笑顔いっぱい、夢満開
64	自然と共に生きる太田
65	遙かなる歴史、新しい文化と産業、わがまち太田
66	遊び心の太田市
67	街並みの美しい活力ある都市
68	活力と文化に満ちる調和都市
69	輝け、はばたけ、フレッシュ太田
70	誰もが希望のもてる街太田
71	個性と調和の国際都市
72	人権と平和を基軸に世界へ発信する市民文化都市
73	人が集まる楽しい都市
74	助け合い活力あふれる工業文化都市
75	先端環境発信都市
76	自然と技術の調和
77	笑顔で暮らせる生活文化都市「おおた」
78	夢と希望があふれる都市(まち)、あたたかくふれ合う都市(まち)
79	悠久の歴史と活力ある産業 個性輝く都市(まち)太田
80	自然豊かな安全・安心都市
81	工業と人と自然が響き合う都市太田
82	あなたの輝き太田の光
83	水と緑の自然都市
84	緑きらめくつややかな都市
85	大志を抱ける飛躍都市
86	希望と個性ある生活文化都市
87	自然と歴史が息づくいきいき文化都市
88	光とみどりの街
89	自然と文化、手と手をつなぐ安全都市
90	自然と個性が輝く生活文化都市
91	笑顔が輝く生活文化都市
92	個性輝く明日の太田
93	みんながやさしくなれる生活文化都市
94	環境も未来を語る平和都市
95	未来ある伝統豊かな文化都市
96	キラリ☆太田市
97	安全・安心住みたくなる町
98	エコライフシティオオタ
99	美しい街、美しい人。

4 市民提言

- 募集期間 平成17年12月12日～平成18年1月20日
- 応募資格 市内在住の方
(市内に在勤・在学又は一時的に太田市から離れている方も応募可)
- 応募総数 111件

●提言者の属性

(1) 男女比

男	98
女	13
合計	111

(2) 年齢別

10代	0
20代	4
30代	6
40代	2
50代	14
60代	64
70代	19
80代	0
不明	2
合計	111

(3) 地区別

太田	13
九合	2
沢野	5
葦川	4
鳥之郷	3
強戸	1
休泊	2
宝泉	6
毛里田	15
尾島	13
世良田	10
木崎	3
生品	2
綿打	5
藪塚東部	12
藪塚西部	8
他市町村	6
不明	1
合計	111

(4) 役職等

他市町村	53
区長代理	29
一般	29
合計	111

●提言者の意見

【設問1】

お住まいの地区の問題点、改善すべきところは？

教育施設	2
高齢者福祉施設	5
医療施設	12
環境全般	2
景観	2
上水道	0
下水道	13
道路	25
治安	4
農業	7
商業	5
工業	0
観光	3
公園・レジャー施設	8
文化施設	1
就職	0
住宅	1
ゴミ	5
行政全般	2
ボランティア活動	1
その他	8
無回答	5
合計	111

【設問2】

設問1で回答した項目について、その理由は？
次ページを参照。

【設問3】

新太田市の目指す都市像にふさわしい表現は？

いきいき キラキラ あったか太田	8
人と自然にやさしい未来都市	22
一人一人が明るく輝くまち 太田	13
笑顔で暮らせる生活文化都市「おおた」	15
自然豊かな安全・安心都市	19
みんながやさしくなれる生活文化都市	3
悠久の歴史と活力ある産業 個性輝く都市(まち)太田	9
美しい街 美しい人	2
ゆとりと潤いのある文化都市	8
笑顔いっぱい 夢満開	4
無回答	8
合計	111

【設問2】

設問1で回答した項目について、その理由を具体的に記入してください。

改善区分	意見数
教育施設	2
児童館の機能拡充(下校中の児童の事件に配慮)	1
教育施設が一番大切。	1
高齢者福祉施設	5
高齢者福祉施設の新設・改築など見直しをしてほしい。	5
医療施設	12
救急医療のための医師または医療施設の拡充。	3
総合病院の誘致。(安心して医療が受けられるように)	3
脳外科を整備してほしい。	2
病院間の連携を強化して欲しい。	2
意見なし。	2
環境全般	2
粕川には新堀という堀があるが、夏になるとくさく雑草が茂るので対応して欲しい。	1
意見なし。	1
景観	2
太田駅や金山をシンボリックな景観としてほしい。	1
田、畑、山林の荒廃による景観悪	1
上水道	0
下水道	13
下水道の整備をお願いしたい。	12
意見なし。	1
道路	25
側溝の機能不能(ちょっとした夕立でも雨水が溢れる)。	7
道路を新設し、交通渋滞を緩和してほしい。	5
細くて危険な道路を拡幅してほしい。	4
道路にでこぼこが多く、自転車、歩行者の通行に支障。	3
通行量が多く危険である。	2
通学路の整備や防犯灯の設置。	2
放置車両が道路にあり危険(法整備を希望)。	1
道路を掘削して工事した後の埋め戻しをしっかりと工事して欲しい。	1
治安	4
防犯等の増設、住民への呼びかけができる放送装置の設置	2
空き巣やひったくりなど治安に関する問題が多い。	2
農業	7
農地の整理(土地改良)。	3
農業後継者を育成し、定年後の農業者を支援する。	3
農業の見直し。	1
商業	5
地区内に高齢化を配慮したスーパーの誘致。	4
旧尾島町国道354号沿いの商店街を活性化してほしい。	1

工業	0
観光	3
金山(吞龍様)を観光の中心としてほしい。	2
盛大な祭りをしてほしい。	1
公園・レジャー施設	8
子どもたち(お年寄り)が安心して遊べる(憩える)場所を確保して欲しい。	3
尾島公園の再整備をお願いしたい。	2
桐ヶ丘公園(桐生市)、華蔵寺公園(伊勢崎市)のように太田市にも親子で遊べる遊園地があるとよい。	1
意見なし。	2
文化施設	1
気軽に本物の絵画や音楽などが楽しめる施設がほしい。	1
就職	0
住宅	1
建築確認偽装問題で市の問題として再チェックが必要。	1
ゴミ	5
ゴミのポイ捨て・不法投棄が多い。	3
ゴミステーションを改善してほしい。	2
行政全般	2
積極的な情報開示。	1
単身高齢者が増えてきて不安が多いので、通信システムを確立してほしい。	1
ボランティア活動	1
福祉施設にもっと気軽にボランティアにきてほしい。	1
その他	8
北商店街の衰退は緑地を増やす絶好の機会である。日用品生鮮食料品店、コーヒー店などを誘致し、緑地や駐車場を6割つくる。旧町内意識が排除されないと総合的な改革は不可能であり、町内会と区会は区別する。	1
旧中心市街地は超高齢化と人口減少が進んでいる。お年寄りは日々の生活に苦勞しており、そうした生活コミュニティの確立がまちづくりの基本である。	1
北関東自動車道開通後のインターチェンジ及び側道周辺の計画的開発。	1
全体に施設が使用しづらい。	1
地区の行事に若い人が参加しない。	1
団塊の世代の退職に伴う対策が急務である。	1
徳川町に流れる早川は川底に土砂が堆積し川底が浅くなるなどの問題があるので改修をお願いしたい。	1
年金の受給額が減らないようにしてほしい。	1
意見なし	5
合計	111

【設問4】

市政への提言(ご意見)がありましたら、具体的に記入して下さい。

基本目標	意見数
1. 教育文化の向上	12
市民会館の郊外への新築(本当に必要か?、改修でよい)。	4
地区のスポーツ大会(祭り・行事)が削減されている。(市民の声を聞いて欲しい)	3
文化と産業のバランスのとれたまちづくり。	1
人生を楽しめる沢山の市民が参画できる催しを実施してほしい。	1
さくらプラン・少人数学級を見て、さくらプランのほうが落ち着いて授業を見られる。	1
子育て(教育、少子化対策、次世代育成)を計画の柱に。	1
社会人大学院(アカデミー)の設立。文化レベル向上だけでなく、人の集まるまちづくり。	1
2. 福祉健康の増進	9
健康な体づくり(食生活、日常的に体を鍛えることが病気の予防につながる。)	3
総合病院の建設。	2
幼児・学童の送迎について(キッズバス・タクシー)	1
高齢者の肺炎の予防接種を実現してほしい。	1
保健センターの「わんぱく教室」がなくなってしまったのが残念。	1
学習センターや学校内に学童の教室があってもいいと思う。	1
3. 生活環境の整備	14
子供たちが安心して学び、遊べる環境づくり(通学路対策)	4
防風林・水辺など景観を配慮した土地整備事業を検討してほしい。	1
緊急連絡用等で町内放送設備を設置してほしい。	1
ハザードマップの必要性、避難場所＝公共施設等の均等化	1
交差点に信号機を設置してほしい。	1
警察と行政が連携し、身近で頼れ親しめる警察官を育成してほしい。	1
浄化槽から排水される水の対策として、側溝を整備してほしい。	1
ゆとりのある生活、みどりのあるまちづくり。	1
ゴミ袋について、市の進めかたに腹立たしさを感じる。	1
庭木の剪定枝をゴミステーションにひもで縛って出せるようにしてほしい。	1
不法投棄のごみが後をたたない。市全体で取り組んで欲しい。	1
4. 産業経済の振興	7
新太田市の史蹟(金山)を中心にした観光ルート(道路)を整備してほしい。	4
毛里田地区に「道の駅」の設置を希望する。	1
新太田市にふさわしい太田まつりの企画立案をお願いしたい。(特に若者に配慮)	1
農地の有効活用を検討すべき。	1
5. 都市基盤の整備	21
地域内道路を見直して欲しい。(木崎駅・細谷駅への緑道の整備。)	3
太田駅周辺の区画整理事業の遅延。事業自体への疑問など。	2
主要道等へ接続する道路を整備してほしい。	2
歩行者、高齢者、障がい者に対応した道路整備(自転車専用、歩行者専用)をしてほしい。	2
足利伊勢崎線から東新町に抜ける道路がないため、区画整理を含め整備してほしい。	1
東本町三丁目の八百角前の南北道路を直進できるようにしてほしい。	1
日産ディーゼル跡地について、学校、病院、商業施設等の誘致をしてほしい。	1
既存市営住宅を整備(植木、遊具等含む)してほしい。	1

地下道など太田駅南北、東西を一体化する交通の整備をしてほしい。	1
旧本陣東側道路の拡幅工事は期待できる。	1
金山城跡線、松風峠を解決して欲しい。	1
山之神町の裏の道路を桐生・新田線まで拡幅して欲しい。	1
山間部(傾斜地、荒れた畑)の開発整備。	1
浜町一区の区画整理を早急におねがいしたい。	1
綿打地区から新田地区への石田川にサイクリングロードや遊歩道の検討をしてほしい。	1
道路工事を集中させないでください。	1
6. 行財政の推進	27
きめ細やかな行政サービス。(縦割り行政の改善、効率化の方法を模索してほしい。)	4
市議会議員の定数・職員を削減してほしい。	3
1%まちづくり要領が見えにくい。	2
各団体への補助が極端に減額となり支障がでている(バスが借りられない)。	2
集金、配布、巡回など隣組長などには手当を出して欲しい。(金額は問題ではない)	2
合併前の1市3町が一体となって市政を運営しているとはみえない。	1
集会所の管理費が減額となったが、住民代表として納得できない。	1
区民会館の設置場所が借地となっている(年間10万円)。市で助成できないか。	1
税金の未納者の対応について、広報等で知らせてほしい。	1
シルバー人材センターを尾島支所内にも設置して欲しい。	1
ISO9001に基づく各課の取組目標や中間状況などの公開。	1
市民満足度の評価方法と満足度数値の取組目標の公開(広報等で報告)。	1
組織の徹底した見直しを行い財政の効率化を図る(少額の補助金・助成金は削減)。	1
消防本部の南側に市庁舎を移転すべき。	1
旧藪塚本町への連絡が遅い。	1
若者に地域社会発展のため積極的に参加して欲しい。	1
職員が余っているように見えるが臨時職員のカットが一部実行されていない。	1
何事も画一的でなく、地区の特性を活かして欲しい。	1
新田支所の行政面での権限を充実してほしい。	1
7. その他	11
今まで以上に住みやすい太田市にしてほしい。	2
太田市と合併してよかったという実感はない。(メリットを感じない。)	2
行政と市民との対話で理解をまして目標に向かって前進して欲しい。	2
太田市が自慢できる市でありたい。	1
金山、利根川など貴重な自然を生かしてほしい。	1
キャッチフレーズ「輝く未来 子育ておおた」はどうか。	1
休日に職員・議員でボランティア(ゴミ拾い)をして下さい。	1
町内のスーパーが閉店し買い物に困っている。	1
意見なし	45
合計	146

注) 設問4については、複数回答があるため合計数が111件を上回っている。

5 太田市総合計画審議会諮問書

企画第 1 号

太田市総合計画審議会会長 様

平成19年度からの太田市の総合的かつ計画的な行政運営の基本方針となる新しい太田市総合計画基本構想を策定したいので、太田市総合計画審議会条例第1条に基づき、貴審議会の意見を求めます。

平成18年 4月 6日

太田市長 清 水 聖 義

6 太田市総合計画審議会答申書

平成18年6月28日

太田市長 清水 聖 義 様

太田市総合計画審議会
会長 須 藤 利 雄

新生太田総合計画基本構想（案）について（答申）

平成18年4月6日企画第1号で諮問のありました、新生太田総合計画基本構想（案）について、当審議会では慎重に協議をした結果、基本構想で定められた都市像やまちづくりの基本理念及び基本目標については、おおむね妥当と認めます。

ただし、合併後初めてとなる総合計画であることから、合併効果が最大限発揮できるよう、次の事項について配慮されることを要望します。

1. 本計画の趣旨や内容を分かりやすく市民に周知し、広く市民の理解と協力を求め、市民参画と協働によるまちづくりを進めていただきたい。
2. 計画の推進にあたっては、歴史・文化・産業など地域の特性を生かすとともに、地域間のバランスを考慮し、新市の均衡ある発展に努めていただきたい。
3. 市民が安全で安心して暮らせるよう防犯・防災体制の強化と救急医療体制の充実を図っていただきたい。
4. 行政運営においては、行政改革の推進と効率的な予算執行による堅実な行政経営を行うとともに、市民に分かりやすい財政状況の公表に努め、財政の透明化を進めていただきたい。
5. 審議の過程で、各委員から出された別添の【個別意見】につきましては、行動計画、実施計画の策定にあたり十分尊重されるよう要望します。

【 個 別 意 見 】

■都市像

『都市像』の「わたしたちは、市民との協働により」の表現は、「わたしたちは」の指し示す主語が明確でないため、修正を要望します。

■基本目標

1. 教育文化の向上

- ①『子どもの健全育成』に「人の命を大切に」、「人間性の向上」などの文言を入れることを要望します。
- ②『青少年の健全育成』で、「地域の子どもは、地域で育てる」と表現していますが、「太田の未来を担う子どもの」、「これからの将来を託す」などの文言を追加することを要望します。
- ③『義務教育の推進』にある登下校時の安全対策は、『安全・安心で快適な教育環境の充実』に記述することを要望します。
- ④就学費の納入が困難な場合などは、「支援する」という文言を入れることを要望します。
- ⑤教育においては、人間の尊厳が根本であり、健全な心・身体を養うことであり、平和、文化、教育に関して学校の教育力、教師の力量を強化し、子ども達の人間力の豊かな育成を図り、また、それぞれの個性を引き出す必要があります。そのため、資質能力を備えた教職員の確保や市民一体となった環境づくりにも挑戦することを要望します。
- ⑥学校の余裕教室を有効に活用することを要望します。
- ⑦施策指標において、学力テストの全国平均点を上回ることを掲げていますが、義務教育ではバランスのとれた(知・徳・体)指標を設けることを要望します。
- ⑧スクールバス委託事業の実施は、子どもたちの安全面から乗降場所などの再検討を要望します。
- ⑨悩みごと相談員を全小中学校に配置していますが、生徒指導の大変な困難校については、別に対策をとることを要望します。
- ⑩『高校・高等教育機関の充実と整備』に、群馬大学工学部を設置する計画を位置付けることを要望します。
- ⑪『地域の伝統を守り、育むまちづくり』においては、歴史的遺産を有効に活用する必要があります。市の知名度が全国的に上がっている機会を利用し、市民の心の中に歴史的に価値ある地域に住んでいるという意識を醸成することを要望します。

2. 福祉健康の増進

- ①『市民の健康づくりと地域医療の充実による安心のまちづくり』において、救急医療施設の整備は、公的機関や公設民営による運営も検討する必要があります。救急医療の体制は、この地区で完結する機能を有していないことから、最優先の計画として早急な整備を要望します。
- ②ひとり暮らしの老人に給食を配達していた事業が、休止になった地域があります。合併に伴い、福祉が後退しているとの声も聞かれるため、事業の実施にあたっては、よく検討されることを要望します。
- ③厚生労働省の医療制度構造改革試案によると、高齢者の窓口負担が重くなります。公的医療保険の給付で、現行は70歳以上については1割負担ですが、平成20年度から65歳以上74歳以下は2割負担になるなど、高齢者にとって厳しい状況になります。高齢者に配慮する施策を要望します。
- ④高齢者が安心して住み続けられるまちづくりを、市政の一つの柱とすることが必要です。その対策として、高齢者がいつまでも安価に健康を保持できるスポーツや文化の振興、道路や観光施設を整備する必要があります。また、元気で意欲のある高齢者を、市民生活に役立つボランティア活動に参加してもらうための補助制度も必要です。高齢者医療や福祉施設を充実させ、安心して良い高齢期を迎えられるようにすることを要望します。

3. 生活環境の整備

- ①『公園・緑地の整備』において、環境みらいの森建設事業に配慮することを要望します。
- ②『循環型社会の構築』において、行動計画でごみを3割減量する施策において、具体的な施策を要望します。
- ③『住宅防火対策の推進』において、火災時における初期消火の方法などを、市民へ具体的に周知することを要望します。
- ④『応急手当の普及、啓発』で、学校などにAED(自動対外式除細動器)を設置することを要望します。応急手当を施す際は、日頃から器具に慣れ親しんでいることが重要です。
- ⑤『安全で快適な道路交通環境の実現、交通安全運動の推進』で、交通事故被害者に対する救済措置の規定がありますが、行動計画における該当事業の関連から修正することを要望します。

4. 産業経済の振興

- ①『産業環境の整備』で、工業製品、先端機器を国内外にPRしたり、国際会議が開催できる産業会館の設置を要望します。
- ②『先端技術都市の実現、雇用の確保』で、群馬大学工学部の誘致を進める記述がありますが、認可、設置場所、開校時期など決定しているので、市に何がフィードバックできるかなど、記述内容の変更を要望します。
- ③『労働環境の整備』で、ニートやフリーターの対策として開設された「ヤングアタックおた」は、一定の成果を挙げています。さらにもう一步踏み込んだ対策として、「若年者職業訓練バウチャー事業」の採用を要望します。
- ④『中心市街地の活性化』において、群馬大学工学部を市内に設置することを、TMO構想の中で計画することを要望します。
- ⑤大型ショッピングモールやスーパーマーケットの郊外進出により、旧市街地で生鮮食料品、日用雑貨を販売している商店が激減し、老人家庭は不便な生活を送っています。空き地や空き店舗を利用して、巡回出張販売店を開けるような場所の確保を要望します。
- ⑥『質の高い農業を推進するまちづくり』に、農業後継者を確保する記述の追加を要望します。
- ⑦小中学校の給食で、地産地消のシステムを推進することを要望します。
- ⑧農薬の飛散防止を図るため、農地の利用集積や作付け地の団地化を推進することを要望します。
- ⑨『地域循環型農業の推進』において、バイオマスを利用した事業が予定されていますが、多額な設備投資を要することから慎重に進めることを要望します。
- ⑩『観光資源を生かすまちづくり』において、道の駅内に観光物産館を設置する予定がありますが、観光客を誘致するため、吞龍公園の整備と併せ、金山・大光院付近に設置することを要望します。
- ⑪観光振興を図るため、太田市のことが理解できる大規模な美術館、博物館の設置を要望します。
- ⑫先端技術を有する工業都市の特徴を活かし、鉄人28号、鉄腕アトムなどのロボットを作製し、街を練り歩くなど特徴ある祭りの開催を要望します。また、駅構内にロボットを展示して、太田市をPRすることも要望します。
- ⑬「金山城跡・金山散策路」、「吞龍公園」、「県立こどもの国」の3施設を相互に往復できる歩行者道路を整備し、3施設一体で観光太田を売り出すことを要望します。
- ⑭北部運動公園整備事業に伴い、芝桜の植樹が予定されていますが、観光客を誘致する施策の実施を要望します。

5. 都市基盤の整備

- ①『自転車利用環境の整備』で、駐輪場の整備が予定されていますが、自転車専用道路を整備するなど、通勤・通学を超えた形で自転車利用の促進を図ることを要望します。
- ②『災害に強い安全なまちづくりの推進』で、幅員4m未満の道路において建物を建築する際に道路後退をした場合、土地所有者は敷地を道路として提供しなければなりません。土地を提供する部分を補償の対象にするなど、土地所有者に配慮することを要望します。
- ③太田駅周辺地区は、「まちの顔」としての役割を再創造するとありますが、駅周辺で環境が好ましくない地区もありますので改善を要望します。

6. 行財政の推進

- ①『男女共同参画社会の実現』に向けて、女性の能力、女性特有の多様性などが社会に求められていますが、農村社会では昔ながらの体質が残っているため、改善を要望します。
- ②『国際姉妹都市、国際友好都市、諸外国の人々との交流活動の推進』においては、学生受入派遣事業や相談窓口などの事業はありますが、地域の住民として、諸外国の人と共生を推進する事業について実施することを要望します。
- ③『高度情報化社会に対応した市民生活の実現、情報セキュリティ対策の推進』において、市の援助の下に、パソコンの各家庭への普及を図るなど、ハード面での施策実施を要望します。
- ④『財政の健全化』を推進する際は、積極的かつ有効な施策を展開するとともに、市税収納率の向上を図ることを要望します。
- ⑤市の財政状況をホームページなどで積極的に公表し、予算編成などについて市民からの意見を募ることを要望します。

■その他

全体的な文章表現において、斬新な文言、文章で構成することを要望します。

7 基本構想議案

議案第111号

新生太田総合計画基本構想について

本市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、新生太田総合計画基本構想を定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の規定により、議会の議決を求める。

平成18年9月4日提出

太田市長 清水 聖 義

新生太田総合計画基本構想 別冊

8 委員等名簿

1. 太田市総合計画審議会委員名簿

No.	役職	氏名	所属団体等
1	会 長	須藤 利雄	太田市区長会会長
2	副会長	石井 榮	太田市民生児童委員協議会会長
3	委 員	碓氷 光雄	太田市防犯協会会長
4	〃	高橋 悦治	太田市環境保健委員会会長
5	〃	荻原 榮一	太田商工会議所会頭
6	〃	清水 育男	太田青年会議所理事長
7	〃	有坂 實	太田市医師会会長
8	〃	相川 卓也	太田市老人クラブ連合会会長
9	〃	竹内 正幸	太田市小中養護学校PTA連合会長
10	〃	上林 邦充	関東学園大学法学部教授
11	〃	常見 隆	群馬松嶺福祉短期大学学長
12	〃	菊地 浅美	太田市農業協同組合代表理事組合長
13	〃	三澤 益巳	太田行政事務所長
14	〃	相原 尚子	女性人材登録者
15	〃	大塩 佳代子	女性人材登録者
16	〃	松澤 幸代	女性人材登録者
17	〃	新井 かつ代	女性人材登録者
18	〃	茂木 利子	女性人材登録者
19	〃	今井 順子	女性人材登録者
20	〃	友野 元枝	女性人材登録者

2. 新生太田総合計画特別委員会委員名簿

委員長 山口 淳一

副委員長 岩松 孝壽

副委員長 松永 綾夫

副委員長 白石 さと子

副委員長 荻原 源次郎

(平成18年9月8日選任)

分科会名	委 員 名
総務企画分科会	◎ 岩松 孝壽 ○ 富田 泰好 ○ 正田 恭子 高橋孝太郎 水野 正己 藤生 昌弘 五十嵐文子 木村 康夫 小林 人志 鈴木 信昭 市川 隆康 小林 耕作 室田 尚利 福田 義雄 加藤 光夫 楢原 宏 今井 慶聚 浜野 東明
教育福祉分科会	◎ 白石さと子 ○ 小暮 広司 ○ 栗原 宏吉 福島 戈吉 青木 猛 福井 宣勝 高橋 美博 深澤 直久 内田 忠男 小林佐登子 川鍋 栄 富宇賀 肇 栗原 忠男 上村 信行 本田 一代 稲葉 征一 中島 貞夫 河野 博
市民経済分科会	◎ 松永 綾夫 ○ 河田 雄晃 ○ 山鹿 幸男 高田 勝浩 越塚 順一 井野 文人 根岸 昇 荻原 一雄 濱田 光雄 永田 洋治 斉藤 幸拓 伊藤 薫 茂木 義市 岩瀬 卓 太田けい子 小俣 雄治 栗田 斌之 (兼) 栗原 忠男 (オ) 尾内 謙一
都市建設分科会	◎ 荻原源次郎 ○ 遠坂 幸雄 ○ 斎藤 光男 星野 一広 山田 隆史 江原 貞夫 町田 正行 半田 栄 小林 邦男 尾内 謙一 武藤 泰 橋本 寛 飯塚 勝雄 新島 近夫 清水 保司 田端 卓男 佐藤 孝夫 天笠 卷司 (オ) 小林佐登子

※◎は分科会長、○は分科会副会長、(兼)は兼務者、(オ)はオブザーバー

※委員名欄の分科会副会長及び委員は、議席番号の昇順で記載

3. 新生太田総合計画策定委員会・小委員会・事務局名簿

●策定委員会【平成17年度】

役職名	職 名	氏 名	役職名	職 名	氏 名
委員長	助 役	林 弘 二	委 員	都市整備部長	土 田 隆 一
副委員長	収 入 役	清 水 計 男	〃	土地開発部長	桑 子 秀 夫
〃	教 育 長	相 澤 邦 衛	〃	行政事業部長	天 笠 彰
〃	水道事業管理者	小 川 卓	〃	消 防 長	石 原 康 男
委 員	企 画 部 長	小 暮 和 好	〃	水 道 局 長	小宮山 善 洋
〃	総 務 部 長	竹 吉 弘	〃	教 育 部 長	岡 島 幸 雄
〃	市民生活部長	大久保 義 忠	〃	議 会 事 務 局 長	吉 田 稠
〃	地域振興部長	石 川 典 良	〃	監査委員事務局長	石 井 俊 夫
〃	健康福祉部長	早 川 充 彦	〃	地域振興部副部長 尾島総合支所担当	松 島 茂
〃	産業経済部長	久保田 幹 雄	〃	地域振興部副部長 新田総合支所担当	木 村 浩
〃	環 境 部 長	金 子 一 男	〃	地域振興部副部長 藪塚本町総合支所担当	栞 原 精
〃	都市づくり部長	滝 沢 光 栄	全 23 名		

●策定委員会小委員会【平成17年度】

役職名	職 名	氏 名	役職名	職 名	氏 名
委員長	企 画 部 長	小 暮 和 好	委 員	産業経済部副部長 商工観光担当	菊 地 孝 壽
委 員	秘 書 室 長	上 原 隆 志	〃	環 境 部 副 部 長 環 境 担 当	前 嶋 進
〃	企 画 部 副 部 長 企 画 担 当	岩 崎 信 廣	〃	環 境 部 副 部 長 下 水 道 担 当	矢 島 政 充
〃	企 画 部 副 部 長 行 政 経 営 担 当	北 澤 潤 一	〃	都市づくり部副部長 都 市 建 設 担 当	大 槻 重 吉
〃	総 務 部 副 部 長 総 務 担 当	塚 越 敏 行	〃	都市整備部副部長 土 木 建 築 担 当	松 井 儀 継
〃	総 務 部 副 部 長 税 務 担 当	高 橋 秀 雄	〃	土地開発部副部長 土 地 開 発 担 当	樋 澤 三四郎
〃	総 務 部 副 部 長 税 滞 納 整 理 担 当	高 田 隆	〃	消 防 本 部 担 当	岡 部 隆 弘
〃	総 務 部 副 部 長 税 滞 納 整 理 支 所 担 当	大 矢 光 衛	〃	消 防 本 部 担 当	岡 部 隆 司
〃	市民生活部副部長 市 民 生 活 担 当	大 槻 憲 一	〃	太田消防署担当	浅 海 崇 夫
〃	市民生活部副部長 安 心 安 全 担 当	福 澤 善 明	〃	水道局副部長 水 道 担 当	澁 澤 啓 史
〃	市民生活部副部長 文 化 ス ポ ー ツ 担 当	清 水 正 道	〃	教委教育部副部長 教 育 指 導 担 当	小 野 善 孝
〃	地域振興部副部長 行 政 セ ン タ ー 担 当	堀 江 久	〃	教委教育部副部長 教 育 指 導 担 当	諏 訪 和 雄
〃	地域振興部副部長 尾島総合支所担当	松 島 茂	〃	教委教育部副部長 文 化 財 ・ 生 涯 学 習 担 当	高 橋 猛
〃	地域振興部副部長 新田総合支所担当	木 村 浩	〃	農 業 委 員 会 会 長	松 嶋 良 雄
〃	地域振興部副部長 藪塚本町総合支所担当	栞 原 精	〃	行 政 事 業 部 長	久保田 徹
〃	健康福祉部副部長 高 齢 者 担 当	毛 呂 実	〃	事 業 管 理 課 長	八 代 敏 彦
〃	健康福祉部副部長 健 康 福 祉 担 当	小 林 治	〃	出 納 室 長	茂 木 均
〃	産業経済部副部長 農 政 担 当	富 岡 英 夫	全 35 名		

●策定委員会【平成18年度】

役職名	職 名	氏 名	役職名	職 名	氏 名
委員長	助 役	林 弘 二	委 員	都市整備部長	大 槻 重 吉
副委員長	収 入 役	清 水 計 男	〃	土地開発部長	桑 子 秀 夫
〃	教 育 長	相 澤 邦 衛	〃	行政事業部長	天 笠 彰
〃	水道事業管理者	小 川 卓	〃	消 防 長	石 原 康 男
委 員	企 画 部 長	小 暮 和 好	〃	水 道 局 長	小宮山 善 洋
〃	総 務 部 長	竹 吉 弘	〃	教 育 部 長	岡 島 幸 雄
〃	市民生活部長	浅 海 崇 夫	〃	議 会 事 務 局 長	吉 田 稠
〃	地域振興部長	石 川 典 良	〃	監査委員事務局長	石 井 俊 夫
〃	健康福祉部長	早 川 充 彦	〃	地域振興部副部長 尾島総合支所担当	松 島 茂
〃	産業経済部長	久保田 幹 雄	〃	地域振興部副部長 新田総合支所担当	高 田 隆
〃	環 境 部 長	金 子 一 男	〃	地域振興部副部長 藪塚本町総合支所担当	栞 原 精
〃	都市づくり部長	土 田 隆 一	全 23 名		

●策定委員会小委員会【平成18年度】

役職名	職 名	氏 名	役職名	職 名	氏 名
委員長	企 画 部 長	小 暮 和 好	委 員	産業経済部副部長 商工観光担当	菊 地 孝 壽
委 員	秘 書 室 長	上 原 隆 志	〃	環 境 部 副 部 長 環 境 担 当	前 嶋 進
〃	企 画 部 副 部 長 企 画 担 当	岩 崎 信 廣	〃	環 境 部 副 部 長 下 水 道 担 当	渡 邊 行 雄
〃	企 画 部 副 部 長 行 政 経 営 担 当	福 澤 善 明	〃	都市づくり部副部長 都 市 建 設 担 当	坂 本 公 市
〃	総 務 部 副 部 長 総 務 担 当	塚 越 敏 行	〃	都市整備部副部長 土 木 建 築 担 当	松 井 儀 継
〃	総 務 部 副 部 長 購 買 本 部 担 当	北 澤 潤 一	〃	土地開発部副部長 土 地 開 発 担 当	樋 澤 三 四 郎
〃	総 務 部 副 部 長 課 税 担 当	櫻 井 勉	〃	消 防 本 部 消 防 本 部 担 当	岡 部 隆 弘
〃	総 務 部 副 部 長 納 税 担 当	大 矢 光 衛	〃	消 防 本 部 太 田 消 防 署 担 当	岡 部 隆 司
〃	市民生活部副部長 市 民 生 活 担 当	大 槻 憲 一	〃	教委教育部副部長 教 育 指 導 担 当	澁 澤 啓 史
〃	市民生活部副部長 安 心 安 全 担 当	矢 島 政 充	〃	教委教育部副部長 青 少 年 育 成 担 当	小 野 善 孝
〃	市民生活部副部長 文 化 ス ポ ー ツ 担 当	清 水 正 道	〃	教委教育部副部長 文 化 財 ・ 生 涯 学 習 担 当	諏 訪 和 雄
〃	地域振興部副部長 地 域 ・ 行 政 セ ン タ ー 担 当	石 原 利 夫	〃	農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 橋 猛
〃	地域振興部副部長 尾島総合支所担当	松 島 茂	〃	太 田 市 外 三 町 広域清掃組合副局長	金 井 稔
〃	地域振興部副部長 新田総合支所担当	高 田 隆	〃	行 政 事 業 部 事 業 管 理 課 長	新 井 敏 男
〃	地域振興部副部長 藪塚本町総合支所担当	栞 原 精	〃	出 納 室 長	久保田 徹
〃	健康福祉部副部長 高 齢 者 担 当	小 林 治	〃	水 道 局 長 水 総 括 課 長	木 暮 清
〃	健康福祉部副部長 福 祉 担 当	井 上 英 明	〃	議 会 事 務 局 長 議 会 総 務 課 長	八 代 敏 彦
〃	産業経済部副部長 健 康 医 療 担 当	神 藤 幸 生	〃	監査委員事務局長 次	白 石 絹 枝
〃	産業経済部副部長 農 政 担 当	富 岡 英 夫	全 37 名		

●事務局【平成17年度】

職 名	氏 名
企画部企画課 課 長	岡 田 辰 雄
企画係長	金 井 春 男
主 任	城 代 富美江
〃	長谷川 隆 史
〃	奥 川 靖
主 事	田 島 吉 則
〃	高 木 信太郎

●事務局【平成18年度】

職 名	氏 名
企画部企画課 課 長	岡 田 辰 雄
企画係長	金 井 春 男
主 任	城 代 富美江
〃	高 田 剛 志
〃	奥 川 靖
〃	田 島 吉 則
主 事	高 木 信太郎

9 太田市まちづくり基本条例

前文

太田市は、歴史に名を残す先人はもとより、そこに住む人びとの活力と英知によって育まれてきました。各地に人権意識の高い先達が存在したこともわたしたちの誇りです。

わたしたちは、太田市の歴史と文化を財産として引き継ぐとともに、多くの国の文化と共生する地域の特性を生かしながら、人と自然環境と産業が調和した、だれもが暮らしやすいまち、誇りのもてるまちをつくることをめざします。

子どもからお年よりまで一人ひとりがまちづくりの主役であり、担い手です。わたしたちは、自らの責任を自覚し、参画と協働のまちづくりをすすめるために、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、太田市の将来に夢と希望のもてるまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、市民の権利と責任を明らかにし、市民、市議会および行政が協働することにより安心して生活できる環境と豊かでやさしいまちづくりの実現を図ることを目的とします。

(条例の最高規範性)

第2条 この条例は、太田市におけるすべての条例、規則等の上位規範であり、他の条例、規則等の制定、改廃ならびに法令、条例、規則等の解釈および運用にあたっては、この条例に定める事項を尊重し、この条例との整合性を図ります。

2 市の執行機関は、この条例を体系の中心に位置付け、この条例と他の条例、規則等とのつながりを明確にします。

(言葉の意味)

第3条 この条例で使われている言葉の意味は、次のとおりとします。

- (1)「市民」とは、市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの、事業を営むもの等をいいます。
- (2)「市の執行機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者および消防長をいいます。
- (3)「参画」とは、市民がまちづくりに主体的に参加し、行動することをいいます。
- (4)「協働」とは、市民、市議会および市の執行機関が、それぞれの役割および責任のもとで、まちづくりのために、ともに考え協力し、行動することをいいます。

第2章 まちづくりの基本原則

(基本原則)

第4条 わたしたちの自治は、市民の意思に基づき、次に掲げる基本原則によって推進されなければなりません。

- (1)市民は、住民自治のまちづくりを行うために、自ら考え行動し、責任を持ち、平等に参加することが保障されなければなりません。
- (2)市の執行機関および市議会は、市政に関する情報を公開し、市民と情報を共有します。
- (3)市民、市議会および市の執行機関は、夢と希望の持てるまちづくりにむけて協働します。
- (4)市の執行機関および市議会は、まちづくりを進めるにあたり、次の世代に大きな負担を残さないよう健全な財政運営を行います。
- (5)市民一人ひとりの人権が保障され、何人も差別されることなく、その個性および能力が十分に発揮されるまちづくりを行います。
- (6)市および市民は、男女共同参画社会の実現に向けたまちづくりに総合的に取り組みます。

第3章 情報の共有

(情報への権利)

第5条 市民は、市の仕事について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有します。

(説明責任)

第6条 市の執行機関および市議会は、市の仕事の企画立案、実施および評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果および手続を市民に明らかにし、わかりやすく説明する責務を有します。

(情報の収集および管理)
第7条 市は、まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかにこれを提供できるよう統一された基準により整理し、保存しなければなりません。

(個人情報の保護)
第8条 市は、個人の権利および利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供、管理等について、必要な措置を講じなければなりません。

第4章 参画と協働の市政運営

(参画と協働)
第9条 市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有します。
2 市民は、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持ちます。
3 市民は、参画と協働によるまちづくりに向けて、両性の本質的平等を基本とし、男女が共同して取り組みます。

(参画への保障)
第10条 市民は、まちづくりに関する重要な施策の計画、実施および評価の各段階に参画することができます。
2 市の執行機関は、市民の意見がまちづくりに反映され、参画する機会が保障されるよう、市民の意見を踏まえ多様な参画制度を整備しなければなりません。

(協働)
第11条 市の執行機関は、市民のまちづくりにおける役割を重視し、市民および市議会との協働によるまちづくりを行います。

(意見公募)
第12条 市は、重要な条例、計画等の策定にあたり、事前に案を公表し、広く市民の意見および提案を求めるとともに、提出された市民の意見に対する市長等の考え方を公表しなければなりません。
2 市は、前項のほか、特定の地域を対象とするもの、生活に密着した施策の策定についても意見公募を行うよう努めます。
3 市の執行機関は、市民から提示された意見および提案等を適切に施策に反映させ、結果を定期的に公表します。

第5章 財政

(財政状況の公表)
第13条 市長は、市の財政(負債状況を含みます。)に関する資料を作成して公表することにより、市の財政状況を的確かつわかりやすく市民に伝えなければなりません。

(財政に係る中長期計画の策定)
第14条 市は、総合計画の策定にあたり、中長期的な歳入予測および歳出計画を立て、次の世代に大きな負担を残さない財政健全化の方針を維持しなければなりません。
2 総合計画の立案および見直しは、参画と協働の市政運営で定められた市民の参画の下で行われなければなりません。
3 総合計画の見直しは、適切な時期に最も適切な方法で実施します。

(予算の編成と執行)
第15条 市長は、予算の編成および執行にあたっては、総合計画を踏まえて行わなければなりません。

(予算の説明責任)
第16条 市長は、予算の編成にあたって、予算に関する説明書の内容の充実を図るとともに、市民が予算を具体的に把握できるようわかりやすく説明しなければなりません。

(決算内容の説明責任)
第17条 市長は、決算にかかわる市の主要な仕事の成果を説明する書類その他決算に関する書類の内容について、市民が具体的に把握できるようわかりやすく説明しなければなりません。

(財産の管理)
第18条 市長は、市の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理および効果的な運用を図らなければなりません。

(財政改革のための委員会)
第19条 市長は、次の世代に大きな負担を残さないために、市民または市議会の要望を受けて、市民(学識経験者を含みます。)、市議会および行政の各分野からなる、財政改革のための委員会を設置することができます。

第6章 評価

(評価の実施)

- 第20条 市の執行機関は、主要な事業について事前および事後に評価し、その結果を公表します。
- 2 前項の評価の方法は、評価基準を定めるなど常に最もふさわしい方法で行うよう改善していきます。
 - 3 市民は、市の執行機関が行っている政策、事業および業務に対し評価することができます。
 - 4 市の執行機関は、前項の評価を政策に反映するように努めます。

第7章 住民投票

(住民投票)

- 第21条 市長は、市政にかかわる重要事項について、広く市民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができます。
- 2 市長は、より多くの市民が発議できる住民投票の制度を定めます。
 - 3 市長は、住民投票で得た結果を尊重しなければなりません。
 - 4 市長は、住民投票を行う場合はその事案ごとに、投票権者、投票結果の取扱い等を規定した条例を別に定めます。

第8章 地域コミュニティ

(コミュニティの役割)

- 第22条 市民は、暮らしやすく心豊かな生活を送ることを目的として、自由意思に基づいて結ばれた多様なつながり、組織および集団(以下「コミュニティ」といいます。)を、自治の担い手であることを認識し、守り育てるよう努めます。
- 2 市の執行機関および市議会は、コミュニティ活動の自主性および自立性を尊重しながら政策形成をするとともに活動支援を行います。
(住民自治組織)
- 第23条 市および市民は、住民相互の信頼と親睦を深める地域に根ざした住民自治組織の自主的な諸活動を尊重し支援するよう努めます。

第9章 行政および議会の役割と責務

(市長の役割と責務)

- 第24条 市長は、市政の代表者として、公正かつ誠実に職務にあたり、市民の信託に応え、この条例に基づいてまちづくりを進めます。

(行政の役割と責務)

- 第25条 市の執行機関は、その権限と責任において公正かつ誠実に職務の執行にあたります。
- 2 市の執行機関の職員は、まちづくりの専門家として、誠実、公正かつ能率的に職務の遂行に努めるとともに、全体の奉仕者としてこれに必要な知識、技能等の向上に努めます。

(議会の役割と責務)

- 第26条 市議会は、市の議決機関として、また、市政運営を監視することを通じて、公平および公正で透明性の高い市政が実現されるよう努めます。
- 2 市議会議員は、政策の提案および立法に関する活動に努めるとともに、市民の信頼に応え、全市民のために誠実に職務を行います。

第10章 安全で安心して暮らせるまちづくり

(安全安心の環境整備と防犯活動)

- 第27条 市は、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりのために、県および市民と連携し、犯罪の温床となるような地域を作らないよう環境整備を行い、また、市民の要望に応じて防犯活動の推進に積極的に努めます。
- 2 市民は、相互に協力して安全で安心して暮らせるまちづくり活動を推進するよう努めます。

(危機管理)

- 第28条 市は、災害等に際して市民の身体、生命および財産の安全性の向上に努めるとともに、市民、事業者、関係機関との協力、連携および相互支援によって、総合的かつ機動的な危機管理の体制の確立に努めます。
- 2 市民は、災害等に備え自ら考え、緊急時には地域で相互に助け合います。

第11章 やさしさと思いやりのあるまちづくり

(子育てと子どもにやさしいまちづくり)

第29条 市は、子育てに社会が共同で参画し、安心して出産や子育てができる環境整備を進め、すべての子どもたちが、良い環境のもとで、健やかに成長できるように努めます。

- 2 市民は、地域で一体となり、未来を担う子どもたちを育てます。

(青少年に対する環境整備と育成)

第30条 市は、青少年をとりまく環境の整備に努め、支援団体等の活動に対し支援します。

- 2 市民は、青少年に対する環境整備と育成の施策に協力するとともに、青少年が積極的に社会活動に参加できるように努めます。

(高齢者、障がい者が暮らしやすいまちづくり)

第31条 市は、高齢者や障がい者が生きがいをもち、安らかに暮らせる地域社会をめざします。

- 2 市は、ボランティアをはじめとする地域福祉を支える市民の取り組みを積極的に支援します。

第12章 環境と共生する豊かなまちづくり

(環境と共生するまちづくり)

第32条 市は、大切な環境を将来に向かって保全し、次の世代に引き継ぐために市民、企業等と協働して必要な施策を講じます。

- 2 市民は、日常生活や社会活動などで自然環境に配慮した暮らしを心がけます。

(活力ある豊かなまちづくり)

第33条 市は、市民の協力を得て、市民生活の基盤である地域企業、地場産業や地域に根ざす利便性の高い商業の発展を含め産業振興に必要な施策を講じます。

- 2 市は、市民の協力を得て、地域農業振興のため地産地消(地元でとれた生産物を地元で消費することをいいます。)の奨励を含め必要な施策を講じます。

第13章 連携と交流

(近隣市町村との連携と交流)

第34条 市は、広域的な課題の解決を図るため、積極的に近隣市町村と連携し、情報共有と交流を進めるとともに、市民サービスの向上を図り、地域全体の発展に努めます。

(国および県との連携)

第35条 市は、国および県との共通する課題の解決を図るため、これらと対等な関係のもとで相互に協力して連携に努めます。

(国際交流と連携)

第36条 市は、海外の自治体、研究機関、市民活動団体等との連携および交流を推進するとともに、市民による公共的な国際活動などを支援します。

第14章 条例の見直しと検討

(条例の見直しと検討)

第37条 市は、社会経済情勢などの変化があった場合は、市民の意見を踏まえ、条例を見直し、速やかに必要な措置を講じます。

- 2 市は、この条例施行後4年を超えない期間ごとに、市民主体の検討組織を設け、この条例が太田市にふさわしいものであり続けているかどうかを含め、この条例の諸制度について検討し、速やかに必要な措置を講じます。

附 則 平成17年3月28日、太田市、尾島町、新田町および藪塚本町が新しい太田市として一つの自治体になったことを契機として制定されたこの条例は、平成18年4月1日から施行します。

10 太田市市民憲章・太田市の歌

太田市市民憲章

わたくしたちは 豊かな自然と歴史のもとで
希望にみちた住みよいまちづくりを目指し
太田市の限らない発展に願いをこめて
ここに市民憲章を定めます

- 一 自然を愛し 歴史を学び
文化を育てる まちをつくります
- 一 教養をふかめ からだをきたえ
人権を尊重する まちをつくります
- 一 力をあわせ 知恵をだし
豊かな まちをつくります
- 一 きまりをまもり 助けあい 明るい家庭で
楽しい まちをつくります
- 一 環境を大切にして 産業をおこし
生きがいのある まちをつくります

平成十八年三月二十八日制定

太田市の歌

作詞 古舘多加志
作曲 團 伊玖磨

- 一、松風のさやかにわたる
金山やさしく通わす心
すこやかな幼子の
いのち見守る呑竜さま
鐘のどやかに

鐘鳴りひびく太田市よ

- 二、つわものの時代に浸り
歴史をひもときはぐくむ文化
果てしなく巡りゆく
大地潤す利根の水
今きらめいて

今輝きの太田市よ

- 三、躍進の誓いも新た
荷積みにときめく産み出す力
労いはやすらぎの
いで湯ほのぼの明日を呼ぶ
人つどい来て

人語り合う太田市よ

平成十七年十月二日制定

新生太田総合計画

発行年月 平成19年3月



発行／太田市



編集／企画部企画課

〒373-8718 群馬県太田市浜町2番35号

TEL 0276-47-1111(代表)

